

第一編

政治・行政

第一章 市政の進展と政策

第一節 各市長と助役・収入役の引退（退陣）と登場

一、大泉源郎市長の引退

大泉源郎の 大泉源郎は明治四十三年（一九一〇）十二月二十日に苦小牧村で生まれ、昭和七年（三二）に苦小市長就任 牧町役場に奉職し、以来地方自治一筋に生きた生粋の苦小牧っ子であった。同二十二年（四七）五月から苦小牧町、苦小牧市の助役を十六年間勤めた後、田中正太郎市長の後継者として市長に立候補する決意を固めた。この選挙では稲垣是成元道教育長を擁立する動きが早くからあり、稲垣もこれをうけ苦小牧市に移り住み、同三十七年（六二）九月には当時の自民党苦小牧支部長篠田弘作自治大臣に会って協力を懇請し、次期市長選に立起することを表明した。十一月十五日には稲垣後援会が発足し、事実上の選挙運動に入った。稲垣後援会の会長には岩倉巻次商工会議所会頭が当たり、自民党、民社党が推薦し、市内の企業主など保守系の人びとが加わった。これに対して大泉助役は完全に立ち後れ、もともと保守系だっただけに社会党道連の推薦が遅れ、同年十二月二十八日になってようやく推薦決定をみた。大泉は翌年二月十日に助役を辞任し、次期市長選に立候補することを正式に表明した。

保守、革新、それに共産党も立候補して熾烈な選挙戦に入った。稲垣候補は「工場誘致を促進して工業地帯を造成、

新産業都市の指定に努力して、道と協力、大苦小牧建設に力をいれたい。開発といっても工場が増え、人がたくさんになることではいけない。みんなが幸福になる文化的な福祉都市をつくりあげたい」と福祉都市論を打ち出した。^①

大泉候補は「港づくりをさらに促進し、市民の所得水準を高めるためには、生産的な街としなければならない。このためには新産業都市の指定は必要だ。また、機能的な街づくりもかせない。さらに人びとが永久に住みつく街でなければならぬ。その方策として工業高専の誘致、大学の設置による文化的な都市づくり、工業地帯となっても美しい街という総合的な都市づくりを促進したい」と文化と工業の調和した総合的な都市づくりを訴えた。共産党の豊間根候補は「新産都市指定に反対し、独占資本の進出を排除する。低家賃住宅の建設、僻地の電化促進、義務教育の公費による完全負担などの福祉政策をすすめる、七万市民の幸福のため、その先頭にたつて豊かな街づくりのため闘っていく」との政策を訴えた。^③



大泉源郎市長

こうした中で道議選で保守系の宮本義勝が四、〇〇〇票の大差をつけて当選したため、市長選でも保守系の稲垣絶対有利の下馬評であった。しかし、昭和三十八年（六三）四月三十日に行なわれた苦小牧市長選挙では、地元出身であることと前助役として現職なみの強みを発揮した大泉候補が、稲垣候補を約二、〇〇〇票引き離して初当選した。

こうして大泉市長の第一期目が始まった。当時の人口は七万七、〇〇〇人であったが、市議会では圧倒的に保守系が多く、また選挙のしこりも残っていて、その初期には苦しい議会運営を強いられた。

こうした中で、大泉市長は就任そうそうに苦小牧港開港記念式典を挙行了たのを皮切りに、公約だった新産業都市の指定、苦小牧高専を開校させた。行政面では苦

小牧港管理組合の発足、港湾関係では外国貿易港の指定、スポーツ関係ではスポーツ都市宣言、第二回スケートまつり開催、施設面では西弥生児童館を設置した。第一期目の終わる頃には人口も九万人になろうとしていた。

昭和四十二年（六七）四月の第二期目、同四十六年（七一）四月の第三期目の市長選では、共産党しか立候補せず、大泉市長が社会党に加えて、自民党の推薦をうけ、いずれも大差をつけて当選した。

この間、行政面では苦小牧百年・市制施行二五年の記念式挙行、苦小牧開拓記念碑（勇払千人同心像）の設置、苦小牧市史の発刊、市東京事務所設置、老人（七〇歳以上）医療費・市営バスの無料化、苦小牧東部開発会社の設立、市基本構想の制定、人間環境都市宣言、苦東開発に関する苦小牧市の基本方針樹立、人間環境都市像（緑の環）の設置、八王子市との姉妹都市締結、市総合計画の基本計画発表、市の木の指定などを行い、施設面では学校給食センター、市民会館、婦人ホーム、勤労青少年ホーム、青少年センター、清掃センター、ハイランドスケートセンター、総合体育館、市立病院改築、西町下水処理場などを完成させ、港湾・工場誘致ではカーフェリーを就航させ、日の出化学工場、日軽金苦小牧製造所、出光興産北海道製油所の誘致、さらに苦小牧東部の段階的開発など、積極的な都市づくりを進めた。人口はこの間に一〇万人の大会を超え、第三期目の終わり頃には一一万七、〇〇〇人になっていた。

市役所 昭和四十八年（七三）の苦東開発問題からこれを進めようとする大泉市長とこれに反対する社会党 **決戦** との対立が激しくなり、同年十月には社会党苦小牧総支部は大泉市長に抗議声明を行い、推薦取り消しを決め、二十九日には辞職勧告を文書で提出した。何としても苦東開発を進めようとする大泉市長は当時入会していた革新市長会である北海道市政懇談会に対して脱会を申し入れ、例会で脱会も止むを得ずとしてこれが認められ社会党を離れたのである。

同五十年（七五）四月の市長選挙では社会党は神谷与四郎前市民部長を推薦、共産党も独自候補をたてず神谷を推

薦し、大泉は自民党、民社党系の地区同盟の推薦をうけて保守系に回った。こうして、苦小牧市長選は久しぶりに保守激突選挙となった。

昭和五十年（七五）四月二十七日に行なわれた市長選挙では、大泉市長が現職の強みを生かして神谷候補に一万票以上の差をつけて四選を果たした。この結果、市民から将来の街づくりの柱となる苦東開発推進の支持を得たかたちとなった。

大泉市長の第四期目がスタートし、同五十一年（七六）八月七日に苦小牧港東港の現地着工が実施され、苦東開発が進められていった。行政面では苦小牧港とネーピア港の姉妹港締結、バスターミナルの新設移転、各企業との公害防止協定締結、施設面では市交通部の明野新庁舎、夜間休日急病センター、労働福祉センター、心身障害者センター、第二学校給食調理センター、保健センターなどが新設され、第四期目終了時には人口も一五万人にせまっていた。

同五十四年（七九）四月二十二日の市長選挙では五選を目指す大泉市長が、同五十三年（七八）四月十日に早々と立起表明をした。これに対して「市政をよくする準備会」が小田桐前市総務部長に出馬要請を行い、同年九月二十五日に立起表明を行った。この間、自民党の角野毅市議の立候補も噂されたが、保守の分断を避けるべきと出馬断念があつて、前回同様の保守対決となった。大泉候補には自民党、民社党、地区同盟が推薦し、小田桐候補には社会党、地区労が推薦し、告示なき激しい選挙戦に突入した。ところが、告示一週間後に迫った翌五十四年（七九）四月五日になつて共產党が山口照和元市議の出馬を決めたため、保守一騎打ちから三つ巴戦となった。

選挙の結果は、大泉市長が小田桐候補に二、三〇〇票の僅差で勝ち、五選を果たした。

五期目を迎えた大泉市長は苦東開発を積極的にすすめ、同五十五年（八〇）十月に苦小牧港東港に第一船を迎え、誘致企業の第一号ともいふべき北電厚真火力発電所一号機が運転開始、同五十七年（八二）年七月に民間石油備蓄の

オイルインが行なわれた。

一方では、アルミ業界の不振から日輕金苦小牧製造所の事業縮小があった。行政面ではニュージーランド・ネーピア市との初の国際姉妹都市締結、国内では日光市との姉妹都市締結、道公害防止センターの市移管、苦小牧港の特定重要港湾指定、苦小牧駅改築と自由通路の開通、第三五回国体冬季スケート競技会開催、施設面では錦岡スポーツセンター（ときわスケートセンター）、市宮陸上競技場、支笏湖自転車道路、文化会館、豊川コミセン、市社会福祉会館、市消防署、市庁舎改築を完成させた。第五期目の終わりには人口は一五万六、〇〇〇人になった。

大泉市長　大泉市長は、昭和五十七年（八二）六月十七日、後継者に島美樹二助役を推薦することを明らかにの退陣し、事実上の退陣表明を行ない、七月二十一日には記者会見で今期限りで引退することを正式に表明した。

五期二十年にわたって苦小牧市長を務めた大泉源郎は苦東開発に意を燃やし、反対派や不安を抱える市民に対し、国家プロジェクトにかわり、市独自の開発案をもつて公害の無い、開発と自然が調和した豊かなまちづくりを目指して奮闘した。苦小牧港東港の開港、苦東厚真火力発電所の運転開始、民間石油備蓄のオイルイン、さらには大型企業のいすゞ自動車の進出等を決めたが、オイルショックなどによる低成長により苦東開発は思ったようには進まなかったし、国立大学の誘致も実現出来ず、引退に当たって心残りも多くあったはずである。こうした中で、大泉市長は同五十八年（八三）四月六日の臨時市議会本会議において、自ら最後の事業として手掛けた新庁舎の新議場で、二十年の感慨を込めて退任のあいさつを行なった。

（前略）顧みますと、私が昭和三十八年第二代目の市長として就任いたしました当時は、時あたかも郷土の発展を願う全市民の宿願でありました、わが国最初の内陸掘込港である西港開港の直後でございますして、臨海工業地帯を擁する新しい苦小牧を築く第一歩

を踏み出そうとしておる時機でございました。

私は先人が風雪に耐え、幾多の困難の中で築き上げてまいりましたこの苦小牧の歴史と、諸先輩の達せられました開港の偉業を受け継ぎ、今日まで郷土の発展を願う議員の皆様と市民の熱意に支えられまして、ひたすら勇払原野に港を築設して大規模工業地帯を造成し、企業を誘致することによって市民経済の発展と働く職場の確保を図り、またりっぱな道路や公園、上下水道等の都市施設はもちろんありますが、何と申しまでも市民の幸せは人々の心が触れ合い、お互いに助け合う暖かい地域社会に住むことであるという信念に基づきまして、町づくりに全力を尽くしてまいりました。

この間、二度にわたる石油危機を契機といたしまして、日本経済の低成長と世界的な経済不況の中で市政執行にはまことに厳しいものがございましたが、幸いにもこの難局を切り抜け、西部、東部の工業開発と市民のため幸せな生きがいのある町づくりを着実に進めることが出来たことは、議員各位をはじめ市民の皆様並びに関係機関の皆様の暖かい御理解と御協力、御支援のたまものであり、ここに心から感謝を申し上げます。（中略）

私にとりまして、市長在任二十年の長きにわたり市政の発展と市民福祉の向上など町づくりに対しまして、議員の皆様からは数多くの適切で貴重な御意見を承り、市民の皆様とともに歩んできました了一步一步を、いまこの壇上に立つて思い起こしてみますと、私のなし得たことは永久の町づくりのほんの一こまに過ぎないものでありますが、私が生まれ、育った郷土苦小牧のために、いささかとも尽くすことができたことはまことに光榮であり、終生忘れ得ぬ思い出となるものと存じます。

しかしながら、私は国立大学の誘致、東部への企業誘致等、今後に解決を残しました事業もあり、まことに残念に思い深くおわび申し上げます次第でございます。

私は来るべき二一世紀は国際化社会の世紀であり、本市の町づくりににおいても国際都市を目指して、引き続き開発、整備を進めるべきであり、この観点からいたしまして国際場裡（場裏）で活躍できる人づくりを目指した大学の誘致を進めると同時に、企業誘致

につきましては幸いにして千歳空港に隣接しているという立地条件を生かして、臨海、臨空型機能をあわせ持った工業地帯を目指し、先端技術産業等の適切な企業の誘致など、二二世紀に向かって飛躍的な発展を図る素地の整備を進めるべきであると存する次第であります。

今日、内外の社会経済情勢は依然として厳しいものがあり、また国の財政改革をも考え合わせますと、市政運営には容易ならざるものがあると痛感いたしておりますが、私は苫小牧市が北海道の開発に果たす役割はますます重要となり、かつその地位は一層揺らぎないものになると確信いたしております。

さらに、目標とする人間環境都市の創造につきましても、現在ようやく緒についたばかりであります。開発と自然環境保全を両立させることは、全市民がたゆみない努力と郷土愛に燃えた情熱を一丸となつて注ぐならば、必ずやこの困難を乗り越えて遂行されるものと信じてやみません。（中略）

最後に、郷土苫小牧の発展と議員の皆様、市民の皆様の御多幸を心から祈願し、また私に賜りました永年にわたります御支援と御協力に対し、深く感謝申し上げます。ごあいさついたします。（拍手）

（『第二六回臨時苫小牧市議会会議録』昭和五十八年 苫小牧市議会）

この最後のあいさつの中で大泉市長は、来るべき二二世紀は国際化社会となるので、苫小牧市の町づくりも国際都市を目指し、国際社会の場で活躍できる人材育成の大学の誘致、臨海・臨空型機能を合わせ持った工業地帯を目指して先端技術産業の誘致を進めるべきであると、将来の町づくりの指針を示した。さらに、本市が目標とする自然環境都市の創造について、開発と自然環境保全を両立させることは市民の努力と郷土愛によって、必ずやこの困難を乗り越えて遂行されるものと信じていると述べたのである。

このことについては苫小牧駒澤大学国際文化学部 of 誘致、苫東開発では思うような進展がなく、第三セクターが行

き詰まったとはいえ、北海道開発庁は新しい推進方針をまとめて臨海・臨空部に重点を置き、短・中・長期の段階開発を進める考え方を示し、特に公的試験研究施設、公的研究機関の移転等による産業学術研究機関の設置、国際交流ゾーンの設置などが新たに設けられた。これらは少し形は変ったとはいえ技術産業の誘致にも通ずるものである。また、自然と共生する環境づくりは「市環境基本条例」の設定によって守られつつある。

苦小牧で生まれ育った大泉市長の二一世紀像は的を外れたものではなかったと言えよう。

昭和五十八年（八三）四月三十日、大泉市長の最後の日がやって来た。この日午前中に、市庁舎、港管理組合でそれぞれ別れの言葉を述べた。市役所大会議室では「既にマチができ上がっている他都市と違い、苦小牧のマチづくりは、何もかも新しくつくらねばならぬ。それだけに実務を担当した職員の苦労は、はかりしれないものがある。しかも将来を考えて、大都市になってもやり直すことのないように道路、施設など思い切って大きくした。それだけに財政面でも苦しかった。長い間、マチづくりを行ってきたが、私にとって悔いのない市政、マチづくりであった。これから、新しい市長に協力して、市政が少しでも停滞することのないように配慮してほしい」と述べた。⁽⁴⁾

昼過ぎに多くの職員に見送られ市庁舎を去ったが、さわやかな表情のなかにも一抹のさびしさを漂わせていた。

注（１）（２）（３）『苦小牧民報』昭和三十八年四月二十五日号 苦小牧民報社

注（４）『苦小牧民報』昭和五十八年四月三十日号 苦小牧民報社

二、板谷民間出身市長の登場

初の民間出身 昭和五十八年（一九八三）四月の市長選には大泉市長の六選はないとの見方から、同五十七年市長の誕生（八二）一月二十八日に板谷實前岩倉組土建（株）常務取締役が保守・中道の立場で早々と立候補を表明した。

この後、六月三日になって大泉市長が島美樹二助役を後継者として推薦し、これを受けて七月二十一日には、島は助役を辞任して保守系として正式に立起表明を行なった。大泉市長も正式に引退表明を行なった。

一方、革新系は当初小田桐元市総務部長を擁立する方向で進めてきたが、勝てる状態ではないとして小田桐は出馬を固辞したため、擁立が暗礁に乗り上げていた。こうした中で「市民のための市民による市政をつくる会」が設立され、炭谷肇（株）小牧民報社社長に出馬を要請した。そして署名運動も行なったが、炭谷は健康状態、政治・行政能力がない、現在の職業が天職であるとして出馬を固辞したため、十二月九日には擁立を断念した。

同五十七年（八二）十一月十七日に島候補が後援会事務所開きを行なうと、十二月二十四日に板谷候補が後援会事務所開きを行なった。だが、自民党は二候補を絞り切れずにいて、推薦がずるずると遅れ、自民党小牧支部が島候補に決定を見たのは、年の明けた同五十八年（八三）一月二十四日のことであつたが、自民党支部の分裂騒ぎとなり、両候補に深い溝を生じることになった。

この間、市長候補を決めていない革新陣営は、同五十七年（八二）十二月十八日に鳥越忠行市議（社会党総支部書記長）の擁立方針を固めた。社会党小牧総支部と小牧地区労は臨時大会で擁立を決定して、鳥越市議に出馬要請を行なった。鳥越は幅広い市民層を結集した市民組織をつくるため、社会党を離党して無所属で出馬することにして、

十二月二十七日に正式に立起表明を行なった。

共産党は鳥越候補との共闘問題もあったが、政策上で行き詰まり川島登日胆地区政策委員長を擁立することになった。かくして、苦小牧市長選挙には公明・民社推薦の板谷實、自民・社民連推薦の島美樹二、社会党・地区労推薦の鳥越忠行、共産公認の川島登の四候補の間で争われることになった。昭和五十八年（八三）四月二十四日に行なわれた統一地方選挙では、中道票に保守層をも巻き込んだ板谷候補が、鳥越候補に二、一五三票、島候補に一万四、〇〇〇票の差をつけて初当選し、初の民間出身市長の誕生となった。

板谷市長は五月二日初登庁したが、初の民間出身の市長だけに迎える方も迎えられる方も緊張した雰囲気だった。全職員を対象にした就任のあいさつでは、公僕理念にたって行動し、明るい市役所づくりに励み、もてる力を十分発揮したサービスをこなうことを強調し、職員の協力を求めたのである。⁽¹⁾

板谷市長は、同五十八年五月十六日の第一回臨時苦小牧市議会で次のように就任のあいさつを行なった。

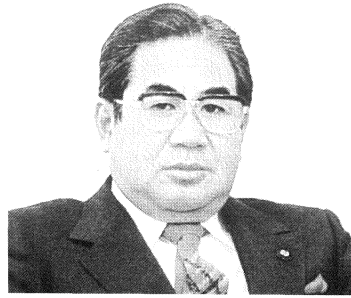
（前略）このたび不肖私、市長としての職責を担うことになりましたことについて、改めてその責任の重大さを痛感いたしている次第でございます。

もとより、浅学非才、また行政経験を持たない私でございますが、一五万市民のニーズを的確にとらえ、豊かな地域社会づくりを目標として、公正無私の立場で能率的な市政の執行に全力を傾倒する所存でございます。

しかしながら、このことは微力な私のみではとうていなし得ないことでございます。

市民の皆さんはもとより、議長を初めとする議員各位、また関係各位の御支援と御鞭撻をこころからお願いもうしあげまして、まことに措辞ではございますが、就任のあいさつといたします。（拍手）

『第一回臨時苦小牧市議会会議録』 昭和五十八年 苦小牧市議会



板谷實市長

板谷市長は民間出身らしい発想をもつて市政執行に当たり、新しい行政を行う反面、議会、市民団体、市労連などとの折り合いは必ずしもよくなく、ことが円滑に進まないこともしばしばあった。自動車学校跡地売却、樽前ヒュッテ、労使協約などでは一旦提出した議案や考えを取り消すこともあった。

大泉市長によって苦東開発はすでに動き出していたが、これを継承していすゞ自動車北海道工場の操業開始、国家石油備蓄のオイルイン、苦東コールセンターを完成させ、積極的な開発促進に努めた。行政面では障害福祉都市の指定、福祉のまちづくり環境整備要綱制定、シルバー人材センターの開設、中国秦皇島港との友好港提携、東京とまこまい会の設立、市民憲章の制定、市の花の制定、港湾面では苦小牧・大洗間フェリーの就航、施設・建設面では緑ヶ丘公園庭球場、サイクリングターミナル、市埋蔵文化財センター、市博物館、勇払地区公民館、旭大通りアンダーパス等を完成させたが、多くは前市長の素地のもとに行なわれたともいえる。任期の終わる年には人口も一五万九、〇〇〇人となっていた。

板谷市長 市長三年目を終えようとする昭和六十一年（八六）四月十七日に市内のホテルで「板谷市長を励ましの退陣す会」が開催され、後援会などから二期目の市長選挙に立起表明をして欲しいとの要望に答え、「任期を一年残しているが、大学誘致や文化、福祉面、国の補助率カットで自主財源がなく、プール、アイスアリーナ、コミセンなど積み残しの案件があり、明日の苦小牧づくりのために引き続き身を粉にしてやっていく」と立起表明を行い、自民・民社・同盟・公明に推薦要請することを明らかにした。

同六十二年（八七）四月の選挙では、市民党を名乗り、幅広い支持を取りつけた鳥越忠行候補に大差でやぶれ、一

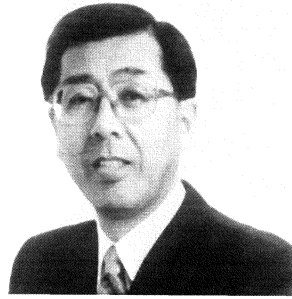
期だけで退陣となった。敗因は前回の選挙での保守のしこり解消が出来なかったこと、市立自動車学校跡地問題、トピア開店への経緯、市職員の給与問題など相次ぐつまずきに、保守勢力の中にも板谷市政についていけない部分があり、市職員をまとめきれなかったことも大きく、反板谷市民戦線が生まれ、市労連や市OBを敵に回してしまい、鳥越陣営の市役所マシンという新語が出るほどの綿密な選挙活動に敗れたといえる。

注（１）『苦小牧民報』昭和五十八年五月二日号 苦小牧民報社

（２）『新聞切抜綴―市選管関係』昭和五十八年〜平成十二年 苦小牧市史編集事務局編

三、鳥越革新市長の登場

鳥越市長 前回の選挙で僅かの差で敗れた鳥越忠行は、早くから雪辱を目指して草の根運動を展開していた。の登場 これに対し板谷市長は選挙一年前の昭和六十一年（一九八六）四月十八日に二期目の立起表明を行なった。出馬表明の上では板谷市長に先を越されたが、鳥越陣営は保守層を取り込んだ反板谷市民戦線構築に努めながら、その時機を待っていた。板谷市長の立起表明に遅れること約五ヵ月、九月三日に鳥越は正式に再出馬することを表明した。そして幅広い支持を得るため「市民党」を強調して、夢と希望、活性化によるダイナミックとまこまいとする、①市民が主役の市政、②パワーを結集した多角的な産業都市、③健康、快適、うるおいのある人間空間、④みんなの安心、ともに生きる、ぬくもりのある街、⑤未来の主役、元気な子供たちの世紀をひらく、この五つの街づくり基本理念を発表した。^①



鳥越忠行市長

こうして、市民グループを打ち出す鳥越陣営は昭和六十一年（八六）十月十五日に、また、保守・中道・経済界・土建業界を中心とする板谷陣営は十一月二十一日にそれぞれ後援会事務所を開き、激しい選挙戦が展開されたのである。

今回の選挙には共産党は候補者を立てず、文字通り板谷、鳥越の一騎打ちとなった。

市長選挙は同六十二年（八七）四月二十六日に行なわれたが、革新の組織票に加え、青年・婦人層をはじめ、小企業を中心とした保守層にも深く食い込み、板谷市政に対する批判票をも手堅くまとめ、五万票を超える記録的な得票を得た鳥越候補が一万五、〇〇〇票以上の大差で圧勝した。

鳥越市長は五月一日に初登庁し、事務引継ぎの後、職員に就任のあいさつを行い、①市長・鳥越個人のためではなく、市民、郷土のために働く自覚、②情性に流されず、時代の変化やニーズを考えた大胆な発想の転換、③庶民の心を忘れず、行政のプロとしての能力発揮を訴え、新しい明日へ確かな一歩を踏み出そうと職員の協力を求めた。

さらに五月十八日の第一回臨時苦小牧市議会で次のように就任のあいさつを行なった。

このたび市長に就任をいたしました鳥越忠行でございます。

第一回苦小牧市議会臨時会の開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、このたびの統一地方選挙において、多くの市民に支持され見事当選されましたことに対し、深甚なる敬意をあらわすとともに、心からお祝いを申し上げます。

不肖、私もこのたび市長の職責を担うことになりましたが、苦小牧市はいま多くの難問を抱えており、改めてその責任の重さを痛

感じ、身の引き締まる思いでございます。

もとより微力な私でございますが、一六万市民の幸せと市政発展のために、議員各位を初め、市民の皆様の御理解と御協力を得ながら、あくまでも市民党の立場を貫き、公平で清潔で信頼される市政を執行し、市民の負託にこたえてまいる所存でございます。

つきましては、議員各位の温かい御支援と御協力を賜りますよう心からお願い申しあげまして、就任のごあいさついたします。どうかよろしく願いたします。

『第一回臨時苦小牧市議会会議録』 昭和六十二年 苦小牧市議会

こうして鳥越市政はスタートしたが、市民党を掲げて多くの市民の声を聞こうと努めたため、積極性に欠けるとの批判もあつたが、教育、文化、スポーツなどきめの細かい施策をすすめ、無難な市政執行を行なったことは評価されるものである。特に、甲子園高校野球出場の実験を持つ鳥越市長は市営第二球場（緑ヶ丘球場）、少年野球場、日吉体育館、緑ヶ丘公園サッカー場、川治体育館、室内ゲートボール場、日新温水プールと矢継ぎ早にスポーツ施設の建設に当たり、はまなす国体のフェンシング・軟式庭球の誘致に当たった。行政面では暴力追放宣言、日本海洋少年団全国大会の開催、道央テクノポリスの指定、市の鳥の指定、施設面では中央図書館・サンガーデン、住吉ライプリーゼンター、生活館、市営バス錦西営業所等の建設を行なった。第一期目の終わる頃には人口も一六万人を超えていた。

無 投 票

当 選

平成三年（九一）四月の統一地方選挙が半年後に迫ったが、鳥越市政は市民党を掲げてきめ細かいの評価を得ていた。しかし、市民党といっても地区労の推薦が先行し革新色が強いことから、自民党は政策協定の余地はないとしながらも、擁立する対立候補を打ち出せず、共産党も鳥越市政を検証しているところ、とは言っても候補者擁立には慎重な態度をとっていた。

こうした中で鳥越市長は、平成二年（九〇）十一月十四日に二選に向けて、一期目では景気にも助けられ企業誘致も果たし、人口も増加していた。教育行政にも力を入れたが、積み残しの公約も多いとし、大なる苦小牧、豊かなまちへ再挑戦したいと出馬表明を行なった。

同三年（九一）四月十四日苦小牧市長選の告示となったが、現職の鳥越忠行のほかに立候補の届け出がなく、同日無投票による鳥越市長の再選が決定した。なお、苦小牧市長選で無投票当選となったのは、昭和二十六年（五一）、同三十年（五五）、同三十四年（五九）の統一地方選挙で田中正太郎市長がいつも無投票当選を果たしており、実に三十二年ぶりの無投票当選であった。

二期目に入った鳥越市政はトヨタ自動車北海道が操業を開始し、それぞれが合併して日本製紙（旧国策山陽パルプ）、新王子製紙（旧王子製紙）が誕生、丸井今井デパートの進出を決め、産業面での飛躍があった。行政面ではウトナイ湖のラムサール登録湿地に指定、苦小牧港開港三〇年式典、地方拠点都市の指定、インターハイとインターカレッジスケート選手権大会の誘致、新千歳空港二四時間運行に伴う諸問題の対策、施設ではオートリゾート苦小牧「アルテン」、沼ノ端コミセン、市民文化公園、住吉児童館、市民活動センター（社会福祉会館・女性センター）、駅前通りシンボルストリート等を完成させ、白鳥アイスアリーナの着工があった。第二期目終了時には人口も一七万人になろうとしていた。

平成七年（九五）四月の統一地方選挙では、同六年（九四）十月二十五日に鳥越市長が三期目を目指して立候補を表明した。自民党は対抗馬の模索に当たっていたが、十二月になって独自候補の擁立を断念し、共産党もまたはつきりした態度を打ち出さないまま、期限切れの形となって、無風状態となった。

統一地方選第二弾の市長・市議選挙は同七年（九五）四月十六日に告示され、午後五時の締切時間までに現職の鳥

越市長のほかに立候補者はなく、二期連続の無投票で三選が確定した。鳥越市長は今回も楽に勝たせていただいた分、身を粉にして公約の達成に全力を挙げたい、この四年間で何としても四年制大学誘致に大きな目鼻をつきたいと当選後に語った。

三期目の鳥越市政の目玉は、苦小牧市の長年の懸案であった四年生大学である苦小牧駒澤大学を開学させ、白鳥アイスアリーナとテクノプラザセンターをオープンさせたことである。行政面では秦皇島市との国際友好都市の盟約、各種災害相互協力協定の締結、スポーツマスター制度の導入、ポイ捨て条例の制定、市制施行五〇周年記念式典と各種事業・行事の実施、市史編集事業の着手などがあった。施設面では植苗ファミリーセンター、日新児童センター、文化交流センター（アイビープラザ）、新霊葬場、緑陵中学校、緑ヶ丘公園展望台、勇払下水処理場、新ゴミ処理場などを完成させた。整備面では苦小牧港国際コンテナターミナル、カルチャー・ストリート、二条通り、すずらん通り、勇払開拓史跡公園などの整備が進められた。

第四期目 苦小牧市制施行五〇年の記念式典を無事終えた鳥越市長は、平成十年（九八）九月十六日に四選出を迎えて 馬を正式に表明した。

鳥越市長は景気回復と共に、緑化の推進による潤いのあるまちづくりに全力を挙げてきたことを冒頭で述べ、トヨタ自動車をはじめ多くの企業が進出し、市民念願の四年制大学となる苦小牧駒澤大学も今年開学し、白鳥アイーナをはじめとするスポーツ施設も整備出来たと三期十二年間の実績を強調した。さらに、市行財政改革や国民保険、市営バス、市立総合病院の健全化に積極的に取り組んでいるとし、苦小牧東部開発や新千歳空港の滑走路延長、介護保険制度の導入など、開発途上の苦小牧ではさまざまなプロジェクトが展開され、数多くの課題を抱え、これらの課題解決のめどをつける意味で、再度市長選に出馬したいと述べた。⁽³⁾

これに対して自民党は三選連続の不戦となれば党の存在意義がとわれるとして、支持団体と連携して対立候補を模索していたが、具体的な候補者名を挙げるまでには至っていなかった。共産党は「市長選を考える会」を設立して無党派層も吸収できる候補者を告示日直前まで模索したが、結局、擁立出来ないまま終わり、平成十一年（九九）四月十八日の告示日には鳥越市長しか立候補者がなく、無投票で四選が決定した。三回連続無投票当選を決めた鳥越市長は選挙事務所で記者会見し次のように語った。

①景気対策では、与えられている権限をフルに行使していく。できるだけ財源を捻出した上、従来以上の公共事業を展開する。道路、下水道、公園、保育所、学校を造る中から雇用創出にもつなげたい。

②苦東問題では、国や道の力を借り、多少時間はかかっても本道の産業都市にふさわしい役割をはたす意味で再スタートをきっちりしていく、新たな開発主体となる新会社への出資など市が果たすべき役割を道と詰めていく。

③新千歳空港の滑走路延長では、町内会と話し合い、誠意を示して合意を得るよう努力したい。

④介護保険制度では、市の基本計画を早期に策定し、市民の理解を得ながら迅速な運用を目指す。

⑤トピア問題では、北海道リーシングシステムに周辺の商業環境を念頭に入れることを説明し、全館オープンは時間がかかるが、中心市街地活性化事業の起爆剤となるよう、当面一階だけでも早期オープンを求めていく。

⑥無投票当選については、どんな形であっても当選させてもらい、こんなうれしいことはない。慢心することなく十二年前に初当選したときの感激と初心を忘れず、行政課題に取り組みたい。

（『苦小牧民報』平成十一年四月十九日号 苦小牧民報社）

注（１）『苦小牧民報』昭和六十一年九月三日号 苦小牧民報社

苦小牧市史（追補編）

（２）『苦小牧民報』 昭和六十二年五月一日号 苦小牧民報社

（３）『苦小牧民報』 平成十年九月十六日号 苦小牧民報社

四、歴代助役と収入役の就任と退任

歴代助役の 助役は地方自治法により設置される内部行政機関として市町村長の補佐役であると共に、市町村長就任と退任 が欠けた時はその職務を代理する補助機関である。条例で置かないことも出来るし、複数の助役を置くことも出来るが、市町村長は助役を任期中でも解職出来るし、住民請求に基づいて解雇されることもある。警察官、警察官、収税吏員、公安委員を兼ねることが出来ない。本市では大正八年（一九一九）に一級町村制を実施して以来設置したが、任期は四年で議会の同意を得て市町村長が選任する。

苦小牧市の助役は長いこと一人制をとってきたが、港湾の進展に伴う工業化の波が高まるにつれ、行政事務も膨張していった。毎年のように行政機構を補強して対処してきたが、職員も二、〇〇〇人を超える大所帯となっていた。市は昭和四十九年度（七四）早々に市長公室、下水道部を新設することにしたが、助役の事務量も増加していることから、これを機会に市の内部では助役複数制採用を検討してきた。大泉市長も一時は採用の方向で、条例案の市議会提出も考えたが、市長任期の最終年では時期的に問題もあるとの議会筋の批判があつて、同年度の提案は見送ることになった。

同五十年（七五）四月に四選を果たした大泉市長は、同年五月の臨時市議会に「議案第三号 苦小牧市助役定数条例の設定について」及び「同第四号 苦小牧市助役の選任について」の二議案を提出して、次のように議案説明を行

なつた。

議案第三号

苦小牧市助役定数条例の設定について

苦小牧市助役定数条例を次のように設定する。

昭和五十年五月十三日提出

苦小牧市長 大 泉 源 郎

苦小牧市助役定数条例

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一六一條第三項の規定に基づき、助役の定数を二人とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

助役の定数を増加するため、この条例を設定する。

（『第一回臨時苦小牧市議会議案』 昭和五十年五月 苦小牧市）

苦小牧市の助役の定数を二名にいたしたいという案でございますが、御承知のように苦小牧の行政も広範になってまいりまして、たとえば、この市の市民福祉の向上というような点で、非常に範囲が広がってまいりましたし、またこれからの内容を充実していかなければならぬというような情勢がございますし、一方、町づくりにおきましても、市街がどんどん東西に発展してまいりまして、町づくりがそれに追いつかぬという状況でありますので、将来に残る立派な町を残さなければならぬわけでございまして、そのためには町づくりにつきまして相当これから力を入れていかなければならぬ、こういうような情勢にかんがみまして、助役を二名とした

しまして、市民福祉を担当する者、また町づくりを主として担当するもの、そういうように分けて推進を図ってまいりたいと思う次第でございます。

（『第一回臨時苦小牧市議会会議録』 昭和五十年 苦小牧市議会）

大泉市長は助役の分担を市民福祉担当と町づくり担当に分けたいと説明したが、議員から事務系と技術系なら分かり易いが、福祉と町づくりの担当では理解出来ない、もう少し内容的に説明して欲しいとの質問があつた。市長は福祉といえば医療、国民健康保険などが入り、町づくりには区画整理、道路、住宅団地造成、上下水道などが入ると説明して納得を得た。この条例案は昭和五十年（七五）五月十七日の本会議で原案可決となり、大泉市長は直ちに助役選任議案を提出したが、人事に関することから各派代表者会議で審議されることになった。午後の本会議に新岡正敏助役、安住は市長公室長の選任を求め、賛成多数で二人の助役選任に同意することを決定したのである。

これを受けて両助役の分担が決められたが、市長代理の順位は第一位新岡助役（市長公室、総務部、財政部、管財部、市民部、経済部、福祉事務所、市立総合病院、消防本部）、第二位安住助役（企画部、環境部、土木部、建築部、交通部、水道部、下水道部）であつた。

病氣入院中の新岡助役は、同五十三年（七八）五月十八日に死亡した。大泉市長は直ちに助役を補強せず、安住助役の兼務としていたが、助役の改選期である同五十四年（七九）五月十八日に安住助役と共に、新しく島美樹二土木部長が助役の選任をうけ、市議会の同意を得て二人制に戻つた。ただ、技術畑出身の島助役であつたから、安住助役が市長代理第一位となり、事務部門を担当することになった。

同五十八年（八三）四月の統一地方選挙を前にして大泉市長は引退することになり、その後継者として島助役を推薦したため、島は前年七月二十六日をもって退職して選挙運動に入つた。一方、安住助役は市長と行動を共にすると

し、任期満了をもって退任した。この市長選には島のほか、板谷實、鳥越忠行、川島登の四人が立候補したが、民間出身の板谷實市長の誕生となった。

板谷市長は助役の内部起用を発表し、昭和五十八年（八三）五月十八日に「議案第二号 苦小牧市助役の選任について」を提出したが、議長は人事案件であることから、一旦議員協議会に持ち越して審議したいとし、本会議は散会となった。翌十九日に再度提案され、板谷市長は「欠員となっておりました苦小牧市助役として宇治昇氏と沢田純一氏の兩名を選任したいと考えますので、地方自治法第一六二条の規定に基づき議会の御同意を賜りたいと思います」と、宇治交通部長、沢田水道部長の選任同意を求めたのである。助役の選任についてはすでに議員協議会で同意を得ており、本会議では質疑討論を省略して原案に同意を与えることに決定し、新助役の誕生となった。なお、宇治助役が市長代理第一位で総務部門、沢田助役が技術部門を分担することになった。なお、宇治助役は同六十一年（八六）六月九日をもって辞任したが、助役中に苦小牧中央青果株の常勤社長に就任しており、市長との不協和音も囁かれ、助役解任に追い込まれたのではないかと板谷市長に対する非難もでた。当時板谷市政は職員の給与・手当問題、トピア問題、自動車学校廃校と用地問題など多くの難問、課題が山積みしている中で、これまでにない特別職の辞任だけに議会への不信任、職員に動揺を与えるものであった。この間、助役の補充は行なわず沢田助役の兼務となっていたが、同六十二年（八七）五月十八日に任期満了により退任し、苦小牧ガス株の社長に就任した。

同六十二年（八七）四月の統一地方選挙では、鳥越忠行が地滑り的な票を獲得して、現職の板谷市長を破って初当選した。鳥越市長は直ちに助役人選に入り、一人助役で内部起用の方針を打ち出した。そして、自分にはない要素を持ち、対外的な面では対応できる人を主眼に置いて進めた結果、野々垣錦一教育長を当てることにした。同年五月の臨時市議会では、鳥越市長は任期満了となる沢田助役の後任者として、野々垣の助役選任の同意を求めたが、「条例定数は二

名となっているが、当面は一人助役とし、出来るだけ早い時期に行政執行体制の方針を明確にしたいと⁽²⁾と述べたが、昭和六十二年（八七）九月この条例は廃止となり一人助役に戻した。

この野々垣助役の選任問題はすでに議員協議会で審議されて了承していたから、同年五月十七日の本会議で質疑討論を省略して選任に同意した。野々垣助役は道教委出身で同五十八年（八三）五月に教育長として赴任、教育長、助役をそれぞれ一期ずつ務め、本市の行政に新風を吹き込み大きく貢献したが、平成三年（九一）五月十九日に任期満了で退任した。

同三年四月の統一地方選挙で無投票当選を飾った鳥越市長は、野々垣助役の任期満了に伴い、新助役に山崎栄収入役を当てることにし、同年五月十五日の市議会議員協議会で了承され、翌十六日の本会議で同意を得て山崎助役の誕生となった。山崎助役は任期満了の同七年（九五）五月十九日に退任し、苦小牧ガス株の社長に就任した。

同七年（九五）四月の統一地方選挙で無投票による三選を果たした鳥越市長は、助役の人選に当たり、行政範囲の拡大から二人制を復活させることになり、同年五月の臨時市議会に条例設定案を提出した。

苦小牧市の助役の定数を現行の一名を二名にいたしたいという提案でございます。御承知のように、苦小牧市の行政も近年の社会経済の進展に伴いまして、高齢化社会の対応、国際化の進展、さらには市勢の発展も多様化しており、行政の範囲が大きく拡大いたしております。

また、本市のまちづくりの基礎となる苦小牧東部開発をはじめ、千歳川放水路やFAZなど、国及び道と関連する各種のプロジェクトを数多く抱えており、さらに赤字を抱える企業や特別会計の財政再建の問題など、取り組むべき課題が山積いたしております。したがって、まちづくりと市民福祉の一層の充実を図る観点から、助役を二名といたしまして、それぞれの職務を分担して行政の推進を図ってまいりたいと思っております。

この議案には一部議員より、鳥越市長就任以来一人助役でやってきたが、その理由の主なものに行政改革を進めるために、執行体制もその範を示すということであった。行政改革は人を減らせばいいというものではないが、二人制の必要性と行政改革の関連について明確な考え方を示して欲しいとの質問があつたが、再説明により納得され原案可決となり、八年ぶりに助役二人制が復活した。

平成七年（九五）五月一七日の市議会議で五十嵐征治建築部長、井本博士木部長の両名が助役選任の同意をうけた。なお、五十嵐助役が市長の職務代理第一位で事務部門を分担し、井本助役は技術部門を分担した。

ところが、同七年十二月九日に五十嵐助役はくも膜下出血で急逝した。折から市議会開催中で、十一日には鳥越市長から訃報が報告され、議場で一分間の黙祷を捧げ故人の冥福を祈った。当面は新助役を置かず井本助役の兼務とした。

年が明け同八年（九六）に入ると、鳥越市長は後任助役を置くことを決め、二月の市議会で同意を求めることにした。その後任には高石俊和財政部長が選任され、同月二十三日の本会議に上程されたが、議員協議会に代わる代表者会議で了承され、本会議で同意をうけ、二十六日には辞令が交付されて高石助役が誕生した。

井本助役は同十一年（九九）五月十九日をもって任期満了により退任し、同年五月十九日の市議会議で大下勲都市建設部長が選任同意をうけ、二十日より助役の職つき、現在に至っている。

また、高石助役については同十二年（二〇〇〇）二月二十五日に任期満了をもって退任し、同年二月二十五日の市議会議で対馬勝成市立総合病院事務局長が選任同意を得て、二十六日より新助役の職につき、現在に至っている。

歴代収入役の 収入役は地方自治法による自治体の出納その他会計を掌る吏員で、助役と異なり任期中に市町村就任と退任 長が解雇できないが、住民の解雇請求の対象となる。検察官、警察官、税収吏員、公安委員、市町

村長・助役・監査委員と親子、夫婦、兄弟姉妹の関係にある者は収入役になれない。条例で市町村長又は助役が兼任し、置かないことも出来るが、本市では明治三十五年（〇二）の二級町村制の実施以来収入役を置いており、任期は四年で、議会の同意を得て市町村長が選任する。

昭和四十七年（七二）十一月十三日に前収入役の伊藤一男が市議会の選任同意を得て再任された。同五十一年（七六）十一月十二日に二期八年間務めて退任した。

大泉市長はその後任として山下真財政部長を起用することにし、同五十一年九月の第七回定例市議会に提案され、議員協議会の了承を得て、同月二十九日の本会議で選任の同意が決定し、前任者の任期満了後の同年十一月十三日より収入役に就任した。山下収入役は二期八年間務めて同五十九年（八四）十一月十二日に任期満了により退任した。

同五十八年（八三）五月に板谷新市長が誕生したが、翌年に任期切れとなる山下収入役に代わり、伊藤博財政部長を起用することを決め、同年九月二十日の市議会に提案した。本議案は直ちに議員協議会に持ち越しとなり、協議の結果了承され、翌二十一日の本会議で選任の同意を得て、十一月十三日より収入役となった。

同六十二年（八七）五月に鳥越市長が誕生、伊藤収入役は一期で退任したため、鳥越市長は翌六十三年（八八）九月の市議会に山崎財政部長を新しい収入役とするため選任の同意を求める議案を提出した。この議案は議員協議会で了承され、同月三十日の本会議で選任の同意を得て、同年十一月十三日に山崎収入役が誕生した。

ところが、平成三年（九一）五月になって鳥越市長は、野々垣助役の後任として異例ではあったが、山崎収入役を当てることにしたため、収入役の欠員となった。このため、鳥越市長は同月十六日の市議会に山口昭悦総務部長を収入役として選任の同意を求めた。議会は直ちに休憩に入り議員協議会が持たれて了承され、午後からの本会議で選任の同意をうけ、同月二十日より山口収入役が誕生し、二期八年を務めた。

平成十一年（九九）五月十九日に任期満了により山口収入役が退任し、同年五月十九日の市議会本会議で高橋慧財政部長が専任同意をうけて、二十日より収入役の職につき、現在に至っている。

苦小牧市歴代助役一覧表（昭和四十八年以降）

苦小牧市歴代収入役一覧表（昭和四十八年以降）

歴代	氏名	就任年月日	退任年月日	備考
七	新岡 正敏	S 46・5・17	S 50・5・16	任期満了
八	安岡 正敏	S 50・5・17	S 54・5・16	任期満了
八	新岡 正敏	S 50・5・17	S 53・5・18	死亡
九	島住 美樹二	S 54・5・18	S 57・5・26	退任
九	安住 是	S 54・5・18	S 58・5・17	任期満了
一〇	沢田 純昇	S 58・5・19	S 58・5・19	任期満了
一〇	宇治 錦一	S 62・5・20	H 3・5・19	任期満了
一一	野々垣 栄	H 3・5・20	H 7・5・19	任期満了
一二	山崎 栄	H 7・5・20	H 7・5・19	任期満了
一三	五十嵐 征治	H 7・5・20	H 7・12・9	死亡
一三	井本 博	H 7・5・20	H 11・5・19	任期満了
一三	高石 俊和	H 8・2・26	H 12・2・25	任期満了
一四	大下 勲	H 11・5・20		
一四	対馬 勝成	H 12・2・26		

歴代	氏名	就任年月日	退任年月日	備考
八	伊藤 一男	S 47・11・13	S 51・11・12	任期満了
九	山下 真	S 51・11・13	S 55・11・12	任期満了
一〇	山下 真	S 55・11・13	S 59・11・12	任期満了
一一	伊藤 博	S 59・11・13	S 63・11・12	任期満了
一二	山崎 栄	S 63・11・13	H 3・5・19	助役就任
一三	山口 昭悦	H 3・5・20	H 7・5・19	任期満了
一四	山口 昭悦	H 7・5・20	H 11・5・19	任期満了
一五	高橋 慧	H 11・5・20		

『苦小牧市職員録』 各年 苦小牧市総務部人事課より作成

注（１）『第一回臨時苦小牧市議会会議録』 昭和五十八年五月 苦小牧市議会事務局

（２）『第一回臨時苦小牧市議会会議録』 昭和六十一年五月 苦小牧市議会事務局

第二節 市基本構想と市制五〇周年

一、苦小牧市基本構想

新苦小牧市 苦小牧市は時代の変化に対応し、二一世紀初頭までの目標人口を想定した改定基本構想を策定する基本構想 ため、昭和六十二年（一九八七）十一月二十五日に苦小牧市基本構想審議会を設置した。委員には市民各界各層から三〇人が委嘱されたが、次の人たちである。

浅沼洋右、荒城悟男 安西英明 岩倉博文 岩倉賢周 大島好雄 大矢洋子 鹿毛正三 小島啓道 西東妙子
斎藤仁 佐々木孝一 島美樹二 嶋崎竹夫 杉原奎子 鈴木祐子 竹本清市 田村二郎 丹治一二 忠鉢豊和
中村重信 中村光雄 西川勇一 野田玲子 松岡智代 三ツ井徳保 嶺金治 村瀬眞 山口芳子 山田正儀
第一回苦小牧市基本構想審議会は二十五日に開催され、会長に岩倉賢周（まちを緑にする会副会長）、副会長に小島啓道（町内会連合会長）を選出した。

市としては理想の都市像を人間環境都市の基本精神を継承しながら、基本構想素案を策定して前文と①基本構想の目的、②理想の都市、③まちづくりの目標、④目標時期、⑤人口想定、⑥施策の大綱、⑦基本構想の推進の七章を諮問した。

これまでの基本構想は同四十八年（七三）十一月に制定され、同六十年代の目標年次に三五万人を想定したが、市の素案では三五万人規模の都市の実現を目指す、目標時期である二一世紀初頭の人口はおおむね二五万人を想定し

新聞を報ずるの答申の素案構想基本

た。前文では制定当時からみると社会経済情勢が激しく変動し、産業構造や価値観が大きく変わり、高齢化、国際情報化、技術革新が進行するなかで、変化に先見性と勇気をもって対応し、二一世紀を展望したまちづくりを進める。東部工業地帯の多角的開発、高度技術を取り入れた多様な産業の振興、文化の薫り高く潤いのある都市環境による「人間環境都市」へ知恵を出し合い、力を合わせて前進する決意を明らかにしていた。

目標を実現するための施策は、構想に基づく基本計画を策定して具体化していく。「あたにかい心がふれ合う福祉都市」「学びつくる喜びが高まる文化都市」「潤いある町並みが息づく快適都市」「健やかな暮らしが広がる健康都市」「たくましい力みなぎる開発都市」の五つの目標に沿った施策の大綱でその方向が示されている。推進に際しては、国や道が実施するものは関係機関に要請、市民や団体、企業が実施するものは支援するとして、市の役割を明確化、民間資金や技術の活用にも努めるといった内容であった。

審議会は三回行なわれ、各委員からの意見が出揃ったところで、昭和六十二年（八七）十二月十八日に起草委員会を設置して、答申案を取りまとめることになった。委員長には佐々木孝一、副委員長に三ツ井徳保が、委員には浅沼洋右、岩倉博文、大矢洋子、西東妙子、竹本清市、田村二郎、西川勇一、松岡智代が選ばれた。

起草委員会は三回開かれ、同六十三年（八八）二月一日に審議会で検討、審議され、起草委員会がまとめた起草案を答申案として正式に決定し、直ちに鳥越市長に答申書を手渡した。

この答申では全体の構成、議論の集中した人口想定などは市の素案をおおむね妥当としたが、時代の変化、情勢の変化に対応した施策、発想の転換、市民自身を取り組むべき街づくりなどの意見を反映し、「施策の大綱」では多くの加筆、修正を求めるものであった。福祉都市では高齢化社会の到来を反映し、高齢化対策を一括し、新たに「生き生きとした高齢化社会を実現する」との項目を設け、母子家庭に並べて父子家庭を追加した。文化都市では学校教育の適正化を「教育環境を整える」に修正、青少年教育で「社会性」「自主的な社会活動を支援」を追加し、婦人の社会参加について婦人を「女性」と改め、地域のシンボルで川を「自然」に改める。快適都市では「郷土の自然を大切に」することを加え、市街化区域の見直しを「適性化」とし、「緑化思想の普及」の項目を追加、環境保全でもより幅広い保全へ字句を改める。健康都市ではレクリエーションと並べて「レジャー」を、「廃棄物の処理」で「資源再利用」を、公害防止で「意識を高める」を追加し、雇用では拡大と並べて「安定」を、消費生活でも「情報提供」「相談体制の充実」を追加する。開発都市では産業都市づくりを「産業の拠点づくり」に、農業では畜産振興への配慮、消費者直結を折り込み、林業の活力を「生産性」に改め、既存企業の振興を図るを追加、都市交通の手段に「新しい交通システムを導入するための研究を進める」を追加するというものであった。

市はこの答申書に基づいて語句の整理や一部修正を行なって、昭和六十三年（八八）三月十八日の定例市議会に「議案第一号苦小牧市基本構想の改定について」を提出した。鳥越市長は次のように提案理由を述べた。

本市は、昭和四十八年に現基本構想を定め、理想の都市、人間環境都市の創造を目指して町づくりを進めてまいりましたが、今日まで我が国の社会経済は激しく変動し、本市においても産業構造や市民の価値観が大きく変わってまいりました。

また、高齢化や国際化、情報化、技術改新などが、今後も一層進行することが予想されるなど、現行の基本構想を策定いたしました昭和四十八年ごろには予測できなかったいろいろな問題が生じてきております。

このような社会の変化に先見性を持って対応し、二一世紀を展望した新しい町づくりを進めるため、現在の基本構想を改め新しい基本構想を定めたいと考えまして、基本構想の素案を作成し、昨年十一月二十五日に苦小牧市基本構想審議会に諮問いたしておりますが、本年二月一日に同審議会より答申をいただきましたので、今議会に基本構想の改定を御提案したものであります。

（『第六回定例苦小牧市議会会議録』 昭和六十三年 苦小牧市議会）

その後、企画調整部長が内容説明を行い、質疑、討論が行なわれ、表決を行って賛成多数で原案どおり可決となった。これにより旧苦小牧市基本構想は全文改正されて、新しい苦小牧市基本構想が公布された。市ではこれを受けて基本計画、実施計画の策定に入った。

苦小牧市基本構想（昭和六十三年三月十八日議決）

〔昭和四十八年十一月十七日議決苦小牧市基本構想を全文改定〕

前文

苦小牧市の開発の歴史は、広大な勇払原野に八王子千人同心が開拓のくわを入れたときに始まる。

その後、農業、林業、漁業の第一次産業に依存していた苦小牧は、明治末期の製紙工場の立地を契機に工業都市として歩み始めた。以来、郷土の発展を願う苦小牧市民は、たゆまない努力を重ね、英知を結集して、勇払原野の砂浜に世界で初めての内陸掘込港を造り、西部工業地帯を実現させ、さらに、東部工業地帯の開発に取り組んできた。その結果、市勢は著しく伸展し、今や北海道の経済を支える工業の拠点都市として大きな役割を担うに至った。

この間、昭和四十八年には基本構想を定め、「人間環境都市」の創造をめざしてまちづくりを進めてきたが、我が国の社会経済情勢が激しく変動する中で、本市においても産業構造や市民の価値観は大きく変わりつつあり、また、高齢化、国際化、情報化、技術革新などが今後一層進行するものと予想される。

このような社会の変化に先見性と勇気を持って対応し、二一世紀を展望したまちづくりを進めることが、今、強く求められている。本市は、これまでのまちづくりの歴史と経緯を踏まえながら、新しい基本構想を定め東部工業地帯の多角的な開発と高度な技術を取り入れた多様な産業の振興を図るとともに、文化の薫り高く潤いのある都市環境をつくり、大きな可能性に満ちたこの地に、理想の都市「人間環境都市」を創造しなければならない。

私たちは、この実現をめざし、知恵を出し合い、力を合わせて、一步一步前進する決意をここに明らかにする。

第一章 基本構想の目的

この基本構想は、苫小牧市がめざす理想の都市とこれを実現する方策を明らかにするものである。

第二章 理想の都市

苫小牧市は、理想の都市を「人間環境都市」とする。

「人間環境都市」は、人間主体のまちであり、豊かな自然と調和した文化の薫り高く潤いのある快適な環境の中で、すべての市民が持てる能力を発揮しながら、共に生き生きと暮らし、将来に向かってたくましく歩むまちである。

第三章 まちづくりの目標

「人間環境都市」を実現するため、まちづくりの目標を次のとおり設定する。

あたたかい心がふれあう福祉都市

学びつくる喜びが高まる文化都市

潤いある街並みが息づく快適都市

健やかな暮らしが広がる健康都市

たくましい力がみなぎる開発都市

第四章 目標時期

この基本構想の目標時期は、二一世紀初頭とする。

第五章 人口の想定

苫小牧市は、人口三五万人規模の都市の実現をめざすが、この基本構想の目標時期である二二世紀初頭の人口は、おおむね、二五万人を想定する。

第六章 施策の大綱

まちづくりの目標を実現するための施策の大綱は、次のとおりとする。（以下略）

（『苫小牧市例規類集』 平成十年十月加除分 苫小牧市）

こうして改定苫小牧市基本構想が制定され、基本計画、実施計画のもと既に実施されているものも多くあり、これから実施しようとするものもある。

二、苫小牧市総合計画

苫小牧市総合計画 苫小牧市総合計画第一次基本計画は昭和四十九年（一九七四）十一月に策定され、同四十九

第一次基本計画 年度（七四）から同五十五年（八〇）を目標とする七カ年計画であった。

この計画は苫小牧市基本構想に基づく、人間環境都市の創造を目指して都市基盤を始め、快適な生活を営むための各種施設の整備、市民福祉の向上をはかる諸施策の充実、豊かな人間形成のための教育・文化の振興、経済生活向上の基盤となる産業の振興など、市政全般にわたってその目標と実現のための基本的施策を明らかにするものであった。

この計画では、目標年次（昭和五十五年度）の人口を二〇万人と想定し、伸び率は一・六二倍とし、その根拠とし

て、今後市民経済の拡大等によつて、社会増が一層強まるものとし、死亡率の低下も加わり自然増加も高まるとしていた。年令別では、〇歳〜一四歳が五万一、八〇〇人で構成比二五・九パーセント、伸び率一・六五倍、一五歳〜六四歳が一三万七、四〇〇人で構成比六八・七パーセント、伸び率一・六倍、六五歳以上が一万八〇〇人で構成比五・四パーセント、伸び率一・八倍としていた。

地区別人口では、中心市街地の人口が飽和状態に近づいていて、今後郊外地区への移行が始まり、糸井、錦岡地区は急速に市街化していくことを想定し、市街地の公営住宅の高層化を図るが、中心商業地の空洞化現象も起こるとしていた。目標年次（昭和五十五年）には、中心部鉄南地区（新苦小牧川〜晴海町）が五万六、七〇〇人、同鉄北地区（新苦小牧川〜明野）が六万五、〇〇〇人、郊外の西部地区が六万二、四〇〇人、同東部地区が一万五、九〇〇人と想定した。

次に、就業人口では、目標年次に一〇万人で一・七五倍に達するとし、第一次産業では三〇〇人の減少がみられ、九〇〇人で構成比〇・九パーセント、伸率〇・七五パーセント、第二次産業では大きな伸びを期待して四万一、一〇〇人で構成比四一・一パーセント、伸率二・〇九倍、第三次産業が五万八、〇〇〇人で構成比五八パーセント、伸率一・五九倍とし、苦東での製造業の進出に期待し、これに付随して第三次産業も伸びるとみていたのである。

部門別計画では、①土地利用、②都市基盤の整備、③社会開発の推進、④産業の振興、⑤行政の近代化、⑥計画の所要資金と公共用地の取得、の六項目からなっており、いずれも苦小牧基本構想にしたがい、明るい住みよい苦小牧を造ろうというものであった。

しかしながら、二度にわたるオイルショックによる日本経済の低迷や産業構造の変化から苦東開発は思うように進まず第一次計画も大きく後退せざるを得なかった。

目標年次である昭和五十五年の人口二〇万人が、一五万一、九六八人にとどまり、伸び率も一・二三倍にしか達しなかった。また、就業人口でも第一次産業が九七六人で、目標の減少よりもやや多かったのに対し、第二次産業では一万八、二八八人で、二、六九八人増の一・一三倍にとどまり、特に期待した第二次産業の伸び率の低さが目立つものであったし、第三次産業では四万五、二九五人で一万二、七〇五人の減となり、伸び率も一・二四倍にとどまったのである。^①

苦小牧市総合計画

苦小牧市総合計画第二次基本計画は昭和五十六年（八二）六月に策定され、同六十二年度

第二次基本計画

（八七）までの七カ年計画であった。この計画では、苦東開発がようやく活発化のきざしにあ

るとし、市民の生活価値観の変化に対応し、新しい行政需要にこたえ、地方の時代という中で、新しい観点から地域社会の発展を図る必要性などから、市民の生活、福祉、教育、文化などの施設を積極的に進めて、理想の都市像である人間環境都市の実現を図るとしている。

しかしながら、苦東開発が活発化のきざしにあるとはいえ、エネルギーとなる火力発電所、石油備蓄が立地しただけで、いすゞ自動車が初の生産工場として進出が決まったが、その他の動きはコールセンター位のもので、開発に伴う人口増加の恩恵はさほど大きくなく、第一次計画で見込んだ人口増にはほど遠いものがあつた。

このため、第二次計画では同六十二年（八七）の目標年度の人口想定を第一次基本計画と同じ二〇万人としてそのままスライドさせるにとどまり、伸び率は一・三一倍と減少をみた。年令別では、〇歳～一四歳が五万七〇〇人で構成比二三・三パーセント、伸び率一・三一倍、一五歳～六四歳が一三万五、六〇〇人で構成比六七・八パーセント、伸び率一・二九倍、六五歳以上が一萬三、七〇〇人で構成率六・八五パーセント、伸び率一・六三倍としていた。未就業者層が減少し、高齢者層を増加させ、その跳ね返りとして就業者層を減少させるといふ経済進展の鈍化と出生率

低下、高齢化時代という日本の社会構造に合わせるものであった。

地域別人口では、目標年次（昭和六十二年度）には、中心部鉄南地区（新苦小牧川く臨海工業地帯一円）が四万五、七〇〇人、同鉄北地区（新苦小牧川くあけぼの町）が五万一、六〇〇人、郊外の東部地区が一万四、〇〇〇人、西部地区が八万八、七〇〇人を想定していた。この想定では中央部の人口減が顕著で、郊外西部地区で二万五、三〇〇人増を見込んでいて、西部地区の住宅地化を目指していることが伺える。

また、就業人口では、目標年次に九万人に達するとし、第一次計画からみると、一万人の減で、やはり景気の低迷に配慮した想定であった。第一次産業では九〇〇人で構成比一パーセント、伸び率〇・九三倍、第二次産業では三万五、六〇〇人で構成比三九・六パーセント、伸び率一・五九倍、第三次産業では五万三、五〇〇人で構成比五九・四パーセント、伸び率一・一八倍であったが、製造業を中心とする第二次産業は五、五〇〇人の減少、サービス業を中心とする第三次産業も四、五〇〇人の減少で日本経済進展の鈍化を物語る数字であった。

こうした日本経済の不況の中で第二次基本計画は、都市基盤の整備では、①総合交通体系の確立、②市街地の整備、③自然環境の保全と公園・緑化、④安全計画の推進、社会開発の推進では、①地域社会の推進、住宅・住居環境の整備、保健・衛生の整備と充実、②社会福祉、労働施設の充実、③教育・文化の充実と整備、産業の振興では、①工業・農業・林業・水産業・商業の整備と充実、最後に行政の近代化をあげている。

これらを推進するためには総額で一、八七〇億円を必要とし、国・道支出金六三二億円、地方債六七四億円、市費二三四億円を見込んでいた。これらを達成させるためには財源の確保にかかっているといえるものであった。

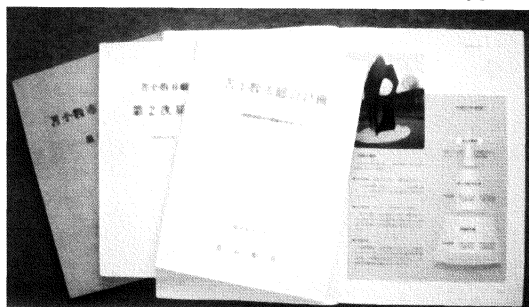
苦小牧市総合計画 苦小牧市は昭和六十三年（八八）三月に新しい苦小牧市基本構想を制定したが、第三次基本第三次基本計画 計画はこの構想にそって策定された。

この第三次基本計画は昭和六十三年（八八）から平成九年度（九七）の一〇カ年計画で、同年六月八日に発表された。この計画ではこれまでの苦東開発に対する誇大評価を止め、より現実性のあるものとするため、目標年次の人口想定も第二次計画よりもさらに減じて一八万人に押さえていた。

同六十三年度の人口は一五万九、一七四人であったが、第三次計画の想定人口と比較すると、年令別では、〇歳～一四歳が三万二、九〇〇人で第二次計画に比べると一万七、八〇〇人減とし、構成比一八・三パーセント、伸び率は〇・九倍、一五歳～六四歳が一二万五、七〇〇人で一万四、八五四人の増、構成比六九・八パーセント、伸び率は一・一倍、六五歳以上が二万一、四〇〇人で八、二七六人の増、構成比一一・九パーセント、伸び率は一・六倍とし、未生産年齢層が著しく減少して生産年齢層が増え、高齢化現象が進んで高齢人口が増加するとみていた。

地区別人口では中心部が減少して一層郊外へ伸びていく想定をしており、目標年次（平成九年度）には、市街中心地鉄南地区（新苦小牧川～真砂町）が四万二、四〇〇人、同鉄北地区（新苦小牧川～あけぼの町）が四万九、〇〇〇人、郊外の東部地区が一万九、九〇〇人、同西部地区が六万八、七〇〇人と想定した。

就業者人口では、目標年次に八万六、四〇〇人として第二次計画より三、六〇〇人減じ、第一次産業では二〇〇人減で七〇〇人、構成比〇・八パーセント、第二次産業では九、九〇〇人減で二万五、七〇〇人、構成比二九・八パーセント、第三次産業では一万五、二〇〇人の増として六万人、構成比六九・四パーセントとし、第三次計画では機械化にともなう製造業などの就業者の減少を想定し、サービス業を中心とする



苦小牧市基本計画書

第三次産業の大幅な増加を見込んでいた。

部門別計画では基本構想の柱である①福祉都市、②文化都市、③快適都市、④健康都市、⑤開発都市の五つの項目について、施設整備、事業実施などの指標を定めて、一〇年後の具体的な姿を示していた。

第一章 あたたかい心がふれ合う福祉都市をめざしてでは、①明るく住みよい地域社会をつくる、②生き生きとした高齢化社会を実現する、③生きがいを高める福祉を実現するとし、それぞれの整備指標をあげていた。

第二章 学びつくる喜びが高まる文化都市をめざしてでは、①豊かな人間性をはぐくむ学校教育をすすめる、②可能性を伸ばす社会教育と社会参加を進める、③個性ある市民文化を創造する、④郷土愛をつちかうまちのシンボルをつくるをあげていた。

第三章 潤いある街並みが息づく快適都市をめざしてでは、①秩序ある土地利用を進める、②美しく情緒ある都市空間を創造する、③良好な自然環境を保全するをあげ、それぞれの施策を掲げていた。

第四章 健やかな暮らしが広がる健康都市をめざしてでは、①健全な心と体をつくるスポーツとレクリエーションを広める、②清潔で健康な暮らしを実現する、③安定した暮らしを実現する、④暮らしの安定性を高めるをあげていた。

第五章 たくましい力がみなぎる開発都市をめざしてでは、①未来を開く高度技術集積都市を実現する、②地域の特性を生かした農林水産業を育てる、③地域経済をリードする工業を伸ばす、④多様なニーズにこたえる商業を育てる、⑤楽しさふくらむ観光を育てる、⑥世界と結ぶ物流の拠点をつくる、⑦地域を結ぶ交通・情報通信ネットワークを形成する、⑧国際交流と国内交流の輪を広げる、⑨市民の期待にこたえる行政を進めるをあげて、それぞれの施策、整備指標を掲げていた。

苦小牧市総合計画

苦小牧市総合計画第四次基本計画は、その策定に先立って二一世紀のまちづくりをアドバイザー
第四次基本計画 する市長の諮問機関として公募を含む二五人による「苦小牧市まちづくり市民懇話会」が平成八
年（九六）十一月に発足し、翌九年（九七）五月に提言をうけて策定され、同月二十五日に鳥越市長が記者会見で概要説
明を行なった。この第四次基本計画は副題を「とまこまい未来形二一」とし、同十年度（九八）から同十九年度（二〇〇
七）までの一〇カ年の発展方向と進展する施策を明らかにし、まちづくりの指針とするために策定されたものである。

苦小牧市の同十年（九八）三月末の人口は一七万一、二五八人であつたが、第四次計画の想定人口を一九万人とし
ている。年齢別では、〇歳〜一四歳が二万五、八〇〇人で第三次計画と比較すると七、一〇〇人の減で、構成比一三・
六パーセント、一五歳〜六四歳が一三万人で四、三〇〇人の増で、構成比六八・二パーセント、六五歳以上が三万四、
二〇〇人で構成比一八パーセントである。出生率の減少と高齢化社会を物語る数字であるが、生産年齢人口も二次計
画に比べ一・〇三倍と僅かな伸びを期待するに止まっていた。

地区別人口では区域変更もあつて、中央部鉄南地区（新苦小牧川〜真砂町）がオフィス化、商業化、産業化が進み、
第三次計画に比べ一萬四、八〇〇人減少して二万七、六〇〇人とし、構成比一四・五パーセント、中央部鉄北地区
（新苦小牧川〜幌内川）は地域も狭めたこともあつて、八、八〇〇人減の四万二〇〇人とし、構成比二二・一パーセ
ントとなっている。郊外地区は本市の宅地化が進み、全体の六四・四パーセントを占め、東部地区は急速に住宅化の
進む幌内川以東を加えて苦東地区と併せ二万二、四〇〇人増の四万二、三〇〇人とし、構成比二二・三パーセント、
西部地区は錦岡地区の発展による大きな期待を示し、一万一、二〇〇人増の七万九、九〇〇人とし、構成比四二・一
パーセントと最も多い人口を見込んでいた。

就業者人口では、目標年次に九万五、〇〇〇人として第三次計画に比べ八、六〇〇人増を見込み、第一次産業が七

苦小牧市史（追補編）

〇〇人と変わらず、構成比〇・七パーセント、第二次産業は四、〇〇〇人増の二万九、七〇〇人、構成比三一・三パーセント、第三次産業は四、六〇〇人増の六万四、六〇〇人とし、構成比六八パーセントで、第二次産業の増加は苦東開発を見込んでのものであった。

苦小牧市総合計画基本計画における目標年次の想定人口

就業者数	人口別地域				人口		区分	年次
	第一次産業	第二次産業	第三次産業	合計	世帯計	合計		
第一次産業	九〇〇人	四一、一〇〇人	五八、〇〇〇人	一〇〇、〇〇〇人	二〇〇、〇〇〇人	五八、一〇〇人	第一次計画（昭和五十五年）	第一次計画（昭和五十五年）
第二次産業	〇・九	四一・一	五八・〇	一〇〇	一〇〇	三・四人	構成比%	第二次計画（昭和六十二年）
第三次産業	九〇〇人	三五、六〇〇人	五三、五〇〇人	九〇、〇〇〇人	二〇〇、〇〇〇人	六六、四〇〇人	人員	第三次計画（平成九年）
合計	一・〇	三九・六	五九・四	一〇〇	一〇〇	三・八人	構成比%	第四次計画（平成十九年）
第一次産業	七〇〇人	二五、七〇〇人	六〇、〇〇〇人	八六、四〇〇人	一八〇、〇〇〇人	六六、三〇〇人	人員	構成比%
第二次産業	〇・八	二九・八	六九・四	一〇〇	一〇〇	二七人	構成比%	人員
第三次産業	七〇〇人	二九、七〇〇人	六四、六〇〇人	九五、〇〇〇人	一九〇、〇〇〇人	七九、一〇〇人	構成比%	構成比%
合計	一・〇	二九・三	六八・〇	一〇〇	一九〇、〇〇〇人	二七、六〇〇人	人員	構成比%
第一次産業	二〇〇、〇〇〇人	六二、四〇〇人	一五、九〇〇人	二〇〇、〇〇〇人	二〇〇、〇〇〇人	五八、一〇〇人	第一次計画（昭和五十五年）	第一次計画（昭和五十五年）
第二次産業	一〇〇	三二・一	八・〇	一〇〇	一〇〇	二・八・四	構成比%	第二次計画（昭和六十二年）
第三次産業	二〇〇、〇〇〇人	八八、七〇〇人	四四、四〇〇人	二〇〇、〇〇〇人	二〇〇、〇〇〇人	六六、三〇〇人	人員	第三次計画（平成九年）
合計	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇人	構成比%	第四次計画（平成十九年）
第一次産業	七〇〇人	二五、七〇〇人	六〇、〇〇〇人	八六、四〇〇人	一八〇、〇〇〇人	六六、三〇〇人	人員	構成比%
第二次産業	〇・八	二九・八	六九・四	一〇〇	一〇〇	二七人	構成比%	人員
第三次産業	七〇〇人	二九、七〇〇人	六四、六〇〇人	九五、〇〇〇人	一九〇、〇〇〇人	七九、一〇〇人	構成比%	構成比%
合計	一・〇	二九・三	六八・〇	一〇〇	一九〇、〇〇〇人	二七、六〇〇人	人員	構成比%

（『苦小牧市総合計画基本計画』昭和四十九、同五十六、同六十三、平成十年 苦小牧市より作成）

第四次基本計画の主な施策は、七つのまちづくりの課題をあげ、具体的な施策を述べている。

①少子・高齢者などに対応する福祉施策の充実、②人材育成と文化・スポーツの振興、③都市の魅力づくり、④環境の保全とリサイクルの推進、⑤二一世紀への都市基盤の整備、⑥経済の活性化と地元産業への支援、⑦市民参加によるネットワークの良いまちづくりと行政改革の推進を掲げ、それぞれきめ細かい施策をあげていた。

第四次基本計画では、わが国の社会経済環境が大きく変動するなかで、新たな体制とシステムが要求され、これに対応しようとするものである。また、国際化や高度情報化、経済の相互依存やグローバル化などが進み、高次な成熟社会への転換が迫られ、大量生産、大量消費型の社会経済活動や生活様式が問い直される時期が来ており、時代背景をふまえ、本市の状況を見極めたなかで、より適切なまちづくりに取り組もうとするものであった。

苦小牧市総合 苦小牧市総合計画実施計画は、基本構想で示された理想のまちづくりを目指す指標を、さらに基本計画実施計画 本計画で示された施策を、三年ないし五年（当初）のローリングシステムで諸施策を実践するための計画である。

昭和四十九年（七四）十一月に第一次基本計画が策定されたが、これを実施するための第一次基本計画第一期実施計画は財政硬直化のなかで、策定作業が予算の裏付けという大きな壁にぶつかり遅れることになった。結局、実施計画は一年遅れとなり、昭和五十一年度（七六）から五十三年度（七八）までの三カ年計画として、同五十一年三月にまとめられた。

第一期実施計画は総事業費約四四九億円で、①まちづくりの基盤となる事業、②市民の福祉向上に直結する事業、③教育・文化の振興に関する事業が重点に行なわれることになった。主な事業は、市民の森の基本構想作成、市営住宅・改良住宅建設、乳幼児・老人医療費無料化と拡大、小学校新設二校、中学校新設一校、文化会館建設、図書館建

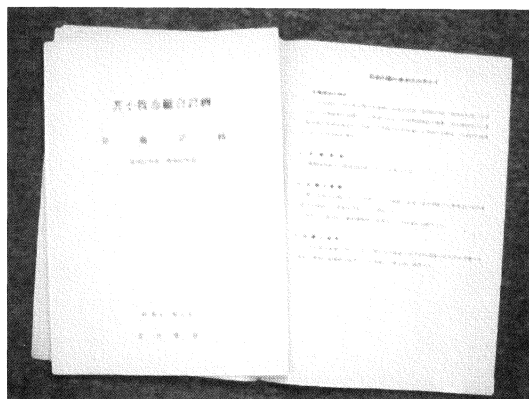
設（調査設計）と分室設置、郷土博物館建設（調査設計）、総合運動公園建設、市庁舎増築、道路整備、交通整備、上下水道整備、土地造成、区画整理などであった。これらは実施されたものもあり、見送られてその後の計画に引き継いだものもあった。

しかしながら、その後の経済変動で昭和五十五年（八〇）目標であった基本計画に大きな狂いが生ずることになり、市は新たに同五十六年度（八一）から六十二年度（八七）の七カ年計画による第二次基本計画を策定することになった。このため次の実施計画は作成されなかった。

この第二次基本計画は同五十六年六月にまとめられ、同時に同五十八年度（八三）までの三カ年計画の第二次基本計画第一期実施計画も発表された。

第一期実施計画の総事業費は約六五三億円で、計画策定の目的は、基本計画に基づいて市勢発展の基礎となる事業のほか、生活環境施設の整備、市民福祉並びに教育文化の充実を重点に策定された。主な事業は、苫小牧駅改築負担金、区画整理、都市改造、上下水道整備、交通整備、市民文化公園・錦大沼等公園整備、緑化推進、公害防止、消防庁舎新築、市営・改良住宅建設、市立病院増築、清掃センター増築、新霊園造成、心身障害者体育館建設、社会福祉会館整備、小学校新設一校、中学校新設一校、中央図書館建設（調査設計）、郷土博物館建設、魚礁設置、市庁舎増築などであった。

第二次基本計画第二期実施計画は、同五十九年（八四）四月に策定されたが、板谷市政第一期目の総まとめとして同年度から六十一年度（八六）までの三カ年計画で実施する事業計画を盛り込んだものである。計画策定の目的は前回同様で、総事業費は約六〇二億円で第一期計画からみると約五一億円の減となったが、これは市庁舎建設、市立病院改築、ごみ焼却場増築などの大型事業がなくなったため、厳しい財政の見返しも反映した圧縮型の事業計画となった。



苦小牧市実施計画書

主な事業は、地区コミュニティーセンターが昭和六十一年度（八六）に建設、中央図書館が同六十年（八五）調査設計、同六十一年度改築、勇払地区公民館が同六十年（八五）改築、室内アイスホッケー場が同六十年（八五）調査設計、同年温水プールが同六十一年度調査、少年自然の家同六十一年度調査などであった。また、道路整備には総額約八億円が計上され、改良、舗装に力を入れ、市民文化公園の整備も引き続き行なうものである。

同六十二年（八七）に入ると、これまでの基本構想は同六十年代を想定したもので、その後わが国の産業構造の変化などで、想定人口の達成には無理があることになった。特に、本市のまちづくりの手段が工業開発に求められているが、工業化社会に対する市民意識の変革もあり、これが地域社会にも大きく影響を及ぼすようになった。

そこで苦小牧市は、国、道の新計画に合わせ、同六十三年（八八）から基本構想、基本計画を見直すことになり、実施計画についても新総合計画でスタートさせることになった。

第三次基本計画第一期実施計画は同六十三年六月八日に基本計画と同時に発表された。期間は同六十三年（八八）から平成二年（九〇）までの三カ年計画で、総事業費が約四九五億円で、住吉町ライブラリーセンター、ウタリ生活館、温水プール、室内ゲートボール場などの新設、シンボルストリートを着工するほかハード、ソフト両面から幅広く新しいまちづくりの基礎に着手するものである。

第三次基本計画第二期実施計画は、当初毎年行なうローリング方式、市長

の任期に合わせる四カ年計画が検討されたが、結局従来通りの三カ年計画に落ち着き、平成三年度（九一）から同五年度（九三）とすることになった。この第二期実施計画は総事業費約五六一億円で前計画を一三・四パーセント上回るものであった。

主な事業は、沼ノ端コミュニティセンター、明野中学校、市営住宅景観改善、オートリゾット樽前、シンボルストリート、商業化近代計画ローリングが同三年度から着手し、やまなみ分校改築、小学校ランチルーム設置などを同四年度（九二）に、社会福祉会館、アイスアリーナー、明野小学校を同五年度に着工し、テクノプラザセンター、児童センター、女性センター、公民館改築（調査・用地買収）、高丘霊葬場（基本設計）、グリーンプラン21策定なども盛り込まれた。

第三次基本計画第三期実施計画は、同六年（九四）年七月二十五日に発表されたが、同六年度から同八年度（九六）の三カ年計画で行なわれ、総事業費約六二六億円である。この第三期計画は第三次基本計画の仕上げを意味するもので、主な事業は、西部地区コミュニティセンター（基本設計）、デイサービスセンター補助、心身障害者地域共同事業所整備、公民館改築、勇払史跡公園整備（実施設計）、第一学校給食共同調理場改築（調査費）、小中学校八校の整備、旧苦小牧川緑地植栽事業、はまなす・宮の森地区の住居表示着手、沼ノ端鉄北地区区画整理（基本設計）、アイスアリーナー建設、高丘霊葬場（実施計画）、沼ノ端新ごみ焼却炉着工、陸上競技場改築（基本設計）などであった。また、遅れていたテクノプラザセンターの実施設計、新千歳空港二四時間運用の地域振興事業、別々川放牧場草地開発、樽前山七合目ヒュッテ整備などにも取り組むものであった。

第三期実施計画は同八年度（九六）をもって終了するが、基本計画は同九年度（九七）まであり、この間一年間の空白が生ずることになった。市は基本計画と実施計画の整合性を考慮して、同九年度は調整期間とし、予算編成にお

いて実施計画の補填、充実を図ることになった。

苫小牧市総合計画第四次基本計画は、苫小牧市まちづくり市民懇話会を発足させ、市民アンケートを行なって広く市民の知恵も拝借して平成十年（九八）五月二十五日に発表された。この基本計画に基づいて第四次基本計画第一期実施計画（同十年度から同十二年度の三カ年計画）も策定され、その趣旨は本市の理想の都市「人間環境都市」を実現するために、基本計画に定めた主要施策を中心に、市民の要望、緊急度、財政状況等を考慮し、今後三年間に実施する事業を明らかにしたものであった。総事業費は約七三五億円で、一年次（同十年度）に約二九一億円、二年次（同十一年度）約二三八億円、第三次（同十二年度）約二〇六億円の配分であった。

主な事業をみると、錦岡地区コミュニティセンター（基本設計）、男女共同参画プラン策定、明野地区保育園建設、高齢者緊急通報システム設置、心身障害者地域共同作業所設置、小中学校増改築整備、第一学校給食共同調理場改築（調査）、苫小牧駒澤大学設置支援、文化交流センター建設、苫小牧市史編集、児童館建設、勇払会所建設、カルチャーストリート延長整備、都市計画マスタープラン策定、都市景観ガイドプラン策定、各種公園整備（錦大沼公園温浴施設、緑ヶ丘公園展望台、勇払ふるさと公園）、五〇年の森整備、緑の基本計画策定、グリーンプラン21推進事業、旧苫小牧川跡地整備、緑ヶ丘運動公園陸上競技場整備、沼ノ端スケートセンター建設、市立総合病院改築、新ごみ処理場建設、清掃センター整備、資源化施設建設、モーターラップ樽前荘改築、上下水道整備、市街地活性化対策事業、土地区画整理、市営住宅建設・整備、救急救命隊設置、農林業振興、水産業振興、商工業振興など幅広い分野で各種事業が盛り込まれている。

注（一）『昭和五十五年国勢調査結果』 昭和五十六年（統計とまこまいNo.16） 苫小牧市企画調整部企画課

（二）『人口速報（住民基本台帳）』 平成十年四月号 苫小牧市企画調整部企画課

三、市制施行五〇周年

過去の市の 苦小牧市は、昭和二十三年（一九四八）四月一日に道内で一三番目の都市として市制施行を実施し記念事業した。この間、幾度か節目となる年を迎えてそれぞれ記念事業を行なってきた。また、市制施行以外にも本市の節目となる開港、苦小牧百年などもそれぞれ行なってきた。

苦小牧町建町記念日は同八年（三三）十月に町会議員協議会にはかつて、五つの候補から明治六年（一八七三）十月二十三日（勇払村にあった勇払郡開拓使出張所が苦細「苦小牧」村に移った日）と定めたが、その後の調査でこの日は九月二十七日であることが判明して訂正された。その後、この建町記念日は本市の開基として広く使われてきたが、この呼称に問題があるとして市は、平成十年（九九）二月に有識者による懇話会にその意見を求め、幾つかの候補の中から「苦小牧何年」とすることを決め、今後は開基の呼称を使わないことにしたのである。本稿においてもこの例にならない「苦小牧何年」と表記することにする。^①

同二十八年（五三）になつて市制施行五周年を迎えることになったが、この建町記念日である明治六年から数えると八〇年に当たることから、第四回苦小牧観光まつりにあわせて市制施行五周年記念、苦小牧八〇年記念事業が十三日間にわたつて繰り広げられた。

市では早くから記念事業実行委員会を設け、いろいろと検討してきたが、メイン事業として寒地向住宅博覧会を西町（弥生町）地区に一一棟二六戸を特設した。記念式典は市営球場（末広町）で行なわれ、小保方卯市に初の名誉市民章が贈られ、市の発展に貢献した団体、個人六〇人に表彰状と記念品が渡された。なお、記念式典費として実行委員会に五〇〇万円が交付金として支給された。^②



苦小牧 80 年・市制施行 5 周年式典



苦小牧 100 年・市制施行 25 周年記念式典

昭和三十三年（五八）には市制施行一〇周年を迎え、第三回とまこまい港まつりにあわせ三日間行なわれた。この年王子製紙の無期限ストがあつて一〇周年のお祝いも淋しいものとなつたが、記念式典は八月十五日に若草小学校講堂で四〇〇人が参加して行なわれ、市の発展に功績のあつた一七人と王子消防隊、岩倉組に感謝状と記念品が贈られ、苦小牧の前途を祝つた。記念事業では古老による「苦小牧港の今昔を語る」の座談会が行なわれた。なお、記念事業費として市制施行一〇周年記念事業実行委員会に交付金一六八万円が支出された。^③

歩みの百年
飛躍の未来



苦小牧 100 年スローガン・シンボルマーク

昭和三十八年（六三）八月十八日に苦小牧港開港記念式典が行なわれたが、これに併せて苦小牧九〇年、市制施行一五周年の式典も行なわれた。式典は苦小牧港雜貨埠頭の埠頭会社倉庫に道内外から一、二〇〇人が参列して盛大に行なわれた。苦小牧港築設、港灣用地協力者の表彰の後、苦小牧九〇年、市制一五周年記念の表彰者として私学振興に功績のあつた山口芳子ほか、自治功勞者、教育功勞者など一九人の表彰があつた。なお、記念事業費として二〇万四、〇〇〇円が支出された。⁴

同四十三年（六八）は市制施行二〇周年を迎え、苦小牧市もようやく成人となつたが、この年九月二日に札幌市円山陸上競技場で開道百年記念祝典が行なわれ、苦小牧市からも多数の市民が参加したので、本市の市制施行二〇周年記念式典、記念事業は行なわれなかつた。

同四十八年（七三）は苦小牧百年（開基百年）を迎えることになり、早くからその準備が進められた。先ず、予算措置として同四十七年度（七二）及び同四十八年度（七三）において「百年記念事業特別会計」を設け、記念事業の円滑な施行と経理の明確化を図ることにした。目玉事業は総合体育館建設であつたが、市議会予算議会において「体育館の位置、構造等については、議員協議会において別途十分協議すべきである」との要望意見があつた。場所は末広町の市営球場跡地とし、野球場は緑リンクを埋め立てて新たに新設することで市議会の同意を得た。

一方、市民の代表で構成された苦小牧市百年記念事業企画委員会（岩倉巻次会長）は同四十七年（七二）八月三十一日に行事計画をまとめて大泉市長に答申した。実施方針については、過去の市の足どりをふまえ、未来都市・苦小牧の創造はこれから始まるとの考え方を強調、住民福祉の充実、わが国の発展と世界への貢献という願いを込め、生活の場と開発とを調和させ文化の香り高い理想的工業都市の創造に高い誇りをもって取り組むことが、苦小牧百年を迎えた市民の命題であると考えたとした。

【百年記念事業】

① 苦小牧百年の森造成、② 大規模森林公園の造成、③ 百年記念像の建設、④ 総合体育館の建設、⑤ サイクリングロードの建設、⑥ 郷土博物館の建設、⑦ 少年自然の家建設、⑧ ハスカップの保存、⑨ 百年記念誌（市史等）の発行、⑩ 苦小牧百年宣言、⑪ 市民の植物設定、⑫ 未来都市像のコンペ、⑬ 勇払千人隊史跡整備、⑭ 姉妹都市の設定

【百年記念を契機として計画すべき事業】

① 産業科学博物館の建設、② 経済センターの建設促進、③ 青少年国内外研修制度の創設、④ 国際親善制度の創設

【一般行政で配慮すべき事業】

① 婦人会館の設置、② 社教団体活動用マイクロバスの購入、③ 労働会館の建設、④ 商工従業員の技術向上、顕彰制度、⑤ 市民教育、文化振興会議の設立、⑥ 研究学園ゾーンの建設、⑦ 商店街再開発の促進

【記念行事】

① 百年展覧会、② フェリーの市民解放、東京往復招待、一日船長、③ 体育館オープン記念事業、④ 青年の船、⑤ 港まつり行事を百年記念行事と兼ねる

（『苦小牧民報』 昭和四十七年八月三十一日号 苦小牧民報社）

これを受けて苦小牧市は答申を具体化し、各部局との調整を図るため昭和四十七年（七二）十月九日に総務部に百年記念準備事務局を設け、事務局長（総務部長兼務）、次長、主査等を配置して本格的な準備に入った。同四十八年（七三）は苦小牧百年がメインであったが、この年は市制施行二五年、開港一〇年という節目の年でもあり、これらも併せて記念事業が行なわれた。また、この百年を記念してシンボルマークとスローガンを公募したが、マークには八七点、スローガンには二三四点の応募があり市内をはじめ道内外から寄せられた。昭和四十八年（七三）一月二十

苦小牧市史（追補編）

四日に審査委員会で慎重な審査が行なわれ、マークには市内春日町磯田孝一・順子の「と」の字と工業と苦小牧の発展を表した作品、スローガンには市内三光町二階堂和子の「歩みの百年 飛躍の未来」がそれぞれ優秀作品に選ばれた。なお、マークについては市において一部修正された⁵⁾。

八月十日には苦小牧市と八王子市の姉妹都市提携の盟約式が行なわれ、本市初の姉妹都市の誕生となった。翌十一日には市民会館に今日の苦小牧の発展に貢献された一、八〇〇人の市民等が参加して苦小牧百年記念式典が盛大に行なわれ、開拓の先人に対し黙祷を捧げ、功労者の表彰、次代を担う青少年の誓いの唱和、姉妹都市となった八王子市との市旗の交換などが行なわれた。また、百年という記念すべき年にあたって、読売日本交響楽団演奏会、文化講演会、松竹歌舞伎公演、劇団四季記念公演、総合体育館建設、蝦夷地開拓移住隊士の墓整備、勇払千人同心顕彰像の建立などがあって、大いに盛り上がりを見せたのである。

苦小牧百年記念事業・行事費

総合体育館建設	鉄筋鉄骨造り、延面積七、六九〇㎡	事業費七億五、〇〇〇万円
総合体育館前庭整備	舗装、植樹ほか	事業費 三、四四〇万円
大空の像建立	総合体育館前庭 本田明二制作 ブロンズ一基 台座	事業費 八〇〇万円
勇払千人同心顕彰像建立	市民会館前庭 本郷新制作 ブロンズ像二基、台座	事業費 二、四〇〇万円
勇払千人同心顕彰像照明工事	市民会館前庭の夜間ライトアップ	事業費 七一万円
蝦夷地開拓移住隊士の墓整備事業	墓など整備、植樹、芝生	事業費 二、四七八万円
勇払開拓史跡公園燈籠建立	（蝦夷地開拓移住隊士の墓）	事業費 五九万円
大規模森林公園建設調査	緑ヶ丘公園の西北部に建設想定、調査、設計	調査費 二五〇万円

サイクリングロード建設調査 高丘・支笏湖間延長二四kmの調査

郷土博物館資料収集調査 収集

ハスカップ移植整備事業 植苗の緑星の里にハスカップ二、一〇〇本移植

青年の船実施 苦小牧―東京―八王子―五井―伊東―八戸―苦小牧

ピアノ外購入費

記念式典及び祝賀会

記念行事費

広報費等

調査費 一九〇万円

事業費 一〇〇万円

事業費 一二二万円

事業費 一二二万円

購入費 五五二万円

行事費 一、一九六万円

行事費 四、九八七万円

行事費 五八四万円

『苦小牧市各会計歳入歳出決算説明書』 昭和四十七、四十八年 苦小牧市

昭和五十三年（七八）は本市の市制施行三〇周年、開港一五周年にあつたが、第二三回とまこまい港まつりと併せて行なわれ、運輸省航海訓練所の練習船「北斗丸」の一般公開が行なわれた。

同五十八年（八三）は本市にとつて、苦小牧一一〇年、市制施行三五周年、開港二〇周年に当たる年であつたが、第二八回とまこまい港まつりにおいて苦小牧港の二〇周年は取り上げられたものの、苦小牧一一〇年、市制三五年は冠として登場しなかつた。

同六十三年（八八）の本市は苦小牧一一五年、市制施行四〇周年、開港二五周年に当たつたが、第三三回とまこまい港まつりに併せて行なわれ、特別な事業、行事は行なわれなかつた。

平成五年（九三）には苦小牧一二〇年、市制施行四五周年、開港三〇周年、八王子姉妹都市提携二〇周年という大きな節目の年を迎えた。しかし、第三八回とまこまい港まつりに併せて記念事業も行なわれ、これらが冠として掲げ

られるにとどまった。

市制施行 苦小牧市は平成一〇年（九八）に市制施行五〇周年を迎えることになり、大きな節目の年として盛五〇周年 大な記念事業、記念行事を行なうため早くからその準備が進められた。

同七年（九五）四月一日には早くも企画調整部に市制施行五〇周年記念事業事務局が設置され、前市民部長の柳原訓が嘱託事務局長に発令され、さらに六月一日の定期異動で主査一名が配属されて、本格的な事務を開始した。さらに事業が具体化するにつれ事務も多忙を極めたため、同八年（九六）には主幹一人、同九年（九七）には副主幹一人、同十年（九八）には主幹一人を増員し、事務局長以下五人体制となった。なお、本市がこの種の記念事業において事務局体制をとつたのは、昭和四十八年（七三）の苦小牧百年記念準備事務局設置以来のことである。

記念事業については広く市民の意見を求めるため、平成七年（九五）九月に一部公募を含めた市民二〇人による苦小牧市市制施行五〇周年記念事業等市民委員会（中澤啓次会長）が設けられ、四回の会合を開いて記念事業の基本理念、基本構想、実行計画、資金計画、推進体制などが検討され、同八年（九六）三月二十一日に鳥越市長に答申された。

基本計画では、①みんなで祝う、②みんなで未来に残す、③みんなが参加するの三点の柱を掲げ、スローガンやシンボルマークを公募型で選定することを提案した。具体的事業として記念式典の開催、展望タワー、文化交流センター、公設ギャラリーの建設、記念の森造成、市史追補編・記念誌の発行、タイムカ



海へ空へ未来へ
羽ばたけ苦小牧

とまこまい市制50周年

市制施行 50 年のスローガンとシンボルマーク

プセルの製作、五十年の歩み展、シンポジウムの開催、フェリークルージングの実施を例示し、推進体制では準備段階から官民一体の「とまこまい五〇実行委員会」（仮称）を設置して広く市民の声が反映され、より多くが参加できる強力な体制づくりを提案した。⁶⁾

この市民委員会の提案をうけて、平成八年（九六）九月十日にスローガン、シンボルマークの募集を開始、スローガンには四五人から八九点、シンボルマークには二人から三四点の応募があり、十二月三日に選考委員による審査が行なわれて、スローガンには市内汐見町下岡香奈子の「海へ空へ未来へ羽ばたけ苦小牧」が、シンボルマークには市内桜木町宮田昭一の「樽前山と鳥の翼などをイメージした」作品が選ばれた。⁷⁾ 同月二十日に表彰式を行った。

苦小牧市の市制施行五〇周年記念事業を推進する官民組織である「とまこまい市制五〇周年実行委員会」の設立総会は同九年（九七）六月十日に市役所で開催された。委員会は市、市議会、商工会議所、町内会連合会のほか、市内各種団体の代表による理事二〇人、監事二人、さらに主要企業の代表を加えた幹事五四人で構成され、会則、役員構成、実行委員会組織を原案通り承認し、会長に鳥越忠行市長、副会長に上原毅市議会議長、中村光雄商工会議所会頭、佐藤金武三町内会連合会長を選出した。また、実行委員会に総務、式典、祝賀、行事、事業の五部会を設置し、それぞれ担当者を割り当てた。

市制施行五〇周年の記念事業は同十年（九八）四月一日のオープンセレモニーでその幕を切った。この日午前中雪が降ったり止んだりの空模様となり、会場を市役所正面広場から一階市民ロビーに移して行なわれた。セレモニーには国際姉妹都市ネーピア市のアラン・ディック市長夫妻ら親善訪問団一四人をはじめ、市民五〇〇人が参加した。鳥越市長の式辞、ネーピア市長のあいさつがあつて、小学生や苦小牧駒澤大学生ら五人がファンファーレに合わせてくす玉を割り、市長、来賓らにより紅白のテープにはさみを入れ、五〇周年記念事業の開幕を祝った。記念施設につい

ては、平成十年（九八）八月六日には高さ五六メートルの苦小牧緑ヶ丘公園展望台（七億円）、八月八日には勇払地区史跡公園整備（七億円）、十一月一日に苦小牧市文化交流センター（二億円）がそれぞれオープンした。

とまこまい市制施行五〇周年記念式典は同十年九月一日に市民会館大ホールに市民をはじめ、内外から多数の来賓など一、二〇〇名を迎えて行なわれた。式典に先立ち二番目の国際姉妹都市となる中華人民共和国秦皇島市との友好都市盟約式が行なわれた。

式典では、冒頭スライドを使ってステージ前面に苦小牧の五〇年間の歩みを紹介し、国歌斉唱、物故者への黙祷の後、来年一月に新成人となる男女二人が高らかに市民顕彰を朗読、全員が唱和して開幕した。最初に鳥越市長から次のような内容の式辞があった。

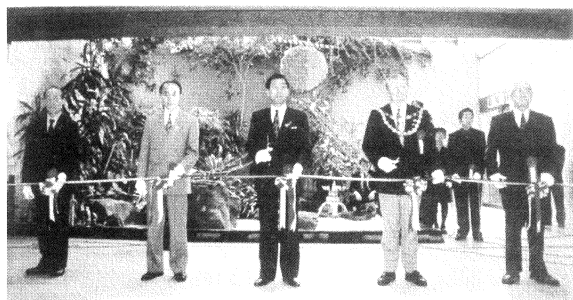
苦小牧市制施行五十周年記念式典を多くの市民と、国、道並びに姉妹都市からご来賓の臨席をいただき、盛大に挙行できることは、この上ない感激であり、市民とともに心からお礼申し上げます。

先ほどは秦皇島市との友好都市盟約式も無事終了。市制五十周年の新たなまちづくりのスタート年に位置付けていた私たちにとって、世界に開けた国際港湾産業都市を推進するためにも、秦皇島市との友好関係は極めて意義深い。

本市は昭和二十三年四月一日、人口三万三千人で市制を施行、多くの先達が厳しい困難に直面しながら英知を結集し、たゆみない努力を積み重ね、今日の苦小牧の発展の礎を築き上げてきた。

苦小牧の歴史を顧みれば、十七世紀末の寛政年間に八王子千人同心が北辺の警備と開拓のため勇払に移住、これが勇払原野開拓の第一歩となった。漁業中心の小さな集落にすぎなかった苦小牧が工業のまちへと変ぼうするのは明治四十三年、王子製紙苦小牧工場の操業開始から。以来、紙のまちとして発展を続け、さらなる郷土の発展を願う住民の意欲は勇払原野開発を志向、港湾建設を熱望した。

開催日：平成10年 4月1日 木
場 所：市庁舎1階市民ロビー



市制施行 50 周年オープニングセレモニー



秦皇島市との友好都市盟約式



市制施行 50 周年記念式典

わが国初の内陸掘り込み式人造港と臨海部に広がる工業地帯は、今や北海道の経済基盤を支える海の玄関口に。輸出入貨物取扱量はもとより、外国貿易額や工業生産出荷額など画期的な発展をもたらし、時代の要請にこたえた東部開発によって本道開発の先駆的で重要な役割を担っている。

私たちが数多くの恩恵に浴せられるのは、先達の卓越した識見と不屈の精神による血のにじむような努力の結集による偉業のたまもので、改めて敬意と感謝の意を表する。

苦小牧市史（追補編）

この先達が歩んだ誇り高い歴史の重みをしつかり受け止め、苦小牧市が果たすべき役割を正しく認識して、人間尊重を基調とし、樽前山や勇払原野など恵まれた自然と共生しながら、後世に誇れる人間環境都市の創造に邁進することが、一七万市民に課せられた使命である。

しかし、深刻化する経済不況と財政難に加えて、少子高齢化や地球環境など克服すべき課題も多い。苦小牧を住みよい都市として豊かに息づかせていくためには、市民とともにまちづくりを進めていくことが不可欠。本当に誇れる確かな郷土を次の時代に引き継いでいくために、皆様の一層のご協力とご指導をお願いするものである。

『苦小牧民報』 平成十年九月一日号 苦小牧民報社

この後、市政功労者や自治貢献者、郷土貢献者合わせて四一人が表彰され、さらに市勢の発展に尽くしてきた五〇周年記念表彰も行なわれ、五期二〇年間市長を努めた大泉源郎ら六二人（団体）に表彰状が、四二人（団体）に感謝状が贈られた。来賓あいさつの後、祝電披露、苦小牧合唱団が希望の木を歌い、男女高校生二人による「私たちは、郷土を愛し、誇りとする苦小牧の市民です。私たちは、今日の苦小牧を築き上げてきた先人の歴史と不屈の開拓精神を受け継ぎ世界に開かれた個性溢れる魅力的な郷土をさらに発展させ、栄光ある苦小牧を創造していくことを宣言します」との未来宣言があり、上原市議会議長の音頭で万歳三唱があつて式典を終えた。

さらに、場所を総合体育館に移して市制施行五〇周年を祝う記念祝賀会が行なわれた。

苦小牧市の市制施行五〇周年記念事業は平成十年（九八）四月一日の記念オーブニングセレモニーに始まり、年を越えた同十一年（九九）にも行なわれたが、主な事業は次のとおりである。

記念式典関連事業

◆ 記念オーブニングセレモニー ◆ 秦皇島市との友好都市締結調印式 ◆ 市制施行五〇周年記念式典・祝賀会 ◆ 市制施行記念日に

誕生した子供を祝う会

記念出版・展示事業

◆苦小牧のあゆみ発刊 ◆苦小牧市史追補編発刊 ◆思い出の新聞・雑誌・書籍展 ◆書画(作文・絵画)作品展 ◆とまこまい50景フォトコンテスト作品展 ◆エコーハガキの発売
記念イベント

◆クイズ&スタンプラリー ◆大型バナーコンペティション ◆道立近代美術館所蔵「シャガールとバリの画家たち展」 ◆出光美術館所蔵「ジョルジュ・ルオー展」と記念講演 ◆プリンスアيسワールド公演 ◆郷土芸能まつり(港まつり) ◆豪華フェリー体験航海(港まつり) ◆第53期本因坊戦 ◆第39期王位戦 ◆海洋展「しんかい六五〇〇」 ◆文化講演会 ◆平成10年度気象講演会 ◆市民施設見学会 ◆日光山輪王寺新能公演 ◆海外姉妹・友好都市物産展 ◆八王子「車人形」公演 ◆氷の彫刻展 ◆帆船「海王丸」寄港一般公開 ◆NHKのど自慢 ◆未来を語るまちづくりフォーラム

ミュージックイベント

◆市民音楽祭コンサート in 白鳥アリーナ ◆TAKIO TOMAKOMAI FESTA '98 ◆苦小牧市・ネーピア市「市民ジョイントコンサート」 ◆PMFオーケストラ演奏会

スポーツイベント

◆第65回全日本アイスホッケー選手権大会(A) ◆全日本男子バレーボールチーム紅白試合 ◆第15回全日本小学生ソフトテニス選手権大会 ◆苦小牧シニアリーグ(少年硬式野球)結成5周年記念大会 ◆第15回とまこまい市民マラソン大会 ◆第67回全日本ジュニアフィギュア選手権大会 ◆苦小牧市長杯争奪・98全道ダンス競技大会 ◆バスケットボール日本リーグ苦小牧大会 ◆市民ホーキングアイスホッケー大会 ◆カナダケンブリッジ市・苦小牧市少年国際アイスホッケー交流会

苦小牧市史（追補編）

市民イベント・既存イベント

◆市民イベント27 ◆既存イベント7

（『とまごまい市制五〇周年記念事業のあらまし』 平成十年 市制施行五〇周年記念事業事務局）

注(1) 『苦小牧市「開基」呼称問題懇話会資料』 平成十年 苦小牧市史編集事務局

(2) 『昭和二十八年度 苦小牧市各会計歳入歳出予算書』 昭和二十八年二月 苦小牧市

(3) 『昭和三十年度 苦小牧市各会計歳入歳出予算書』 昭和三十年二月 苦小牧市

(4) 『昭和三十八年度 苦小牧市各会計歳入歳出予算書』 昭和三十八年二月 苦小牧市

(5) 『苦小牧民報』 昭和四十八年一月二十五日号 苦小牧民報社

(6) 『新聞切抜綴―姉妹都市』 昭和四十八年～平成十二年 苦小牧市史編集事務局

(7) 『苦小牧民報』 平成八年十二月四日号 苦小牧民報社

第三節 市庁舎の改築と行政改革

一、市庁舎の改築

過去の市庁舎 市制施行当初の苦小牧市役所は町役場がそのまま使われたので、本幸町（当時本町）の現市立総合増築と改築 合病院の場所にあったが、昭和二十七年（一九五二）十一月に旭町に新庁舎を建設して移転した。

新庁舎は鉄筋コンクリート三階建て、三、六五・四平方メートルの延面積であったが、苦小牧市は同三十年（四五）には五万人を、同三十七年（六二）には七万人を超え、これにあわせて市政の伸展と行政需要の増大に伴う機構の拡充、職員数の増加等により、庁舎は狭隘となっていた。

このため、同三十一年（五六）十一月には一、七七九万円の予算で庁舎西側裏手に消防庁舎八二五平方メートル（一階車庫、二階事務所）と高さ三〇メートル、エレベータ付きの望楼を増築した。同三十四年（五九）十一月には庁舎一階西側一九四平方メートルの増築工事が行なわれ、窓口事務の統一化を図った。同三十九年（六四）一月には消防庁舎の上に三階が新設され、ここに議会関係の会議室、議員室、事務局等が設けられ、本庁舎三階には土木、建築、都市計画、管財、企画調査等の各課が入った。

同四十一年（六六）には本市の人口は九万人に迫り、職員数も一、二七八人となり、本庁舎だけでは手狭となったため、本町の旧苦小牧郵便局庁舎を市役所第二庁舎として使用することになった。四月二十八日から第二庁舎での事務を開始したが、ここに移ったのは水道部、教育委員会、青少年対策室等であった。これにより、本庁舎でも一階、

二階の配置換えが行なわれた。

苫小牧市は昭和三十八年（六三）の開港以来急激に人口が増え、これに伴って市の事務量も著しく増大したため、庁舎が狭くなり、特に市民課等窓口業務のある一階待合室で混雑を期たすことになった。このため、小規模な増改築をしたり、第二庁舎（旧郵便局）や森林組合ビル、駅前バスセンターなどに分散して事務を行なってきたが、市民には一度に用事を済ませることが出来ないなどの不便さもあつた。こうした不便を解消し、市民サービスの向上を図るためにも、大規模な増築が必要となつた。

このため、苫小牧市は同四十四年度（六九）と同四十五年度（七〇）において市役所中庭に大規模な増築工事を行なうことにし、同四十四年三月の予算議会の市政方針で大泉市長は「市勢の著しい発展と、人口の激増に伴い、行政事務の増大と複雑高度化をきたしております。従つて、これに即応する対策として部内管理体制の強化をはかるための機構改革を行なうとともに、市庁舎の大幅な増築を実施し第二庁舎等、分散している行政窓口を統合し、市民サービスの向上をはかりたいと存じます」と延べ、鉄筋造り、三階建て、延面積二、一五五平方メートルを増築するとし、同年度予算において一億二、〇〇〇万円の予算を計上した。これに対して市議会は「市庁舎建設については、特別委員会を設置し、委員会の結論を得て、予算の執行をすべきである」との要望意見を付け、また、閉会ぎりぎりの二十九日になって企画部新設案を提出したため、議会との摩擦が生ずることになり、市議会はこの二つの問題を併せて審議する市庁舎建設並びに部設置条例審査特別委員会を設置したのである。

委員会は企画部設置問題で、本来の意味での企画部とは異質なもので、従来の総務部を二分して担当課を配置したに過ぎないとして反発し、この一部改正案に難色を示したもので、企画部設置問題が主題であつた。

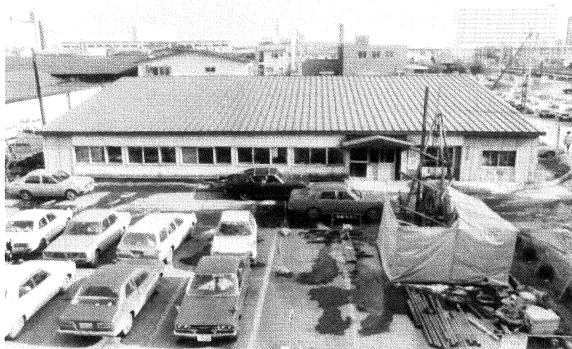
市庁舎改築並びに部設置条例改正案審査特別委員会（高野丈夫委員長）は同四十四年（六九）四月四日に開かれた



昭和 27 年建築の旧庁舎



昭和 31 年と同 39 年建築の消防・教育庁舎



昭和 49 年車庫改造の建築庁舎

が、市は初めて将来の市庁舎構想を提出した。これによると、昭和四十四年度（六九）において鉄筋三階建て、一五五平方メートルを建て、最終的には地上六階、地下一階の一万八、七九九平方メートルとする計画であった。しかし、委員会は企画部の新設については二十三日に決定したが、市庁舎については継続協議となった。五月十六日になって一部会派が難色を示したことから、理事者はこれを断念して庁舎増築議案を撤回した。予算は承認されたものの事実上市議会で否決されたことになり、市は機会をみて再提案することになった。

その後、市ではさらに庁舎増築に検討を加え、当初計画からみて五〇パーセントほど面積を増やして、延面積三、三八二平方メートル、予算約二億円とする計画を固めた。この新しい計画案は昭和四十四年（六九）八月七日の臨時市議会に提案され、今回は先ず議員協議会で審議したため、スムーズに事が進み本会議でもすんなりと承認されて決定をみた。ただ、時期的な問題で当初計画どおり実施することには無理があり、同年は六三一万円程度で基礎工事を行い、同四十五年度（七〇）に本工事を行なうことになった。

同四十五年（七〇）四月に市庁舎増築工事の本工事が開始されたが、工事費は二億一、九〇五万円で、起債六、〇〇〇万円、繰越事業費二、七〇〇万円、残額は一般財源で、市役所中庭に鉄筋造り三階建てを増築するものであった。工事は十月下旬に完成し、十一月二日から業務を開始した。

増築庁舎は換気、照明、暖房などを考慮した近代的な建築で、室内は明るく、ロビーは広々していて、一階には市民課、衛生課、会計課、納税課、防災課など窓口業務が配置され、戸籍キャビネット、コピー類などの事務機を能率的に備え、事務処理がスムーズに行なわれるようになっていて、市民の評判もよかった。

この増築により消防庁舎の三階にあった議会関係が旧庁舎三階に戻り、その後に（消防庁舎三階）教育委員会、監査委員事務局、市史編さん室が入り、一階西側旧庁舎に水道部が入った。

その後の本市の発展はすさまじく、同四十九年（七四）には一三万人に迫る勢いで、この大規模な増築も僅か四年しか持たなかった。そこで、増築庁舎裏にあった車庫を改造して分庁舎とし、建築部、清掃課、駅前都市改造事務所を配置した。建築部の後には上下水道部の管理関係と総務部の一部が入った。

同五十五年（八〇）十一月三日に、苦小牧郵便局が若草町四丁目に新しい局舎を新築して移転したので、旧郵便局庁舎（旭町三丁目）を譲り受けた苦小牧市はこの建物を改造して、一階を市社会福祉会館とし、二階には車庫を改造

した簡易建物に入っていた市建築部が移ることになり、昭和五十六年（八一）七月四日にオープンした。この間、郵便局との約束でこの局舎には福祉関係しか入居しないことになっていたが、建築部は他に行くところもないため、ずるずると居座ることになり、新庁舎の建設を待つことになったのである。

市庁舎の 昭和三十八年（六三）の開港以来、急激に人口が増え、これに伴って行政事務も著しく増して職員増 改 築 数も増えていった。このため、たびたび増改築と分庁舎などをもって対処してきたが、これもその場限りの一時凌ぎにしかならず、根本的な解決が迫られることになった。

同五十二年（七七）になって市は、苫小牧市庁舎建設委員会規程（訓令第六号）を施行し、内部組織として全庁的な立場から増改築問題の検討を開始した。当初は同四十五年（七〇）に増築した市役所中庭の三階建て庁舎の上に六階までを積み上げる計画であったが、さらに規模を拡大する必要性が生じたのである。

市は庁舎建設委員会を中心にいろいろと検討を重ねた結果、市役所中庭の三階建て庁舎を六階建てにする案を白紙に戻し、新しい計画案を打ち出していた。大泉市長は同五十六年（八一）一月八日の年頭の記者会見で、新年度予算において市庁舎増改築の調査費を臨時事業に計上すると発表し、俄かにこの問題が浮上していった。そして、市は同年二月九日に予算議会を前にして庁舎改築計画を明らかにした。この計画では、現庁舎の前面、東西両サイドの棟（同二十七年建設）は取り壊し、同四十五年（七〇）に建設した三階建て庁舎をそのまま残し、この南側に地上二階建ての新庁舎を増築しようとするものであった。

これによると、三階建ての現庁舎の延床面積は三、八〇〇平方メートル、増築する二階建ての延床面積は一万八、〇〇〇平方メートルで、増改築後の総延床面積は二万一、八〇〇平方メートルとなる。三階建ての現庁舎は一、二階を一般市民用窓口業務専用の市民ホールの性格を持たせ、取り壊す旧庁舎は駐車場や緑地帯を計画していた。市としてはこの

改築に当たり、人口三・五万人規模の都市を想定するが、当面は第一期工事として人口二・三万人の都市に対応できる庁舎にしたいとし、総工事費は五〇億円で、昭和五十六年（八二）八月に着工して一年半後に完成させたいとしていた。そこで苦小牧市は、庁舎建設地の地質調査の一部を同五十五年（八〇）中に済ませ、新年度予算で調査設計をしないたいとし、同五十六年二月二十六日の市議会に同五十五年（八〇）一般会計補正予算（第八回）^③の中で、総務費に委託料として庁舎建設地質調査費三・九五万円を計上し、これは同月二十八日に原案可決となり、三月十二〜二十日まで四箇所において実施された。

一方、苦小牧市議会では新年度予算で調査設計費一億二、〇〇〇万円、六月議会には一・五億円の建設費が補正予算として組まれ、市財政調整基金条例も設定されて、市庁舎は八月にも着工が予想されることになった。そこで市議会は住民代表としてチェック機能を果たすべく、その対応が迫られることになった。各党派との調整が行なわれた結果、所管常任委員会での調査よりも特別委員会を設置する方向で固まっていた。

同五十六年（八二）三月二十八日の市議会最終日に正副議長を除く半数の一七人の構成で苦小牧市議会庁舎改築特別委員会が設置され、同日の委員会で委員長に田原賢蔵、副委員長に鹿野昭治を互選した。

同五十六年度予算の成立にともない、市は同年四月十三日に随意契約による庁舎設計業務を榊岡田新一設計事務所に委託し、設計業者とも協議をしながら基本計画の作成に当たった。また、庁内には同月十七日に庁舎改築事務局、五月一日に庁舎改築委員会（委員長安住助役）を設置して内部組織を固めたのである。

庁舎増改築の基本計画

1、基本方針

増改築庁舎は、市民に開かれた明るい庁舎であり、親しみと利便性を備えた行政サービスセンターとして、現在の位置に建設する。

2、増改築庁舎の規模と配置

増改築の延床面積は一万九、四〇〇㎡程度とし、既存庁舎の延床面積四、〇〇〇㎡と合わせ、将来人口二三万人に対応した職員を収容するものとし、高層棟（執務棟）は地下一階、地上一二階（塔屋を除く）、低層塔（ロビー棟）は三階とする。

高層棟は南側に、ロビー棟は既存庁舎と高層棟との間に配置し、中央玄関をロビー棟に設け、高層棟と既存庁舎の中央に位置する。

3、建物

増築庁舎は高層建築物であるため、防火設備、避難設備を効果的に配備するとともに、省エネルギー対策及び身障者のための、諸設備にも配慮する。

外観は、表面仕上げの異なった何種類かのタイル（光沢のあるアルミ、鈍い光沢のアルミ）を使い分け、一部にレンガタイル帯を配して変化に富んだ立面を構成させ、近代建物のイメージを現わす。

4、内部のレイアウト

①各部の配置は、市民に接する機会の多い窓口部門を一階から三階に配置し、来庁市民の利便に配慮する。理事者室は中層の五階、議会は上層の九、一〇、一一階に配置する。

②一般執務室は原則としてオープンフロア方式とし、部ごとにまとめて、事務効率の向上を図る。

③会議室は、可能な限り各階ごとに設け、行事、研修等に使用する大会議室を上層階に配置する。

5、付帯設備

①動力源は電気とする。

②空調の熱源は温水（増築庁舎）、蒸気（既存庁舎）とする。

③電話、コンセントはフロアダクト方式とする。

- ④ 照明、空調設備はシステム天井を基本とする。
- ⑤ エレベーターは五台とする（建設時は四台）。

『庁舎増改築の記録』 昭和五十八年 苫小牧市

この間、市議会庁舎改築特別委員会では二班に分かれて、倉敷市、姫路市、宝塚市、津市、豊橋市、武蔵野市の各都市の視察を行い、特別委員会は一二回にわたり、市理事者が示した増改築基本計画案に基づいて審査、検討を重ねて中間報告をまとめた。しかし、この増改築案は正式提案ではなく、特別委員会も改選期をむかえていて、中間報告も抽象的な内容に終始した感があった。新委員は昭和五十六年（八一）六月二十六日の人事議会で議長指名により三人が選任され、第一回委員会で委員長に本間信一、副委員長に長谷川新之助が互選された。

こうした中で、同五十六年（八一）七月三日の市議会で、市は一七億四、六〇〇万円の庁舎増改築の本年度分事業費の補正予算案と庁舎増改築工事予算補正関係資料（一、庁舎増改築工事設計概要、二、庁舎増改築工事工程表、三、増改築庁舎平面図及び各階利用計画、四、駐車場整備図、五、庁舎増改築事業費及び財源内訳）が提出し、ここに庁舎増改築が本会議で正式に提案された。これをうけ市議会は会期を五日間延長し、市議会庁舎改築特別委員会に付託し、四日から審査を行なうことになった。

庁舎増築設計概要

建物概要

- 一、建築場所 旭町四丁目五一六
- 二、用途地域 商業地域
- 三、防火地域 防火地域

- 四、敷地面積 一五、七五四㎡
- 五、建築面積 三、三四八㎡
- 六、延床面積 一九、四〇〇㎡
- 七、建ぺい率 二一%
- 八、容積率 一六六%
- 九、規模 地下一階、地上一二階、塔屋一階、一部三階
- 一〇、構造 鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造
- 一一、最高の高さ 五三・八〇m
- 一二、外装 アルミカーテンウォール、一部タイル埋込PC板仕上
- 以下略

既存庁舎改築概要

- 一、改築面積 四、一九六・〇〇㎡

- 二 改築北側玄関増築面積 六七・五〇㎡

旧庁舎解体撤去面積 七、九一八・〇〇㎡ 鉄筋コンクリート造、ブロック造、木造

市庁舎増改築事業費及び財源内訳

(単位 万円)

事業内容	全体計画	五十六年度計画	五十七年度計画	五十八年度計画	備考
①増築工事費	五五七、一〇〇	一六一、〇〇〇	二八七、九〇〇	一〇七、六〇〇	
②旧庁舎改修工事費	一五、〇〇〇			一五、〇〇〇	
③旧庁舎解体工事費	六一〇〇	一、〇〇〇		五一〇〇	

苦小牧市史（追補編）

④外構工事費	八、〇〇〇				八、〇〇〇	
⑤備品購入費	三〇、〇〇〇			三、〇〇〇		
⑥設備調査費	一二、〇〇〇	一二、〇〇〇				当初予算計上済
⑦旧公宅跡地整備費	一、八〇〇	一、八〇〇				
⑧その他移転改修工事費	七〇〇	七〇〇				
計	六三〇、七〇〇	一七七、一〇〇	三二七、九〇〇	一三五、七〇〇		
財源内訳						
①起債	二二〇、〇〇〇	六三、〇〇〇	一〇五、〇〇〇	四二、〇〇〇		
②基金繰入金	一五〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	七五、〇〇〇	三〇、〇〇〇		
③一般財源	二七〇、七〇〇	六九、一〇〇	一三七、九〇〇	六三、七〇〇		
計	六三〇、七〇〇	一七七、一〇〇	三二七、九〇〇	一三五、七〇〇		

（『第一五回定例苦小牧市議会関係書類』 昭和五十六年六月 苦小牧市）

市議会庁舎改築特別委員会は、昭和五十六年（八一）七月四、六、七、八日の四日間行なわれ、①庁舎建築工事の契約にあたっては極力地元企業の活用、育成を期し、各事業内容ごと契約ランク別に綿密かつ公平を図れ、②駐車場対策は主体駐車場の建設を本庁舎完成と同時期とするよう措置し管理についても遺漏のないよう計画すべき、③庁舎建設中は市民への防災、火防上の不安解消と市民サービス面での不便のないよう配慮すべき、④早期に旧庁舎撤去後の緑化計画、環境づくりを立案すべき、⑤市民サービスの部門の改善及び近代的機能の充実にはさらに実施計画の中で補強を図るべきであるとの、付帯決議を付け賛成多数で原案可決となり、本会議でも賛成多数をもって補正予算案は可決となった。^④

こうして市庁舎改築の補正予算は市議会でも可決されて、その改築が決定した。しかし、付帯意見がついたため、基本設計において、地下部分の駐車場を廃止して食堂など配置、市民ロビー棟の吹き抜け部分の手直しなど各種の変更が生

じた。このため構造計算のし直しなどにより設計書が一カ月ほど遅れることになり、このため着工は当初の十月は困難となり、十一月にズレ込み、工事代金もさらに増額となり、昭和五十八年（八三）三月完成も危ぶまれることになった。

同五十六年（八一）八月末には市議会庁舎改築特別委員会の第二回目の他都市の視察（第一班が金沢市、高岡市、長岡市、第二班が市川市、松戸市、浜松市）、委員会も計一〇回を重ねた。一方、市は同年九月に入り建築工事日程を再検討したが、十月初めには工事業者の指名通達を行い、中旬に工事契約をして着工し、予定どおり同五十八年三月末には完成させる方針を打ち出した。

苦小牧市の庁舎増改築工事（同五十六年度分）の入札は十月十六日に市民会館で行なわれたが、この入札には三六社の指名業者で構成する一一のJV（ジョイントベンチャー）が参加した。いずれもAクラスの業者で、三回目までのJVも市の予定価格を上回って不調となったが、四回目ようやく鹿島建設を代表とするJVが一六億六、一五〇万円で落札した。このJVは鹿島建設、竹中工務店（東京本社）と菱中興業、岩倉組土建、藤建設興業、盛興建設（苦小牧本社）で構成され、大手と地元企業によるもので、市は歓迎した。ただ、一部において事前談合があったのではないかと、抗議もあった。施工業者が決定すると市は、増改築事業のうち建築主体（躯体）工事をその日うちに（十六日午前中）に発注したが、代表業者は鹿島建設であった。

さらに市は、十月十九日に工事の監理業務を担当する庁舎建設工事監理室を市建築部内に設置し、市は北村室長外七人を配置し、監理委託の岡田新一設計事務所、王子不動産からの社員も合流して、総勢一〇人の官民スタッフで監理業務を行なうことになった。

同五十六年（八一）十月二十一日に市庁舎増改築の一部において着工したが、十一月十日に現地で盛大な安全祈願祭が行なわれた。式典には市理事者、担当部局、市議会の正副議長と庁舎改築特別委員、地元経済界代表、設計及び

工事担当者など七〇人が参加した。神式により安全を祈願し、発注者を代表して大泉市長、工事業者を代表して鹿島建設代表、設計に当たった岡田新一設計事務所代表らがクワ入れを行い、それぞれが玉ぐしを捧げた。

市庁舎の増改築工事はその後も談合問題をはじめ、議場設計、駐車場、増額補正問題、外壁問題、オーブンフロア問題、窓の開閉、維持管理費など多くの問題で論議となったが、この間各種工事の入札、施工も順調に行なわれ、急ピッチで進められていった。



市庁舎増改築工事風景



増改築庁舎完成記念感謝状贈呈式



庁舎落成式典風景

こうして、昭和五十八年（八三）三月下旬には南庁舎（一二階建て増築庁舎）が完成し、二十八日から三十一日まで移転作業が行なわれ、四月一日には増築庁舎開庁式が行なわれたのである。

開庁式は午前九時、新庁舎中央玄関で大泉市長、戸部市議会議長、市民代表の村上町内会連合会長の三人が紅白のテープにはさみを入れると、見守っていた来庁者や市職員から一斉に大きな拍手がわいて使用開始となった。なお、増築工事の完成は四月二十五日である。

一方、北庁舎は同五十八年（八三）四月に着工して六月十五日に完成し、外構工事は五月に着手され、六月には旧庁舎の解体工事が行なわれた。庁舎建設費は最終的には継続費で六九億三、五四〇万円、単年度経費で三、五八八万円となり、全面完成をみたのは十一月二十一日であったが、市は同月十八、十九日の両日に板谷新市長により市庁舎完成行事を行なうて完成を祝うことになった。十八日は午前十時から一階ロビーで式典を行い、市から施工業者に感謝状が贈られた後、庁舎着工の同五十六年（八一）十一月十日に生まれた二歳の幼児らによりくす玉が割られ、前庭に市内小中学校生による記念植樹が行なわれた。十九日にかけて一二階展望回廊が一般公開されて小中学校生美術展が開かれ、市営バスが庁舎落成記念乗車券を発売し、この二日間樽前・植苗・勇弘から無料バスを運行した。

増 改 築 庁 舎 工 事 概 要

敷地面積 一五、七五四・一七㎡

建築面積 南庁舎 一、三二〇・五一㎡（増築）

ロビー棟 一、〇三五・五〇㎡（増築）

北庁舎 一、二〇六・七九㎡（改築）

延床面積 合 計 二三、三〇一・一〇六㎡

南庁舎 一六、四八一・四五㎡

ロビー棟 二、八八六・〇六㎡

苦小牧市史（追補編）

北庁舎 三、九三三・五九六m

建物の高さ 南庁舎 五三・七m

ロビー棟 一三・六m

北庁舎 一二・四m

規模・構造 南庁舎 地下一階、地上一二階、一部屋上階 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造

ロビー棟 地下一階、地上三階 鉄骨鉄筋コンクリート造

北庁舎 地下一階、地上三階、一部屋上階 鉄骨鉄筋コンクリート造

設備・電気設備 受変電設備、発電気設備、幹線設備、中央監視制御設備、照明設備、通信・信号設備、防災設備、テレビ共

聴設備

・空気調和設備 冷熱源設備、温熱源設備、ポンプ配管設備、換気設備、排煙設備

・給排水・衛生設備 給水設備、給湯設備、排水設備、ガス設備、消火設備

・電話設備 電子交換機（DX―四〇）、実装六〇回線（容量八〇回線）、内線六〇線（容量八〇〇回線）

・昇降機設備

・専用エレベーター三台（一七人乗り一五〇m／分）、非常用エレベーター一台（一七人乗り一五〇m／分）

・書類搬送設備 堅スノコ型ベルトコンベアー（カウンター内設型）三八m

駐車場 二七九台（構内一六〇、構外一一九）

自転車置場 八一台

工期 南庁舎・ロビー棟 昭和五十六年十月二十一日着工 同五十八年四月二十五日完成

北庁舎 昭和五十八年二月十日着工 同五十八年六月十五日完成

総工事費 六九億三、五四〇万円（三カ年継続費）、三、五八八万円（単年度経費）

財源内訳

年 度	年 割 額	特 定 財 源		一 般 財 源
		地 方 債	財政調整基金繰入金	
昭 和 五 六 年 度	一億九、五二九万円	四億四、九〇〇万円	四億五、〇〇〇万円	三億二、一一九万円
" 五 七 年 度	三億七、九九九万円	一億九、七八〇万円	六億二、二五〇万円	一億八、九六九万円
" 五 八 年 度	一〇億一、〇一二万円	三億五、八二〇万円	四億二、七五〇万円	一億〇、九五二万円
計	六九億三、五四〇万円	一七億一、五〇〇万円	一五億〇、〇〇〇万円	二七億二、〇四〇万円

（『庁舎改築の記録』 昭和五十八年 苦小牧市、『市民のサービスセンター新庁舎』 昭和五十八年 苦小牧市）

注(1) 『各会計決算説明書』 昭和四十四年度、同四十五年度 苦小牧市

(2) 『第一八回苦小牧市議会議案』 昭和四十四年 苦小牧市

(3) 『第一四回定例苦小牧市議会会議録』 昭和四十六年 苦小牧市議会

(4) 『苦小牧民報』 昭和五十六年七月九日号 苦小牧民報社

二、行政改革への取り組み

市行財政近代化推進委員会 苦小牧市は昭和二十八年（一九五三）十二月に市役所業務改善委員会規定を策定し、助役を委員長に各部の管理職による業務改善委員会を設置して、その時代の組織・機構に合わせた内容なども見直しながら、業務を改善してきた。具体的な活動として①行政事務の改善や能率化の方策を調査審議、②目的達成

に必要な研修、③実施すべき意見を市長に上申、④実施事項の周知徹底を図るなどであった。^①その当時は必要に応じて委員会を開き、改善内容を検討してきたが、その後に他の行革委員会が新設されたりして、平成五年（九三）まで委員会としての規定は残っているものの、事実上は全く機能しないものであった。このため同年五月に市行政改革推進本部規程を制定して廃止となった。

また、昭和四十三年（六八）七月には（財）地方行政近代化協会に行政事務の効率化を図る目的で、①適正な職員配置をするため、事務量の測定をすることについて、②事務の効率化を図るため、機械化を進めることについて、③機構及び事務の簡素化を図ることについて、④可能なものはすべて民間委託に切り替えることについての調査委託を行い、同四十四年（六九）六月二十八日に回答を得ている。^②

苫小牧市は工業開発から市税収入の伸びが目立ち、高度経済成長に支えられて健全財政を誇ってきたが、同五十年（七五）頃から、厳しい経済状況に見舞われて本市もまた地方自治体の財政危機を招くことになった。市はこの財政硬直化を打開するため、経常費を節減して対処してきた。しかし、翌五十一年（七六）に入ると、一層の財政硬直化が進展することになり、市はこの危機を乗り切るため同年一月二十八日に部内組織である「苫小牧市行政近代化推進委員会」を設置して、経常費の節減、業務改善の推進、各種補助金の整備、使用料の見直し等を検討することになった。委員長に新岡助役、副委員長に安住助役、委員に各部長（収入役、教育長、消防長、病院事務局長を含む）、事務局長に総務部長が当たり、行財政全般の見直し作業に着手した。

同委員会は①人件費（給与、職員定数、旅費）、②事務事業の合理化（組織、委託、事務処理）、③財政合理化見直し（使用料、経常費節減、負担金、補助金、交付金）についての分科会を設けて検討した。

この結果、経常費節減、使用料・手数料料金の早期是正、負担金・補助金・交付金の節減措置が打ち出された。給

与抑制についても答申されたが、合理化をめざすことになり、業務委託、職員定数などの是正も適正化を図ることになった。さらに、機構改革は企画部を廃止して開発部を新設するなど将来のまちづくりを検討する組織を提言し、昭和五十二年（七七）四月二十五日に一連の業務を終え、行財政近代化推進委員会は解散となり、その業務は人事課事務管理係に引き継がれたのである。

行政改革事務を引き継いだ人事課事務管理係が事務局となつて、同五十四年（七九）に（社）日本経営協会経営研究センターに対して行政事務の診断を委託した。同センターから堀江哲二副所長など三人が来苦して同年九月から十二月にかけて実態調査が行なわれ、翌五十五年（八〇）二月に中間報告があり、三月末には報告書が提出され、六月に理事者への「行政事務診断報告書」の報告、説明があつた。

同報告書は行政事務診断の経緯に始まり、①総合的な問題と今後の対応策、②組織の構成及び事務配分、③組織の運用と各層管理職の職務、④管理の具体化、近代化策、⑤職員定数及び配置職員数、⑥行政の減量化（事務事業の外部委託）についての要約が二七ページ（B4）にまとめられた。この報告書はその後の行政改革の資料として活用された。⁽³⁾

第一次市行政改革推進懇 行革推進を公約の柱に据えて当選した板谷市長は、庁内にプロジェクトチームとして話会と行政近代化委員会 委員会を設置して行革を進める方針を打ち出した。先ず昭和五十九年（八四）五月に総務部主幹を置いて市行政近代化委員会事務局を担当させ、行革関係機関設置の準備に入つた。しかしながら、この委員会設置で職員組合との同意でつまずき、ずるずると遅れることになった。その後も日常業務の見直しや事務改善等で組合との話し合いが続けられたが、結論を得ることが出来ず、板谷市長は管理運営のことであるとして見切り発車させ、同六十年（八五）二月十八日に市行財政近代化委員会を発足させ初会合を行なつた。委員長には宇治助役が当

たり、委員に各部長、さらに各部ごとに部会（一五部会）を設け、昭和六十年（八五）七月末までに改善実施計画を委員会に提出、八月末までに委員会として行政近代化の実施計画をまとめようとするものであった。

一方、民間人で構成される行政改革懇話会の設置についても、内部組織と平行して検討され、審議会とするか、市長の私的諮問機関とするか、人選などについて検討してきたが、市長の私的諮問機関の懇話会とすることが決まった。昭和六十年（八五）三月二十三日には民間各界代表一四人の構成による苦小牧市行政改革懇話会が設置され、既に設置の市行政近代化委員会と合わせて庁内外の組織づくりが完了した。

苦小牧市行政改革懇話会のメンバーは、半沢宏（苦工専校長）、土川清（王子工場長）、福原周一（苦食社長）、炭谷肇（苦民社長）、三次隆（日軽苦小牧専務）、藤井昌明（山陽国策勇払工場長）、大津山チエ（大津山商店社長）、笠原晃（苦信金専務理事）、沖禎一郎（出光興産北海道製油所長）、佐藤裕（菱中自動車運輸代表取締役）、松井郁夫（松井コンクリート代表取締役）、片石美智代（主婦）、松田洲利（苦地区協議長）、小嶋幸弘（苦地区同盟事務局長）で、第一回の懇話会で会長に炭谷肇、副会長に福原周一、笠原晃を選出した。市からは①行政領域の見直し、②行政運営の効率化についての諮問があり、懇話会は①定員人事管理の適正化、②民間委託、OA等事務改善の推進、③事務事業の見直しの三項目を検討テーマに決定して、笠原晃、三次隆、藤井昌明、松井郁夫、佐藤裕、片石美智代、炭谷肇の七人で幹事会を設け、細部の肉付けをしていくことになった。

第一次市行政改革推進懇話会の答申を報ずる新聞

昭和六十年（八五）十二月二十一日に苦小牧市行政改革推進懇話会は板谷市長に対して「市行政改革の推進について」を答申した。答申の主な点は、①全庁的な企画調整機能が十分に發揮出来るような組織体系をつくる、②窓口業務は出来るだけ統合して市民の利便を図る、③定員は五カ年で一〇パーセントの削減を当面の目標に長期定員計画を策定し、削減目標に到達するまでは必要欠くべからざる場合のほかは、職員の新規採用は見合わせることに、④人事管理の根幹である職員の勤務評定制度の導入を図る、⑤市民参加意識を高揚するためにも民間委託は積極的に活用すべきである、などであった。また、板谷市長に対しては過去二回の行財政改革の診断結果を踏まえて、これまでの診断結果でも未解決のものが多く、不転の決意で取り組むようにと強く求めるものであった。⁴⁾懇話会の答申を受けた市は直ちに大綱づくりに取り掛かり、同六十一年（八六）三月三十一日に「苦小牧市行政改革大綱」を策定した。なお、同懇話会は同六十一年度末をもって解散となった。

一方、内部組織の苦小牧市行政近代化委員会（委員長沢田助役）も市行政改革推進懇話会と平行して進められ、同六十四年度（八九）をメドとする行政改革実施計画の策定作業を進めていて、同六十一年（八六）十二月二十二日に板谷市長に「行政改革近代化計画」を報告した。

【組織・機構】

・ 服務主幹の廃止、・ 人事課と職員研修課の統合、・ 市民部地域生活課市民サービス係の廃止と土木部維持管理部門への業務移管、統合、
・ 環境衛生部環境課の管理係と計画係の統合、・ 土木部区画整理事務所の縮小、都市改造事務所の縮小と段階的廃止、・ プロジェクトチーム制度の導入、活用、・ 苦小牧振興会社など外郭団体の在り方の見直し。

【定員管理の適正化】

・ 五十八年度から六十四年度までの六カ年で二二・一、五・三％の減員実施。

【民間委託の推進】

・学校給食調理、配達業務など季節的、時期的業務量に変動ある業務、一般廃棄物収集業務など民間の能率性、経済的効果が期待できる業務、・市民会館、労働福祉センター、各種観光施設など公共施設の管理運営業務、・住民などの委託により住民の参加意識、ボランティア意識の醸成が図られる各種行政サービス業務。

【OA化等事務の機能化】

・汎用コンピュータの活用（起債管理、住民記録システムの漢字・オンライン即時処理、国民健康保険税給付、心身障害者福祉などの業務）

【その他事務等の改善】

・簡易的、実質的方法による情報公開制度事務の実施、消費者センターの本庁への移転、吸収、・臨時職員賃金制度の見直しと賃金体系の改正、・市立総合病院の「早過ぎる夕食時間」の見直し。

（『苦小牧民報』 昭和六十一年十二月二十三日号 苦小牧民報社）

この大綱に従って推進計画が策定され、職員削減、民間委託などがあげられたが、市長任期も迫り消極的な姿勢となり、本格的な行革は選挙後に行なうことになった。

市行政改革推進本部と行 昭和六十二年（八七）四月の統一地方選挙市長選で鳥越市長が誕生し、板谷前市長の政務改善委員会の設置 行政改革実施計画は自然消滅のかたちとなった。鳥越市長も行政改革を進めるため全庁的に行革組織を確立する方針を打ち出した。そして、職員が参加する全庁的な組織をつくり、職場単位に行革推進組織を設置、その組織にチェック機能も持たせたいという行政改革に取り組む積極的な姿勢を示した。しかし、市長の掛け声だけが先行し、その実行は遅れ気味となり、市民の期待を裏切るものとの批判も出た。

昭和六十二年（八七）九月二十一日になって鳥越市長は苫小牧市行政改革推進本部（本部長鳥越市長）を設置した。その組織は部長職による行革推進本部、その下に二一部署の一般職も含めた業務改善検討委員会を設けたが、本部会議には各委員会から具体的な提案があつて、可能なものから実施に移していった。その第一弾となつたのは市民会館と労働福祉センターの管理運営業務の委託で、翌六十三年（八八）五月一日から実施され、第二弾は水道メーター検針業務を八月一日から苫小牧管工事業協同組合に委託した。

苫小牧市行政改革推進本部は同六十三年十月二十七日に「行政改革推進計画書」をまとめた。これによると目標は同六十五年度（九〇）末とし、五つの主眼点を置いた。①組織・機構の簡素合理化、②定員管理の適正化、③民間委託の推進、④〇Ａ化等事務の機械化、⑤その他事務等の見直しで、市民サービスの充実と活性化を図り、総合窓口制導入など六三項目に及ぶ具体的な内容を示した。

①組織・機構の簡素合理化では、総合窓口制導入、社会福祉協議会市民相談事業の市民部移管、総務部の私立学校の教育委員会移管、行政資料室の廃止、西部地区バス営業所の新設、②定員問題では、新たな行政需要に対応して五六人増員し、事務見直しなどによる八九人の減員とし、実質的に三三人を削減する、③民間委託では、ゴミ収集で今後の増加対応分について検討、市営住宅の管理を管理公社に委託、学校給食配送添乗業務委託、議会会議録を速記から録音テープに変更し反訳業務委託化、市営バス事業の間接部門外注項目の見直し、（市民会館、労働福祉センター業務委託、水道メーター検針委託は実施済）、④〇Ａ化では、住民プライバシーやデータの保護などを図りながら、汎用コンピュータ、パソコン、ワープロ、電話ファックス、自動封入封かん機などの〇Ａ機器導入促進、文書・図面のマイクロフィルム化、⑤その他の事務改善では、職員の勤務時間、保育時間の延長、調整手当廃止・退職金の国並みなど給与適正化、役職定年制導入、他の自治体や民間団体への研修派遣、ゴミ回収車の効果的運用、臨時職員の賃金

改善、権限委譲の拡大、広報紙見直し、市立総合病院の給食時間の見直しなどであった。^⑤

行政改革推進計画に基づく実施最終年は平成二年度（九〇）であったが、その実施については計画していた六三項目のうち四七項目で、七四・六パーセントの達成率であった。鳥越市長の一期目の任期内に達成しようという意気込みではあったが、私立学校事務と公立学校事務の一元化、社会福祉協議会の市民相談業務の市民部移管と総合化、一般廃棄物収集の民間委託、住宅管理公社設立、土地管理業務電算化、住民記録システムの漢字オンライン化、総合窓口、道路台帳業務電算化、自動封入封かん機導入、一部職場のパソコン導入などが未実施であった。その後も引き続き行政改革を進めてきたが、大きな成果をあげることが出来なかった。

こうした中で、同五年（九三）三月の市議会で、昭和二十八年（五三）に制定された「苦小牧市役所業務改善委員会」が規定の上で生きているが、事実上は全く機能していないではないかとの追求をうけ、市はこの規定を見直すことになった。平成五年五月十二日にこれまで実施してきた行政改革推進本部の制度化に踏み切り、「苦小牧市行政改革推進本部規程」を制定して、付則で「苦小牧市役所業務改善委員会規定」の廃止を決めたのである。

一方、苦小牧市は行政事務の効率化を促進するため、同五年五月十二日に市長を委員長とする新たな市行政事務改善委員会を設置した。この委員会は多様化する市民ニーズに対応するため、組織の見直しから〇Ａ化の推進まで幅広い内容で、同六年（九四）一月二十七日には「行政事務改善計画」を策定し、同八年度（九六）までに目標を達成するもので、鳥越市政の「行政改革推進計画」に次ぐ、開かれた市役所づくりの第二弾ともいうべきものであった。

改善計画では組織の見直し、ごみ処理施設の増設、高齢化対策室の新設、企画開発機能の充実、市制施行五〇周年記念事業、コンピューター利用計画などがあげられた。市はこの計画のもと鋭意改善に努めてきたが、保育所の廃統合と施設の有効活用、民間委託による事業系ごみの収集、市営住宅の管理運営を行う公益法人の設立など未実施の項

目も残った。このため、市は現行の改善計画が平成八年度（九六）で終わるのを踏まえて、同九年（九七）四月から新たな計画づくりに取り組むことになった。

第二次苦小牧市行 苦小牧市は平成八年度（九六）をもって行政事務改善計画が終わるため、同年七月には新たな政改革推進懇話会 なる行革に取り組むべくその準備に入った。先ず市民の要望を聞くため、同月八日に初の公募（一人）を含む企業やボランティア、労働団体、町内会関係など一五人（うち女性五人）から成る市長の諮問機関として「第二次苦小牧市行政改革推進懇話会」を設置した。苦小牧市としては板谷市長が昭和六〇年（八五）三月に設置した懇話会に次ぐもので、この際は第二次として区別した。第一回懇話会で会長に鈴木祥且苦信金常務理事、副会長に今成重男町内会連合会常務理事を選出して協議に入った。

市行政改革推進懇話会は、平成六年（九四）に自治省が地方自治体に通達した指針に基づき、精力的な協議を重ね、同八年（九六）十一月には鳥越市長に「行政改革の推進について」の提言書を提出した。

行政改革について、①活力と魅力ある都市づくり、②進取的かつ柔軟な市政の確立、③簡素で効果的な行政運営、④ふるさとを実感できるまちづくり、⑤明るく活力ある市役所づくりの五つの視点から取り組む必要性を示した。そのうえで行政改革に取り組むべき事項に、①事務事業の見直しでは、市民に開かれた行政や行政の公正性、透明性を確保するための情報公開条例や行政手続き条例の制定、民間活力の活用、近隣自治体との連携強化による広域行政の推進などの提案、②組織・機構の見直しでは、スクラップ・アンド・ビルドを基本とし、公社など外郭団体は実情に応じて見直し、業務執行の効率化などの改善を求め、③定員管理・給与の適正化では、OA機器の導入や退職者の動向を勘案した職員採用と高齢者職員対策の検討のほか、能力主義に基づく職員登用、各種手当の適正化などをあげ、④職員の能力開発では、市民ニーズや新たな時代の流れに対応できる政策形成能力や創造的能力を有する人材育成の



第二次市行政改革推進懇話会答申

必要性から職員研修の充実を強調、⑤情報化による行政サービスの向上では、高度情報通信技術の活用による市民への迅速、適切な行政サービスの提供を要請、⑥公共施設の設置及び管理運営では、利用効果の高い施設づくりと合わせ、高齢者、障害者に配慮した施設、市民の利便性を考えた利用時間の設定を求め、⑦市民サービスの向上と市民参加では、窓口サービスの強化や町内会、市民組織、ボランティア団体との連携の必要性を強調、⑧財政では経常経費の抑制はもとより、補助金、負担金の見直し、食糧費、交際費などの透明な執行を提案した。また、十五人の委員が発言した内容を個別事項に対する主な意見として市立総合病院の廃止、市営バスの民間委託、ごみ処理の有料化などもあげている点で特徴あるものであった。

この提言書をうけて市は各課に内容を周知したが、行政改善委員会を開いて方向性を示してから、新しい行政改革大綱を策定する作業に取り掛かった。

新行革大綱は自治省の指導に基づくもので、おおむね十年先を視野に入れて策定する、昭和六十一年（八六）四月に策定した大綱の改定版となり、三〇五年の短期的な取り組み指針となる改善計画も合わせて策定するものであった。

しかし、鳥越市長はこれまでの行革事務機関、審議決定機関を変更しようとする考え方を持っており、行革大綱策定が若干遅れることになった。この間、市長の行革断行に苛立ちを感じた市議会は平成九年（九七）三月議会で、議員提案による「行財政改革推進に対する決議」を全会一致で決議し、鳥越市政に対して大胆な行財政改革の推進を求めたのである。

平成九年（九七）四月の定期異動で、鳥越市長はこれまで総務部内の事務改

善主幹（課長職）を発展的に解消して、新たに行政改革推進室（次長職）を設置して、行革事務を担当させることにした。さらに平成九年（九七）五月一日には向こう十年間（一九九七～二〇〇六）の行政改革の方向性を示した「苦小牧市行政改革大綱」と大綱に基づき前半五年間（一九九七～二〇〇一）の具体的な取り組みを記した「苦小牧市行政改革推進計画」を発表した。

大綱は「二一世紀にふさわしいスリムでパワフルな市政を目指して」のサブタイトル付きで、基本方針に①最小の経費で最大の効果を上げる、スリムで効率のよい市政、②創造性あふれる人材を育成し、市民に信頼され、明るく活力ある市政をあげ、キャッチフレーズは「シェーブ・アップ苦小牧」「パワーアップ苦小牧」であった。

行政改革推進計画では、概ね市行政改革推進懇話会の提言に添ったもので、①事務事業の見直し、②時代に即応した組織・機構の見直し、③定員管理および給与の適正化、④職員の能力開発と職場の活性化、⑤情報化の推進等による市民サービスの向上、⑥公共施設の設置および管理運営、⑦市民サービスの向上と市民参加、⑧財政であった。具体的内容では、同十年度（九八）に全庁的機構改革、組織の名称をわかりやすく改称する、四保育所の廃止と適正配置、図書検索ネットワークの充実による移動図書館の順次縮小、市立総合病院の有識者による将来像の検討、ごみの事業系・大型・分別収集を委託、補助金・交付金の見直し、同十一年度（九九）には市役所総合窓口業務を委託、職員の昇任試験制度導入、同十二年度（二〇〇〇）には大型ごみ収集の有料化を実施、学校給食調理職員の嘱託化、同十三年度（〇一）には職員を六〇人程度削減し、都市規模の拡大・福祉・保健等の業務需要に応じ三五人増員を図るなど八一項目を示したのである。⁷⁾

また、従来の行政事務改善委員会を同五年（九三）五月に制定した「苦小牧市行政改革推進本部規程」による推進本部に移行して行うことになり、同九年（九七）五月二日に初会合が開かれ、着実な推進に向け全庁挙げて取り組む

ことになったのである。

注(1) 『苦小牧市例規類集』 昭和三十八年加除分 苦小牧市

(2) 『苦小牧市行政事務に関する業務調査報告―(財) 地方行政近代化協会』 昭和四十三年 苦小牧市役所

(3) 『行政事務診断報告書(要約)―(社) 日本経営協会経営研究センター』 昭和五十五年 苦小牧市

(4) 『苦小牧民報』 昭和六十年十二月二十一日号 苦小牧民報社

(5) 『苦小牧民報』 昭和六十三年十月二十八日号 苦小牧民報社

(6) 『苦小牧民報』 平成八年十一月十八日号 苦小牧民報社

(7) 『苦小牧市行政改革推進計画』 平成九年五月 苦小牧市

三、行政事務・業務の改善

電子計算 苦小牧市は、昭和四十五年（一九七〇）四月から市・道民税賦課計算業務を(株)苦小牧電子計算センターに委託したが、同時に道内における自治体の電子計算機導入状況の実態調査を行った。そして、十二月には事務の近代化と合理化を図るため市独自の電子計算機を導入する基本方針を決定した。同四十七年（七二）十一月には電算機導入準備委員会（委員長新岡助役）を設けて機種の検討を行い、翌四十八年（七三）二月末には七社七機種の中から富士通FACOM二三〇―二五型機と決定して月額一六四万円のリース契約を結び、十二月から稼働させることになった。¹⁾

このため市は、昭和四十八年（七三）六月一日付けで総務部に電子記録課を新設して、課長は職員課長兼務としたが、主査二名、主事等八名を発令して実質的な業務を開始した。十一月までにハードの据え付け、業務用プログラムのテストランを終えたが、キーバンチャーの新規採用、メーカー派遣職員などにより総員一六名という大所帯に膨れ上がっていた。十二月十日には専任課長の発令もあって、稼働開始を待つばかりとなった。

苫小牧市の電算機の稼働式（開所式）は同四十八年十二月十日に、電子記録課において行われた。まず伊藤一男収入役が業者から引き渡しを受けた後、ボタンを押して始動開始、あらかじめ組み込まれた苫小牧一〇〇年のスローガンである「歩みの百年、飛躍の未来」という文字が打ち出されて業務開始となった。本市の電算化は道内では札幌市、小樽市、旭川市に次ぐ四番目という早いものであった。

当初の業務は宛名管理やプログラム作成にあてていたが、同四十九年度（七四）から市道民税、国民健康保険税、給与、宛名利用など実質的な業務が開始され、年々その範囲を拡大していった。この処理事務量の増加に伴い、中央処理装置のレベルアップも図られ、同五十一年（七六）十月には月額二五三万円のリース契約でFACOM二三〇―二八に、同五十五年（八〇）十月には多重処理を開始したため、月額リース料二六八万円でFACOMM―一四〇Fに更新され、光学文字読み取り装置や入力機器なども逐次増強していった。同五十七年度（八二）のシステム適用業務も大区分で二三業務、入力データーは自前のパンチで二五万件弱と、道内では札幌市に次ぐものであった。しかし、行政事務の効率化には一層の電算処理強化が必要であるとし、同五十八年（八三）十月には機種はそのままにし、増設記憶装置の設置を決め六、〇〇〇万円の賃借料を計上した。先ず中央処理装置の記憶容量を三倍に増設し、磁気デュープを逐次磁気デスクに切り替え、全体容量を四倍にして七業務を同時処理し、漢字処理へ一歩前進しようとするものであった。なお、月額リース料は三四〇万円になっていた^①。さらに、同六十三年（八八）四月には月額リース料三四

二万円でFACOM M―七三〇―六に更新され、口座振り替え（金融機関とのMT交換で水道料・住宅料・納税・年金）、医療給付資格処理事務などが行えるようになった。

一方苦小牧市は、住民サービスの向上を図るためには総合窓口体制の確立が必要であると、昭和六十二年（八七）八月から市民部が窓口となつてその検討を始め、職員組合とも協議を行つていた。このうち漢字オンライン化によつて印鑑証明、戸籍謄本といった各種証明類や市営住宅退去手続き、国保・年金解除などが一ヶ所で処理できるシステムを構築しようとするもので、道内では初のシステムづくりの取り組みであつた。この漢字オンライン化はカタカナマスターで一括処理している住民情報を、漢字マスターで即時処理し、住民移動や住民票・印鑑証明作成など業務の効率化を図るという画期的なもので、行政改革推進でもOA化等事務の機械化があげられており、早期実現が期待されたが、なかなか進展しなかつた。

平成三年（九一）五月に、市は市民・財政・総務など関係部の担当者七人からなる「住民情報漢字オンライン化窓口業務改善委員会（委員長・市民部長）」を設置して検討を重ねたが、十二月にはホストコンピュータの機種や端末台数などの調整、プログラム作成、入力といった段階を踏んで早期実現を目指す方針を打ち出した。翌四年（九二）四月には市民部に四人体制の住民情報オンライン推進準備室を開設した。

鳥越市長は同五年（九三）二月の市議会での同五年度施政方針の中で、「住民の漢字オンライン化についても、今年度はホストコンピュータなど機器の導入やシステムの開発を、精力的に進める」と述べた。⁶そして、予算審査特別委員会において、同六年（九四）八月一日から実施したいとして、計画概要とスケジュールを示したのである。

今後のスケジュールは三月中旬に機種選定をした後、同五年度はホストコンピュータの設置とシステム開発を手懸けるが、同六年度春の繁忙期を避け、八月から本格的に稼働させる。導入する端末機は本庁舎と錦岡、勇弘の両出張

漢字オンラインシステムオープン式の新聞

所を合わせて計五二台で、市が自主開発に取り組むため、平成五年度（九三）にシステム開発用として一五台、残りの三七台の端末機は同六年度に設置するとした。漢字オンライン化により、市民サービス面で窓口における事務処理時間が一件につき七分程度短縮され、漢字化されるので読みやすくなるという効果があり、内部事務では住民台帳、印鑑登録原簿の取出しや格納、コピー、記載事務の省力化、宛名管理でコンピュータ入力事務と手作業による事務処理が解消されるという効率化や効果があった。事業費は新年度予算案に一億六、一〇〇万円、同十一年度（九九）までの七年間の全体経費は六億八〇九万円となる予定であった。

機種選定について慎重を期したため、さまざまな噂や憶測が飛び若干遅れることになったが、市は同五年三月にはホストコンピュータの機種を大手メーカー三社に絞り、機種選定委員会（委員長山崎助役）を設置して三社の機種を比較して調査、検討を重ね、市が納入方針を打ち出していた第四世代言語（データベースの扱いを前提としたオンライン事務処理用のソフトを対話型で開発するための支援機能）の機能に合致し、先発メーカーである日本ユニシスの機種に決定し、同五年（九三）九月十四日に正式契約を交わした。二十一日に市役所八階に新コンピュータシステムを設置し、二十四日からシステム開発に着手した。なお、このコンピュータに係る経費は同七年度（九五）予算で一億二、七二〇万円で、同十年（九八）六月には情報システム課と改め、職員は二人である。

機種選定で遅れはみたもののその後の努力によって、住民情報オンラインシステムは予定どおり同六年（九四）八

月一日にオープンした。この日午前、市役所一階住民課前で、鳥越市長が市民サービスの向上と事務処理の近代化を目指す、新機軸の端末機送信ボタンを押して正式に稼働を開始した。その後、市長あいさつがあり、市長、亀谷町内会連合会長、利用者代表（大滝美恵子）の三人がテープカット、市長から利用者代表にコンピューターで印字された新しい住民票の写しが交付されて式を終えたのである。

本市ではこの他に、昭和五十九年（八四）四月に市立総合病院が大型コンピューターを導入、オフィイスコンピューターでは、交通部が同六十二年（八七）四月に、中央図書館が同六十三年（八八）十一月に、保健衛生課・清掃課が平成元年（八九）五月に、区画整理事務所が同二年四月に、水道部では上下水道利用管理支援システムを同六年（九四）十一月に導入している。

また、データー保護対策については、苫小牧市個人情報保護条例（平成七年七月一日施行）、苫小牧市電子計算組織の適正運用の確保及びデーターの保護等に関する要綱（同六年八月一日改正施行）などで保護されている。データー作成を外部に委託する場合は、①指示目的以外の使用及び第三者への提供の禁止、②データーの複写、複製の禁止、③再委託の禁止、④データーの保管義務、⑤立入検査の実施を契約書に明記して行っている。

苫小牧市電算処理業務一覧

昭和四十八年度 宛名管理

四十九年度 市・道民税、国民健康保険税、給与、選挙、宛名利用

五十年 固定資産税（土地・家屋）、軽自動車税、環境分析、

五十一年度 国民年金、住宅使用料、生活保護費

五十二年 収納・消込業務、児童手当、固定資産税（償却資産）

五十四年度 統計

昭和五十五年 国勢調査地方集計処理、保育所

五十六年度 上下水道料金

六十一年度 起債管理、公有財産管理、決算資料

六十二年 福祉障害（福祉障害マスター管理、手当支給処理、老人・障害者無料バス券等）

平成 元年度 道路占用

二年度 医療給付

六年度 住民情報オンライン（住民基本台帳、印鑑登録、外国人登録、住登外処理）

『市政概要―第16版』 平成七年 苫小牧市議会事務局

戸籍・住民基本

台帳事務の改善

ダ―（住民基本台帳）五三台を使用して市民の要望に応えてきたが、同五十年（七五）には三万五、三〇〇の戸籍、四万五、五〇〇世帯の住民基本台帳に達した。しかも、年間三、〇〇〇世帯前後の増加があり、スペースの関係からこれ以上格納庫を据え付ける場所がなくなる恐れが出てきた。そこで市は、収納能力がすぐれ、事務合理化の可能な電動ファイリングシステムの導入について検討を開始した。

この結果、レミントン製電動格納庫と決め、同五十年（七五）十月中に据え付けることにした。この電動ファイルはスペースをあまりとらず、ボタンを押すと望みの戸籍がわずか九秒で手元に出てくるという画期的なもので、また札幌市の中央、南両区役所が各一台ずつ配備しているだけという窓口業務の新兵器であった。住民台帳用はレミントン・カードベイヤー四五一〇―R―六A型（高さ三m、幅二・五m、奥行一・二m）三台と戸籍用はレミントン・クレトリバー三〇〇E―一八―A四型（高さ一・一m、幅二・五m、奥行〇・九m）二台の計五台を月額二四三万円の

リース契約で導入するものであった。^⑦

住民課内での電動ファイルの据え付け工事は昭和五十年（七五）十月十日から行われ、十三日から全面稼働となった。これによって、住民基本台帳はわずか三秒で、戸籍は九秒で望みのファイルが出てくるというはなれワザをやつてのけるもので、事務効率をあげると同時に市民サービスの向上に威力を発揮したのである。

一方、昭和四十八年（七三）四月から本庁住民課と錦岡・勇払両出張所との間を電話回線で結び、複写伝送システムを採用して証明事務を開始した。同四十九年（七四）十一月には沼ノ端取扱所（消防出張所）、住吉取扱所（同出張所）、同五十三年（七八）十二月には糸井（日新）取扱所（同消防出張所）においても複写伝送システムによるサービスを開始し、同五十七年（八二）八月には一斉に新機種への更新が行われ、豊川コミセン（平成三年十二月九日）、沼ノ端コミセン（同四年十一月十一日）への取扱所の移管変更も行われた。また、印鑑証明については同四十八年（七三）四月一日から登録証を発行する制度としたが、出張所での複写伝送システム採用により、翌年十一月から印鑑証明の発行も行われるようになった。しかし、コンピュータによる漢字オンラインの導入により、この伝送方法は新しい仕組みのオンラインの中に組み込まれて平成六年（九四）七月末をもって姿を消した。

同五十五年（八〇）八月には本市の人口増加にともない住民基本台帳用のレミントン・カードバイヤーROS四五一一〇R―B五T型二台を追加導入した。しかし、一時は戸籍事務の新兵器とさえ言われた電動ファイリングシステムも、コンピュータ時代の到来にともない、住民基本台帳、戸籍事務も漢字オンラインシステムへと移行することになり、平成六年（九四）七月末をもって取り除かれたのである。

休日と開庁 元来官庁の勤務は土曜半どん、日曜休日で、午前九時から午後五時までというのが相場であった。時間等の変更 しかし、欧米の先進諸国に比べ労働時間が多いという問題が各界から指摘され、官庁の勤務時間に

ついても昭和四十九年度（七四）の人事院勧告で時間短縮に伴う隔週又は月二回を基準とする週休二日制の目標が示され、苫小牧市でも同年七月には対策委員会を設けて検討することになった。

だが、市理事者は人員増、財政負担増なしでは踏み切れることは出来ないとし、市民感情への配慮もあつて一応断念し情勢をみて再検討することにした。

同五十五年（八〇）に入ると再び労使協議が始まり、組合側は年休消化の形で移行しつつあるので、翌五十六年一月からの施行を求めた。市としても道内三二市の中で週休制未施行の市は苫小牧、帯広、伊達、江別の四市だけであること、国も四月から実施することから、同年二月からの実施に踏み切ることにした。ただ、これはあくまでも十二月末までの試行で、職務専念義務免除とし、市民のコンセンサスを得不いまま事実上のスタートとなった。この試行は四週五休のほか勤務状況から八週九休、さらに職場の実態により変則体制がとられた。

この試行については一年きざみで検討するのが建前で、その都度一年間延長して試行が続けられた。週休二日制は時代の要請でもあり、官民をとわず採用の方向にあつた。道内の三二市中本格実施、試行を合わせると三〇市に及び、当然苫小牧市も実施しなければならなかつた。だが、苫小牧市の場合は自治省が指摘する勤務時間が四四時間（国の勤務時間）を下回る三九時間一五分であつたことから踏み切れない問題があつた。このため、その後も一年刻みの試行を続けたのである。その後も理事者は勤務時間を延長して四週五休を実施したいとしたが、組合側がこれに反対してその進展はなかつた。

平成元年（八九）から国の出先機関が第二、第四土曜日をこれまでの半どんから土曜閉庁とし全国一斉にスタートした。これは地方自治体にも波及し、道などの機関においても実施されていた。苫小牧市は勤務時間問題があつてスムーズには進まなかつたが、同二年（九〇）四月から四週六休（四週に土曜二回）を実施することになり、さらに勤

務時間が短縮することから、平日一五分、土曜三〇分を延長し、週三九時間一五分とすることになった。つまり、平日は午前九時から午後五時十五分、土曜日は午前九時から午後零時三十分までとし、閉庁せず職員が交替で勤務するかたちをとった。

しかし、時代の流れに伴い、苦小牧市においても平成四年（九二）四月から隔週土曜日を閉庁することになり、同三年（九一）十二月の市議会に「苦小牧市の休日に関する条例」を提出して原案可決となり、翌四年四月一日から施行することになった。これにより苦小牧市の閉庁時間は平日が午前八時五〇分から午後五時一五分、土曜日が午前八時五〇分から午後零時二〇分となり、職員の週勤務時間は四〇時間五分となった。ただし、病院、福祉施設、清掃業務・施設、消防施設、教育・文化施設、スポーツ施設、集会・催事施設、市営バスなどは除かれた。

さらにわが国の休暇制度は拡大の方向に進み、国は同四年五月一日から、道が同年八月一日から完全週休二日制を実施した。このため、本市においても市民サービス維持に配慮しつつ実施の方向で検討され、同五年（九三）五月一日から完全週休二日制を実施し、閉庁時間は全日午前八時四五分から午後五時一五分までとなったのである。

苦小牧市の休日に関する条例（平成三年十二月十九日 条例第一七号）

第一条 次の各号に掲げる日は、本市の休日とし、本市の機関の執行は、原則として行わないものとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第一七八号）に規定する休日



完全週休2日制への協力を求めるポスター
完全週休制実施ポスター

十二月三十一日から翌年一月五日までの日（前号に掲げる日を除く）

2 前項の規定は、本市の休日により本市の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

第二条 本市の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く）をもつて定めるものが本市の休日にあたるときは、本市の休日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

付則

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

付則（平成五年三月三十日条例一三号）

1 この条例は、平成五年五月一日から施行する。

以下略

（『苦小牧市例規類集』 平成十年十一月加除分 苦小牧市）

苦小牧市の休日及び開庁時間の変遷

昭和五十五年 二月 一日 テストケースとして四週五休（四週に土曜一回休）を実施

五十六年 一月 一日 同上の一年ごと延期を繰り返す

五十六年十二月三十一日 年末年始休日を十二月三十一日から翌年一月五日とする（旧十二月二十九日から翌年一月三日）

平成 二年 四月 一日 四週六休（四週に土曜二回休）を実施し、開庁時間は平日が午前九時から午後五時一五分、土曜日が午前九時から午後零時三〇分とする。

四年 四月 一日 隔週土曜日を閉庁とする条例を制定し、開庁時間は平日が午前八時五〇分から午後五時一五分、土曜日が午前八時五〇分から午後零時二〇分とする。

五年 五月 一日 完全週休二日制を実施し、開庁時間は全日午前八時四十五分から午後五時一五分とする。

〔続苫小牧市史年表〕 平成十年 苫小牧市史編集事務局より作成

情報公開と 公文書などの情報公開については、開かれた市政との観点から苫小牧市としても市民の求める個人情報保護 報は可能な限り提供してきたが、公開の手続きや公開・非公開の範囲など公開の基準について明文化されたものがなく、その取扱も統一されたものではなかった。昭和五十九年（八四）二月の市議会でこの問題が論議され、これを機に市内部での検討が進められた。

この間、同六十一年（八六）には北海道が「北海道公文書の開示等に関する条例」を制定し、道内市町村でも情報公開が論議されることになった。苫小牧市でも検討を重ねた結果、同六十三年（八八）四月一日から「苫小牧市公文書の公開に関する規程」で対応することになった。条例ではなく規程で情報公開制度を実施することについて市は、条例による正式な制度化となれば膨大な事務処理と多くの費用がかかる反面、閲覧手続きが面倒になり、現在も利用実績が低いことをあげた。現行の閲覧制度をさらに発展させ、公開・非公開の基準を明確にし、手続きを簡略化して実質的な住民の要望に応えるということであった。

この情報公開規程では、職員が職務上作成し、または取得した文書、図面、写真（これらのマイクロも含む）で、決済、報告などの手続きが完了、文書管理規程で管理されているものに限られる。個人に関する情報などについては、プライバシー保護の立場から公開しない、ただし、特定個人情報情報が記録されている公文書であっても本人から公開の申し出があった場合や相当の理由がある場合には、公開に応じることができる。審議会などの合議機関の審議内容などについては、公開することによって円滑な会議の運営や合議機関の公正さが保てないと認められるものは公開しないというものであった。

こうして苦小牧市の情報公開制度は、道内では道、帯広市に次いで三番目として鳴り物入りでスタートしたが、利用の方はなはだ低く、立ち上がり一カ月目で一件、初年度は五件にとどまった。

一方、個人情報保護制度は情報化社会が進展する中でプライバシー保護への要求が高まり、国でもこれを保護するための法律の制定（行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律・昭和六十三年公布）を行った。北海道では平成六年（九四）三月に「北海道個人情報保護条例」を公布したが、特にコンピューター使用の市町村ではその制定が急がれることになった。

苦小牧市は情報公開制度である「公文書の公開に関する規程」を昭和六十三年（八八）から施行したが、個人情報保護条例制定は見合わせていた。しかし、平成六年（九四）八月から住民情報の漢字オンラインシステムが稼働し、電算化の波が加速することから、個人情報のプライバシー保護条例の制定が急務となった。市では庁内組織の市個人情報保護制度検討委員会（委員長総務部長）を設置して検討し、制度の素案をまとめた。さらに、広く意見を求めるため、同六年九月二十一日に学識経験者五名からなる市長の諮問機関である苦小牧市情報保護制度懇話会を設置して初会合を行った。委員は中澤啓次（苦民社長）、川越俊春（民事調停委員・人權擁護委員）、岩谷武夫（弁護士）、壬生賢哉（弁護士）、佐藤郁子（駒大苫大助教授）で、会長に中澤啓次を選任した。

懇話会は三回の会合を開き、十一月九日に鳥越市長に提言書を提出した。市民にとっては「情報の権利章典」であり、実施機関（行政側）にとつては「信頼される公正な情報事務に関する法典」でなければならないと位置付けし、一般的に行政側の裁量権を狭めたものであった。この提言書をベースに「市個人情報保護条例」がまとめられ、同年（九五）二月の市議会に提出されて原案可決となり、七月一日より施行された。

この条例では、実施機関は市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評

審査委員会、消防長、市議会に限定した。救済手続きでは、市民が開示請求権などの決定に不服のあるときは、不服申し立てができ、この場合、実施機関は速やかに個人情報保護審査会に諮問、その答申を尊重して決定、裁決する仕組みである。罰則規定として実施機関の職員が個人情報に係る職務上、知り得た秘密を漏らした場合は一年以下の懲役、または三万円以下の罰金に処すことも盛り込まれていた。

また、条例に盛り込まれた個人情報保護審査会は平成七年（九五）六月十三日に発足したが、委員は市情報保護制度懇話会のメンバーがそのまま移行し、会長に中澤啓次、副会長に川越俊春が就任した。

また、情報公開制度の条例化については、市議会の議決を経て法的拘束力を持つ条例への重みも論じられることになり、道内では同八年（九六）三月末で札幌、函館、旭川、釧路、帯広、北見、千歳、恵庭の八市が条例化に踏み切っており、苦小牧市においてもその気運が高まっていた。このため、情報公開制度懇話会を設けて、市民代表の有識者から広く意見を求めることになった。

同九年（九七）二月二十六日に市長の諮問機関である苦小牧市情報公開制度懇話会が発足したが、メンバーは同六年（九四）九月に設置された市個人情報保護制度懇話会と同じで、座長には中澤啓次、委員に川越俊春、岩谷武夫、壬生賢哉、佐藤郁子が委嘱された。

市情報制度懇話会は五回の会合を開き、同九年（九七）八月一日に市民の知る権利の保障を強く求めるとともに、開示請求者の範囲を将来的に広げるようにし、実質的なプライバシーに関する不開示情報の必要性を指摘しつつ、不開示情報の典型的基準の設定を求める内容の提言書を鳥越市長に提出した。

市はさっそく提言内容を参考に条例案の作成に取り掛かったが、国の情報公開制度が閣議決定して同十年（九八）三月に法律として国会に提出され（行政機関の保有する情報の公開に関する法律案）、道も四月に条例を施行したこと

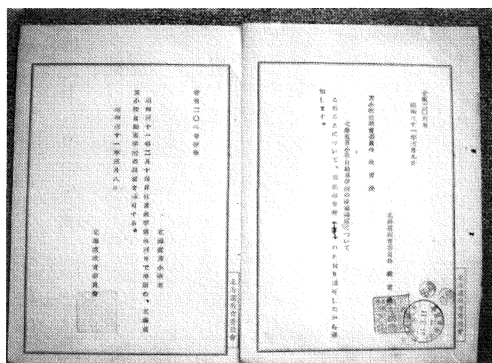
から、それらとの整合性や他の自治体の条例も参考にしたいと遅れていた。条例案もようやくまとまり平成十年（九八）六月二十五日の市議会に「苦小牧市情報公開条例」が提案されて原案可決となり、施行については規則制定、市民へのPR、準備等から同十一年（九九）一月一日からとした。

この条例は、積極的な情報公開で市民の知る権利を保障するとともに、市政運営に関する市民の理解を得ることが目的とされ、行政全般にわたる透明で健全な運営を目指すものであった。実施機関は市長部局はじめ、教育委員会、選挙管理委員会、市議会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防関係が対象となり、出資法人や補助金交付団体で資本金や補助金の占める割合が二分の一以上となり、一定の条件を満たした法人も実施機関とした。開示の対象となるものは、実施機関が職務上作成したり、取得した文書、図面のほか、ワープロやパソコンのフロッピーなど電極的な記録も「公文書」に位置付けた。個人のプライバシーにかかわるものや犯罪予防、公共の安全と秩序維持に支障を及ぼす恐れがある場合など不開示としたり、一部分開示となるものもあった。また、開示請求が実施機関から拒否されたり、部分開示となった場合に不服申し立てができ、その場合は実施機関が情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して開示の是非を決める事になっていた。また、審査会委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない、職を退いても同様とし、違反した場合は一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処すとの罰則規定も設けられている。^⑨

なお、苦小牧市には公開関係条例には平成七年（九五）十二月三十一日に施行した「苦小牧市長の資産等の公開に関する条例」がある。これは政治倫理の確立のため国会議員の資産等の公開等に関する法律の規定に基づき、苦小牧市長の資産等の公開に関し必要事項を定めたものである。土地、建物等の各種資産の報告書を作成し、五年間保存し、市民等からの閲覧請求に応じるものである。

市立自動車

苫小牧市における自動車運転講習は、昭和二十三年（四八）苫小牧市警察署内に開設された小型自
学校の廃校 動車運転試験場を練習コースとして使用したのに始まる。同三十年（五五）五月に苫小牧交通安全協
会が自動車講習所を開設したが、市は広く運転免許を取得出来る施設とするため、交通安全協会の施設を買収し、各
種学校としての市立自動車学校を同三十一年（五六）三月九日に北海道教育委員会より各種学校の認可を受けて開校
した。運転免許を取得するためのユニークな公立の自動車学校であった。当初の科目は普通自動車本科三〇人、普通
自動車速成科三〇人、小型四輪本科二〇人、自動三輪本科二〇人で、職員は九人、車両七台（うち普通車四台）であっ
た。¹⁰



市立自動車学校の設置認可書

同三十六年（六一）十一月には普通自動車講習について北海道公安委員会の
指定をうけ、その後も同三十八年（六三）四月に軽自動車、同四十二年（六七）
十一月に大型自動車と自動二輪、同四十三年（六八）一月に大型特殊自動車、
同年六月に普通自動車第二種の各講習の指定を受けた。

当初本市には自動車学校は市立自動車学校しかなかったため、同三十一年度
（五六）には六三九人、同三十五年度（六〇）には一、二二二人、同三十九年
度（六四）には二、一五六人と順調な伸びを示した。同三十七年（六二）十月
に苫小牧自動車教習所（現苫小牧中野自動車学校）が開校したが、それぞれの
特徴をもって運営にあたり、市立自動車学校も二、〇〇〇人以上の入学者を維
持してきた。しかしながら、同五十五年（八〇）六月になって沼ノ端自動車学
校が開校し、市内に自動車学校三校となり、激しい受講者獲得合戦が展開され

ることになった。民間の二校は思い切ったサービスを展開して業績を拡大したが、市立自動車学校は市立ゆえにむちゃくちゃなことも出来る、公立自動車学校の役目は終わったと指摘する声が高まっていった。

昭和五十八年度（八三）には普通科受講生の減少で一、二四人の入学者にとどまり、四、九六五万円の赤字となり、翌五十九年（八四）十一月の決算委員会で板谷市長は行政改革の一環として今年度をもって廃止したい述べた。この間に市立自動車学校を守る会の発足、市議会に市立自動車学校の存続を求める請願などがあったが、同六十年

（八五）六月予算審査特別委員会で、さらに第十二回定例市議会本会議でも賛成多数で廃校案が可決された。

さらに、同六十年七月には労使交渉で廃校決定をみて、十月には北海道公安委員会から指定解除通知書、北海道教育委員会から廃校許可の指令書の交付があつて、同六十年十一月一日をもって正式に閉校したのである。

市立自動車学校は本市の行政改革の一環として廃止されたが、その後には跡地売却問題、入札保証金問題で住民監査請求が行われ、跡地購入予定者の契約破棄、跡地売却議案の撤回、入札保証金で市が保証金を取らなかったのは極めて不適当との監査結果があり、後味の悪い結果となった。

注(1)(2)(3) 『議会要覧』 昭和五十八年 苫小牧市議会事務局

(4)(5) 『議会要覧』 昭和六十年 苫小牧市議会事務局

(6) 『平成五年度施政方針』 平成五年二月 苫小牧市

(7) 『議会要覧』 昭和五十八年・同六十二年 苫小牧市議会事務局

(8)(9) 『苫小牧市例規類集』 平成十年十一月加除分 苫小牧市

(10) 『苫小牧市立自動車学校足跡』 昭和六十年 自動車学校・校友会・女性オーナークラブ合同編集委員会

第四節 名誉市民・市政顧問と各種表彰

一、名誉市民と市政顧問

苫小牧市 苫小牧市の名誉市民については、昭和二十八年（一九五三）八月十一日の市議会で「苫小牧市名誉市民に関する条例」が議決されて同日付けで公布された。本市の名誉市民第一号には同月十三日に村・町会議員、道会議員を務め勇払原野開発、港湾築設、消防活動などに尽力した小保方卯市が、さらに、同四十三年（六八）十月十八日に地域経済の振興、苫小牧港の建設促進等に尽力した岩倉巻次、村・町会議員、市議会議員として地方自治、勇払原野の開発、苫小牧港の建設促進に献身的な努力を払った相武吉治郎が名誉市民の称号を受けた。

苫小牧市名誉市民に関する条例（昭和二十八年八月十一日 条例第三二号）

第一条 この条例は、社会文化の興隆若しくは市の発展に功績があつた市民、又は市民であつた者に対し、その功績と榮譽を称えることを目的とする。

第二条 本市に引き続き十年以上住所を有し、又引き続き二十年以上住所を有したことがある者で、広く社会文化の興隆又は市の発展に寄与し、市民が郷土の誇りとし、且つ、深く尊敬に値すると認めた者に対しては、この条例に定めるところによって、苫小牧市名誉市民（以下「名誉市民」という）の称号を贈る。

2 特に必要があると認めた場合は、前項の居住期間を短縮することができる。

第三条 名誉市民は、市長の推薦によって議会が決定する。

第四条 名誉市民に対しては、別記様式の名誉市民章及び略章を贈る。

第五条 名誉市民に対しては、次の待遇をすることができ、

- ① その実績を永く伝える方法を講ずる。
 - ② 苫小牧市の施設の利用について特典を与える。
 - ③ 名誉市民としての榮譽を維持するためにその生活に対して特典を与える。
 - ④ その他適当と認める待遇。
 - 2 前項の待遇については、時宜に応じて、市議会の同意を得て定める。
- 第六条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別紙様式 (省略)

〔『苫小牧市例規類集』 平成十一年十月加除分 苫小牧市〕

その後、しばらくの間名誉市民の誕生はなかったが、昭和五十六年（八一）七月になって大泉市長は元自治大臣で苫小牧港の建設に多大な功績のあった篠田弘作に名誉市民の称号を贈ることにし、同月八日の市議会に「議案第一六号 苫小牧市名誉市民について」を提出し、「苫小牧市の発展に多大の御功績のありました篠田弘作氏に対しまして苫小牧市名誉市民に関する条例の第二条の規定によりまして、苫小牧市名誉市民の称号を贈りたいと存ずる次第でございます」と提案説明を行った。⁽¹⁾この議案は質疑討論を省略して表決を行い、全会一致（共産党欠席）で可決した。なお、病氣療養中のため贈呈式は東京の篠田邸で同月十三日に行われたが、篠田は十一月十一日に死去し、市葬をもつ



名誉市民の称号授与式

て生前の功績に報いたのである。

昭和六十三年（八八）は本市にとって市制施行四〇周年を迎えることになったが、この節目の年にあたり功績のあつた元国務大臣西田信一、故初代市長田中正太郎、前市長大泉源郎に対し名誉市民の称号を贈ることにし、鳥越市長は同年九月二十八日の市議会に「議案第二四号 苦小牧市名誉市民について」を提案し、「本年苦小牧市は、開基二一五年（苦小牧一一五年）、市制施行四〇年、開港二五年の節目の年を迎え、郷土苦小牧を今日の姿に築き上げられました諸先輩の偉業に対しまして、市民の皆さんともども敬意を表しているところであります。つきましては、この記念すべき年に当たり、長年にわたり苦小牧市の発展に多大な功績のありました西田信一氏、故田中正太郎氏、並びに大泉源郎氏に対しまして、苦小牧市名誉市民に関する条例第二条によりまして、苦小牧市名誉市民の称号を贈りたいと存する次第でありますので、御審議賜りますようお願い申し上げます」との提案理由を説明した。^②この議案は質疑討論を省略して直ちに表決が行われ、全会一致をもって可決した。なお、称号授与式は十一月一日にホテルニュー王子で行われた。

苦小牧市名誉市民一覧

小保方 卯市（おぼかた ういち・一八七一～一九六一）

生年月日・明治四年十一月五日

授与年月日・昭和二十八年八月十三日

功 績

氏は、明治四十二年八月から昭和三年五月まで村および町会議員として、村・町政に参与し、かつ大正九年十月から昭和七年八月まで道会議員として活躍した。その間、勇払原野の開発・酪農地帯造成・港築設等道南地方一帯の産業発展向上に尽され、今日の基礎をなし、かつ教育・文化・社会福祉の発展向上に貢献された。また、消防組織改善拡充に努め消防施設改善をなし、消防機動力の推進に大きな功績をあげて、今日の基礎をつくりあげた。以上のごとく、本市の先駆者として地方自治行政に著しい業績を残された。

※氏は、昭和三十六年十一月十六日逝去され、市葬をもって生前の功績に報いた。

岩 倉 卷 次（いわくら まきじ・一八九四～一九七〇）

生年月日・明治二十七年一月十五日 授与年月日・昭和四十三年十月十八日

功 績

氏は、明治二十七年北海道倶知安町に生まれ、昭和九年当市に居住。人格高潔、人間愛に富み、深い信仰心をもつ。産業人として終始一貫、内外木材の高度利用による産業の発展に努力し、地域経済の振興に貢献。また、苫小牧港建設促進、臨海適合企業誘致に率先奔走し郷土の発展に尽された。

※氏は、昭和四十五年五月五日に逝去され、市葬をもって生前の功績に報いた。

相 武 吉治郎（あいむ きちじろう・一八八〇～一九七七）

生年月日・明治十三年二月二十三日 授与年月日・昭和四十三年十月十八日

功 績

氏は、明治十三年愛知県に生まれ、大正二年当市に定住した。資性温厚、実行力旺盛、郷土愛の精神に燃え村政以来議会議員を

苦小牧市史（追補編）

勤めること四十年。この間、議長をはじめ多くの要職にあつて北海道開発のかなめである勇払原野の開発、苦小牧港の建設のため献身的な努力を払い、本市発展の基礎を築かれた。

※氏は、昭和五十二年二月二十六日に逝去され、市葬をもつて生前の功績に報いた。

篠田 弘作（しのだ こうさく・一八九九～一九八一）

生年月日・明治三十二年七月二十七日 授与年月日・昭和五十六年七月十三日

功 績

氏は、明治三十二年富山県に生まれ、昭和二十六年本市に居を定めた。昭和二十四年以来三十年の永きにわたり、衆議院議員として農林政務次官、自治大臣等、多くの要職を歴任されると共に、北海道開発の拠点としての苦小牧工業港開発計画の建設に率先奔走され、西港の開発と臨海工業地帯の企業立地に全力を傾けられた。さらに、東部工業基地開発計画を積極的に推進し、今日の苦小牧市発展の礎を築かれた。

※氏は、昭和五十六年十一月十一日に逝去され、市葬をもつて生前の功績に報いた。

田 中 正太郎（故人・たなか しょうたろう・一八八五～一九六五）

生年月日・明治十八年十一月二十三日 授与年月日・昭和六十三年十一月一日

功 績

氏は、明治十八年新冠村に生まれ、明治二十六年本市に居を定めた。明治四十一年以来三十九年の永きにわたり、教育者として子弟の教育と地域社会の文化の向上に尽され、当地方教育の確固たる基礎を築かれた。さらに、昭和二十二年から町長に就任、引き続き初代市長として十六年間新しい都市形態の確立と市政発展のために、苦小牧港の建設促進に奔走尽力し、地方自治振興に著しい功績をあげられ、今日の苦小牧市発展の礎を築かれた。

※氏は、昭和四十年一月十七日に逝去した。

西 田 信 一（にしだ しんいち・一九〇二～）

生年月日・明治三十五年十月十五日 授与年月日・昭和六十三年十一月一日

功 績

氏は、明治三十五年岩見沢市幌向に生まれ、大正十三年本市に居を定めた。昭和三年苫小牧町に奉職し、昭和二十一年町長に就任、翌二十二年から八年間道議会議員として活躍され、さらに昭和三十一年以来十九年の永きにわたり参議院議員として行政管理庁政務次官、大蔵委員会委員長、国務大臣北海道開発庁長官等多くの要職を歴任されると共に、北海道開発の拠点としての苫小牧港の建設と臨海工業地帯の形成に率先奔走され、今日の苫小牧市の発展に多大な貢献をされた。また、スポーツの普及振興に大きな功績をあげられ、今日のスポーツ都市とまこまいの礎を築かれた。

大 泉 源 郎（おおいずみ げんろう・一九一〇～）

生年月日・明治四十三年十二月二十日 授与年月日・昭和六十三年十一月一日

功 績

氏は、明治四十三年苫小牧市に生まれ、昭和七年苫小牧町に奉職して以来五十一年間豊富な経験と卓抜なる識見をもって、地方自治一筋に活躍された。この間十六年間助役を務められ、昭和三十八年から市長として二十年間の永きにわたり、人間環境都市建設のために、苫小牧港の整備促進と臨海工業地帯の建設に奔走し、併せて道路、上下水道の築設等都市基盤の整備と市民福祉の向上に尽力され、今日の苫小牧市の飛躍的發展に貢献された。

（『市勢要覧』 各年 苫小牧市より作成）

市政顧問　大泉源郎市長は苦小牧百年の年を迎えるあたり、昭和四十八年（七三）二月の市議会での市政方針の委嘱の中で「新しい世紀を迎え、将来のまちづくりの基本計画を固める時期に際し、その万全を期すため、必要な各部門の権威者を顧問に委嘱し専門的な指導、助言を積極的に求めてまいいます^③と、専門家の立場から市長を補佐する「市政顧問」を委嘱する考え方を明らかにした。

同四十八年六月九日の市長記者会見で、都市計画の専門家で都市開発基本計画の指導を担当する高山英華東大名誉教授、衛生工学の専門家として公害、環境保全を担当する井上力太北大教授を六月一日にさかのぼって市政顧問に委嘱したと発表した。市町村理事者が行政における専門分野を補佐させるため大学教授クラスの市政顧問を委嘱するのは当時としては全国的にめずらしいものであった。さらに、同四十九年（七四）四月一日には植物学の権威で自然保護等を担当する辻井達一北海道大学助教授（のち教授）を市政顧問に委嘱した。

同六十年（八五）四月一日に、板谷實市長は五期二〇年間にわたり苦小牧市長としての経験と培われた豊かな行政経験を持つ大泉源郎前市長を市政顧問に委嘱し、まちづくりに生かすことになった。その後、市政顧問は辻井達一だけであったが、平成八年度（九六）をもってこの制度が見直され、今後において必要な時期には新たに検討することとなり、現在は市政顧問は置いていない。

苦小牧市市政顧問

高山英華（東京大学名誉教授）	昭和四十八年六月一日～同六十二年三月三十一日
井上力太（北海道大学教授）	昭和四十八年六月一日～同五十八年三月三十一日
辻井達一（北海道大学教授）	昭和四十九年四月一日～平成八年三月三十一日
大泉源郎（元苦小牧市長）	昭和六十年四月一日～平成元年三月三十一日

注(1) 『第一五回苦小牧市議会会議録』 昭和五十六年六月 苦小牧市議会事務局

(2) 『第九回苦小牧市議会会議録』 昭和六十三年九月 苦小牧市議会事務局

(3) 『第一三回苦小牧市議会会議録』 昭和四十八年二月 苦小牧市議会事務局

二、各種表彰

苦小牧市に 苦小牧市における表彰に関する決まりは、昭和十一年（一九三六）一月七日に施行した町時代における表彰 「表彰規程」である。これによると、①十年以上名誉職員につき功績ある者、②産業、教育その他自治の振興の関し功績顕著なる者、③孝子、節婦その他善行美德の模範たる者で、表彰は褒状と金品を授与し、記録に止め永久保存する⁽¹⁾とある。

この規程は戦後も継続されていたが、市議会で孝子・節婦とはどういう意味か、時代にそぐわないのではないかと質問が出て、市としてもこの古さを認め、同四十五年（七〇）十二月二十八日に新しい「苦小牧市表彰条例」を制定した。

苦小牧市表彰条例（昭和四十五年十二月二十八日 条例第三四号）

- 第一条 この条例は、市勢の伸展に寄与した者及び市民の模範となる者を表彰し、もってその功績をたたえることを目的とする。
- 第二条 表彰は、次の各号に定める者のうちから、時宜に応じて市長が行う。

苦小牧市史（追補編）

- ① 市の行政、経済、社会、教育、文化その他各般について市勢の伸展に寄与し、功績顕著な者。
- ② 永年公職にあり、地方自治の振興に貢献した者。
- ③ 社会生活において市民の模範となる者。

2 前項（第二号を除く）の規程は、団体について準用する。

第三条 表彰は、表彰状及び記念品を贈呈して行う。

第四条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〔苦小牧市例規類集〕 平成十年十月加除分 苦小牧市

この条例の第二条第二項の永年公職については市三役・市議会議員・選挙管理委員・公平委員・農業委員、固定資産評価審査委員が一二年、これ以外の公職者が一五年となっていた。この表彰条例に基づく第一回市政功労者表彰式は昭和四十六年（七一）三月二十八日に市民会館で行われ、市議会議員一三人、選挙管理委員・公平委員・農業委員・固定資産評価審査委員九人、民生児童委員三人、統計調査員七人の計三二人という大量の表彰者があった。その後も条例の基準により市政功労者として表彰を行ってきた。

しかし、同五十二年（七七）十一月になってこの方法では、底辺の市民には全く関係がなく、一部の市民において不満の声が出たのである。

市民の安全を守るために活躍してきた消防団員や保護司、民生児童委員、統計調査員、永年議員を務めた自治功労者などの表彰が中心であるが、これらはとかく形式に走りすぎて該当者も絞られてしまい、市内の片隅で清掃奉仕や

町内会活動などを行っている、いわゆるボランティア活動に取り組む人たちに対しても表彰の機会を与えるべきであるとの声が高まった。このため市は、昭和五十二年度（七七）の市政功労者表彰を中止してこの問題を検討し、市民善行賞のような制度を作って、新たな表彰制度を発足させることにした。

市は市制施行三〇周年記念として、同五十三年（七八）十一月に「苦小牧市郷土貢献者表彰」を創設した。この制度はスポーツ、文化をはじめ社会奉仕、人命救助など幅広い分野で活躍している人たちが縁の下力もちとなって人たちに贈られるものであった。第一回市郷土貢献者表彰はこれまでの市政功労者と一緒に同月十五日に市民会館で行われたが、老人クラブ連合会長として社会福祉に尽力した伊藤喜三、新聞少年をねぎらい励ました寿司店の増田康彦、スポーツの普及、発展に尽くした友成真七、社会福祉制度の充実に尽くした北川与二、苦小牧港の記録写真を編集した志方孝之、スピードスケートの日本代表として活躍した太田裕子、吉田葉子、ボランティア活動の苦小牧赤十字奉仕団、青い鳥というさまざまな分野から七個人、二団体が表彰されたのである。

さらに市は、同五十五年（八〇）十月になって表彰の種類を、①市政功労者表彰（市三役、市議会議員一年以上在職した者、地方自治法による執行機関の委員の職に一六年以上在職した者、行政、経済、社会、教育、文化その他各般で特に市勢の伸展に寄与した者）、②自治貢献功労者表彰（地方自治法に規定する付属機関の委員及びこれに準ずる委員等の職にあつて永年にわたり地方自治の振興発展に寄与した者）、③郷土貢献者表彰（一奉仕活動を行い功績顕著な



市表彰条例による表彰式

者、2人命救助又は災害救助に功労があつた者、3学術又は芸術、芸能等に係る研究、創作、普及、保存等を行い、功績顕著な者、4発明、発見、技術開発等を行い、功績顕著な者、5スポーツ、文化等各界において優秀な成績を収め、郷土の誇りとするにたる者、6その他郷土に貢献した者」とし、三本立ての表彰に改め現在に至っている。また、別に存在した「苦小牧市郷土貢献者表彰規則」は、改正「苦小牧市表彰条例施行規則」の中に盛り込まれたことから廃止になった。

この他に市制施行五〇周年など記念すべき年には特別表彰も行われており、優良青少年表彰、技能功労者表彰などがある。

市政功労者表彰一覧（昭和四十八年以降）

- ・昭和四十八年度 佐々木孝一（固定資産評価審査委員）、嶋崎竹夫（統計調査員）、脇田益穂（統計調査員）
- ・昭和四十九年度 坂井政夫（統計調査員）、村上正二郎（民生児童委員）、岡島ハナ（民生児童委員）、炭谷肇（青少年問題協議会委員）、盛川秀子（社会奉仕）
- ・昭和五十年度 故平野賢吉（市議）、橋浪蔵（市議）、須崎岩尾（市議）、今田義勝（市議）、今野豊（市議）、桜庭一二（市議）、笹谷博（市議）、田原賢蔵（市議）、田村茂雄（市議）、三浦英一（市議）、本波博（市議）、真部修（農業委員）、佐野安次郎（統計調査員）、野村信雄（統計調査員）
- ・昭和五十一年度 本間富太郎（消防団）、湯口秀吉（学校歯科医）、大門市蔵（学校歯科医）、谷田正男（保護司）、佐久間万作（統計調査員）、大森幸一（統計調査員）、宇佐美忠義（統計調査員）、岩崎裕（民生児童委員）、対馬豊三（教育委員）
- ・昭和五十二年度 中止
- ・昭和五十三年度 岩倉卷次（商工会議所会頭）、矢島潔（社会福祉・町医）、故新岡正敏（前市助役）、三海静夫（市議）、戸部卯吉

- ・(市議、鎌田久義(市議)、高橋清孝(市議)、大平盛雄(市議)、常野広昭(市議)
- ・昭和五十四年度 荻野大五郎(元市収入役・社会福祉)、岩本三郎衛(市議・町内会活動)
- ・昭和五十五年度 高野丈夫(市議・町内会活動)
- ・昭和五十六年度 該当者なし
- ・昭和五十七年度 森田勇(市議)、青野春夫(市議)、加藤啓子(市議)、須藤圭造(市議)、望月昭七(市議)、合坪正三(市議・道議)、錦戸正一郎(消防団)
- ・昭和五十八年度 吉村善晴(公平委員)、
- ・昭和五十九年度 沖幸一(選挙管理委員)
- ・昭和六十年年度 黒畑徳治(農業委員)、吉本重治郎(消防団)、故朝倉治郎(商工会議所役員)
- ・昭和六十一年度 本間信一(市議)、畑宣佳(市議)、木戸富雄(市議)、吉岡透(市議)、平井義(固定資産評価審査委員)
- ・昭和六十二年年度 君嶋糾二(選挙管理委員)、丹治一三(農業委員)
- ・昭和六十三年年度 長峯修(農業委員)、大西幸雄(農業委員)、亀谷正一(農業委員)
- ・平成元年度 該当者なし
- ・平成二年度 佐川敏朗(市議)、坂本昭吉(市議)、長谷川新之助(市議)、木村聡(市議)、千葉賢吉(市議)、本田健吾(市議)、名越晴男(市議)、沖田龍児(市議)
- ・平成三年度 小島啓道(市議)、今泉治(農業委員)
- ・平成四年度 成田繁(公設卸売市場運営委員)、佐久間淳子(教育委員)、山口光一(青少年補導センター運営協議会委員)、吉川忠利(選挙管理委員)

苦小牧市史（追補編）

- ・平成五年度 相沢成澄（固定資産評価審査委員）
 - ・平成六年度 鹿野昭治（市議）、石川孝雄（市議）、畠山忠弘（市議）、岸本勝保（市議）、戸部英一（市議）、中島久栄（市議）、上原毅（市議）、故伊藤昇（市議）、
 - ・平成七年度 岩倉賢周（商工会議所役員・固定資産評価審査委員）、猪狩三郎（固定資産評価審査委員）、松井郁夫（・ニュージャンド協会長・統計調査員）
 - ・平成八年度 福原周一（商工会議所役員・教育委員）、竹本清市（消防団）、辻井達一（市顧問）
 - ・平成九年度 関寺美起恵（道教育委員・市立幼稚園囑託医）
 - ・平成十年度 渡辺三郎（商工会議所役員）、中村光雄（商工会議所役員）、阿部敏雄（商工会議所役員）、山根喬（市法律顧問）、板谷實（市長・道議）、吉田正義（市議）、萩原勉（市議）、谷沢敏宏（市議）、須田和夫（市議）、小林洋一（市議）、谷川芳一（市議）、笹谷真一（市議）
 - ・平成十一年度 山田正儀（地方港湾審議会委員等）、高橋哲夫（市議）、丹治秀一（地域環境行政）、安藤芳男（固定資産評価委員）
 - ・平成十二年度 田村昭（教育委員）、佐藤健次（農業委員）
- 自治貢献者表彰一覧
- ・昭和五十五年度 菅原平治（民生児童委員・町内会活動）、郷野敏美（町内会活動）、咲間青春（統計調査員）、矢内兵衛（統計調査員）、川口勝己（統計調査員）、森田哲也（統計調査員）
 - ・昭和五十六年度 西尾和夫（市議・町内会活動）、吉井一行（民生児童委員）、吉田守賢（民生児童委員・社会福祉協議会役員）、神修三（土地区画整理事業審議会委員）、本間正一（統計調査員）、伊藤久良子（統計調査員）、黒坂福二郎（統計調査員）、早勢久作（統計調査員）、山本徳夫（統計調査員）

・昭和五十七年度 林豊作（統計調査員）、小松智元（町内会活動）、高井久雄（地域消防団）、小堤輝男（水難救助）、池田悦夫（水難救助）

・昭和五十八年度 梅木ミサヲ（保護司・民生児童委員）、斉藤定雄（保護司）、故星野藤二郎（地域消防団）

・昭和五十九年度 神田清（土地区画整理審議会委員）、水口保一（町内会活動）、

・昭和六十年年度 早坂三郎治（統計調査員）、斉藤與平（統計調査員）、綿貫喜幸（統計調査員）、佐々木新蔵（統計調査員）、大矢清吉（統計調査員）、佐藤秀直（地域消防団）、松尾正（地域消防団）、故中公喜一郎（農業委員・町内会活動）

・昭和六十一年度 植木一雄（統計調査員）、亀山敏一（統計調査員）、古河原壽美雄（町内会活動）、青山富夫（水難救助）、中島竹美（水難救助）、故松下源太郎（町内会活動・消費者活動）

・昭和六十二年度 早川タミ（民生児童委員・保護司）、橋田繁司（納税貯蓄組合）、木村勝次郎（消費安定活動・消費生活安定審議会委員）、石山石五郎（地域消防団）

・昭和六十三年年度 太田實（建築審査会委員）、金田一（人権擁護委員）、山崎美代（民生児童委員）、小竹喜美子（統計調査員）、水越養壽（統計調査員）、小松善三（地域消防団）、和嶋喜治雄（水難救助）、故熊谷清治（水難救助）

・平成元年度 北沢倫（民生児童委員）、佐藤タカ（民生児童委員）、白戸猛（民生児童委員）、木山菊次郎（地域消防団）、苦小牧医師会（医療活動）

・平成二年度 水野章一（社会福祉協議会役員、社会教育委員）、此内豊（民生児童委員）、丹羽秀則（統計調査員）、佐藤稔（地域消防団）、大島由雄（水難救助）、鳥越男三（水難救助）、川上清一郎（水難救助）、高島昭二（水難救助）

・平成三年度 西東妙子（社会教育委員）、中山一夫（統計調査員）、

・平成四年度 坂東昭（社会教育委員）、植野トクエ（民生児童委員）、奈良美沙緒（民生児童委員）、杉美恵子（民生児童委員）、南

苦小牧市史（追補編）

波美代子（民生児童委員）、盛澤栄藏（民生児童委員）、北野久子（民生児童委員）

・平成五年度 坂勝雄（町内会活動）、東澤清一（町内会活動）、深沢重男（町内会活動）、佐伯義夫（町内会活動）、成川義雄（町内会活動）、下村辰治（交通安全）、佐々木玉藏（障害者福祉）、藤田富二雄（学校医・福祉施設嘱託医）、高松諄（学校歯科医）、生原醇治（学校歯科医）、高島岩雄（水難救助）、

・平成六年度 三上俊一（学校給食運営委員）、長谷川功（保護司）、堀越美代（保護司）、佐藤金藏（町内会活動）、門脇清（町内会活動）、中公義有（町内会活動）、神谷利郎（学校医）、金丸順太郎（学校歯科医）、森要（水難救助）、高島豊治（水難救助）、白取栄（水難救助）、山田義勝（水難救助）、粒来啓助（水難救助）、熊谷利吉（水難救助）

・平成七年度 中居正雄（自然環境保全審議会委員）、直山久雄（統計調査員）、工藤セキ（統計調査員）、大上フクヨ（民生児童委員）、山下キミ（民生児童委員）、高橋トシエ（民生児童委員）、田中元子（民生児童委員）、高橋延枝（民生児童委員）、熊谷スミ子（民生児童委員）、三浦美智子（民生児童委員）、高橋直子（民生児童委員）、加藤聿子（民生児童委員）、鈴木敏之（民生児童委員）、成田金夫（保護司）、小笠原弘（保護司）、渡辺正久（地域消防団）、苦小牧消費者協会（社会生活）

・平成八年度 五十嵐日出夫（都市計画審議会委員）、藤田信一（学校医）、佐藤辰男（自然環境保全審議会委員）、鈴木智（町内会活動）、池田勝博（統計調査員）、竹澤光子（保護司）、野田洋子（民生児童委員）、苦小牧婦人団体連絡協議会（女性活動）

・平成九年度 高橋洋子（民生児童委員）、天満正男（水難救助）、畠山響（水難救助）、岩田照彦（地域消防団）、小松伸彌（地域消防団）、池田作哉（学校医）、大和田純（学校医）、太田一三（体育指導委員・社会教育委員）

・平成十年度 西東徹（町内会活動）、森岡永吾（社会福祉）、坪田敏子（幼児教育）、前嶋フク（私学教育）、山口芳子（私学教育）、黒沢みつゑ（教育委員・各種学校）、北沢良弥（技能教育）、斎藤勇作（体育指導委員）、関寺恭朗（学校医）、池永勇（保護司）、清水忠広（学校歯科医）、秋山勇（学校歯科医）、木戸満（水難救助）、北川玲子（民生児童委員）、大山栄一（民生児童委員）、仲野由

美子（民生児童委員）、上田千枝子（民生児童委員）、松崎トミ子（民生児童委員）、苔米地惣一郎（民生児童委員）、植村昭次郎（民生児童委員）、土川義弘（民生児童委員）、藤田正夫（民生児童委員）、森谷政一（民生児童委員）、奥折忻子（民生児童委員）、望月かづ子（民生児童委員）、永沢和枝（民生児童委員）、高田百合子（民生児童委員）、柳原博（民生児童委員）

・平成十一年度 吉川修（学校医）、杉村仁（学校歯科医）、浅野勝夫（統計調査員）、宮内頼子（統計調査員）、中西亀三（消防団員）、矢内信一（消防団員）、渡辺俊雄（民生児童委員）、佐々木章（民生児童委員）、岡村悦子（民生児童委員）、日下部信之（体育指導員）、伊藤孝（体育指導員）、片野良子（体育指導員）、中澤勉（体育指導員）

・平成十二年度 山村悦夫（都市計画審議会委員）、高田嘉一郎（町内会長）、池田節子（民生児童委員）、庄司かつ枝（民生児童委員）、片岡温子（民生児童委員）、大林美智子（統計調査員）、小松靖孝（統計調査員）、平瀬清（統計調査員）、菊地敏一（体育指導員）、小柳隆（体育指導員）

郷土貢献者表彰一覧

・昭和五十三年度 伊藤喜三（社会福祉）、増田康彦（社会奉仕）、友成真七（スポーツ普及発展）、北川与二（社会福祉）、志方孝之（港湾記録写真）、太田裕子（スケート）、吉田葉子（スケート）、苔小牧赤十字奉仕団（社会奉仕）、青い鳥（社会福祉奉仕）

・昭和五十四年度 山本原二（町内会活動）、市来秀雄（道路清掃）、永桶鎌吉（交通安全）

・昭和五十五年度 鎌田孝（社会奉仕）、大西ミドリ（交通安全）

・昭和五十六年度 苔小牧朗読赤十字奉仕団（社会福祉活動）、駒澤大学付属苔小牧高等学校アイスホッケー部（スケート）

・昭和五十七年度 三上静男（社会奉仕）、西浦清輝（スケート）、社団法人徳寿会（老人福祉）、苔小牧BBS（社会奉仕）、

・昭和五十八年度 該当者なし

・昭和五十九年度 篠原雅人（スケート）、苔小牧市まちを緑にする会（緑化運動）

苦小牧市史（追補編）

- ・昭和六十年 駒澤大学付属苦小牧高等学校女子スピードスケート部（スケート）
- ・昭和六十一年度 宮口良作（短歌）、高野池一郎（俳句）、瀧谷光博（社会福祉）
- ・昭和六十二年 苦小牧スケート協会（スケート）
- ・昭和六十三年 梅木馨六（港湾建設）、関ナツエ（スケート・自転車）、勇弘千人隊芸能保存会（郷土芸能）
- ・平成元年度 遠藤満男（絵画）、赤沢竹次郎（民謡）
- ・平成二年度 伊藤多喜雄（民謡）、苦小牧ニュージーランド協会（国際協力）
- ・平成三年度 佐藤義春（交通安全）、野々宮誠一（交通安全）、苦小牧正心館剣道スポーツ少年団（剣道）
- ・平成四年度 川渕務（スケート）、宮部保範（スケート）
- ・平成五年度 渡部好治（社会奉仕）、萬谷淑枝（社会福祉）、吉川幸男・礼子（児童福祉）、高島孝雄（野球）、故毛利輝加壽（寿海・書道）、岡田建一（自然保護）
- ・平成六年度 山本宏美（スケート）、苦小牧美術協会（美術）
- ・平成七年度 該当者なし
- ・平成八年度 堀井学（スケート）、中島義則（野球）、松本喜一（剣道）、田中正（スケート）、八巻寛（柔道）、飯田照雄（弓道）、桑田忠行（スケート）
- ・平成九年度 故紀藤義一（自然保護運動）
- ・平成十年度 阿部文男（スケート）
- ・平成十一年度 苦小牧無線赤十字奉仕団
- ・平成十二年 永井庄吉（スケート）、山下幹夫（スポーツ）

『広報とまこまい』 各号 苦小牧市、『苦小牧民報』 各号 苦小牧民報社より作成)

社会教育功労者及び優良団体 苦小牧市教育委員会は昭和二十九年(五四)から社会教育功労者と同優良団体と苦小牧市文化賞及び奨励賞 表彰を行ってきており、第一回の受賞者は遠藤満男(美術)、佐々木孝一(社会教育)の二人であつたが、同六十一年度(八六)までに美術・芸術、郷土文化、社会教育、社会体育、文化振興、文化財保護などの分野で、個人三五人と三九団体が表彰されてきた。

これまでも新聞紙上などで、「苦小牧市民文化賞ともいふべき」との表現が使われていることから、北海道教育委員会を始め、各地でも文化賞の名称を使っていることから、本市においても文化賞に改めるべきであるとの意見が高まつた。そこで、市教育委員会では同六十二年(八七)から文化賞及び同奨励賞と改めたのである。文化賞は十五年以上にわたり文化の向上に尽くした個人や団体、同奨励賞は十年以上にわたり文化の向上につくして今後の活躍が期待される個人や団体の功績を讃えるものである。第一回文化賞は文振連の炭谷肇会長に、奨励賞は市公民館サークル連盟に贈られた。

社会教育功労者・同優良団体表彰一覧(昭和四十八年以降)

- ・ 昭和四十八年度 矢嶋潔(地域文化)、苦小牧サッカー協会(スポーツ)
- ・ 昭和四十九年度 斉藤政市(剣道)、苦小牧軟式庭球(スポーツ)
- ・ 昭和五十年 勇弘千人隊芸能保存会、苦小牧卓球連盟(スポーツ)、苦小牧アマチュア無線クラブ(社会奉仕)
- ・ 昭和五十一年度 土川義弘(社会奉仕)、成田与五郎(社会教育)、苦小牧地区バドミントン協会(スポーツ)
- ・ 昭和五十二年 毛利寿海(書道)、千葉清(スケート)、樽前山神社仲良しこどもラジオ体操会(社会体育)
- ・ 昭和五十三年 三浦和男(音楽)、つみきの会(こども会育成)、沼ノ端スポーツ後援会(スポーツ)

苦小牧市史（追補編）

- ・昭和五十四年度 宮口邦夫（写真）、苦小牧水泳協会（スポーツ）
- ・昭和五十五年度 広田孝一（書道）、小柳藤太郎（軟式庭球）、幸町町内会（スポーツ活動）
- ・昭和五十六年度 小池トヨ（短歌）、清水石政雄（柔道）、勇払地区軟式野球大会実行委員会（野球）
- ・昭和五十七年度 萬谷淑枝（社会体育）、川渕務（スケート）、苦小牧スキー連盟（スポーツ）
- ・昭和五十八年度 小山田明夫（体育指導）、苦小牧市民吹奏楽団（音楽）
- ・昭和五十九年度 三上徳博（音楽）、第八区自治会（地域自治活動）
- ・昭和六十年 赤沢竹次郎（民謡）、苦小牧市子ども会育成連絡協議会（子供会活動）
- ・昭和六十一年度 和田 穠（音楽）、勇払地区小中学生スポーツ育成会（スポーツ振興）

苦小牧市文化賞・同奨励賞受賞者一覧

- ・昭和六十二年度 【文化賞】 炭谷肇（文化振興）、【奨励賞】 苦小牧市公民館サークル連盟（文化活動）
- ・昭和六十三年度 【文化賞】 富岡萬（音楽）、二階堂北翠（書道）、【奨励賞】 新舞踊むつみ会（舞踊）
- ・平成元年度 【文化賞】 該当者なし、【奨励賞】 伊勢正勝（短歌）、畑端利正（民謡）、苦小牧川柳社（川柳）
- ・平成二年度 【文化賞】 該当者なし、【奨励賞】 荻野幸雄（木彫）、吉田キヌ子（民謡）、和美幸男（音楽）
- ・平成三年度 【文化賞】 高橋只三（琵琶）、【奨励賞】 伊藤忠男（民謡）、小保方瑞子（謡曲）、関沢美津恵（婦人活動・国際活動）
- ・平成四年度 【文化賞】 浅野武彦（絵画）、小野慶郎（文化振興）、【奨励賞】 藤嶋正雄（尺八）、岩倉ペリグリン（スポーツ）、苦小牧東中学校吹奏楽部（音楽）
- ・平成五年度 【文化賞】 桐沢市男（書道）、【奨励賞】 五十嵐恵子（ペン習字）、福田常寛（野球）、渡辺貞（音楽）
- ・平成六年度 【文化賞】 森田修吾（学術研究）、【奨励賞】 ジョイス・マギー（社会教育）、苦小牧性教育研究協議会（教育振興）、苦小

小牧東高等学校演劇部（演劇）

・平成七年度 【文化賞】 藤木リヨ（西川鯉駒・日本舞踊）、【奨励賞】 鈴木善公（絵画）

・平成八年度 【文化賞】 三上徳博（文化振興）、【奨励賞】 鳥嶋清嗣郎（演劇）、苦小牧婦人スポーツ団体連絡協議会（スポーツ・社会体育）

・平成九年度 【文化賞】 鹿毛正三（絵画）、【奨励賞】 鈴木幸雄（児童文字）、苦小牧ウインド・アンサンブル（音楽）

・平成十年度 【文化賞】 平沼充安（学術研究）、【奨励賞】 西村文子（箏曲）、能登正智（絵画）、はまなす読書会（文化活動）

・平成十一年度 【奨励賞】 出雲路英淳（音楽）、高崎文二（民謡）、苦小牧子どもの本の会（読み聞かせ）

・平成十二年度 【文化賞】 田中正（スケート）、【奨励賞】 大石重一（勇払御会所太鼓）、河原忠敏（書道）、大門勝代（書道）

『広報とまこまい』 各号 苦小牧市、『苦小牧民報』 各号 苦小牧民報社より作成）

（１）『苦小牧町例規（全）』 昭和十三年加除分 苦小牧町

（２）『苦小牧市例規類集』 平成十年十月加除分 苦小牧市

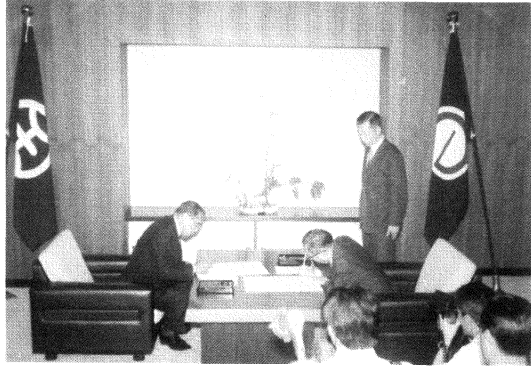
第五節 姉妹都市・友好都市と姉妹港・友好港

一、姉妹都市と友好都市

八王子市 八王子市と苦小牧市は昭和四十八年（一九七三）八月十日に「苦小牧市八王子市は、八王子千人同との交流 心が北海道勇払の地に開拓の歩をしるしたゆかりにもとづき、相互に教育・文化・産業・経済など広く交流を図り、友好と理解を深め、相たずさえて発展することを念願し、ここに両市が姉妹都市として提携することを盟約する」と姉妹都市となった。^①その経緯等については『苦小牧市史上巻』に詳しく触れているので、ここでは割愛しその後の交流情況などにとどめることにする。

八王子市との姉妹都市は本市の記念すべき苦小牧百年（開基百年）に締結された。早速この苦小牧百年と苦小牧青年会議所創立二〇周年を記念して、苦小牧の次代の担い手である青年三〇人を乗せた「苦小牧青年の船」を就航させ、同四十八年九月に八王子市を公式訪問した。一行は八王子市民の心暖まる歓迎を受け、両市の友好と理解を深めたのである。

これが切っ掛けとなって、同四十九年（七四）九月には八王子市国内青年の船一行三六人を苦小牧に迎え、その後も両市の間で一年おきに青年の船（青年国内研修）が実施され交流を深めてきた。第三回（同五十二年）まではフェリーを利用しての洋上研修を行い正しく「苦小牧市国内青年の船・四泊五日」であったが、第四回（同五十四年）から飛行機利用としたため「苦小牧市青年国内研修・三泊四日」と改められた。ただ、第八回（同六十二年）から第一



八王子市との姉妹都市調印風景

○回（平成三年）までフェリーに戻したが、第一一回（同五年）から飛行機利用が復活した。平成九年（九七）十月九日に第一三回苦小牧市青年国内研修に出發したが、これまでに二七一人の青年が八王子市等を訪問し、八王子市からも同じ位の青年が苦小牧市を訪れていて、相互交流が続けられている。

姉妹都市の縁組五周年を記念して初めてミス苦小牧が公式親善使節団として八王子市に派遣されたのをはじめ、八王子まつり、八王子いちよう祭り、八王子産業まつりなどに市三役や市議会代表、市民代表などが招かれており、苦小牧市には港まつり、スケートまつりに市、議会をはじめ各界の代表者を招いて親睦を兼ねながら相互交流が続けている。

また、物産展、音楽交流、市民旅行団の相互訪問、同五年（九三）姉妹都市締結二〇周年記念では八王子市の子供たちを招いてキャンプ祭の開催、青年国内研修、ベートーベン第九両市合同演奏会、市民合唱団の相互訪問、マリオ文化展、芸能公演会、スポーツ交流などが行われ、友好の絆を深めたのである。

同八年（九六）四月十六日には苦小牧市・八王子市・日光市による「災害時相互応援協定」を結び、有事の際には緊急物資や防災要員を支援し合うなど、姉妹都市の関係を生かした広域支援体制を構築していくことになった。

八王子市

東京都心から西へ約四〇キロメートルに位置し、甲州街道（国道二〇号）の要衝にあり、「宿場まち」「織物まち」として栄えた歴史と伝統に加え、緑に囲まれ、四季折々の自然が楽しめるまちです。現在は伝統産業のほかに精密機械産業などが盛んで、また、二

○校以上の大学があり「ベットタウン」「産業のまち」そして「学園都市」などの新しい顔を持ち、現在多摩地域の重要都市として発展しています。

『とまこまい市制五〇周年記念式典並びに中華人民共和国秦皇島市友好都市盟約式』 平成十年 苦小牧市

日光市との 日光市との姉妹都市については、既に姉妹都市を締結している八王子市との深い係わりがあった。

姉妹都市締結 日光市には八王子千人同心が火の番（消防）をしていた徳川家康の靈廟である日光東照宮があり、

苦小牧市には寛政十二年（一八〇〇）に千人頭原半左衛門の率いる千人同心子弟が幕命により開拓と警備に従事し、原新介など六五人が駐屯しており、八王子千人同心が取り持つ縁で、日光市とも姉妹都市の関係にある八王子市が仲介を努めたのである。

そもその切っ掛けは、昭和五十四年（一九七九）八月に両市の市長が八王子まつりに招待された際、星野仁十郎日光市長（栃木県アイスホッケー連盟会長）から姉妹都市の申し入れがあった。さらに、翌五十五年（八〇）一月に苦小牧市で開かれたスケート国体の際にもあらためて申し入れがあった。両市については前記の千人同心のほかに、アイスホッケーのメッカとして大正時代からスケートを中心に人的交流があった。同五十六年（八一）春から八王子市が仲介して具体的な準備が進められてきたが、苦小牧市はネーピア市との国際姉妹都市（四月）を結んだ直後であり、日光市は市長選挙（八月）が行われて市長交替があり、調印は翌五十七年（八二）の春に持越となっていた。

その後関係者による話し合いが続けられ、日光開山の礎である勝道上人が開いた三荒山神社の例大祭（弥生祭）前日の四月十六日に日光市総合会館で行われることになった。このため、苦小牧市では三月一日に、日光市は同月八日にそれぞれ市議会議員協議会で縁組が承認され、いよいよ現実することになった。同五十七年四月十六日朝、前日のどしゃぶり雨が苦小牧市・日光市姉妹都市盟約調印式を祝福するように雲一つない快晴となった。

苦小牧市からの調印団は大泉源郎市長をはじめ、戸部卯吉市議会議長、田原賢蔵同副議長、藤田隆一商工会議所会頭、竹橋欣司体育協会会長、西浦清輝スケート協合理事長など一人、それに苦小牧市民親善使節団（谷沢康郎団長）四五人が参加した。

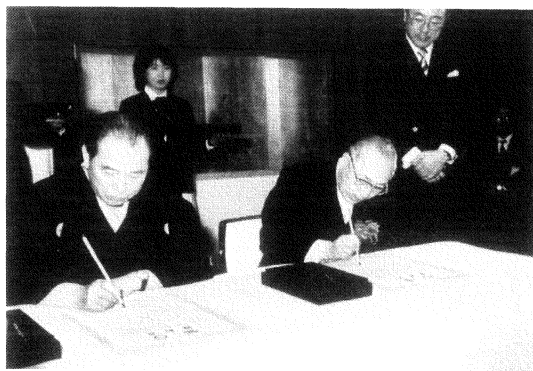
大泉苦小牧市長はモーニング姿、斉藤日光市長は紋付袴といういでたちで、後藤八王子市長の立合のもと調印式が行われた。盟約書は毛筆でサインされたあと、ガッチリと握手して盟約書を交換、会場から拍手がわき上がり、一気に調印式の熱気が盛り上がった。引き続いて日光神楽踊りが披露され、記念植樹と祝賀会が行われた。

この苦小牧市と日光市の姉妹都市誕生により、八王子市を軸とするトライアングルの姉妹都市となり、国内での三姉妹都市は仙台市・中野市・竹田市と諫早市・津山市・出雲市に次いで三つ目である。斉藤日光市長は次のように語った。

このたび苦小牧市と姉妹都市の盟約を結ぶことになりましたことは、誠に同慶に存じます。衷心からお祝いと賛意を申し上げます。次第です。

両市のゆかりにつきましては、申し上げるまでもなく共に八王子千人同心によって守られた歴史的背景を持つていることと、古くからアイスホッケーを中心としたスポーツ交流が伝統的に行われており、スポーツを通じて数多くの知人友人関係を構成し両市民相互の交流が活発に行われている因縁によるものであります。

苦小牧市は、北海道の中核都市として着実に発展しており、このような立派な都市と姉妹都市を結べることは、この上ない喜びで



日光市との姉妹都市盟約式

苫小牧市史（追補編）

あります。

今後は、スポーツ交流をはじめ、教育、文化、産業、経済など広く市民交流を推進し、益々、綿密な連携を保ち、親善の増進と理解を深め、相互の市民性を豊かにして、両都市の進展を期したいと念願しております。

（『苫小牧民報』 昭和五十七年四月十六日号 苫小牧民報社）

その後、日光市からの市民旅行団（団長斉藤市長）の苫小牧市訪問、日光文学交流展、姉妹都市交流クラブの発足、市職員交流のほか、日光市の弥生祭、千人武者行列（東照宮例大祭）、苫小牧市の港まつり、スケート祭りなどの各種行事を通じて市、市議会をはじめ市民代表等による相互交流が行われている。

日光市

栃木県の西端に位置し、日光国立公園の中核として四季折々の変化を見せる自然美と神社仏閣の人工美との調和がとれたまちです。

日光東照宮、日光山輪王寺、日光二荒山神社の「二社一寺」、中禅寺湖の吹出口に大瀑布「華嚴の滝」をかけるなど、恵まれた自然や歴史的、文化的遺産を人類共有のものとして後世に残す努力を続けるとともに「国際リゾート文化都市」を目指しています。

（『とまこまい市制五〇周年記念式典並びに中華人民共和国秦皇島市友好都市盟約式』 平成十年 苫小牧市）

ネーピア市との国

赤道を挟んで一、二〇〇キロ離れた苫小牧市とニュージーランドのネーピア市はともに外航姉妹都市の締結 船が頻繁に出入りする国際港湾都市である。この距離を縮めて両市が深い関係を持つようになったのは苫小牧の主産業である製紙業の原料が取り持つ縁からであった。

昭和四十六年（七一）五月に地元の王子製紙・国策パルプとニュージーランドのカーター・コンソリデेटッドが合弁でカーター・王子・国策・パンパシフィック社が設立され、ネーピア市に工場を設けて製紙用原料を生産することになった。九月一日にはネーピア港と苫小牧港間に定期航路が開設され、合弁会社で生産したパルプを輸送して王子

製紙苦小牧工場で使用するようになった。この定期航路開設が切っ掛けとなって、同港湾関係者や有志による交流が始まり、昭和五三年（七八）二月十五日に苦小牧港とネーピア港が姉妹港湾を提携したのである。

この定期航路開設によって苦小牧・ネーピア間の距離が一気に縮まり、ネーピア市との姉妹都市問題が持ち上がり、同五十一年（七六）にはピーター・テイト市長が本市を訪れ、歓迎夕食会の席上大泉市長に「これを機会にさらに友好の輪をひろげるため、国際姉妹都市に」との熱い呼び掛けがあった。^②

しかし、苦小牧のイメージが工業開発を軸とする国際港湾都市とする意向に対し一部市民の反発する動きもあり、もつと市民に夢のある文化施設の建設が先であるとの声も強くあつたことから、市としても姉妹都市となれば将来にわたって友好、交流を深めなければ意味がないとして慎重な姿勢を取らねばならず、当分はお預けのかたちとなつた。

同五十三年十月十日には新しくネーピア市長になつたクライド・ジェフリーから「先日のネーピア市議会で姉妹都市についての問題が提起され、私達の市が姉妹都市宣言の準備をするには可能……。あなたの市がこの提案を受け入れてくれたら結果として出来る友好の絆は、私達市民による両市相互への訪問を促進することでしょう。すでにネーピア市はカナダのビクトリアと姉妹都市を結んでいるが、苦小牧との姉妹都市が結ばればビクトリア市と共に三つの絆が結ばれるかもしれません」との親書が届けられた。^③

一方、民間レベルでも永遠の友情の絆を結ぶ動きがあり、苦小牧とネーピアの青年会議所が同五十三年十一月一日に姉妹青年会議所を締結したが、立会人となつた大泉市長は記念レセプションの席上で、近い将来苦小牧・ネーピア両市の間で国際姉妹都市を結ぶ意向であることを表明した。翌五十四年（七九）三月には苦小牧ニュージーランド協会が設立され、四月には再びネーピア市長から熱いラブコールの手紙が届いて、その気運も熟していった。

大泉市長はネーピア市との国際姉妹都市締結を決意し、同五十四年十二月二十一日の市議会議員協議会に「国際姉



ネーピア市との姉妹都市盟約式

妹都市の盟約について」を提出して承認され、その後の本会議においても「協議案第一号国際姉妹都市の盟約についてを議題といたします。お諮りいたします。本案につきましては、先刻の議員協議会において慎重協議の結果、全会一致をもって原案に賛成いたしておりますので、これを承認したいと存じます。御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）。御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。」と原案どおり承認となった。

苫小牧市とネーピア市との姉妹都市盟約の調印式は、昭和五十五年（八〇）四月二十二日にネーピア市の議場で行われた。これに先立ち大泉市長、青野市議会議長ら姉妹都市締結団及び一般市民による記念友好使節団一行（団長藤田隆一）二二人が結成され、十九日に千歳空港を出発して二十二日にネーピア入りした。

調印式は現地時間の二十二日午後八時から行われた。この式典には、調印団、友好使節団のほか苫小牧青年会議所、留学中の駒大苫小牧短大生五人も招かれ、ネーピア市民、マリオ女学校生徒など一五〇人が出席した。緊張と興奮が漂う中で両市長が盟約書に調印した。

ネーピア市旗と苫小牧市旗が掲げられている中、ジェフリー市長夫妻が続いて大泉市長らが会場に入った。日本国歌、ニュージーランド国歌が吹奏され、ジェフリー市長が「今夜の調印式は我々の市にとって、極めて重要で、かつ歴史的なできごとだ。両市及び両市民の間で計画的、かつ継続的な交流が続けられるべきだ」とあいさつ、さらに、ネーピア市がカナダのビクトリア市と姉妹都市になっているため、「最終的に三都市が盟約を結ぶことは可能で、ビクトリア市長にも伝えてある」と提案した。

続いて大泉市長が、「ネーピア市民の温かい歓迎の中で両市民のかねてからの念願であつた姉妹都市盟約の調印ができたことは誠に喜ばしいこと。お互いに教育、文化、産業、経済などあらゆる分野での交流を積極的に進めることにより、ネーピア市民との友情は勿論のこと、ニュージーランドと日本との親善、世界の平和に貢献することになる」とあいさつ。盟約書が読み上げられ、両市長がこれに調印して交換した。

ここに苦小牧市として初めての国際姉妹都市が誕生、国際交流の第一步を印したことになる。

『苦小牧民報』 昭和五十五年四月二十三日号 苦小牧民報社

こうしてめでたく国際姉妹都市が誕生し、各階層での国際交流が開始された。すでに青年会議所やニュージーランド協会により短期や長期留学、研修生派遣が始まっており、苦小牧市からは駒大苦小牧短大生が留学し、ネーピア市からタラデル高校生がホームステイをして一〇カ月間短大や高校で日本語や日本の風俗文化を学んだが、その後も市民レベルの交流が深まり、短期研修、留学生などの人的交流、文化交流の輪が広がり、経済的交流は極めて活発となった。

昭和五十八年（八三）二月の第一七回とまこまいスケート祭りにジェフリー市長夫妻が招待されて、初来苦して冬の苦小牧を楽しんだ。

同六十年（八五）四月には苦小牧・ネーピア姉妹都市締結五周年を迎え、板谷實市長を団長とする市民交流使節団三八人がネーピア市を訪問した。使節団には大泉源郎前市長、五十嵐泰市議会副議長、松井郁夫苦小牧ニュージーランド協会長、岩倉博文青年会議所理事長などのほか経済界、婦人団体などで編成された。一行は十九日に出発し、十日間の旅を終えて二十九日に帰苦したが、終始歓迎を受けて友好の輪を広げて戻った。

この後も相互訪問が続き、同六十三年（八八）八月の第三三回とまこまい港まつりは市制施行四〇周年、開港二五

周年、苦小牧一一五年を兼ねて祝うもので各種記念事業が行われた。お客さまとしてデイヴィット・プリベンス・ネーピア市長、ドーク・ブラック・ホークスベイ港湾委員会会長が参加、八王子市助役、日光市収入役も加わって華やいだ中での交流が広げられた。

苦小牧ニュージランド協会は平成元年度（八九）の総会で協会創立一〇周年記念事業として来年四月、姉妹都市ネーピアに友好親善使節団の派遣を全会一致で決定した。来年はネーピア市との姉妹都市締結一〇周年とニュージランド建国一五〇周年にも当たるため、訪問団は三〇人程度としていた。このため同協会と青年会議所による国際姉妹都市締結十周年記念ネーピア訪問団結成期成会を同年十二月に設立した。同期成会は早速市役所を訪れ、鳥越市長に参加を要請、市議会議長、港管理組合にも同様の要請を行った。

これを受けた苦小牧市は同二年（九〇）三月に市として国際姉妹都市締結一〇周年でネーピアを訪問することを正式に決定し、その日程を明らかにした。使節団は四月二十一日から二十九日までネーピア市を訪問し、姉妹都市締結一〇周年記念式典等を通じて交流を深めることになった。一行は鳥越市長夫妻、田原市議会議長、大泉元市長、苦小牧ニュージランド協会、苦小牧青年会議所など三一人（団長鳥越市長）とネーピア港友好訪問団八人（団長橋管理組合会議議長）が参加することになった。

ネーピア市を訪れた一行は、同二年四月二十三日には鳥越市長とアラン・ディック市長とが契約の再確認書に調印し、姉妹都市の絆を深めた。

一方、ネーピア市側からは本市の苦小牧一二〇年、市制施行四五周年、開港三〇周年、苦小牧港・ネーピア港の姉妹港締結一五周年という記念の年を迎えることから、鳥越市長は同五年（九三）八月の「とまこまい港まつり」に来苦することをネーピア市に要請した。これに応えてネーピア市からアラン・ディック市長を団長とする三一人が来苦

し、歓迎夕食会に出席し、市民踊りに参加して楽しみ、中央図書館や博物館などを見学した。九日には白老のアイヌコタンなどを見て、帰国の途に着いた。

平成六年（九四）三月一日になると、同八年（九六）の国際姉妹都市締結一五周年を記念して、「苦小牧市・ネーピア市姉妹都市音楽交流実行委員会」が発足した。これは音楽を通じて市民レベルで交流をと市内音楽連盟などを中心になって実行委員会（委員長松井郁夫・ニュージランド国名誉領事）を結成し、音楽交流使節団の団員を募集することになった。この活動は市民音楽愛好家の賛同を得ることになり、同六年六月二十六日には目標の団員を確保して結団式を行い、二年後へ向けていよいよ始動することになった。

一方苦小牧市は、同八年（九六）に入ると、苦小牧市市民親善訪問団（団長鳥越市長）を組織してネーピア市を親善訪問する計画を発表し、広く市民参加を募り、音楽交流団と合わせて二〇〇人という大組織団で訪れることになった。また、この訪問に合わせてアイヌ資料をネーピア市で一般公開することになり、「二つの島のかけはし」苦小牧市博物館秘蔵品展」を開催することになった。

同八年三月十二日には苦小牧市民親善訪問団と姉妹都市音楽交流団の壮行会を市文化会館で行なったが、音楽交流団一五〇人は市民公募で組織した合唱団の苦小牧のオリジナル混成合奏組曲「勇払原野」を、次いで苦小牧三曲会、苦小牧マンドリン合奏団・ギター同好会、苦小牧ジュニアオーケストラ、勇払千人隊芸能保存会が本番当日と同じプログラムで一曲を熱演して準備万端を整えた。そして、二十二日には新千歳空港からチャーター機でネーピア市に向けて出発した。市民親善訪問団、音楽交流団は現地に五日間滞在し、二十三日にはウォーメモリアルセンターでの歓迎儀式に、二十四日にはネーピア港のオープンデーに、二十五日には経済交流懇談会、センタニアホールでの交流パーティーに、二十六日には各施設でのミニコンサート、ミュージックシアターでの音楽交流会に、二十七日にはア

ンダーソン公園での記念植樹祭にそれぞれ参加して友情を深め、両市の交流関係をより強固なものにした。

平成十年（九八）の本市市制施行五〇周年記念には、ネーピア市より市民合唱団、ホークスベイ日本協会、ロータリークラブ、マリオ民族グループ、市議会関係者など六六人が一日と二日に分かれて来苦し、七日まで滞在して一部が記念式典に参加、市民会館でのジョイントコンサートには三二人が参加してニュージーランド民謡などを熱演し、苦小牧市民合唱団二五〇人とともにベートーベンの第九を披露した。また、滞在期間中、一行全員が苦小牧市民の家庭でホームステイを経験し、歓迎パーティーや市内施設見学、苦小牧駒澤大学などでのミニコンサート、日本文化の体験、苦小牧オートリゾート・アルテンでの記念植樹など盛り沢山の行事、見学に参加して友情関係をさらに深めたのである。

ネーピア市

ニュージーランドの北島東海岸に位置し、面積二八五平方キロメートル、人口は約五万二、〇〇〇人、亜熱帯性気候で、年中温暖で夏の観光保養地で有名なマリnpアレド公園のある美しいまちです。

産業は、林業と酪農業が中心で、苦小牧市に工場のある製紙会社との現地合弁会社が設立され、ネーピア港と苦小牧港間にパルプ船定期便が就航しています。

また、ブドウ酒三大醸造地の一つであり、果物（オレンジ、レモン等）の輸出も盛んです。

『とまこまい市制五〇周年記念式典並びに中華人民共和国秦皇島市友好都市盟約式』平成十年 苦小牧市

秦皇島市との国際

友好都市の盟約 五）五月十八日に苦小牧港管理組合と秦皇島港務管理局との間で友好港湾締結の議定書を交わしたことに始まる。同年九月二十四日には秦皇島市から「交通部秦皇島港訪日代表团」六人が苦小牧市を訪れ、翌六

十一年（八六）九月二十一日には「苦小牧・秦皇島友好訪中団」一八人が秦皇島市を訪れ、相互交流がはじまった。こうした中で毎年秦皇島港から研修生四人の受け入れと、一年おき相互訪問を決めて友好都市関係へ発展させていくことになった。

しかしながら、その活発な交流は官主導型で進められていて、市民レベルではまだ熟しておらず、友好都市の締結までには至らなかった。これを積極的に推し進めようとする苦小牧日中友好促進協会（会長橋浪蔵）は平成四年（九二）十一月六日市議会に促進の決議に関する請願を提出した。

請願第一号

苦小牧市と秦皇島市との友好都市盟約締結促進の決議に関する請願

提出者 苦小牧日中友好促進協会 会長 橋 浪蔵

昭和六十年五月に苦小牧港と秦皇島港とが友好港湾の盟約を結び、経済、文化など各方面にわたって相互の交流が活発に行われており、これまでの友好港交流と研修交流においては既に一二三人、その他経済、文化、医療などの交流を含め、より多くの人たちが相互に訪問し合い、友好の輪を広げております。

日本と中国とが国交を正常化して以来二〇年を経過、その喜びを両国挙げて祝福しておりますが、今後、より積極的な友好親善を図り、両市間の経済、文化の発展、ひいては国際社会の平和に寄与するため、友好都市締結の早期実現について決議していただきたく請願いたします。

平成四年十一月六日

紹介議員 萩原 勉、望月昭七

（『第二二回定例苦小牧市議会請願・陳情』 平成四年十二月 苦小牧市）

この請願は総務委員会付託となったが、市民にはまだ秦皇島との距離があり、市民の友好都市に対する意識も未成熟であるから、その気運が高まってからでも遅くはないと慎重意見が大勢を占め審議が長期化することになった。一年後の平成五年（九三）十二月の委員会でも不採択にする理由はなく、日中友好の輪を拡大することは必要であるとの観点から、「友好都市の盟約にあたっては、交流を深めつつ締結すべきで、市民レベルの交流をさらに深めてから、友好都市締結にあたるべき」との意見を付けて一年越しで採択とした。これは官主導ではない民間運動としての盛り上がりが必要を指摘したもので、友好都市の締結は市にゲタを預けた形となったのである。

その後も港湾関係者による相互訪問や研修交流が続けられ、中国語入門講座、中国料理教室、中国文化講演会など市民レベルの交流も行われ、次第に秦皇島市を含む中国への関心が高まっていった。

同八年（九六）十月十一日には鳥越市長が初めて秦皇島市を訪問し、趙鉄練秦皇島市長と相互交流や友好都市盟約締結に同意する趣旨の三項目からなる「友好交流関係締結覚書」に署名した。これにより両市の友好都市は事実上の決定をみて、市制施行五〇周年の年の締結を目指して、日程や行事内容などは両市の事務レベルで作業を進めることになった。その後、担当者間で打ち合せが行われ、翌九年（九七）九月には東京で最終打ち合せを行い、友好都市締結盟約式を同十年（九八）九月一日に行うことを正式に決定した。

苦小牧市と秦皇島市との国際友好都市提携盟約式は同十年九月一日に苦小牧市制施行五〇周年記念式典にさきがけて市民会館大ホールで行われた。大



友好都市盟約式を終えた両市長

勢の市民が見守る中、鳥越忠行市長と趙鉄練市長が議定書に署名し、固い握手を交わし、両市の末永い交流を誓った。

日本国苫小牧市と中華人民共和国秦皇島市との友好都市締結に関する議定書

日本国北海道苫小牧市と中華人民共和国河北省秦皇島市は、日中両国間の共同声明と日中平和友好条約の原則に基づき両市の友好協力を一層強固にし、発展させるとともに、日中両国国民の理解と友情を深めるために、友好的に協議をした結果、両市が友好都市を締結することに合意した。

両市は、平等互恵のもとに両市民間の友好往来と経済、貿易を促進し、科学技術、文化、スポーツ、医療、教育等各分野における交流と協力を積極的に推進するものとする。

本議定書は日中両国語により作成し、それぞれ同等の効力を持つ。

本議定書は苫小牧市において署名し、その署名の日より効力を生ずる。

一九九八年九月一日

日本国苫小牧市長

鳥越忠行

中華人民共和国秦皇島市長

趙鉄練

中国河北省北部に位置し、北京から東へ約三〇〇キロの南を渤海に望む温暖な港湾都市。人口は約二六一万人。北部山間の丘陵地帯は、石炭・鉄・石灰岩等の天然資源が豊富で、近郊の油田・炭田から輸送されたエネルギー資源の輸出港として中国最大の港があります。また、一四の沿岸解放都市（経済解放区）の一つに指定され、産業・経済・観光等の分野にわたり発展している都市である。

『とまこまい市制五〇周年記念式典並びに中華人民共和国秦皇島市友好都市盟約式』平成十年 苫小牧市

趙市長一行六人は本市に四日間滞在して、式典のほか、苫小牧市、港管理組合や苫小牧日中友好促進協会を表敬訪問、白鳥アリーナー等の公共施設や王子製紙苫小牧工場、トヨタ自動車北海道工場等を視察し、秦皇島の留学生とも

懇談して、友好を深めて苫小牧を築った。

注(1) 『姉妹都市盟約書』 昭和四十八年 苫小牧市蔵

(2)(3) 『苫小牧民報』 昭和五十五年一月一日号 苫小牧民報社

(4) 『第六回定例苫小牧市議会会議録』 昭和五十四年十二月 苫小牧市議会事務局

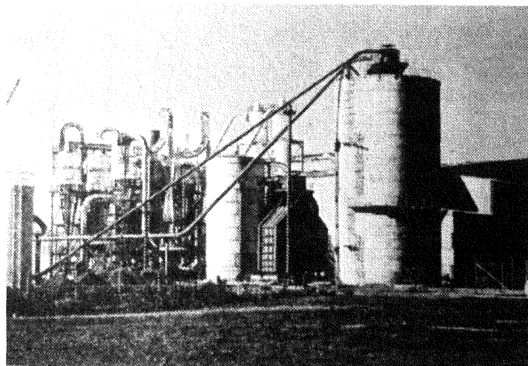
(5) 『第一二回定例苫小牧市議会会議録』 平成五年十二月 苫小牧市議会事務局

二、姉妹港と友好港・その他の姉妹関係締結

ネーピア港と 苫小牧市における国際姉妹都市、国際友好都市はその下地ともいうべき姉妹港、友好港を結び、の姉妹港締結 その後交流を重ね、広げていって姉妹都市、友好都市に育て上げたという共通点があり、その点からいえば苫小牧港の持つ意義は極めて大きいといえるのである。

ニュージーランドのネーピア港と苫小牧港の姉妹港締結は、民間企業の港湾利用によるものであった。苫小牧市勇払に工場を持つ国策パルプ工業㈱（現日本製紙㈱）が、昭和四十四年（一九六九）九月にニュージーランド北島のカインガロア地区に森林伐採権を取得した。一方、王子製紙㈱は株式の相互持ち合いを機に国策パルプとの協調関係を持ち、中島社長の相談役就任、国策パルプ勇払工場のLBKP工場建設（広葉樹の晒クラフトパルプ）に当たつての共同開発の契約を結び、ますます協調の度合いを深めていった。

昭和四十五年（七〇）十一月十五日、王子製紙と国策パルプは共同でニュージーランドに進出することを決め、R



合弁会社パンパシフィック社ネーピア工場

G P（レファイナー碎木パルプ）及び製材事業を行うことになり、昭和四十六年（七二）一月二十日に両者折半出資の「日本ニュージールランド物産株」を設立した。この事業計画は、現地のカーター・コンソリデेटッド社と合弁会社を設立して、国有林から払下げられるラジアータ松を原料にR G P及び製材品を生産し、日本ニュージールランド物産株が製品の全部を引き取るというものであった。¹⁾

同四十六年五月三日には合弁会社であるカーター・王子・国策パンパシフィック社が設立され、港湾施設を持つネーピア市に工場が建設されて、同四十八年（七三）六月二十七日に竣工式が行われた。この合弁会社で生産されたパルプを輸入して王子製紙苦小牧工場で使用することになり、九月一日にはネーピア港―苦小牧港間の定期航路が開設されたのである。

この定期航路開設が切っ掛けとなって、一時ネーピア市との姉妹都市締結問題も起こったが、本市の都市像に不確定要素もあり、国際姉妹都市は時期尚早との声もあってこの期には実現しなかった。

同五十二年（七七）四月四日になって、王子製紙苦小牧工場に招かれていたホークスベイ港湾委員会のアーネスト・ロナルド・スプリングス会長が土川清王子製紙苦小牧工場長らと市役所を訪れ、苦小牧港とネーピア港との姉妹港湾の提携を申し出た。港湾管理者である大泉源郎市長が不在であったため、即答はできなかったが、その後管理組合サイドで話し合って進めることになった。また、苦小牧港管理組合を訪れ、専任副管理者に同様の申し出を行った。

その後、両港湾関係者の間で話し合いが行われ、ほとんどん拍子でことが進み

年度内に姉妹港を結ぶことになった。すなわち、調印式は早く行いたいとの意向から電話によるものとし、昭和五十三年（七八）二月十五日に「苫小牧港・ネーピア港姉妹港提携共同宣言調印式」が行われ、晴れて両港は姉妹港湾となったのである。

十五日正午。苫小牧港管理組合会議室で大泉苫小牧港管理者（苫小牧市長）が調印書にサインしたのを確認した管理組合の田中総務部長が「ただいま完了しました」と告げ、拍手がわき上がる中で、苫小牧港とネーピア港とが正式に姉妹港を締結する姉妹港共同宣言調印式が行われた。調印の興奮の冷めやまぬ中大泉管理者とネーピア港を管理するホークスベイ港湾委員会のカッター会長がメッセージを交換。両港は「友情と協力を基礎に」「交流をはかり」「相互の繁栄に寄与する」（共同宣言文から）ことになった。

（『苫小牧民報』 昭和五十三年二月十五日号 苫小牧民報社）

その後、この姉妹港をベースにして友情の輪を広げて、二年後には姉妹都市の締結となったのである。

秦皇島港との 中国の秦皇島港との姉妹港締結の切っ掛けとなったのは、昭和五十八年（八三）九月に北海道国際友好港締結 経済訪中団の団長として秦皇島市を訪れた西田信一が、貿易港としての港湾施設が進む秦皇島と苫小牧の友好関係の強化を板谷實市長に要望したのに始まる。

その後、秦皇島港務管理局が苫小牧港に関心を寄せていることを知り、苫小牧港管理組合もこの問題に取り組むことになり、同五十九年（八四）三月に苫小牧港管理組合が友好港締結促進の議決を行い、同年度中に管理組合議会として友好港関係についての調査と視察のため秦皇島港を訪れることになり、その気運も高まっていった。同年十一月に橋蔵管理組合会議議長を団長とする北海道港湾友好訪中団一八人（管理組合議員九人、市内企業代表・事務局九人）が十九日に秦皇島港務管理局を訪問し、翌年の桜の咲くころに友好港締結を行うことを取り決めて帰苦したのである。

昭和六十年（八五）五月十七日には秦皇島港と苫小牧港の国際友好港締結調印のため編成されて北海道港湾経済訪中団一行九人が秦皇島市を訪れた。団長に西田信一、副団長に板谷實市長、そのほか管理組合議員、苫小牧日中友好促進協会などから参加し、翌十八日に板谷苫小牧港管理者と黄鎮東秦皇島港港務局長との間で議定書の調印が行われ、ここに苫小牧港と秦皇島港が正式に友好港となったのである。

日本国苫小牧港・中華人民共和国交通部秦皇島港友好港湾締結議定書

日中平和条約の原則と精神に基づき、両国民の友誼を増進し両国の貿易と港湾業務交流の発展をはかるため、日本国苫小牧港と中華人民共和国交通部秦皇島港は、友好港湾の締結を決定する。

両国は、港湾の建設、管理運営ならびに科学技術などの面において交流を行うことに同意する。

本議定書は一九八五年五月十八日中華人民共和国秦皇島市において調印し、等しく正文で日中両国語により二通を作成する。両国語による本議定書は同等の効力をもつ。

日本国苫小牧港管理組合

管理者 苫小牧市長

中華人民共和国交通部

秦皇島港務管理局局長

（『苫小牧民報』 昭和六十年五月十八日号 苫小牧民報社）

同六十年九月二十五日には早速秦皇島市から「交通部秦皇島港湾訪日代表团」六人が苫小牧港管理組合を訪れ、公園で永遠の友好の証となる記念植樹と記念碑の除幕を行い、確固たる友好の絆を深めた。その後も相互訪問や研修交流を重ね、友好都市への発展を願う声も高まっていた。しかし、一方では港湾という枠の中の交流が多く、中国、そして秦皇島市そのものが市民サイドには十分理解されていない面もあり、民間交流をもっと活発にすべきであるとの意見も出た。そのため、友好都市締結まで実に十三年を要したのである。

その他の姉 　その他の姉妹関係では青年会議所が活発な活動を行ってきた。昭和四十八年（七三）八月に苦小
妹関係締結　牧市と八王子市が姉妹都市を締結したが、苦小牧市と苦小牧青年会議所創立二〇周年記念事業とし
て八王子市などを訪問する「苦小牧青年の船」を実施することになり、苦小牧、八王子の両青年会議所は深い関係を
持つことになった。翌四十九年（七四）九月には八王子市の青年を苦小牧市に迎えることになり、この間も例会等へ
の相互訪問を行い、友好の絆を強めていった。そして、同年十月二十五日には八王子青年会議所例会の席上で姉妹青
年会議所の調印を行ったのである。

一方、国際姉妹青年会議所については同四十二年（六七）頃から相手を探していて、アンカレッジなど二、三カ国
の青年会議所が候補にあがっていたが、決定するまでには至らなかった。同四十八年になってニュージーランド・ネー
ピア市に王子製紙、国策バルブ（現日本製紙）との合弁でバルブ工場が建設され、ネーピア港―苦小牧港間に定期航
路が開設されて経済的なつながりを持つことになり、ネーピア青年会議所との姉妹問題が持ち上がった有力候補と
なった。同五十三年（七八）一月に一七人の「苦小牧青年会議所国際姉妹青年会議所締結調査団」をネーピア市に派
遣し、お互いの交流を深めながら意見の交換を行い、その気運が一気に高まって、五月までに両青年会議所が姉妹関
係を結ぶことを決めた。この間、二月十五日には苦小牧港とネーピア港が国際姉妹港の締結を行っていた。

苦小牧・ネーピア両青年会議所の国際姉妹青年会議所締結調印式は、同五十三年十一月一日にホテルニュー王子で
松井郁夫理事長とケン・ホスキンス理事長との間で行われた。今後、人類の同胞愛は国家の主権を超越し…という青
年会議所綱領に基づき、経済文化の交流を通じてお互いに理解を深め、友好の輪を広げることになった。その後、両
会議所の相互訪問など活発な活動が続けられている。

市内の高校では海外の高校との姉妹校締結が盛んである。先ず苦小牧中央高校は昭和五十八年（八三）から韓国の

高校生との交流を通して友好親善を図るとともに、国際化時代に対応して国際的視野を広げてもらおうと「韓国親善研修旅行」を隔年ごとに実施し、三一実業高校、文一高校などを訪問して交流を深めていた。これが切っ掛けとなつて同六十年（八五）六月に三一実業（商業・工業）と姉妹校締結の調印を行い、交流の輪を広げていった。また、同年十一月十七日には苦小牧高等商業学校がお互いに留学生を交換しているニュージーランド・ネーピア市のタラデール高校と姉妹校を締結した。

道内初の国際経済科を持つ道立高校として平成二年（九〇）四月に開校した苦小牧総合経済高校は開校早々の六月に国際経済科のある高校で、学校の規模もほぼ同じというカナダ・アルバータ州ラコム町のラコム総合高校が交流を求めていると道教委から紹介された。総合経済高校では生徒に国際性を身につける切っ掛けになればと、学校を紹介したビデオや生徒相互の文通などを通じて姉妹校提携構想を進めてきた。この交流が実り、翌三年（九一）十一月六日には校長、教諭一人と生徒八人がラコム総合高校を訪れ、両校長が姉妹校提携の協定文書にサインして友好と親睦を約束した。その後定期的に生徒や教師が相互交流を行っている。

駒澤大学附属苦小牧高校は、同三年（九一）一月に「歴史や伝統文化等の相互理解と相互交流を促進する中で人間尊重の精神を養い、国際社会で貢献しうる人材の養成を目指す」目的で、国際交流検討委員会を発足させた。²⁾一年半にわたる検討のすえ、気候もほぼ同じで開放的な校風のカナダ・ブリテッシュコロンビア州ダンカン町のカウチャン高校との短期交換留学を含む、姉妹校締結協定の調印にこぎつけ、調印式は翌四年（九二）九月十八日に松原校長らがカウチャン高校を訪れて行われた。同五年（九三）三月には駒大苦小牧高校から、同六年（九四）三月にはカウチャン高校からそれぞれ短期交換留学生を送り、相互交流が開始された。さらに、駒澤大学附属苦小牧高校は同八年（九六）十二月十一日にはニュージーランド・ネーピア市にあるタマティア高校とも姉妹校の締結を結び、駒大苦小牧高

校で調印式を行った。

注（1）『王子製紙社史―戦後三十年の歩み』昭和五十七年 王子製紙株式会社

（2）『開校三〇周年記念研究紀要―第2号』平成六年 駒澤大学附属苦小牧高等学校

第六節 市民憲章と各種宣言・登録

一、市民憲章と市の木・花・鳥

市民憲章 昭和五十九年（一九八四）九月現在で市民憲章を制定していない都市は、道内三二市中苦小牧市だけの制定であった。このため市議会でも早期制定を求める声が強く、板谷市長も市民憲章制定を公約しており、十四日には市長の諮問機関として「苦小牧市民憲章策定協議会」を発足させ、制定に向けて具体的に動き出すことになった。委員は市民各界各層からなる一五人で、同日の初会合で会長に岩倉賢周を選出して、まず市民憲章の必要性と性格、過去の宣言との整合性から意見交換を行い、一年をかけて内容を検討して市長に答申することを決めた。委員は次の通りである。

岩倉賢周（市まちを緑にする会）、大島好雄（苦小牧医師会）、杉原奎子（市交通安全母の会）、岩崎高明（市PTA連合会）、小野真理子（苦小牧体育協会）、大友通子（市ボランティア連絡協議会）、柏木涼子（五十八年度市海外派遣団員）、川真田さえ子（市婦人団

体連絡協議会)、河村義正(苦小牧青年会議所)、古河原寿美雄(市町内会連合会)、小林克也(苦小牧地区労会議)、佐藤裕(苦小牧地区同盟)、二階堂芳夫(市文化振興連絡協議会)、三井徳保(報道機関)、山口正治(苦小牧身障者福祉連合会)

『苦小牧市民憲章関係書類』 昭和六十年 苦小牧市

同協議会は精力的に会合を重ね、道内外の制定状況などを調査し、広く市民の声を聞くため、一般市民二、〇〇〇人、小学校から短大生まで九〇〇人を対象にアンケートを行い、自由な発想を求めて記述質問形式とし、市民憲章に反映させることにした。

その結果、市が制定している基本構想は理想像の設定であり、宣言は決意の表明であるのに対し、市民憲章は市民の生活規範、信条であり、「市民の合い言葉」「市民の道しるべ」としての性格を持たせることになった。さらに、市民憲章の中に表現していくものとして、「心のふれあいのあるまち」「明るく働けるまち」「健康でスポーツが楽しめるまち」「きまりを守る明るいまち」「お年寄りを大切にするまち」「自然や文化財を大切にするまち」「緑を守り育てるまち」「外国と仲良くするまち」など一七項目が揚げられ、この中から五項目を選択することになった。

また、策定基本方針を決める第一部会、憲章文の素案を作成する第二部会、素案の検討をする第三部会を設置した。そして、第一部会の報告を得て、市民憲章は新しい時代にふさわしい、市民の道しるべとなるもので、毎日の生活の中に取り入れて、お互いが積極的に実行する基本的考えをまとめた。文章表現



市民憲章碑除幕式風景を報ずる新聞

は誰にでもわかりやすく、ソフトなものとする方針を打ち出した。

昭和六十年（八五）六月一日に苦小牧市民憲章策定協議会は市民憲章素案をまとめて板谷市長に報告書を提出した。

苦小牧市民憲章

わたしたちは、樽前山のふもと、水鳥が舞い、太平洋の潮かおる勇払原野に、たくましくひらけた苦小牧の市民です。

わたしたちは、豊かな自然と大きな可能性にみちたこのまちを愛し、健やかな市民としてあゆむために、この憲章を定めます。

あたたかい心でまちを つつみましょう

学びあいつくるようこびを そだてましょう

花と木のかおりでまちを みたしましょう

さわやかな笑顔でまわりを まもりましょう

生き生きとくらす力を のばしましょう

（『苦小牧市民憲章関係書類』 昭和六十年 苦小牧市）

表現の趣旨については、まず前文において「樽前山のふもと」という中で、心のやすらぎを感じさせる古里の山に抱かれたところであることをうたい、「水鳥が舞い」は、野鳥の聖域ウトナイ湖に象徴されるように、多くの川や湖沼があり、ここに野鳥が群れる様子を表現し、美しい環境であることを印象づけている。「太平洋の潮かおる」では、太平洋から恵みを受けているところであり、この自然条件の中で「たくましくひらけた」苦小牧の歴史をうたい、この中で先人の英知と努力で産業を興してきたことを表現している。後段では、苦小牧市民であることを誇りに喜びを持ち、心身ともに健康な市民として、希望を持つてたくましくあゆむ決意を述べている。

本文は前文の精神を具現化するため、市民の誓いとなる五項目を掲げている。「あたたかい心で…」では、隣人愛、

人と人とのふれあいを大切にする、あたたかい家庭と、心の通うまちづくりをうたい、「学びあいつくるよろこび」では、広い教養を身につけ、文化を愛し、創造性にみち、心豊かになること願ひ、「花と木のかおりで…」では、自然を愛し、緑を育て、心に潤いと安らぎある生活をうたい、「さわやかな笑顔で…」では、明るいい心で社会の秩序や約束を大切にすることを、「生き生きとくらす力…」では、心と体をきたえ、生きる喜びをもつて毎日を送ることをうたい、それが明日への活力のあるまちづくりへつながることを表しているのである。

板谷市長は苦小牧の市民憲章にふさわしい草案¹とし、そのまま七月二日の市議会本会議に提案した。

議案第一号苦小牧市民憲章の制定について、提案理由の説明を申し上げます。新しい時代にふさわしい市民の道しるべとなる市民憲章の制定に当たりましては、市民の声を反映させるために、一五名の市民で構成された苦小牧市民憲章制定協議会に市民憲章の草案の策定を依頼いたしておりましたが、このたび同協議会からその報告がありました。

報告のありました草案は本市の市民憲章にふさわしい内容であり、草案のとおり今年九月二十七日に制定いたしたここに提案申し上げます。

『(第二二回定例苦小牧市議会会議録) 昭和六十年 苦小牧市議会事務局』

これに対して憲章記念碑の建立場所、式典、市民に対する周知、PR、スポーツ宣言都市や人間環境都市宣言との関係、国際感覚や二一世紀に向けての新しい感覚などの質問があったが、全会一致で原案可決成立した。

昭和六十年(八五)九月二十七日正午、市役所前庭において苦小牧市民憲章記念碑の除幕式が行われた。台座を含めて高さ一・九メートル、幅二・五メートルの茨城産白御影石に二階堂北翠の筆による記念碑は板谷市長と小学生四人により綱が引かれ、市民に披露された。また、午後六時三〇分から市民会館大ホールにおいて、市民一、五〇〇人が参加して市民憲章制定記念式典が盛大に行われた。

平成七年（九五）九月二十七日には市民憲章制定一〇周年を迎え、記念事業の一環として新たに設置された市民憲章表示板の除幕式がシンボルストリート沿いの王子ポケットパークで行われた。会場では市民憲章を記したカードが配られ、集まった市民が一〇年の節目に一層の郷土愛を誓い合った。除幕式で鳥越市長は「制定一〇周年を機に市民憲章の意義を踏まえ、郷土愛、人間味のある心豊かなまちづくりを進めていきたい」と挨拶した。引き続き市長、岩倉賢周市民憲章を支える会会長と小学生二人が表示板の白い幕を取り払い、制定一〇年の節目を祝った。表示板は高さ一一三センチ、幅七〇センチで市民憲章の前文と本文を刻んだ陶板をくの字型の台座に組み込まれたものである。王子ポケットパークのほか市民文化公園、緑ヶ丘公園金太郎の池周辺の二ヶ所にも設置した。

市の木・市の花

苦小牧市は、苦小牧百年を記念して市民の緑化思想と自然保護意識の高揚を図ろうと「市の木」・市の鳥の制定を選定することになった。昭和四十八年（七三）二月十四日に、市内林業関係者、町内会、婦人

団体、青少年代表等からなる一人の「市の木選定委員会」を設け、第一回委員会を市役所会議室で開催した。まず委員長に加賀正司苦小牧市まちを緑にする会会長を選出し、事務局提案の約三三種の中から「市の木」の候補としてナナカマド、オンコ、クロマツ、ヤチダモ、モミジ（イタヤカエデ、ヤマモミジ）の五種類を選定した。そして、同委員会ではこの五種類の中から市民の公募によって一種類を選定することになった。

公募要領は苦小牧市内居住者とし、選定委員会が選んだ五種類の中から一種類を選び、三月十日までに官製はがきで一人一枚として応募するものであった。選定委員会は三月中旬に再度委員会を開いて「市の木」を選定することになった。

公募の結果、有効応募数は八三三通で、この内訳はナナカマド三六〇通、オンコ三〇七通、クロマツ六二通、モミジ五二通、ヤチダモ五一通であった。この公募結果をもとに三月十五日に選定委員会を開いて協議したが、ナナカマ

ドとオンコの応募数が接近しており、オンコが常緑樹であり緑の少ない苦小牧では、冬の緑も必要ではないかという意見が大勢をしめたことで、選定委員会は「市の木」にはナナカマド、「準市の木」にはオンコを選定して、当初の計画にはなかった二本立ての答申を大泉市長に提出した。

道内でナナカマドを市の木に選定したのは旭川、室蘭、江別、士別に次いで苦小牧が五番目、町村を含めると一〇番目となり、オンコは道内ではまだなかった。

苦小牧市はかねてより「花いっぱい運動やまちの緑化運動のシンボルになる花を決めて欲しい」という苦小牧まちを緑にする会（海津文彦会長）からの要望を受けており、道内で「市の花」を制定しているのは二二市にのぼり、市としてもその必要性を認め、昭和六十一年（八六）六月三十日に市長の諮問機関として「苦小牧市の花選定委員会」を設置した。委員には学識経験者、経済界代表、市民代表等一二人で構成し、同日の第一回委員会で会長に小島啓道町内会連合会長を選出し、老人や子供でも手軽に植えることができ、全国から見に来なくなるような群落をつくる花を、原野を開拓した苦小牧のイメージに合ったものを、香のある花をと論議が弾み、次回までに各委員が数点ずつ候補を持ち寄ることになった。その後数回の会合を開き、「木の花、草の花」に分けることにし、何種類かに絞って市民投票を行って選定の参考にするようになった。

同年九月二日の委員会で市民投票の結果が発表され、選定委員会はこの結果を参考にしながら熟慮して決めることになった。市民投票の結果は、「木の花」ではハスカップ一、〇二二票、ハマナス三六一票、ウツギ二九二票、イソツツジ一四九票、エゾノコリンゴ一二六票であり、「草の花」ではタルマエソウ六四九票、リンドウ四二九票、コスモス三八四票、ハナショウブ三五六票、ユリ二四〇票、キク七六票であった。

委員会では「木の花」については圧倒的多数のハスカップには問題はなかったが、「草の花」では大論争が繰り広げ

られ、市民要望の結果をくつがえす決定となった。タルマエソウは二位のリンドウを二二〇票引き離し断然有利に思われたが、「苦小牧のシンボルとして最適で、緑と花を守り育てる気持を大切にできる」との支持があつたものの、「高山植物のタルマイソウ自体を育てる環境づくりは難しい」「市民が手軽に植えられない」などの理由から除外された。二位から五位の間で「リンドウは得票が多いが野原から移植すると枯れやすい」「コスモスは手軽に植えられるが一年草」「ハナシヨウブは増やしやすく原野にノハナシヨウブもあるが、千歳市が市の花としていて特徴がない」「ユリは原野を象徴するが好き嫌いが激しい」などと舌戦が展開された。^③

しかしながら、一時間におよぶ論議にも拘らず決定をみず、委員の採決で決めることになった。その結果、ハナシヨウブ七票、コスモス三票、ユリ一票となり、ハナシヨウブに決定した。また、市民の支持の強かつたタルマエソウは高山植物で育て難いことが支障となり、委員会では除外されたが、市民要望をふまえて樽前山の花として守り親しむ旨を答申書に盛り込むことになった。

こうして苦小牧市の花は、「木の花」にハスカップ、「草の花」にハナシヨウブが決定し、昭和六十一年（八六）九月二十七日（市民憲章制定一周年）に住吉公園で披露式が行われた。板谷市長は「木の花ハスカップ、草の花ハナシヨウブをマチ中に植え、市の花として定着させていきたい。市民投票で最も多かったタルマエソウは高山植物なので、特別な扱いとして保護育成に努めたい」とあいさつし、市民投票で「ハスカップ・ハナシヨウブ」の組合せに投票したうち抽選で五人に記念品が手渡された。式典に続いて公園の一角にハナシヨウブ二〇〇株とハスカップ三〇株が記念に植えられた。

「市の鳥」は、苦小牧市の市民憲章制定五周年記念事業として平成二年（九〇）に制定することになった。市民憲章の前文に「樽前山のみもと、水鳥が舞い、太平洋の潮がある」とあり、野鳥は市民生活を包む大きな要素の一つになっ

ていること、「市の鳥」を制定することで自然と市民のふれあいの機会を広げ、自然保護について理解を深めようというねらいがあった。

まず平成二年（九〇）六月十二日に一〇人の委員からなる市の鳥選考委員会（委員長・三浦二郎日本野鳥の会苦小牧支部参与）を設置して初会合を開いたが、鳥越市長は「苦小牧はどうしても工業都市のイメージが強い。市の鳥制定でソフトなイメージを。昭和五十六年（八四）には国内初のバードサンクチュアリも設定されている。ラムサール条約の指定に向けても運動をしている。サンクチュアリとあわせ市の鳥が苦小牧のキャッチフレーズとなるように」とあいさつした。⁵⁵

選考委員会は二回の会合で選考基準を決めたあと、基準にあった七種類の野鳥を選び出し候補としてまとめた。選考基準では、①苦小牧の自然を代表する野鳥、②市民に親しまれている、あるいは親しまれるであろう野鳥、③市民憲章の内容にふさわしい野鳥、④自然保護について理解を深められる野鳥、⑤市民とふれあう機会が多い野鳥、⑥市の独自性のある野鳥で他の市町村と重ならないことが望ましい、⑦シンボルマークなどとして「デザイン化しやすい野鳥の七項目とした。この基準によつて選ばれた候補は、環境別に「海」がカモメ、「川湖沼」がアオサギ、ハクチョウ、ガン、「原野・湿原」がオオジシギ、「林」がクマゲラ、「街」がキレンジャクであった。これを受けて市は、平成二年（九〇）六月二十三日に「市の鳥」の候補となるこの七種の野鳥を発表したのである。

平成二年（九〇）八月一日から「市の鳥」を選ぶ市民アンケートを実施、九月三日には



ハスカップ



ナナカマド



ハクチョウ



ハナショウブ

その集計結果をふまえて選考委員会の最終会議が開かれた。市民アンケートでは、一位がハクチヨウで八三三通、二位がアオサギの四一〇通、以下キレンジャク三三八通、クマゲラ二四一通、オオジシギ一九三通、カモメ一一三通、ガン八〇通の順であった。選定委員会は市民アンケートの通りハクチヨウが最もふさわしいとして、「市の鳥」として市長に答申したのである。

平成二年（九〇）九月二十三日、苦小牧市サンガーデンにおいて市の鳥制定発表式が行われ、ハクチヨウが正式に決定した。発表会で鳥越市長は恵まれた自然の苦小牧、自然と調和のとれた街づくりのため野鳥の聖域であるウトナイ湖が一日も早くラムサール条約の指定を受けるといいたいとあいさつし、小学生姉妹と市長がコブハクチヨウ、コハクチヨウ、オオハクチヨウの写真パネルの除幕式を行った。その後、「野鳥の呼べる庭づくり」をテーマに記念講演会が開かれて「市の鳥」の制定を祝った。

注（１）『第一二回定例苦小牧市議会会議録』昭和六十年 苦小牧市議会事務局

（２）『苦小牧民報』平成七年九月二十七日号 苦小牧民報社

（３）『苦小牧民報』昭和六十一年九月三日号 苦小牧民報社

（４）『新聞切抜綴―市の木・花・鳥』昭和四十八年〜平成二年 苦小牧市史編集事務局編

（５）『苦小牧民報』平成二年六月十三日号 苦小牧民報社

二、苫小牧市の各種宣言と登録

スポーツ都市宣言と 苫小牧市には市議会の議決を経て、市民の決意を内外に表明した都市宣言に、昭和三十七年人間環境都市宣言 年（一九六二）の「安全都市宣言」、同四十一年（六六）の「スポーツ宣言都市」、同四十八年（七三）の「人間環境都市宣言」があつた。

・安全都市宣言 この宣言は、本市における交通事故の激増、産業災害、水害火災、伝染病などの悲惨な災害を防止して、災害のない明るい市民生活環境を確立するため、全市民と共に安全都市の理想を達成すべく宣言したものであつた。その切っ掛けとなつたのは、同三十七年（六二）三月一日に苫小牧市安全都市推進協議会（会長田中正太郎市長）が発足し、交通、産業、衛生を含め明るい都市づくりに全市民一丸となつて邁進することになった。さらに同会は行政の取り組みも必要であるとし、九日に市議会に安全都市宣言議決に関する陳情を行い採択となつた。

安全都市宣言ははじめ推進協議会から議会あてに陳情書が提出され、議員提案による建議案の決議を要望していたが、宣言の趣旨からいつて市長提案にすべきであるとし、理事者においてこれを作成して提出した。同月二十九日に議員協議会で文案の内容を検討して、引き続き本会議で議決した。

安全都市宣言

わが国の産業経済の伸長と国民生活の向上はめざましいものがありますが、その反面、交通の発達に伴う交通事故は激増し、また産業災害、水火災、更に伝染病等悲惨な災害もそのあとを絶たず、人的、物的損失も莫大な数となり、まことに憂慮すべきものがあります。

本市は、鉄道、道路等、即ち交通の要衝にあり、また、北海道総合開発の拠点として益々その重要度を増し、港湾築設の進捗と共に各種建設事業等も一段と活発さを加え、ために交通事情は極めて深刻であつて事故多発地区となつてゐる現状であります。加えて、

港湾の使用開始を目前に控えて工場誘致等により人口の急激な増加が予測されるところであり、将来、臨海工業都市として一大飛躍をみんとしておりますので、この際、広く全市民と共に、これに対処する必要を痛感するものであります。よって、市民の安全を確保し火災のない明るい生活環境を確立するため、全市民と共に安全都市の理想を達成すべく、ここに苦小牧市を「安全都市」とすることを宣言します。

（『広報とまこまい』 昭和三十七年四月一日号 苦小牧市）

この宣言によつて、苦小牧市は交通事故防止、産業災害、水害火災の予防並びに環境衛生の整備などを含めた理想の安全都市を目指すことになったが、これは道内で初めてのものであった。そして、昭和三十七年（六二）四月一日午後一時半から市役所前広場で安全都市宣言市民大会を開催して、苦小牧市の安全都市が誕生したのである。

しかし、この宣言は昭和四十八年（七三）の「人間環境都市宣言」により、これに含まれることになり、僅か十年で廃止となったのである。

・スポーツ都市宣言 苦小牧は伝統的なスケートをはじめ、野球、柔道などのスポーツが盛んで、市民のスポーツ熱も非常に高いものがあつた。同二十九年（五四）六月には体育協会が設立されたが、これは同四十一年（六六）四月に再編成され、市村修平王子製紙苦小牧工場工場長代理を新会長に迎え、苦小牧のスポーツ全般を包含する組織として再出発することになった。

そこで、苦小牧体育協会は苦小牧商工会議所と共同で同四十一年（六六）十月の市議会に「スポーツ都市宣言について」の陳情書を提出した。これは三日に採択となり、市長送付となった。これを受けて市は、市民各層による準備委員会を発足させ、具体的な構想をまとめて十一月に臨時市議会を開催して決めることになった。

先ず準備委員会小委員会を設けて検討し、式典を昭和四十一年（六六）十一月十二日に苦小牧東小学校グラウンド

で行うことを決め、行事、宣言後の活動方針などに検討を加えた。スポーツ都市宣言準備委員会は昭和四十一年（六六）十一月五日に大泉市長、市村体協会会長など関係者二〇〇人が参加して苦小牧信用金庫で開かれ、小委員会決定事項を満場一致で決めた。

一方、第三四回苦小牧臨時市議会は十一月八日に開催されて、「議案第一号 スポーツ都市宣言について」が提出され、超党派全会一致で原案可決し、市民総ぐるみで積極的に推進することになった。

議案第一号 スポーツ都市宣言について

本市は、全市民がスポーツを楽しみ、明るい健康な生活環境をつくるため、昭和四十一年十一月十二日に、別紙のとおり、スポーツ都市宣言を行うものとする。

昭和四十一年十一月八日提出

苦小牧市長 大泉源郎

スポーツ都市宣言

わたしたち苦小牧市民はスポーツを愛し、スポーツを通じて健康でたくましい心と体をつくり、豊かで明るい都市を築くため次の目標をかかげ、ここに「スポーツ都市」を宣言します。

- 1 市民すべてがスポーツを楽しみましょう
- 2 力をあわせてスポーツのできる場をつくりましょう
- 3 次代をになう青少年のため、地域にも職場にもスポーツの機会をつくりましょう
- 4 世界に活躍できる市民を育てて広く世界の人と手をつなぎましょう

（第三四回臨時苦小牧市議会議案） 昭和四十一年十一月 苦小牧市

昭和四十一年十一月十二日午後一時、打ち上げ花火を合図に王子サービスタワー（中部）前から音楽隊パレードがスタートした。第一団は緑小学校鼓笛隊を先頭に苦小牧東中学校、苦小牧西高校、王子製紙吹奏樂とつづき、苦小

牧駅前のスポーツ都市宣言伝塔を通じて駅前通りをパレード、宣言会場の苦小牧東小学校グラウンドに到着した。第二団は若草小学校鼓笛隊を先頭に弥生中学校、駒大苦小牧高校、苦小牧工業高校、苦小牧東高校吹奏楽とつづき、新川通り、大通りを通して会場入りした。会場にはプラカードを前に市内の小中学校、高校、各種学校、町内会、事業所、官公庁の人々など約一万五、〇〇〇人が整列し、国旗、市旗の掲揚後、苦小牧市スポーツ都市宣言準備委員会が経過を報告、大泉市長が「わたしたち苦小牧市民はスポーツを愛し、スポーツを通じて健康でたくましい心と体をつくり、豊かで明るい都市を築きます……」と高らかにスポーツ都市宣言を行った。そして、平和の象徴であるハト二〇〇羽が放たれ、大空高く舞い上がった。

次いで市村体協会長が祝辞を述べ、参加者全員に風船が配られ、市民総歩け歩け運動が会場を出発した。この日は「市民スケートの日」として王子、岩倉両リンクが無料開放されたほか、産業会館屋上からアドバルーンが上がり、全市民あげて祝った。こうして、スポーツ都市づくりに力強い第一歩を踏み出したのである。

苦小牧市は昭和四十二年（六七）から九月二十四日（秋分の日）を「スポーツの日」と制定、毎年この日には記念行事を行い、市民スポーツ祭として続けられてきたが、次第に盛り上がり欠けるようになって、近年は五年に一度の割りで記念事業が行われている。

同四十八年（七三）八月三日に市総合体育館が竣工し、十一月三日にはスポーツ都市苦小牧の若人が大空にはばたく姿を象徴した「おおぞらの像」（本田明二制作）を体育館前に建て、その除幕式を行った。この像は、苦小牧市民がスポーツを通じて健康でたくましい心身を養い、明るい都市の建設に力を合わせて邁進しようという願いが込められている。

・人間環境都市宣言 この宣言は人間を主体とした、公害のない、健康で安全な都市環境の創造と、新しい苦小牧

のまちづくりを目指すもので、市基本構想前文に盛り込まれた理想都市実現への決意を市民の名において言明したものである。昭和四十八年（七三）十一月一日の市議会にて提案され、大泉市長は次のように提案理由を述べていた。

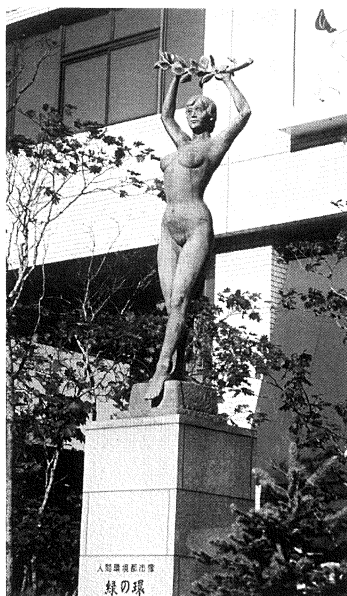
先ほど申し上げました苦小牧市の基本構想の柱になっておるのが、人間環境都市の建設でございます。われわれ市民が等しくこのいろいろな災害から免れて、そうして安全で安泰な生活を送ることが何よりの大事なことだと思います。したがって、従来安全都市宣言をいたしておりますが、それはおもに交通事故を対象とした安全都市宣言でございます。そういう非常に範囲の狭いものでなくて、われわれ市民が住む都市というのは、一切が人間の安全のためになければならぬ、また、立派な成長を遂げるための環境でなければならぬ。これをモットーにいたしまして、従来の安全都市宣言を発展的解消させまして、ここに人間環境都市を宣言いたしたいと 思うものでございます。

『第一七回臨時苦小牧市議会会議録』 昭和四十八年十一月 苦小牧市議会事務局

ただ、苦小牧東部開発の基本方針及びこの開発に触れている市基本構想と共に提案されたため、苦東開発をめぐつ



おおぞらの像



人間環境都市像緑の輪

て各会派の対立が頂点に達した市議会であっただけに、審議、採決も延びて昭和四十八年（七三）十月十七日に他の二案は賛成多数で原案可決したのに対し、人間環境都市宣言は全会一致で原案可決となったことは、全市民こぞってこれを承認したことになり、今後この宣言の趣旨にのっとり人間尊重の環境都市を創造することになったのである。

人間環境都市宣言

昭和四十八年十一月十七日議決

苦小牧市は、開基百年にあたり、緑と太陽の大自然を擁するかけがえのない郷土を守り、人間を主体とした、公害のない、健康で安全な都市環境を決意し、ここに、「人間環境都市」を宣言する。

〔苦小牧市例規類集〕 平成十年十一月加除分 苦小牧市

人間環境都市像「緑の輪」は、苦小牧市が新しい時代のまちづくりに当たってそのシンボルとして、昭和四十九年（七四）十一月三日、市内四ヶ所（五基制作）にブロンズの人間環境都市像「緑の輪」（本郷新制作）を建立した。この日、市役所前で本道出身の彫刻家、本郷新ら関係者により除幕式が行われた。このブロンズ像は平和のシンボルであるオリーブの葉を両手で天に向けてかかっている裸婦像である。製作者本郷はこのオリーブの葉は少しカーブになっているが、これは苦小牧をグルリと緑の輪で囲む意味で創ったと述べた。また、JR苦小牧駅前と国道沿いの美沢と樽前に建てられたブロンズ像の除幕式も行ったが、市民一人ひとりの理想都市創造への新たな決意と願いが込められているものである。

五基目のブロンズ像は、国道二三五号移設計画の関係で設置場所が決まらず、市総合体育館に保管されていたが、平成五年（九三）十一月八日、国道の切り替え工事の完了により、市内柏原の国道沿いに最後の一基が建てられることになった。最初の「緑の輪」が建てられてから二十年が経過しており、同年十二月六日には同宣言二〇周年の節目を迎えたことから、柏原の現地で盛大な完成式を行い祝福した。

ラムサール条　ウトナイ湖は昔から野鳥の飛来地として知られ、大正二年（一九一三）には世界的な鳥獣採集家の湿地登録　として知られた折居彪二郎がウトナイ湖岸に居を構えたところであった。しかし、一般の人にウトナイ湖の白鳥などが広く知られるようになったのは、ウトナイ観光ホテルが出来て観光地化された昭和三十五年（六〇）頃からである。その後、市の白鳥保護委員会や苫小牧郷土文化研究会、苫小牧自然保護協会の地道な活動により、ウトナイ湖が野鳥の宝庫として注目されるようになった。

同五十四年（七九）五月のバードウィークに、日本野鳥の会がウトナイ湖周辺を日本では最初のバード・サンクチュアリ（野鳥の聖域）とし、ネイチャーセンター等を建設すると発表した。これをうけて八月九日に日本野鳥の会苫小牧支部（紀藤義一支部長）が発足し、地元の見解を反映していくことになった。そして同五十六年（八一）五月十日にウトナイ湖サンクチュアリがオープンした。

このことは苫小牧市民の野鳥保護や自然保護に対する意識を高めることになり、ラムサール条約の登録湿地の指定運動につながっていった。先ず平成元年（八九）十一月二十日に苫小牧自然保護協会、日本野鳥の会苫小牧支部、ウトナイ湖サンクチュアリが苫小牧市に「野鳥とのふれあい街づくり」と題する要望書を提出したが、この中でウトナイ湖のラムサール条約の指定実現を要望し、十二月七日の市議会でも取り上げられて鳥越市長は「指定の意義は大きく、ウトナイ湖が指定の要件を備えているかどうかを検討し、国に働きかけていきたい」と積極的な姿勢を示し、この問題が表面化していった。

さらに、同二年（九〇）六月の市議会に紀藤義一（日本野鳥の会苫小牧支部長・千歳川放水路に反対する市民の会）など三人から「ウトナイ湖湿原のラムサール条約指定決議に関する陳情」が市議会に提出され、二十五日の厚生委員会で採択となり、本会議で全会一致で可決した。

陳情の要旨

ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）は、湿地は水の循環を調整したり、動植物、特に水鳥の生息地として重要な財産であるとの確認のもとに、締結国が協力して保全しようという目的で、一九七一年にイランのラムサルで開催された国際会議において採択されたものです。

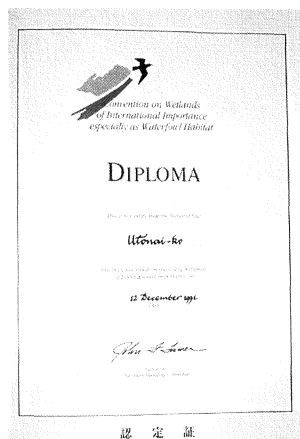
ウトナイ湖はこの条約に相当する貴重な自然環境を有しており、指定されることによってウトナイ湖とともに苫小牧市が国際的に注目され、市の発展にも大きく寄与するものと思われます。

よって、苫小牧市議会におかれましては、水鳥の生息地として貴重な自然環境を守り、保護するため、ウトナイ湖湿原のラムサール条約指定に関する決議をしていただくよう、七万五、〇〇〇人の署名を添えて陳情いたします。

『第一七回定例苫小牧市議会議案等綴』 平成二年六月 苫小牧市立中央図書館編

市はウトナイ湖のラムサール条約の指定に向けて着々と準備を進め、平成二年（九〇）七月に道知事へ協力を要請し、十二月にかけて関係団体や機関に働き掛けを行った。その結果、翌三年（九一）三月十四日に横路北海道知事が環境庁にウトナイ湖のラムサール条約指定の要望書を提出するという前向きなバックアップがあつて、年内にも指定の見通しとなった。

だが、その後植苗地区住民への説明会が持たれたが、八月二日になってこの地区の生活基盤整備などの影響について市から納得のいく説明がないとして、ラムサール条約指定の一時凍結要望書を環境庁に提出した。九月二十七日には鳥越市長も出席して植苗町内会連合会との話し合いが行われ、条約指定は国設鳥獣保護区特別保護区五一〇ヘクタールを対象に考えており、湿原保全が目的で、下水道などの基盤整備や美々川の治水対策に直接影響を及ぼすものではない。基盤整備は市街化区域、区画整理事業と併せて検討している、また水害をなくしていくため治水対策に努



ラムサール条約登録認定書

力するとの説明があった。この市長からの説明をうけて同町内会連合会では十分な説明があったとし、その場で条約指定の可否について採決して賛成することを決め、環境庁に提出していた凍結の陳情を取り下げたのである。

ラムサール条約に指定しようとする区域の五一〇ヘクタールは、昭和五十年（七五）に道の鳥獣保護区に指定後、同五十七年（八二）に国の特別鳥獣保護区に格上げされていた。この指定期間が平成三年（九一）

十月末で期限切れとなるが、保護区の指定はラムサール条約指定の最大条件となるため、さらに二十年間の更新を行うため公聴会を開き、自然環境保全審議会に諮問して、再指定されることになった。そして、十一月一日から二十年間存続が決まり、環境庁は同日付告示をもってウトナイ湖を正式にラムサール条約の登録指定地にすることを決め、スイスのモントルー市にある同条約事務局に申請したのである。

環境庁告示第四十二号

昭和四十六年二月二日にラムサールにおいて作成された特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条1に規定する湿地を次のように指定した。

平成三年十一月一日

環境庁長官 愛知和男

一 名称 ウトナイ湖

二 区域 北海道苫小牧市字植苗所在苫小牧都市計画緑地（昭和三十七年六月建設省告示第一、三二八号）の区域

苦小牧市史（追補編）

三 区域図（省略）

〔官報―第七六八号〕 平成三年十一月一日 大蔵省印刷局

スイスのラムサール条約事務局は平成三年（九一）十二月十二日付けでウトナト湖を同条約湿地に登録することを正式に決定した。そして、翌四年（九二）一月十七日環境庁長官が来苦し、ラムサール条約国際登録認定書が鳥越市長に手渡されたのである。

祝 辞

ウトナイ湖は、淡水湖沼としてのすぐれた生態系を維持しているとともに、我が国でも有数の渡り鳥の中継地として、春秋の渡りの時期にはオオハクチョウ、コハクチョウ、ヒシクイをはじめとするガン、カモ類が多数渡来し、また夏には南から渡来する野鳥の繁殖地となり、二五〇種を超える鳥類の観察記録があると聞いております。

今般、ウトナイ湖が、ラムサール条約に基づく国際的に重要な湿地として登録されましたことは、極めて意義深いものであり、心からお祝い申し上げます。また、苦小牧市を始め地元の方々の自然保護に向けた熱意と、登録に至るまでの御苦勞に改めて敬意を表するとともに、御協力に感謝いたします。

御存じのとおり、ラムサール条約は、生物の多様性に富んだ生態系である湿地を、地球規模で保全することを目的としたもので、地球環境問題への関心が高まっている今日、同条約の重要性への認識も深まり、加盟国数も七〇カ国を超えるにいたっています。また、平成五年六月には、ラムサール条約第五回締結国会議が釧路で開催されます。この会議はアジア地域で初めて開催されるもので、同会議を契機として国内及びアジア地域の湿地保護への関心が高まることが期待されており、環境庁といたしましても、会議の成功に向けて準備を進めているところです。

我が国にとってだけではなく、世界的にも重要な湿地であるウトナイ湖の環境の保全を図るため、環境庁といたしましても、地元

の皆様との連携を深めつつ一層努力していく所存です。最後になりましたが、関係の皆様の一層の御活躍とウトナイ湖の豊かな自然がいつまでも守られることを祈念し、お祝いの言葉といたします。

国務大臣
環境庁長官 林 大 幹

『ウトナイ湖ラムサール条約湿地登録記念誌』ウトナイ湖』昭和五年 苫小牧市）
これによりウトナイ湖は、国内では釧路湿原（昭和五十五年八月登録）、宮城県伊豆沼（同六十年五月登録）、浜頓別クツチャロ湖（平成元年六月）に次いで四番目となった。このラムサール条約の湿地登録を記念してウトナイ湖畔にあるウトナイレイクホテルで記念式典が行われた。式典には環境庁、道、日本野鳥の会、自然保護団体、植苗町内会連合会など関係者八二人が参加して行われたが、ウトナイ湖のラムサール条約登録は市民が念願していたものであり、今後の保全対策についても官民一体で取り組んでいくことを話し合った。

その後国内のラムサール条約登録湿地が平成十一年（九九）現在、釧路湿原、クツチャロ湖、ウトナイ湖、霧多布湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原（以上北海道）、谷津干潟（千葉）、片野鴨池（石川）、伊豆沼・内沼（宮城）、琵琶湖（滋賀）、佐潟（新潟）、漫湖（沖縄）の一ヶ所とり、関係市町村一五となった。この間にラムサール国内サミットと呼ばれる関係自治体の首長会議が三年に一回開催されてきた。平成元年（八九）に第一回会議を釧路湿原の釧路市、同四年（九二）第二回会議を伊豆沼・内沼の宮城県若柳町、同七年（九五）に第三回会議をクツチャロ湖の浜頓別町で開催し、環境教育の推進、保全手法の確立など湿地保全策を盛り込んだ「宣言」を行ってきた。そして、第四回会議をウトナイ湖の苫小牧市で開催したのである。

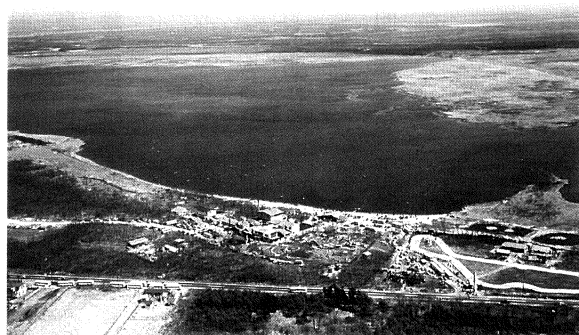
第四回ラムサール条約登録湿地関係市町村会議は、同十年（九八）十月二十二、二十三日の二日間苫小牧市のホテルニュー王子で開催された。会議には一五の関係町村と環境庁、道、県、野鳥・自然保護関係者、さらに翌年登録湿

地となる沖縄県漫湖の那覇市と富見城村、登録指定を検討している宮島沼の美唄市もオブザーバーとして参加して六〇人となった。

開催地を代表して鳥越市長のあいさつ、環境庁の森康二郎野性生物課長の湿地の保全とラムサール条約」と題した基調講演があり、習志野市、沖縄市、苦小牧市が保全と現状について報告した。この会議では、初めて会則を制定して湿地保全推進のため、①研修事業、②政府予算の獲得、③ラムサール関係事業の相互協力、④国内登録湿地拡大への取り組みなどを盛り込んだ。役員には会長に習志野市長（次期会議開催地）、副会長に苦小牧市長などを選出して、ウトナイ湖宣言を採択した。

採択したウトナイ宣言は、多様な生態系を形成する湿地の価値を再認識し、保全と共生への決意を示しもので、条約で国際的に貴重な財産として認知された湿地の保護、共存し、賢明な利用を推進するとうたい、①野性生物の貴重な生息地として湿地、周辺の環境を後世に残す、②湿地の役割と価値をすべての人々に理解してもらう、③関係市町村は湿地保全の住民活動の先導者として努める、④登録湿地拡大と自然環境保全を推進する、の四本柱を重点活動に盛った。

会議終了後、ウトナイ湖、サンクチュアリ・ネイチャーセンターを視察して日程を終了した。



ラムサール条約湿地登録のウトナイ湖

第七節 まちづくりと指定都市

一、拠点都市の指定

拠点都市が、余りにも長過ぎるので、本編では地方拠点法と呼ぶことにする。

この法律は平成四年（一九九二）六月五日に成立し、八月一日に施行された。その骨子は、①主務大臣が作成する基本方針に沿って、知事が複数の市町村からなる地域を、主務大臣と協議のうえ地方拠点都市として指定する。②当該市町村は共同で、または当該市町村が組織する協議会ないし一部事務組合は、公共施設や業務拠点地区の整備などを盛り込んだ基本計画を策定する。③同基本計画に基づく事業を関係省庁が支援する、というものである。地方都市の人口減少や活力低下や東京一極集中を打破するため、地方の自主性と創意工夫を生かし、「食・住・遊・学」機能の整備形成を図り、既成市街地以外の（東京、大阪、神奈川、千葉を除く道府県）第二、第三の拠点都市を創造しようとするものであった。地域指定を受けると、公共投資の優先配分が得られるほか、地方債の発行特例や税制面の優待措置もある。¹⁾

苫小牧市はこの法律の準備段階から、拠点都市指定に名乗りをあげており、同四年（九二）六月十九日の市議会本会議で鳥越市長は隣接する空港所在都市の千歳市をはじめ、近隣自治体と連携して初年度の一次指定に向けて最大限の努力をするとして、拠点都市の指定に強い意欲を示した。そして、道内では①函館地域、②室蘭地区、③苫小牧・

千歳・恵庭地域、④旭川地域、⑤帯広地域、⑥釧路地区、⑦北見・網走地域の七地域が名乗りを上げた。

北海道では内部に検討委員会を設けて選定作業に着手した。国の基本計画に基づいて各自治体とのヒアリング、方針で示された都市機能の集積や発展性、高速交通体系などを総合的に検討し、平成四年（九二）十月末までに①函館地域、②苫小牧・千歳・恵庭、⑤帯広地域の三地域を第一次候補に絞り込んだ。苫小牧・千歳・恵庭の三市連合は、本格的な空港と港湾を備え、通産省のオフィス・アルカディア構想（新産業文化の業務拠点）の調査地区に千歳市が決まり、地方拠点法の趣旨に合致するなど、計画自体では他地域を一步リードしていた。この間、各自治体の陳情合戦が激化し、国会議員や道議会議員を巻き込み、一次指定の先陣争いに発展し、関係省庁間の綱引きもあった。

同四年十一月五日、道知事は予想をくつがえして初年度の第一次指定地域に帯広地域（帯広市・芽室町・幕別町・音更町）と決定した。これはとかく批判の多い、道央一極集中を道が避けたといわれているが、一次指定を信じていた苫小牧・千歳・恵庭地域にとってはショックを隠し切れないものであった。

道としては道央地域を第二次指定とする考えであったが、これまでの苫小牧・千歳・恵庭の三市連合地域では圏域が狭過ぎると指摘して、体制を強化するために新たに白老・早来を加えるよう指導があった。このため、同四年（九二）十一月十八日に千歳市で第一回新千歳空港周辺拠点都市地域整備推進協議会準備会を開催して、第二次指定実現へ向けた組織づくりの取り組みを開始した。

同四年十一月三十日に千歳市で新千歳空港周辺拠点都市地域整備協議会の設立総会が開催されて三市二町（千歳市・恵庭市・苫小牧市・白老町・早来町）の協議会が正式に発足し、結束を固めて陳情活動の推進など事業活動方針を決めた。なお、役員、事業内容などは次のとおりである。

会 長 東川千歳市長

副会長 鳥越苦小牧市長、浜垣恵庭市長

監事 見野白老町長、柴田早来町長

事務局長 佐々木千歳市地域計画部長

推進事業 陳情活動の実施、基本構想の策定、関係機関との連絡調整、情報収集。

（『苦小牧民報』 平成四年十二月一日号 苦小牧民報社）

その後、圏域機能をさらに充実するため厚真町と追分町の参加が検討され、平成五年（九三）三月末の臨時総会で正式決定し、三市四町となり、圏域面積は二〇万平方メートルから二五万平方メートルに拡大された。苦小牧市の基本構想としては、拠点地区事業にウトナイ地区物流基地建設事業など四事業、準拠点地区事業として西港区再開発事業など四事業を設定したが、基本計画の中でさらに検討していくことにした。そして、同年五月には協議会の名称を「千歳・苦小牧地方拠点都市地域整備推進協議会」と改称した。

拠点都市の第二次指定では、一次の候補に上りながら帯広地域に破れた、道央地域と函館地域が激しいデットヒートを展開した。また、従来の自治体サイドだけの取り組みから地元経済界とスクラムを組んで、運動の幅を拡大強化するというまさに背水の陣で臨むことになった。

地域指定されると公共事業が重点配備され、起債の充当率も高いなどの利点があり、リゾート法など国主導型の地域振興策と異なり、地域自らの個性を生かしたまちづくりを国が支援するものであった。このため、四一道府県の一五一地域（一、二九七市町村）、全国市町村の約四割が指定へ立候補するという過熱ぶりで、国会議員、道府県会議員を巻き込んだ指定争いに発展したほか、関係省庁間の駆け引きも水面下で活発化した。千歳・苦小牧地域は諸条件から指定されることを自負していたが、道央一極集中にたいする他地域からの大合唱があり、もともと東京一極集中は

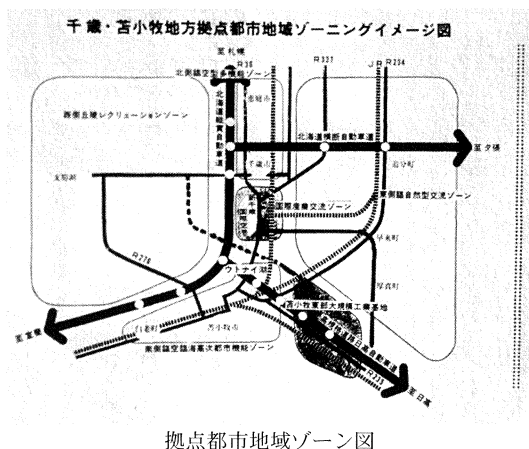
正のための法律であつただけに、道としてもあえてこれに沿つての逆転劇を行う必要に迫られたのである。

第二次指定を目指して苫小牧市をはじめ、関係市町の懸命な努力が続けられたが、北海道から二地域の指定ということもあつて道知事は二次指定では本道は見送りとした。結局、帯広地域に次いで二番目ではあつたが、全国的には第三次指定グループ（全国一二地域）として、平成五年（九三）四月十三日に苫小牧・千歳地域の拠点都市地域指定が内定し、八月十七日に正式に指定を受けたのである。

千歳・苫小牧地方拠点都市地域整備推進協議会では、同六年（九四）六月に「二一世紀の国際空港都市地域を目指して」の副題のもと、基本計画を策定した。

新千歳空港周辺地域は、第四次全国総合開発計画や第五期北海道総合開発計画などの国の上位計画の中で、我国の「北の国際交流拠点」として、高次都市機能の導入や臨空・臨海性を生かした多様な産業の展開を図り、その集積効果をもって北海道全体の発展力を高め、国土の均衡ある発展に資すべき地域として位置づけられていた。また、北海道新長期総合計画では、道央複合都市圏の中で国際的な機能の集積を図り、北海道全体の発展を高めていく役割を担うとしていた。

こうした千歳空港周辺地区の背景を踏まえて、空港を核とし、各種計画、構想との連携をはかりながら、基本計画は地域全体の振興、活性化と北海道全体の発展を牽引する地域拠点都市地域の形成を図ることを目的とするものであつた。



拠点都市地域ゾーン図

苦小牧市、千歳市、恵庭市、白老町、早来町、追分町、厚真町の三市四町で構成し、平成六年度から同十五年度（一九九四～二〇〇三）までの一〇カ年計画とし、目標年次の将来人口を約四四万人とした。^②

各市町の機能分担では、①国際空港都市ゾーン（苦小牧市、千歳市、恵庭市）、②文化・レクリエーション体験ゾーン（白老町、苦小牧市の一部）、③田園型ふるさと交流ゾーン（早来町、追分町）、④空港活用産業研修ゾーン（厚真町）とし、各拠点地区の規模では、1 国際的に産業交流拠点機能として、①千歳オフィス・アルカディア拠点地区（千歳市、三八^{ハル}、業務・情報・交流機能）、②美々拠点地区（千歳市、一二九^{ハル}、学術研究機能）、③ウトナイ拠点地区（苦小牧市、一一九^{ハル}、物流機能）、④西島松拠点地区（恵庭市、一〇〇^{ハル}、研究開発機能）、⑤厚真町豊沢拠点地区（厚真町、九九^{ハル}、業務研修機能）、2 定住促進・国際交流拠点機能として、①苦小牧中心市街地拠点地区（苦小牧市、八四^{ハル}、商業、教養文化機能）、②白老駅北拠点地区（白老町、七六^{ハル}、教養文化機能）、③早来北進拠点地区（早来町、四六^{ハル}、教育）、追分駅周辺拠点地区（追分町、一一^{ハル}、教養文化機能）であった。

苦小牧市関連では、中心市街地地区にアイスアリーナ建設などを含み、ウトナイ地区にFAZ（輸入促進地域）計画に基づく物流加工施設などで物流、住居機能を高めようとし、テクノプラザセンター、青少年宿泊施設設置、中央公民館の改築にこの利点を生かす考えであった。^③

しかし、①空港貨物の需要創出が不透明な国際エアカーゴ基地構想問題、②苦東計画など既に存在する各種振興計画との整合性、③地価の安定への配慮、④環境の保全問題などの課題も多く抱えていた。公共施設の重点配分というが、具体的なものが今一つ見えてこないというジレンマもあった。不況という逆風も吹く中で、平成十年（九八）十二月には道知事がFAZ計画の中止を決断したこともあり、今後計画の軌道修正なども十分に考えられるのである。

注（１）『現行法規総覧 ８２ 国土計画』平成十年十一月加除分 第一法規出版

（２）（３）『千歳・苫小牧地方拠点都市地域基本計画』平成六年 千歳・苫小牧地方拠点都市地域整備推進協議会

二、テクノポリス

テクノポリスとは英語のテクノロジー（技術）とギリシャ語のポリス（都市）を合わせた和製語スラの指定で、「高度技術工業集積都市」という意味になる。通産省は昭和五十八年（一九八三）に「高度技術工業集積地域開発促進法」を成立させ、産業・学術・住宅空間がバランスよくつながつた地域の中に、先端技術産業の活力を導入したまちづくりを目指すことになった。テクノポリスは、人口二〇〇三〇万人の既存の母都市近くに、半導体、コンピューターなどの先端技術産業、大学、研究機関を誘致して、「産・学・住」の三つを組合せた人口四、五万人の都市で、自然と現代工業文明が調和した都市建設が狙いであった。そしてまた、その地域独特の伝統・自然・特性・魅力を生かしながら、地域が主体となつて開発を進めなければならない点で、従前の国主導型の地域開発の手法と大きく異なるものであった。

通産省は同六十年（八五）までに函館など全国一八地域を第一陣としてテクノポリス地域指定を行なってきたが、同六十一年（八六）以降に第二陣の追加指定を行なうことになった。

第一陣の指定に完全に乗り遅れた苫小牧市は千歳市と手を組んで、第二陣として道央テクノポリス指定を目指すことになった。同六十年一月七日に板谷苫小牧市長と東峰千歳市長は札幌通産局、北海道開発局、北海道庁を訪れ、道央テクノポリス指定の要望書を提出し、第二陣指定の名乗りをあげたのである。

さらに、昭和六十年（八五）十月十一日には苫小牧市議会総合開発特別委員会が千歳市議会を訪れ、テクノポリスに関する初の市議会同士の交流を行った。この中で双方から市当局とも協力し、指定実現のため手をにぎりあつて積極的に対応していくことを確認した。その後においてさらに強力体制を組むことになり、恵庭市と早来町も加わることになり、内容の一部追加と変更があった。

同六十一年（八六）一月七日には、苫東という巨大開発を抱える苫小牧市と、臨空工業団地として先端産業の進出が目立つ千歳市、さらに学術面で期待出来る恵庭市、バイオテクノロジー（生化学技術）の素地を持つ早来町の三市一町で構成する道央テクノポリス推進自治体協議会（会長・苫小牧市長）が発足し、五月二十七日には「道央テクノポリス基本構想」がまとめられた。これは「国際的な開発テーマにチャレンジし、大自然にはばたくテクノフロンティア」を目指し、①国際空港、苫小牧港を生かし北方圏・太平洋圏との協調など個性的な国際化、②北海道の持つ潜在力（大自然、農林業、鉱業）に着目し先端技術と結合、③北方圏の特性に見合った住環境、生活スタイルを発見し個性豊かな都市づくり、④開拓の伝統を生かし二一世紀に開く技術、文化を積極的に取り入れ、創り出すシステムの開発を目標とした。¹⁾

★苫小牧内陸ゾーン

苫小牧中心市街地から東へ伸びる一帯であり、明野地区、苫小牧東部工業基地E地区等を含む地域である。

☆バイリージオナルセンターを核とし、ハイテク研究センター、コンベンションホール等を配置して研究・開発機能を整備するとともに、テクノポリス圏域のセンター的機能を強化する。

☆苫小牧港周辺に集積する工業力を活用し、圏域生産機能を一層強化する。さらに、金属機械加工団地を整備し、道内製造業のメツカとする。また臨海部の工業集積との連携を図り、一大生産拠点の形成につとめる。

☆港：機能をより強化するため流通基地を整備する。

☆諸機能を支えるに必要な都市機能を整備する。

★千歳臨空ゾーン

泉沢ニュータウン及び空港周辺の地域で臨空性を活用して企業立地が進んでいる。

☆エレクトロニクス、医療品製造等先端企業の立地を促し、生産機能を強化する。

☆泉沢ニュータウンとその周辺に国際居住地区を整備し、国際交流の拠点づくりを目指す。

☆国際エアーカーゴ基地構想を実現する流通機能を整備する。

☆電子・航空等に関する教育研究機能を整備する。

☆コンベンションシティ機能を整備する。

★恵庭ゾーン

恵庭ニュータウン恵み野とその周辺地域であり、ハイコンプレックスシティ形成を進めている。

☆大学設置、情報関連施設の設置など民活プロジェクト「リサーチコア」整備事業を中心として、研究開発、教育機能の整備充実を図る。

☆研究者やハイテク企業従業者が満足できる居住機能を図る。

☆アパレル、高品位住宅等、高度な情報を活用した特色ある産業を育成する。

★早来西部ゾーン

早来町西部から千歳市にかかる一帯で臨空性もある立地性を有している。

☆農業に関連する研究機関の誘致に努める。

☆大規模施設型農業基地のモデル地区づくりを目指す。圏域工業の目指す農業ブランド産業の実験基地としての役割を担い、農業生産と農業研究の基地形成を図る。

〔道央テクノポリス基本構想〕 昭和六十一年 道央テクノポリス推進自治体協議会
また、関係市町村議会でも昭和六十一年（八六）十一月、道央テクノポリス指定促進市町議会連絡協議会（会長・苫小牧市議会議長）を、地元道議会議員による北海道議道道央テクノポリス推進協議会も設立され、早速関係官庁、地元選出国會議員に同テクノポリスの建設促進を陳情した。

テクノポリスの指定について、各自自治体が積極的な姿勢を示すのは新産都市のような国の補助金のバラ巻き型、政主導型ではない。税制、財政投融資面での支援措置があるとはいえ、ほとんどが既存制度の組合せに過ぎないものであった。にも拘らずテクノポリスの指定を受けようとするのは、指定されることそのものに大きな意味があった。公害発生につながる大型基礎素材産業を地方に分散させようとした時期は過ぎ、産業構造の変化は先端技術産業に地方からのラブコールを巻き起されることになった。時代の主役となった先端産業を呼び込む条件として「産・学・住」のバランスのとれた地域であることを、テクノポリス指定が裏付けることとなるからである。

同六十二年（八七）一月十七日、苫小牧、千歳、恵庭、早來の商工会議所、商工会による道央テクノポリス推進経済団体連絡会議（会長・渡辺三郎苫小牧商工会議所会頭）の設立総会が苫小牧市で開かれた。道央テクノポリス指定実現へ向け、三市一町の経済界が一丸となって積極的に取り組むことを決めた。このことにより道央テクノポリス関連の推進母体は行政、議会、経済界の三者が出そろったのである。

だが、指定は一道県一地域の原則上からも、道内二カ所の指定は厳しいとの関係機関からの説明を受け、さらに強固な推進をすすめるため、地元の産・学・官が一体となった総合的推進母体である道央テクノポリス推進地域協議会（五

七人構成・会長渡辺道経済団体連絡会議会長）を昭和六十二年（八七）三月に発足させた。同協議会は三市一町の首長、議会議長、経済界代表、主要立地企業代表、教育・研究機関代表、胆振・石狩支庁長、道商連、道経連など全道的な関係機関、経済代表が網羅されていた。活動方針では、道央テクノポリス建設を先端技術産業を軸とする開発拠点の形成による地域活性化への戦略と位置付けし、①基本構想、開発構想の策定に参画し国の指定実現を促進、②テクノポリス開発機構（テクノ財団）の設立と事業活動促進、③産・学・官交流、異業種交流による地域の技術力向上、④啓発活動などを進めることにした。

同六十三年（八八）二月三日、道央テクノポリス基本構想案で母都市と位置づけていた苫小牧市が、理工系大学や国公設試験研究機関の不備を通産省から指摘された。これまで父都市と位置づけていた札幌市を母都市にし、苫小牧市は副母都市と位置づけることで関係者の了解を得ることになった。同月五日、

道は道央テクノポリス促進のため、財法人・道央テクノポリス開発機構（仮称）の基金総額一五億円のうち四億円を出資する方針を固めた。五月九日には財団法人・道央テクノポリス開発機構（テクノ財団）の設立準備会事務局が苫小牧経済センター内に開所し事実上の活動拠点となった。民間出資申し込みは一四四件、一億五、二五〇万円に達し、財団設立条件の一億五、〇〇〇万円をクリアした。同月二十三日、同開発機構の設立発起人会が開かれ、同財団の設立申請に必要な事項を決めた。六月四日には財団法人道央テクノポリス開発機構（理事長商工会議所会頭）が道の設立認可を得た。晴れて公益法人と認められたことになり、道央テクノポリスの中核的事業推進母体として、地域の企



テクノポリスの母都市を報ずる新聞

業の高度化、共同化へ、金融支援、人材育成、情報提供などを行うことになり指定に大きな一歩を印すことになった。

昭和六十三年（八八）十月には通産省のヒアリングをクリアし、十一月二日に横路知事は通産省に道央テクノポリス開発計画書を提出、テクノポリス地域として指定するよう求めた。道央地域は自然と共存するゆとりと潤いに満ちた「北国の大自然にはばたくテクノフロンティア」の形成が目標で、指定されれば全国で二六番目となり、道内では函館地域に次ぎ二番目となる。開発計画によると、道央テクノは苦小牧、千歳、恵庭の三市と早来町の約一三万三〇〇ヘクタールが対象圏域で、同地域の人口は約二八万六、〇〇〇人である。北海道大学をはじめ五大学が立地し、新千歳空港や北海道縦貫道など交通網も充実しており、バイオテクノロジ、メカトロニクス、新素材などの企業が集積している。

道央テクノポリスの指定をうける知事ら

平成元年（八九）二月十四日、道が昭和六十三年（八八）十一月に国に申請していた道央テクノポリス開発計画が承認され、横路知事、鳥越市長らが通産省へ出向き、承認書の交付を受けた。道央テクノポリス圏域の三市一町は全国二六番目のテクノポリス地域に指定され、同地域にとってのテクノポリス元年がスタートした。

テクノプラザ 平成四年（九二）八月三十一日、道央テクノポリス開発機構は、総額一八億円の基金造成を完了した。昭和六十三年（八八）六月の同開発機構設立以来、四年二カ月をかけ、最後まで難航し

た民間造成分の四億五、〇〇〇万円も八月で払い込みが完了し、道の負担分も払い込まれた。基金造成完了で今後は「北国の大自然にはばたくテクノフロンティア」の基本理念の実現へ各種事業に打ち込むことになった。

さらに、平成五年（九三）九月十六日には苦小牧テクノプラザセンター建設推進懇話会が発足し、センター建設整備のあり方を提言してもらうことにした。テクノプラザセンターは、道央テクノポリスの苦小牧ゾーンの中核と位置づけられている。

しかし、建設場所をめぐり地元経済界で、明野地区の人づくり村内立地推進派と苦小牧東部工業基地内立地推進派で、激しい綱引きが続いており、着工が大幅に遅れていた。市では、こうした現状を打破するため学識経験者や地元経済人など一〇人で構成する苦小牧テクノプラザセンター建設推進懇話会を設置して提言を求めた。懇話会は「建設整備のあり方についての提言書」を鳥越市長に提出したが、最大の焦点となっていた建設場所については「周辺に大学や試験研究機関を設置する可能性あり」の条件付きで苦東地区を第一候補にあげながらも、可能性がない場合は明野地区が適当とする二段構えの内容で、事実上、最終的な判断は市長に一任することになった。

同七年（九五）九月十六日、鳥越市長は懸案事項となっていたテクノプラザセンターの建設場所について、苦東地区を前提に基本設計に入る考えを明らかにした。場所は新計画を進めている柏原地区の研究開発ゾーンを想定し「国や道の試験研究施設の先鞭を着けたい」とした。そして、同年九月十八日、道央テクノポリスの中核施設として、苦小牧市が建設するテクノプラザセンターの現地工事が始まった。各種試験設備や加工機械など企業の研究開発を支えるとともに、人材育成の機能を持った産・学交流の施設とするものである。同センターは苦東柏原の親水公園に隣接する敷地に鉄骨づくり一部二階建て延べ一、九八三平方メートルの建物を建設、同十年（九八）一月建物が完成、十月六日にオープンしたのである。

しかしながら、平成十年（九八）六月に第二期計画を承認しながら、十二月の国会で高度技術工業集積地域開発促進法（テクノ法）を廃止し、新たな新事業創出促進法を立法化した。

テクノ法は地方に先端技術を誘致して産・学・住のバランスのとれた工業開発を進めるのが狙いであったが、バブル崩壊によりこれが失速し、企業は人件費の安い海外へ進出し、長期化する景気の低迷で地方への企業の進出は殆ど無くなってしまった。先端産業の誘致を目指したテクノ法はこの次点で困難を生じていた。道央テクノポリスでは初期の計画で見込んだ先端産業が千歳・恵庭ゾーンに若干進出しただけで、その外は遅々として進まず、苦東に想定したバイオ関連研究施設も頓挫してしまった。

進出企業をバックアップする法的措置は税の優遇程度で、具体的な支援体制は財団法人道央テクノポリス開発機構が担っているが、近年の低金利で財政基盤は弱体化し、二期計画は策定したものの、事業規模を縮小しての運営が続き、年々財政難の度合いを深めていたのである。

このため通産省も産業政策の軸足を企業立地中心から新規事業創出に移し、テクノ法を廃止して、新法を立法化した。しかし、新法はまだ公布されただけで施行されておらず、具体的な事業を定める省令や政令は未発表である。当面テクノは現行計画に基づいて目標年次である平成十二年度（二〇〇〇）まで事業展開が認められており、従来通り財団法人が主体となって研究開発や人材育成の事業を進める方針である。現行のテクノ計画が終了する二年後を視野



建設中のテクノプラザセンター

に入れて、改めて圏域の産業振興の再検討が不可欠であり、二年後にはテクノ計画から新事業創出に向けたプログラムのスムーズな移行が求められている。

注（一）『道央テクノポリス基本構想』 昭和六十一年 道央テクノポリス推進自治体協議会

三、市民のまちづくり活動

マイタウン活 苦小牧市は、平成三年度（一九九一）から市民グループの自発的なまちづくり活動を支援する活性化推進事業 「マイタウン活性化推進事業」を始めた。これは鳥越市長の二期目の公約の一つで「市民のまちづくり活動を支援するための補助制度の創設」で、六月議会に一五〇万円の補正予算を組み、早速実施に踏み切ったものであった。一件につき三〇万円を限度に、事業費の四分の三を助成するものであった。

同三年度は八月一日から「マイタウン活性化推進事業補助金交付要綱」が実施され、受け付けが開始され、九月末で締め切ったが、六件の申請があった。九月六日に市の内部委員会で審査が行われ、六件とも採択と決定して事業費が補助されることになった。

マイタウン活性化推進事業補助金交付要綱

（目的）

第一条 この要綱は、苦小牧市の自然、歴史、文化、産業を生かしたまちづくり活動を実践する者に対して、マイタウン活性化推進事業補助金（以下「補助金」という）を交付することにより、市民の手により活力ある潤いのあるまちづくりの推進に資すること

を目的とする。

（補助対象者）

第二条 補助対象者は、市民によって構成された団体で前条に規定するまちづくり活動を積極的に推進しているもの又は推進することが期待できるものとする。

（補助対象事業）

第三条 補助対象者は、概ね別表に掲げる事業とする。ただし、次の各号の一つに該当するものは、この限りではない。

- ① 国又は地方公共団体が実施することとされているもの。
- ② 本市の他の補助制度の対象となるもの。
- ③ 事業を実施する団体に当該事業に係る費用負担がないもの。
- ④ 事業の効果が専ら個人又は当該団体に帰属し、公益性を欠くと認められるもの。
- ⑤ 主として視察、研修等を含む内容とするもの。
- ⑥ 事業に要する経費が、主として人件費、食糧費等消費的経費であるもの。

（補助対象経費）

第四条 補助対象経費は、当該事業の実施に要する経費で、原則的に初期投資としての意義を持つと市長が認めたものとする。

（補助金の額）

第五条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の四分の三の範囲内で市長が定める額とし、その額が三〇万円を超えるときは三〇万円とする。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

（補助金交付申請） 第六条略

苫小牧市史（追補編）

（補助金交付決定） 第七条例

（申請事項の変更） 第八条例

（実績報告） 第九条例

（補助金交付決定の取消し等） 第一〇条例

（雑則） 第一一条略

（付則） この要綱は、平成三年八月一日から実施する。

（別表）

補 助 対 象 事 業	
活力あるまちづくりに関する事業	地域特産品の振興 観光の振興 地域イメージの向上 国際交流
潤いのあるまちづくりに関する事業	街並修景の推進 教育・生活・文化の振興 スポーツ・レクリエーションの振興 コミュニティの育成

平成三年度（九一）マイタウン活性化推進事業の申請件数六件で、全事業を採択する。

- 1 苦小牧車いすガイドマップづくり事前調査（苦小牧車いすガイドマップを作る会） 三〇万円
 - 2 苦小牧中学駅伝（苦小牧青年会議所） 三〇万円
 - 3 商店街窓辺の美術館 第一回こども美術展（駅通中心商店街振興組合） 三〇万円
 - 4 英文ポケット市内ガイドマップ作製事業（とまこまい国際交流センター） 三〇万円
 - 5 北海道ホテルの会自然復帰研究交流会（森の集い実行委員会） 五六、〇〇〇円
 - 6 ハスカップ紹介冊子『ハスカップ物語』制作事業（ハスカップを広める会） 二四四、〇〇〇円
- 平成四年度（九二）のマイタウン活性化推進事業には九件の応募があり、七月十日に審査を行った結果、五件について補助金を交付することに決定した。

- 1 商店街窓辺の美術館 第二回こども美術展（窓辺の美術館実行委員会） 三〇万円
 - 2 苦小牧市の人力車の歴史の調査及び復元事業（八人力会） 三〇万円
 - 3 中学校駅伝大会事業（市商店街振興組合連合会青年部） 三〇万円
 - 4 市内を紹介するミニコミ誌発刊事業（苦小牧地域づくり研究会） 三〇万円
 - 5 盲人ガイドヘルパー派遣事業（市ボランティア連絡協議会） 三〇万円
- 平成五年度（九三）のマイタウン活性化推進事業には七月の締切まで三件の申請だったので、これを八月まで延ばして予定どおり五団体に補助金を交付した。

- 1 苦小牧こども科学祭（苦小牧こども科学祭実行委員会） 三〇万円
- 2 樽前浜かなべ試食会（郷土料理創作研究会） 三〇万円

苦小牧市史（追補編）

- 3 インターナショナルスポーツカイトフェスティバル開催 〈苦小牧スポーツカイトクラブ〉 三〇万円
- 4 ロシア語ボケットガイドマップ 〈とまこまい国際交流センター〉 三〇万円
- 5 駅前花ランド事業 〈駅前通商店街振興組合〉 三〇万円

平成六年度（九四）のマイタウン活性化推進事業には九件の応募があり、五団体に補助金を交付した。

- 1 高齢者間ファックス通信システム構築とフォーラム開催 〈苦小牧情報ネット研究会〉 三〇万円
 - 2 外国人用の日本語ガイドブックを作成する 〈シーメンズサバイバル日本語作成会〉 三〇万円
 - 3 アルテンを舞台に家族対抗で戦国時代のような合戦ゲーム 〈苦小牧発明研究会〉 三〇万円
 - 4 骨髄バンク普及活動に取り組む 〈苦小牧骨髄バンク推進会〉 三〇万円
 - 5 子供への本の読み聞かせ活動を実践する 〈苦小牧読み聞かせ・文庫活動連絡会〉 二〇万円
- 平成七年度（九五）のマイタウン活性化推進事業

- 1 シーメンズクラブ パンフレット作成 〈苦小牧キリスト教船員奉仕会〉 一六、三〇〇円
 - 2 音楽実験工房「ワンナイト・カタンド」〈ブレイン スタッフ〉 三〇万円
 - 3 「市民にやさしい街づくりセミナー」 〈苦小牧の街づくりを考える会〉 三〇万円
 - 4 レクリエーション・スポーツ普及事業 〈レクリエーション・スポーツ愛好会〉 三〇万円
 - 5 児童文学講演会 〈児童文学講演会実行委員会〉 三〇万円
- 平成八年度（九六）のマイタウン活性化推進事業には四件の申請があったが、交付対象となったのは三団体であった。

- 1 美と健康の集い 〈美と健康の集い実行委員会〉 三〇万円
- 2 苦小牧野球まつり 〈苦小牧野球まつり実行委員会〉 三〇万円

3 ホッキフェスタ 〈ホッキフェスタ実行委員会〉 三〇万円

平成九年度（九七）のマイタウン活性化推進事業は三団体が補助金の交付を受けた。

1 YACセミナー97「月へとどけ我らの夢」 〈日本宇宙少年団苦小牧分団〉 三〇万円

2 エキサイティング24時間駅伝イン苦小牧 〈苦小牧気分は走会〉 三〇万円

3 姉妹都市友好促進事業 〈八王子・日光・苦小牧クラブ〉 三〇万円

平成十年度（九八）のマイブラン活性化推進事業は三団体が補助金の交付を受けた。

1 トマコマイハスカップシティーの発進事業 〈とまこまいハスカップの会〉 三〇万円

2 トマコマイ中心部五カ国語マップ作成事業 〈苦小牧国際交流団体連絡協議会〉 一八万円

3 トマコマイNPO活動推進講演会 トマコマイNPO活動推進実行委員会 一二万円

（『マイタウン活性化推進事業一覧表』 平成十一年 苦小牧市企画調整部企画課）

第八節 市政の諸問題とその対応

一、千歳川放水路と新千歳空港の開港

千歳川放水路 千歳川水系では開拓以来、水害が発生して大きな被害を被ってきた。その都度ろいろな対策案問題とその対応が考えられてきていて、明治三十五年（一九〇二）には太平洋への放水路の実地調査、昭和十四年（三九）の勇弘・石狩間運河構想、同十六年（四一）の大学排水（全国から集まった学生の勤労奉仕による洪水対

策と運河構想を兼ねた掘削工事）、民間人の内陸運河構想などすでに戦前にもあった。

戦後になって千歳川水系の内水排除施設、川底浚渫、防波堤嵩上げなどの対策工事が進み、洪水の心配は少なくなった。しかし、昭和五十年（七五）八月の台風六号はこの位の対策では洪水を防ぐことが出来ないとの裏付けとなってしまった。石狩川の水が調節能力を超え千歳川水系に逆流して、千歳市域内だけで三億九、五一〇万円もの被害を出したのである。

北海道開発局では漁川ダム建設中の同四十八年（七三）に流量調節と平行して太平洋放水路構想を打ち出していたが、この構想が再びクローズアップされることになった。これは石狩川との合流点に水門を設けて逆流を防ぐが、これにより出口が無くなるので、水抜きとしての太平洋放水路が必要となる。千歳川―祝梅川―美々川―勇払川をつなぎ、放水路の延長は約二〇キロメートルとなり、祝梅川―美々川間は水路を掘削する必要があるが、他は河川改修だけで済むとしていた。

しかしながら、工事面では簡単安易に考え、千歳市の陳情などもあってその実現に執念を燃やした道開発局ではあったが、美々川流域・ウトナイ周辺の自然破壊問題、各河川の鮭そ上への影響、自衛隊演習場通過など幾つかの障害があり、簡単と思われる工事施工に早くも曲折が予想されたのである。

ところが、同五十六年（八一）八月に前線と台風一二号による大洪水が再度発生し、千歳川の合流地点で大被害となった。このため放水路問題は緊急を要することになり、建設省がその対策に取り組んだ。同五十七年（八二）三月には、大雨などで洪水、氾濫を繰り返している石狩水系の治水改定計画がまとめられ、建設省の諮問機関である河川審議会に諮問した。この改定計画では同年の大洪水時に一万二、〇八〇立方メートルを超えたことから、最大流量を一万四、〇〇〇立方メートルに引き上げると共に、四、〇〇〇立方メートルの洪水流量は上流部に建設するダム五

一〇カ所で調整する。このため、遊水池、分水路、放水路を建設する。特に支流の千歳川の水は洪水時、反対側の太平洋まで放水路（放水量毎秒一、二〇〇トン）で結んで放水するというものであった。

同審議会は一五〇年に一度の大雨にも耐えられる治水能力を引き上げるため、洪水調整を目的としてダム建設と併せて、千歳川の水を苫小牧経由で太平洋に流す緊急放水路などの整備が必要と答申した。

この計画に千歳市など流域自治体は早期実現をと歓迎したが、大泉苫小牧市長は苦東を通過するらな絶対反対とし、自然保護団体も自然保護の立場で十分検討されなければ、将来にわたって大きな悔いを残すと警告した。

実際の計画、工事を担当する北海道開発局石狩川開発建設部は、昭和五十七年（八二）九月一日に千歳川の太平洋放水路計画概要を明らかにした。なお、本計画は新石狩川水系工事実施計画に含まれるもので、全工事は約二兆円という膨大な計画であった。

千歳川の太平洋放水路は同計画の中心を占めるもので、ルートはまだ未定だが、千歳川から安平川付近まで約四〇キロメートルとなり、放水路の幅は千歳川の取り付け部分で二五〇メートル、太平洋側の出口で三五〇メートルとなり、最大流量は毎秒一、二〇〇トン、総工費約一、二〇〇億円であった。構造としては千歳川と石狩川合流部、千歳川と放水路取り付け部分にそれぞれ水門を設け、平常時は放水路部分の水門を閉鎖し、鮭など水産資源の保護を図る一方、増水時に石狩川合流部分の水門を閉鎖、放水路部分の水門を開けて放水、千歳川の水位を一・五〜二・〇メートル低下させて洪水を防止するというものであった。

この計画に対して北海道開発局と地元自然保護四団体との懇談会が同五十七年九月二十日に開かれ、放水路は美々川上流の一部を通過するとの説明に、団体側は着工に対して難色を示した。また、苫東関係機関も安平川水系利用は川幅が四〇〇メートルとなり、工業用地の分断となり賛成出来ないと、早くも放水路計画に対する不満が持ち上がった。

昭和五十九年（八四）六月に道開発局は、千歳川放水路のルートを決め、今年度中に環境アセスメントを行いたいと、①美々川くウトナイ湖を通る西ルート、②遠浅川から鉄道線南側を通って勇払川へ出る中間ルート、③遠浅川から安平川へ抜け、苫東用地を通過して安平川口に出る東ルートの三案を示したが、いずれも千歳境界付近の美々川源流部分を通過するものであり、自然環境への影響が懸念されるものであった。道開発局としては苫小牧市をはじめ、自然保護団体に説明して理解を得たいとした。

八月に入って道開発局は、苫小牧市、苫小牧港管理組合、苫小牧東部開発会社、苫小牧港開発会社、自然保護団体、地域住民と相次いで説明会を開催、板谷市長は基本的に賛成の立場をとり、自然保護団体は反対の意志を強めていった。道開発局が委託した研究財団はルート順位を東、中間、西と報告し、環境庁上田長官、横路知事が西ルートに反対する中で、十二月に開発局はルートを東ルートと発表し、賛否が渦巻くことになった。

一方、北海道指導漁連、北海道自然保護協会、早来町農協がいずれのルートにも反対する姿勢を明らかにし、それぞれの関係団体にも大きな影響を与えることになった。

同六十二年（八七）五月に道開発局が作成したパンフレット『千歳・苫小牧グリーンオアシスライン』に放水路ルートを東ルートと明記したことから、ルート決定は関係市町、団体と協議して理解を得ながら行うとしていたが、実際には事前に東ルートに決められていて、協議は形式的なもの

地元酪農組合と市議会建設委員会との話し合いの新聞

であることが明らかだとすると、この独断専行に係る団体から大きな反発を招くことになった。道開発局は東ルートに絞って協議を進めたいとしたが、苫小牧市及び市議会は道開発局に対し、昭和六十三年（八八）の放水路予算要求凍結の要望書を提出した。そして、同六十二年（八七）七月二十二日には千歳川放水路計画に反対する市民運動を広めようと「千歳川放水路を考える会・会長三浦二郎」が設立され、その後道開発局への公開質問状の送付、市民へのPR活動、署名運動を展開していくことになった。

一方、横路知事は自然を改造するものでいろいろ問題があるし、道開発局の説明でもまだ解明されていない点があると、周辺市町、漁業、自然保護団体などの協議をさらに続けるべきだとして、着工予算（用地買収費など）の要求に難色を示した。道開発局は住民への説明を続けるため、市に仲介役を申し入れて、勇払、植苗、美沢住民との説明会を行ったが、すんなりとは事が運ばなかった。

平成年間（八九）に入ると、千歳川放水路の環境アセスメントをめくり、治水対策に不可欠であり早期に実現したいとする道開発局と放水路が唯一のものとは言い切れず、住民の合意も得られていないため見切り発車は困るとする苫小牧市、関係住民の間での応酬が激しくなっていた。

同元年（八九）一月三十日に大窪道開発局長は、三月末までに環境アセスの手続きに入りたいとの方針を明らかにしたため、植苗・美沢地区酪農組合、自然保護団体などが先ず反発した。鳥越市長も三月市議会で関係住民、地域の了承なくアセスが行われるならばノーと言わざるを得ないと述べた。このため、環境アセスメントの実施は見送られたが、その後も苫小牧漁協、自然保護団体などが見切り発車をしないように要望書を提出、苫小牧市議会も要望意見を可決して攻防が繰り返された。

こうした中で苫小牧市は、昭和六十二年（八七）に設置した内部組織の「苫小牧市千歳川放水路問題検討委員会」

（委員長山崎助役）が、昭和六十二年（八七）十月に放水路の必要性を含む七八項目について道開発局に質問書を提出しており、この回答が同六十三年（八八）八月にあった。このうち三六項目の放水路の構造説明などは了承したものの、残る四三項目についてはなおも協議や調査の継続が必要とした。放水路そのものの必要性、自然環境、農業、漁業、苦東工業基地への影響などにも大きな不満が残り、再質問を検討した。

結局、平成元年度（八九）の環境アセスメントは住民の理解がえられないまま、実施出来ずに終わった。

同二年（九〇）になると、千歳川放水路に対する推進派、反対派が署名合戦を繰り広げるなど住民運動の活発な活動が目立った。先ず先頭を切ったのが苦小牧地区労で、同年三月二十日の定期委員会で千歳川放水路について自然破壊や農業、漁業への打撃、地域分断を招くなどとして、同計画の白紙撤回を求める署名活動実施を決議した。四月十三日には市民グループも巻き込んで「千歳川放水路計画に反対する市民の会」（代表浅沼地区労議長）を結成して、本格的な署名活動を展開した。

これに対して同計画の促進を打ち出す苦小牧建設協会が中心になって、石狩川の治水対策上不可欠で、苦小牧の活性化にもつながるとして、六月十一日に「千歳川放水路建設促進協力会」（会長青野春夫）を設立し、反対派の市民の会に対抗して推進署名を繰り広げ、激しいデットヒートが展開された。最終的に集まった署名は反対する市民の会が約八万六、一〇〇人、促進協力会が約八万二、五〇〇人とほぼ互角となった。ともに六月定例市議会に賛否の陳情書を添えて提出した。

その後、促進派は同二年十二月五日に苦小牧商工会議所を中心に「千歳川放水路建設に協力する会」（会長中村商工会議所会頭）を組織して経済団体が中心になって取り組むことになった。一方、反対派の市民の会は十一月末に同計画によって直接影響を受ける植苗・美沢地区の酪農家と交流を深めるなど独自の取り組みを続けていった。

苦小牧市議会では平成二年（九〇）六月に提出された千歳川放水路の促進と反対の陳情を審査するため、「千歳川放水路建設計画に関する特別委員会」を設置して付託した。そして、計画ルートの現地視察、道開発局職員を招いて、計画の是非をめぐり論議を展開したが、結論は持ち越しとなり、翌三年（九一）三月十二日には周辺に与える影響など多くの課題があり、早急に結論を出す状態ではないとし、任期満了に伴う審議未了で廃案となった。このため、六月十一日には千歳川放水路建設に協力する会が「千歳川放水路計画の建設促進について」の陳情書を、十二日には千歳川放水路に反対する市民の会が「千歳川放水路計画反対」の陳情書を市及び市議会にそれぞれ再度提出した。

一方早期着工を願う千歳川流域（千歳市・恵庭市・広島町・江別市・長沼町・南幌町）住民と、放水路計画に反対する（市民の会）苦小牧住民との初の話し合いが六月十三日に市民会館で行われ、お互いの立場を述べ合ったが、今後話し合いを行うことになった。

その後もさまざまな形で千歳川放水路問題が取り上げられたが、何の進展も見られず、それぞれの立場を主張して推進派には思惑外れ、反対派には不信感を増幅させる結果となった。

同四年（九二）五月、道知事と関係自治体、団体との意見聴取では、賛成派の早期建設に対し、反対派から計画撤回を主張したが、二十二日の苦小牧市の意見聴取に対し、鳥越市長は「洪水対策は必要だが、放水路建設に伴うウトナイ湖周辺を中心とした自然環境への影響をはじめ、農業、漁業への影響が大きい。どうしても放水路建設を行うのであれば、農業、漁業者の理解を得て慎重に進めて欲しい」と要望し、丹羽秀則植苗・美沢酪農組合長は「建設によって地域が分断されるなど影響が大きい。石狩川本流での対策を実施すべきだ。われわれの同意なしに見切り発車してほしくない」と訴えた。¹⁾

この関係者の意見聴取を終えた横路知事は、同年六月十日に放水路で分断される美々川源流部の保全では、ルート

のう回を求めるとともに、農業、漁業への影響を最小限に食い止める対策と補償、関係住民の理解と協力を得るなどの条件を柱とする、条件付き容認の意見書を道開発局に提出し、放水路計画は新たな段階を迎えることになった。

ただ、この道の条件付き容認について、賛成派は事業前進、事態打開の糸口と評価したが、反対派は白紙撤回を求め、あくまでも反対の態度は変えないとして、対立をさらに深めていった。

平成四年（九二）十月十五日に千歳川放水路事業に関して、問題点や課題解決に向けて道開発局、道、関係市町による「千歳川放水路連絡協議会」が設立され、苫小牧市もこれに参加した。この協議会には反対の立場にあるのは苫小牧市と早来町だけで、利害関係では圧倒的に推進派が多いだけに、市内では市が参加したことに対する批判があつたし、市議会の放水路調査特別委員会で議会に図らず参加を決めたのは議会軽視との批判もあつた。市は促進が前提なら参加しないと声明した。

北海道開発局からう回路ルートが示されたのは、道知事の条件付き容認の見解が示されてから二年以上も経過した同六年（九四）七月十八日であつた。ルートについて従来示していたルートの千歳駒里付近から東にう回し、苫小牧と早来の市町界である遠浅川に沿い、早来の遠浅地区で旧ルートに達する新ルートを設定した。美々川流域の自然環境の保全に配慮、漁業の影響について新たな影響軽減策などを検討し、漁業関係者の理解を得て事業を進めるとした。また、この関係資料



市議会での陳情が審査未了で廃案の新聞

として三五〇ページにおよぶ『千歳川放水路計画に関する技術報告』を発行した。

しかしながら、このう回路計画に対しても経済界を主体とする推進派を除き、厳しい評価であった。その経済界もゼネコン汚職で大規模土木工事の在り方を見直す動きがあり、大型地形改変事業の放水路計画についても慎重な考え方が出てきていて、しばらくは静観の姿勢をとることになった。

一方、苫小牧市は先に昭和六十二年（八七）十月に道開発局に対して千歳川放水路計画について質問書を提出し回答を得たが不十分ということで、平成元年（九八）八月に三五項目について再質問書を提出、さらに同四年（九二）には再々質問書を提出して、二年後の同六年（九四）八月に回答を得た。しかし、回答内容は道への報告と同じものであり（千歳川放水路計画に関する技術報告）、市側にとつては不満の残るものであった。同七年（九五）四月に市議会議員の任期満了にともない、これまで提出されていた千歳川放水路に関する陳情一〇件は審査未了で廃案となった。そこで、六月十六日には千歳川放水路に反対する苫小牧自然保護協会、千歳川放水路に反対する苫小牧市民の会、日本野鳥の会苫小牧支部、大地の会、ウトナイ湖サンクチュアリーの五団体が市議会に対して改めて放水路計画の中止を求める陳情書を提出すれば、千歳川放水路建設に協力する会、千歳川放水路建設促進協力会、室蘭建設業協会の三団体が早期建設を求める陳情書を提出し、苫小牧市は千歳川放水路は地元の建設への合意が前提であり、千歳川流域での治水対策の代替案の検討を求めていくとし、従前の考え方を繰り返して、立案から十一年を経過しながら放水路問題の進展はほとんどなかった。

同九年（九七）一月になると、道開発局の北条紘次局長は「あくまでも地元の理解を得なければ着工出来ない考えに変わりはない。どうしても理解が得られなければ代替案も考える時期になっている。どんどん厳しくなっているのは事実だ」と述べ、開発局として初めて代替案を考える時期が来ていることを認める発言をし、放水路計画は新たな

段階を迎えることになった。さらに、平成八年（九六）十一月に板垣実男北海道開発庁長官の円卓会議問題で翌九年（九七）三月には道開発局から道に対して円卓会議開催を正式に要請し、四月に白紙での円卓会議を開催することに合意した。

一方国会では、同九年五月二十六日の衆議院決算委員会で亀井静香建設大臣が千歳川放水路問題で、「これまでに一六六億円の調査費をつぎ込まれ、それでも地元住民とのコンセンサスが得られていない。本年度は二〇億円つぎ込むことになっている。これは行政と住民の怠慢だ。このままの状態が続くようなら、本年度の調査費二〇億円は執行させない」と答弁し、予算の凍結、事業そのものの見直しもあり得ることを示唆した。³この亀井発言により千歳川放水路調査費二〇億円のうち、人件費や各種調査の継続分など義務的経費以外の執行を凍結したが、公共事業予算での執行停止は極めて異例なことであった。すでに特別扱いは通用しない時代となり、千歳川放水路は時代の変化により、白紙状態に戻して新たな治水対策が求められることになった。

同九年五月三十日の道開発局と道との話し合いの中で、道側から開発局側に対し「放水路を柵上げにするといいか」と切り出し、計画断念を突き付けた。しかし、開発局側は「事業主体としてそれは言えない」と拒んだ。「他の治水対策が決まらないうちに撤回するのは、河川管理者として無責任だ」とも主張した。道側はすでに放水路の廃止を考えていたのに対し、道開発局は推進を前提に用地買収や地域振興策の念書を出していたし、千歳市駒里の農家への補償問題もあったから、放水路の行方を行政として断を下せない状況下にあったことも事実だった。⁴

千歳川放水路事業の打開策として考えられた円卓会議ではあったが、自然保護団体や漁業団体などが最初に放水路ありきの論議はおかしいとして、話し合いのテーブルに着くことを拒否した。このため、道として円卓会議の開催は困難と判断して、同九年（九七）九月初めにこれに代わる専門家など学識経験者による洪水対策を重点とする千歳川

治水対策検討機関を設置する方針が変わっていった。

堀知事の私的諮問機関として平成九年（九七）九月二十九日に「千歳川流域治水対策検討委員会」が発足した。委員は学識経験者七人からなり、委員長に山田家正（小樽商科大学学長）、副委員長に西山恒夫（道東海大学学長）を選出し、以後月二回程度会合を開き、推進派、反対派双方から意見聴取の上、流域の合意可能な治水対策について一年以内で結論を出して知事に提言することになった。

千歳川流域治水対策検討委員会は同十一年（九九）三月十三日に第二二回目の会合を開き、中間報告を取りまとめることになったが、放水路にならない総合治水対策とすることで、全委員一致で決めた。ただ、この間に俄に浮上した放水路を縮小した新遠浅川方式は、総合治水対策が万一、著しい効果を果たさないと判断された段階で検討すべきとの厳しい条件を付け、あくまでも予備的な位置づけとすることになった。

昭和五十六年（八一）の大洪水を機に放水路計画が持ち上がった後、十六年間続いた千歳川の治水対策をめぐるこう着状態は、放水路によらない総合治水対策を推進することで、ようやく動き出すことになった。この間、公共事業の取り扱いにも、時のアセスや自然環境保全の重視など大きな変化が見られ、従来の公共事業は行政が行い、問題が起きれば行政が補償する仕組みだったが、その手法が今問われようとしていて、千歳川放水路がそのよい例となったのである。この中間報告によつて、十七年間にわたつて続いた千歳川放水路計画は事実上、消滅することになった。

千歳川流域治水対策検討委員会は五月をメドに提言書提出を決め、委員会の会議を終了することになった。ただ、その後も千歳川流域自治体から、新遠浅川案も検討するよう強く要望するとの意見が出された。

千歳川流域治水対策検討委員会の中間報告骨子

▼千歳川流域の総合治水対策を推進する

総合治水対策は、①千歳川の拡幅、②堤防強化、③遊水地設置、④石狩川との合流点での締切水門と排水機場設置、⑤石狩川との合流点対策（石狩川移設、背割堤、千歳川新水路、⑥水害補償など社会制度の整備充実などからなる。

▼石狩川との合流点の工事計画は、あらためて計画策定のための委員会を発足させ、関係住民の合意を得て策定する。

▼新遠浅川方式など流域外対策については、総合治水対策の進行状況をみた上で、万一それらが著しい効果を果たさないと判断された段階で、新たな検討事項として取り上げるべきものと考ええる。

▼千歳川放水路案については、今後検討の対象としない。

（『北海道新聞』平成十一年三月十四日号 北海道新聞社）

平成十一年（九九）六月三日、千歳川流域治水対策検討委員会の山田家正委員長ら六人が道庁に堀知事を訪れ、検討結果をまとめた提言書を提出した。山田委員長は、地域の合意形式は、道と自治体の連携を切り離しては考えられない。知事にそのためのリーダーシップを望みたいと伝えたが、提言内容は三月の中間報告通り、千歳川の拡幅・浚渫と堤防の強化、洪水時に堤防からあふれた水をためる遊水池の設置などを盛り込んでおり、放水路の中止を提言するものであった。一方、放水路計画に変わる「新遠浅川方式」については、総合治水対策が効果を得られなかった場合に新たに検討する消極的な表現にとどめた。しかしながら、千歳川流域四市二町でつくる千歳川水系治水連絡協議会は早くも再検討を求めており、今後は知事の指導力が問われることになった。

ファントム導入に伴う 千歳空港は戦後アメリカ軍に接收され、米軍戦闘機部隊が駐留した。昭和三十四年（五）滑走路の南方移動問題 九）七月、日本政府に返還され、同三十六年（六二）六月から防衛庁が設置管理者となり、民間と自衛隊が共用する飛行場となった。

ところが、同四十八年（七三）になって航空自衛隊は、次期主力戦闘機であるF4EJファントム戦闘機を同四十

九年度（七四）に千歳基地に配備することになった。そこで防衛庁は現行のF一〇四Jジェット機より騒音範囲が大きくなることから、千歳市街地の騒音対策として、東側滑走路を一、〇〇〇メートル南方に移転させることになった。その移動工事は昭和五十一年度（七六）から三カ年計画で実施するというものであった。

しかしながら、この滑走路の南方移動により千歳市街地での騒音問題の解決になるものではあったが、移動される苫小牧市内の植苗、沼ノ端、勇払地区の住民には航空機騒音公害が拡大することになり、千歳市のためになぜ犠牲になるのかとの住民の反発があった。苫小牧市はさっそく防衛施設庁と千歳市に千歳空港滑走路南方移動に反対するとの態度を文書で表明した。

早期解決を目指す千歳市は度々理事者をはじめ、市議会議員などが苫小牧に対して協力を要請してきたが、進入灯が苫小牧側に入ることなどで難航し、話し合いも物別れに終わった。

苫小牧市では札幌防衛施設局に対して滑走路を延長しても現在より騒音がひどくならない措置などの各種条件について質問していたが、同五十一年（七六）五月二十一日にこの条件に対する回答が届いた。これによると、①延長しても現在より騒音がひどくならぬよう離着陸の角度をかえる、②公共的施設など防音施設は必要な場合可能限り処置するとし、本市が提示した条件をほぼ全面的に認める内容であった。これを受けて市は、沼ノ端、植苗地区住民の了承を求めるための調整に入ることになった。

関係住民説明会は各総合福祉会館で同五十一年六月七日に沼ノ端地区、十日に植苗美沢地区が行われた。特に沼ノ端地区では一回目が市長不在、二回目（十三日）が資料不足でもめ、十七日に三回目が行われたが、会場を小学校体育館に移し一三〇人の住民が参加した。しかし、対立点が何ら解決されないまま深夜となり、格別のことがない限り、説明会は今日限りとするとの市長発言に紛糾したが、私服警察官が待機する中を午後一時半に市長が退場した。住

民の十分な納得の得られないまま説明会は打ち切りとなり、航空自衛隊の滑走路延長に伴う騒音被害問題は市議会の場に移されることになった。

苦小牧市議会総務委員会では、昭和五十一年（七六）六月二十三日に千歳空港滑走路南方移動に伴う陳情、請願の審査が行われた。これには千歳市町連協の移動要請の広域的な陳情、苦小牧地区労青婦協の反対陳情、沼ノ端を住みよくする会の反対請願、沼ノ端町内会長の条件付き賛成の陳情が提出されていたが、千歳市町連協の移動要請の陳情を採択とし、苦小牧地区労青婦協と沼ノ端を住みよくする会の反対陳情と請願を不採択とした。この審査に当たり総務委員会は千歳の第二航空師団へ出掛け、幹部から事情聴取するなど精力的に動き、自由市政クラブ（自民党系）、民政クラブ（民社党系）が賛成に回り、社会党、公明党、共産党の反対を押さえて、南方移動の方が賛成多数で採択となった。ただ、隣の千歳市民の陳情案件が採択となり、苦小牧市民の陳情、請願案件が不採択になるという何とも後味の悪い結末となってしまった。

苦小牧市は千歳市との広域行政の難問であった航空自衛隊の滑走路南方移動は市議会が賛成多数で移動を認める意思表示を下したことで、一応解決のメドがつき、今後札幌防衛施設局と条件などについて話し合いを行うことになった。その条件の一つに常時騒音測定器の設置があったが、同五十一年（七六）八月までに植苗四基、沼ノ端一基の計五基と市の測定器一基が沼ノ端に設置され、測定体制を確立した。

同五十一年（七六）九月九日に苦小牧市は、千歳空港東側滑走路の南方移動につき五項目の条件合意の下で、承諾する旨の通知書を札幌防衛施設局長に提出した。この承諾の前提となった条件は、前文に滑走路延長規模は一、〇〇〇メートルとし、その後の計画は行わないものとして条件が了解されたと明記し、千歳市側が目指す二、〇〇〇メートルを拒否したものであった。この他に、①本工事前に埋蔵文化財の分布調査を実施、②滑走路一、〇〇〇メートル

移動後航空機騒音を現在以上増大させないため、降下開始の地点及び高度は現行通りとする、場内旋回については旋回最大限界範囲を拡大することなく現行通りとする、③現状における航空機騒音緩和のため、運用の改善を図る、④沼ノ端、植苗地区に航空機騒音自動計測機（デジタル記録計付）を設置し騒音測定を行う、⑤公共的施設の防音工事の助成またはその他の騒音対策について、防衛施設周辺の生活環境整備法に基づく措置を積極的に講ずるというものであった。^⑤①については昭和五十一年（七六）八月十九日に開始されていて、埋蔵文化財は発見されず終了し、承諾の一つの決め手になった。④についても設置済であった。

さらに航空機騒音を住民サイドでもチェックし、現状の騒音を緩和させる手段をと、市と騒音被害地域住民代表で構成する（沼ノ端、植苗、美沢、勇払地区住民二人と市職員二人）「苫小牧市航空機騒音対策協議会」が同五十一年（七六）九月十七日に設置され、沼ノ端で初会合を行った。今後の活動の方向付けを基調に意見交換が行われ、①自衛隊機を民航機の上方を飛行させる、②自衛隊の編隊飛行は問題で、編成は海上でとくように、③高度三〇〇、六〇〇、九〇〇メートルを試験飛行し、その騒音度を研究し資料に、④高度を上げるためにレーダー、通信網の強化を図れなどとする活発な意見が出された。^⑥特に防衛施設局など関係者との話し合いの場を持ち問題点解明に努力すること申し合わせた。

こうして苫小牧市と千歳市にまたがって論議を呼んだ千歳空港東側滑走路の南方移動は、同五十一年（七六）十月十五日ようやく着工した。同五十二年からは滑走路本体の延長工事が始まり、苫小牧市域にオーバーラン部分約二五〇メートルが食い込むことになった。

その後も工事は順調に進み、同五十三年（七八）十一月末には完成し、同月二十八日に札幌防衛施設局長らが来苫して大泉市長と会談し、供用開始となる千歳飛行場の東側滑走路では、新しい飛行方法が採用になると報告して了解

を求めた。これは自衛隊機が飛行場に進入する場合、降下開始地点を現行より約三キロメートル南方に移動させ、高度は六〇メートル高い五一〇メートルとするというものであった。騒音については昭和五十一年（七六）の協定内容を守ることで合意し、市航空機騒音対策協議会にも合意内容が説明された。

同四十八年（七三）に始まった航空自衛隊の次期主力戦闘機F4EJファントムの千歳基地配備に伴う、千歳空港東側滑走路の南方移動問題は、約五年間の歳月を費して、同五十三年（七八）十二月一日に供用開始となった。

なお、苦小牧市は同五十五年（八〇）から特定防衛施設関連市の指定を受け、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」により、周辺地域の民生安定を図るため調整交付金を受けていた。

新千歳空港の 千歳空港は防衛庁が設置管理して、民間と自衛隊が共用する飛行場であった。このため昭和四十開港と整備 一年（六六）以来民間機と自衛隊機の分離構想が持ち上がった。同四十五年（七〇）十月二十一日に運輸省、防衛庁、北海道開発庁の局長クラスでの話し合いが付き、新空港の滑走路は千歳空港の苦小牧寄り一、五〇〇メートルの地点に、同四十六年度から空港整備五カ年計画に盛り込むことになった。総工費は用地買収、付属施設を含めて五〇〇億円とし、空港用地の先行取得を始めたが、この問題が具体化するにはまだ相当の日数が必要とした。

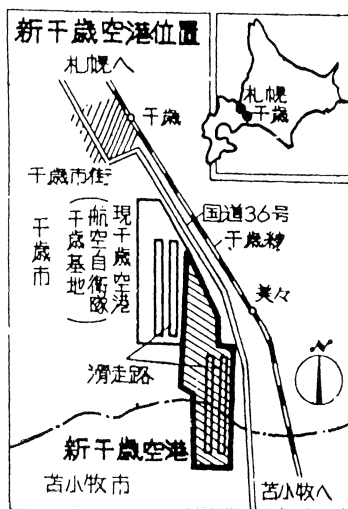
同四十七年（七二）二月の札幌冬季オリンピックは大成功に終わり、この際に千歳空港の拡張整備も行われたが、道開発庁はこれを五輪対策にとどめず、苦小牧東部工業基地構想やシベリヤ、アラスカなど北方圏との交流、札幌都市圏の発達などを見通し、国際空港に昇格させ、それにふさわしい空港整備を行うべきと主張した。そのためには何よりも千歳空港の自衛隊と民間との共同使用を解消し、民間空港一本にしほることが必要であった。幸い本市出身の西田信一が道開発庁長官に就任し、中曽根康弘防衛庁長官、橋本登美三郎運輸大臣とこの問題について積極的に会談

さかれる思いだ。(反対、美沢・農業)

管制塔、駐車場などを整備し、第二種空港として同五十三年(七八)十二月一日から供用開始とし、引き続き第二期工事にかかり、同六十年(八五)までにA滑走路と平行して同じ規模のB滑走路を建設、エプロンは約一〇二万平方メートルに拡大するものであった。また、同時に十二月二十一日、民間と自衛隊の共用を分離するために設置する新千歳空港に関する公聴会を開催するとした。

公聴会は千歳市議会議場で行われた。公述人は二十九人であったが、棄権、代読もあつて賛成七人、反対四人、条件賛成一四人であった。苦小牧からは賛成は無く、反対は植苗、美沢の住民、条件付賛成は新潟市助役をはじめ、沼ノ端、勇払住民であった。

初め道庁は、私の土地を買収するといっておきながら最近になって買収しないといってきた。全く国の計画は信用出来ない。一昨



新千歳空港の位置

した。その結果、滑走路建設によってこれを分離することで活路を見出だし、意見が一致して閣議了承となった。

昭和四十八年(七三)十月三十日、運輸省告示第五二四号をもって新千歳空港設置が告示されたが、位置は千歳市街地(長沼用水路)から四キロメートル離し、現空港から一・五キロメートル東寄りとし、総面積六八三平方メートル余で、第一期工事は同四十九年度(七四)から開始し、A滑走路全長三、〇〇〇メートル、誘導路二本、エプロン約六一万平方メートル、保安施設、庁舎、

苦小牧市史（追補編）

滑走路南端から約五キロの位置になるが、今でさえ騒音がひどいのにも尚更ひどくなる。最近騒音測定したところ九五ホンもあった。新館（三階）は五十年に完成するが、影響があり、死活問題だ。（植苗・ホテル支配人）

新空港設置には賛成するが、飛行コース、滑走路の位置には反対だ。戦後六機の自衛隊機が墜落しているので、自衛隊機の飛行場を人家のない地域に移転し、現空港を整備して民間専用に使って事故を防止すべきだ。（反対、植苗・会社役員）

航空路選定に当たっては市街地や石油基地上空を極力避けると共に指定高度は技術的可能に限り配慮すること、機種導入も、発生騒音の改善されたものを選択する。空港運用時間も、朝八時から夕七時半までに制限する。公共施設民家に対する防音工事の補償をする。航空機騒音の常時測定体制をとり、市内では植苗、沼ノ端、勇弘の三地域へ測定器を設置する。さらに防音林を設けると共に騒音対策協議機関の設置をする。また自衛隊機の飛行制限、航空騒音対策関係法の改正を行う。（条件付賛成、市助役）

『苦小牧民報』 昭和四十八年十二月二十二日号 苦小牧民報社

また、空港用地の先行取得が道土地開発公社によって昭和四十六年（七二）八月から進められており、同四十八年度（七三）までに八二パーセントを買収し、今後は国が直接交渉を行うことになったが、こうした意味では新千歳空港の建設事業はすでに始まっていたのである。

北海道第三期総合開発計画の目玉プロジェクトとして華々しくデビューした新千歳空港ではあったが、経済不況による航空旅客の伸び悩み、国の財政悪化などにより、同四十九年度（七四）に五、〇〇〇万円、同五十年（七五）に一〇億五、〇〇〇万円が予算化された。ただで大幅に遅れることになった。それでも同五十年十一月十日に苦小牧市と千歳市の境界近くの新滑走路建設予定地で起工式が行われ、道知事などが鍬入れを行ったが、第一期工事完成が同六十年（八五）以降となり、メドの立たない土地買収、自衛隊航空基地と隣接するため管制面での民間との分離は不可能で着工前の価値が半減、航空会社が新空港よりも現空港整備やローカル空港整備を要望するなど、開港後は国

際空港化を目指し、北方圏交流の拠点にしたいという夢を託した関係者の期待をよそに、まだなお多くの難問を抱えての整備開始であった。その後も建設工事は遅れる一方で、その最大の要因は用地取得問題であった。新千歳空港用地は約七〇〇ヘクタールで、大半は道土地開発公社が先行取得したが、未買収地として国に引き継がれたのが約九五万平方メートルであった。このうち昭和五十四年末（七九）までに五七・八パーセントが買収を完了したが、残る約四〇万平方メートルが虫食い状態で残っていて、工事の足かせとなっていた。また、美々川流域には縄文早期からアイヌ期にかけての遺跡が多く、珍しい遺構も多数発見され、この調査もまた工事を遅れさす要因の一つになった。

同六十一年（八六）一月九日に千歳市市民文化センターで、新千歳空港の施設変更に関する公聴会が開催されたが、一四人の公述人には反対はなく、賛成一三人、条件付賛成一人であった。苦小牧からは商工会議所の福田専務理事（佐々木事務局次長代読）が「新千歳空港の国際化は旅客のみならず、航空貨物の物流面に大きな配慮をして欲しい。新空港は苦小牧市の区域内に建設されており、航空騒音問題についても苦小牧市民は十分な理解を示している⁷⁾ので、供用開始までに新空港の中にトマコマイの名称を挿入して欲しい」との賛成意見を述べた。このように苦小牧市民には騒音問題に対する警戒心はあったものの、新空港建設そのものに対する反対は少なかった。



苦小牧市側から見た建設中の新千歳空港

この結果を受けて運輸省は、昭和六十一年（八六）三月十二日に新千歳空港の新しい設置計画を告示した。新整備計画では、空港建設は三期工事で進められ、第一期ではA滑走路（三、〇〇〇メートル）と誘導路を完成させて同六十二年（八八）七月二十日に開港、第二期ではターミナルビル前のエプロン工事を平成四年（九二）七月一日に供用開始し、第三期ではB滑走路（三、〇〇〇メートル）と連絡誘導路を建設し、平成十二年（二〇〇〇）七月までに総ての施設を完成させるとした。また、民間事業の二棟のターミナルビルは、第二期工事に合わせて建設し、同四年七月にオープンを予定した。この告示内容は一般の縦覧をへて、新空港の開港へ向けて法的な手続きを終えたのである。最後まで未解決問題として残ったのは用地買収であったが、道開発局は土地収用法適用による強制収用の手続きを進めることにしていたが、昭和六十一年（八六）七月に入って地権者との話し合いが進み、最後まで残ったA滑走路の建設に係わる二ヶ所について買収交渉が成立して円満解決となり、予定の供用開始に向けて、第一期工事は最終段階を迎えることになった。

同六十一年一月の新千歳空港施設変更に関する公聴会で苫小牧商工会議所の福田専務理事（代読）が新空港名にトマコマイの名称を挿入して欲しいと公述したが、その後も商工会議所は道経連などを通して運動を続けていた。新空港の滑走路の一部が苫小牧市域に入るほかに、将来の国際空港化に向け、企業誘致のPR効果にも最適というメリットも大きいものと考えたのである。

この運動は市、市議会にも浸透し、全市をあげて「苫小牧」の名前を加える運動に発展していった。九月には市、市議会、商工会議所の連名で「千歳苫小牧空港」或いは「苫小牧千歳空港」にして欲しいと運輸省、道開発庁など関係機関に対して行われた。しかし、運輸省告示でも「新千歳空港」となっており、千歳市側も名称を変えないで欲しいとの運動を起しており、少しばかり時期が遅すぎたきらいがあり、名称変更を望むならば、新千歳空港の滑走路

が苫小牧市に大きく入り込む時点で、名称を入れなければ苫小牧進入を認めないくらいの態度をとれば、すんなりと決まっていたのではないかと悔やまれるものである。

こうして新千歳空港の第一期工事が完了し、昭和六十三年（八八）七月二十日に世界に開く北のゲートとして一番機が離陸して供用開始とった。

平成元年（八九）六月に大韓航空が新千歳―ソウル間に、同二年（九〇）七月の米国コンチネンタル航空が新千歳―グアム・サイパン間に、十月にキャセイ・パシフィック航空が新千歳―香港間に直行便を就航させ、新千歳空港もいよいよ国際化していった。一方、五月からは国際航空貨物のテスト・チャーター便が相次ぐなど、エアーカーゴ基地構想も実現へ向けて動き出した。同三年度（九一）からスタートする運輸省の第六次空港整備五カ年計画に、新千歳のB滑走路の建設も盛り込まれることになり、同四年（九二）の新ターミナル完成などその充実が期待されたのである。

新千歳空港第二期工事の新ターミナルビルは、同四年七月一日より供用開始となり、新しい航空時代の幕開けとなった。全長九〇〇メートルの半円型の新旅客ビル、貨物ターミナル、二、八〇〇台収用の駐車場、給油施設、空港と直結するインターチェンジなどが完成し、国際ターミナルも併設され、JRとの直結駅「新千歳空港駅」も開業して、名実ともに本道の玄関口にふさわしいエアースタートの誕生であった。

なお、苫小牧市は新千歳空港への道路開削を進めており、昭和六十二年（八七）十二月一日に国道三六号から新千歳空港に向かう市道美沢千歳空港線（未舗装）を完成させたが、新ターミナルビルの完成に合わせて舗装化し、平成四年（九二）七月二十日から道道新千歳空港線に昇格した。なお、この日から同路線を経由して道南バスが日一二往復、市営バスが日三往復の新千歳空港線の運行を開始した。さらに、新千歳空港新ターミナルビルにこの日から苫小

牧観光協会物産センターの「ゆのみnonno」がオープンした。

第三期計画のB滑走路建設工事は、平成五年（九三）六月三日に着工され、新千歳空港の二四時間運用や空港周辺プロジェクトにも関連し、全長三、〇〇〇メートル、幅六〇メートルでA滑走路と平行に南東地区に建設するが、工事は順調に進み、同八年（九六）八月二十六日から供用開始となった。これで新千歳空港は三、〇〇〇メートル滑走路を二本持つことになり、羽田空港に次ぐ施設となった。

さらに、同七年（九五）十二月ころから、運輸省は第七次空港整備計画の中での新千歳空港の滑走路につき現行の滑走路三、〇〇〇メートルを三、五〇〇メートルとする方向が示された。滑走路の一部を行政区域に抱える苫小牧市は、二四時間運用に伴う防音工事が始まったばかり、市としても同調は出来ないとして、滑走路延長問題に慎重な姿勢を示した。この延長問題については同十年（九八）十月に地域住民説明会を行い、騒音対策や周辺の交通体系整備など道に要望し、鳥越市長は市長選挙を一カ月後に控えた同十一年（九九）三月下旬に、条件付きで認める発言をしていたが、滑走路延長計画を正式容認する姿勢を新聞などで明確にした。

注（１）『苫小牧民報』平成四年五月二十二日号 苫小牧民報社

（２）『新聞切抜綴―千歳川放水路』昭和五十年〜平成十二年 苫小牧市史編集事務局編

（３）『北海道新聞』平成九年五月二十六日号 北海道新聞社

（４）『北海道新聞』平成九年九月二十七日号 北海道新聞社

（５）『新聞切抜綴―空港』昭和四十八年〜平成十二年 苫小牧市史編集事務局編

（６）『苫小牧民報』昭和五十一年九月十一日号 苫小牧民報社

（７）『新聞切抜綴―新千歳空港・地域協』昭和五十六年〜平成十年 苫小牧市史編集事務局編

二、国際エアーカーゴと空港周辺地域整備

国際エアーカーゴ計画は、昭和六十一年（一九八六）三月に『北海道新長期総合計画案』（昭和六
カーゴ問題 十三年〜同七十二年）に戦略プロジェクトとして盛り込むことに決定し、同六十三年（八八）十月に
一五の柱の一つとして策定されたのに始まる。ただ、この構想の原型となったものがあつた。それは同五十二年（七
七）七月の堂垣内知事時代に策定された『道発展計画』の中で、千歳空港を国際的な航空貨物輸送の拠点として整備
を促進するというものであつた。これは経済界でも重要視され計画調査委員会を設けて、報告書もまとめられたが、
実施には至らなかつた。

この北海道の国際エアーカーゴ計画では、国際航空需要は年々増大し、東京、大阪の国際空港はパンク寸前状態にあ
り、他に先立つて整備を行い、同六十三年（八八）七月に一部供用開始となる新千歳空港を成田空港などの機能を補
填する「北のゲートウエー空港」と位置付けていた。さらに、二四時間運用を実現して空港時間と貨物の取扱時間を
高め、周辺の広大な土地を活用して、空港が全面開港までには年間二八一万トンに達すると予測される国際航空貨物
のうち二〇万トン（全国七・一パーセント）を千歳空港で引き受けようとするものであつた。

このように国際エアーカーゴ基地計画は道が最優先の戦略プロジェクトとする一方で、道内経済界も早くからこの事業
に着目し、同六十一年（八六）七月十五日には資本金三億円の新会社「札幌国際エアーカーゴターミナル」が設立され、
社長に伊藤義郎伊藤組土建社長が就任し、貨物荷役事業を行う計画であつた。ただ、この会社には当初千歳市、苫小
牧市の地元企業が参加しておらず、会社の在り方などについて不満と疑問の声が上がつた。なお、その後苫小牧市や
千歳市にも参加要請があつて、同六十三年度から苫小牧市も一、五〇〇万円を出資して、鳥越市長が役員に加わつた。

本道経済活性化の起爆剤として期待される国際貨物事業ではあったが、その推進に対しては必ずしも統一のとれたものではなかった。そこで官民が一体となって活動していくため、昭和六十二年（八七）七月三日に「新千歳空港国際化推進協議会」が設立され、新千歳空港の国際エアカーゴ基地の実現を目指すことになった。これには北海道、札幌市、苫小牧市、千歳市、恵庭市の自治体と道経連、道商連、各商工会議所、商工会、北海道空港協会、北海道空港、北海道海運貨物取扱業会など道内四六団体が参加した。会長に横路知事が就任し、官民が手を携えて協力し、全道一丸となった活動を展開していく新しい組織が出来上がった。

この時点までは全道的な動きで、苫小牧側としては組織の加入程度で、特に反応を示すものはなかった。ところが、同六十二年（八七）十二月になって道の住民説明会が開催され、周辺地域の開発や雇用の確保につながるものとして期待されるものがある一方で、空港の二四時間運営や低空を飛ぶ貨物機の発着で騒音被害が拡大するという現実的な問題が出てきた。この時点から騒音を心配する住民が相次ぎ、見直しを求める声も高まって、大きな住民問題へと発展していった。新千歳空港の一部供用開始が近づいた同六十三年（八八）六月にも沼ノ端、植苗地区での住民説明会が行われたが、道、市に対する不信感と航空機騒音被害で強い不満を表わし、話し合いは平行線に終わった。こうした中で道は、国際エアカーゴ基地構想実現の前提となる新千歳空港の二四時間運用で、空港周辺住民から不安の声の高まっている深夜早朝の航空機騒音が実際にどんなものか調べるため、この時間帯での試験飛行を行う考えを市に対して示した。一方、航空機騒音の直接被害地である植苗町内会連合会は役員会で二四時間運用への反対を決め、七月二十五日の市政懇談会で市長らに、住民の生活を犠牲にした経済優先の政策には絶対反対であると、反対の態度を明らかにした。

鳥越市長はこの問題を何とか打開したいと、平成元年（八九）四月に機構改革を行い、企画調整部に空港周辺対策

課を新設して、国際エアカーゴ基地構想の推進、新千歳空港の騒音問題、新千歳空港周辺の振興と整備などを担当することになった。

平成二年（九〇）一月三十一日に道は植苗地区で住民説明会を開催した。道、市から担当官が出席し、新千歳空港の国際エアカーゴ基地構想の動き、二四時間運用、国際便の乗り入れなどを説明し、質疑応答に入った。飛行コース下の住民だけに、防音対策を再度見直してもらいたい、飛行コースを外れて飛行して欲しい、騒音対策を植苗全域に広げて欲しい、離発着の影響で電波障害がひどいなど直接的な質問や意見があった。道はこれらの要望を生かすため道、市、飛行コース住民を交えた「地域協議会」を作ること約束した。

苫小牧市は、道とともに、地域住民代表を加えた「苫小牧市地域協議会」を同二年（九〇）三月二十四日に発足させた。当初地域代表は一人としていたが、住民の意向に応え一九人に増員した。しかし、いったん反対の上があった植苗・美沢地区住民の二四時間運用問題は簡単には解決せず、町内会連合会内の組織である植苗・美沢エアカーゴ対策委員会（福井繁代表・一七人）で二四時間運用について反対の声が上がった。そして、署名運動を展開し、市議会に請願する動きをみせたのである。このため、せっかく設置された市地域協議会も開催出来ないでいた。

植苗町内会連合会と植苗・美沢エアカーゴ対策委員会は、同二年八月二十八日に市、市議会、道に対し国際エアカーゴ基地構想に基づく新千歳空港の二四時間運用に反対する決議と住民署名簿を提出した。

一方、苫小牧市は行き詰まっている国際エアカーゴ問題を解決すべく植苗、沼ノ端、勇払地区住民との話し合いを進め、航空機騒音への反発が強まっていることに対して、国が対策をとらない場合は道独自の対策を要請するという考え方を示した。同三年（九二）十月十一日に地域協議会が開けないため、市が第一次騒音対策案を植苗総合福祉会館で事前提示して参加に結び付けたいとした。しかし、住宅防音工事で国の適用を上回る基準を設定し、地域振興対

策として基金制度を設けるなどの対策案にも理解が得られなかった。新千歳空港開港に当たって滑走路整備や運行時間、騒音対策など住民側が求めた項目が履行されていないことや、長年の陳情活動にもかかわらず、地域振興が図られないことへの根強い行政不信がつのり、依然として地域協議会は暗礁に乗り上げたままだった。また、平成三年（九一）十月十六日には沼ノ端、勇払地区でも市の事前説明会が行われたが、騒音対策は不十分とし、航路直下の植苗・沼ノ端、勇払の関係住民は共同歩調をとることになった。

平成四年（九二）に入ると道は、深夜、早朝の試験運航をしたいとして、一月二十四日には戸別訪問で各地区の住民代表に説明した。千歳側住民は早く実施して欲しいとしたのに対し、苫小牧側住民は二四時間飛行の実績につながるので、地域対策や防音対策区域の拡大が先であるとして難色を示した。

こうした硬直状態を打開しようと鳥越市長は、同年二月二十八日に植苗、沼ノ端、勇払の住民代表に対し、道から鈴木弘泰副知事が出席するとし、これまでの経緯や今後の問題について話し合う懇談会を開きたいと文書で要請した。これに対して住民側も話し合いの内容が明確であれば応ずると、この懇談会を受諾し、解決の糸口が開かれることになった。

道、市と植苗、沼ノ端、勇払地区住民代表との懇談会は、鈴木副知事、鳥越市長が出席して二十八日夜植苗総合福祉会館で開催された。冒頭市長は、「皆さんの生活を無視して一方的に進めることは出来ない。要望を最大限生かし、防音工事の充実を道に求めていくためテスト飛行の実施を」と挨拶した¹。この夜テスト飛行の内容も説明されたが、日曜日の二四時前後と月曜日の五時前後で、これを三週間で計六回、一二離着陸するとういものであった。

この道、市、住民の三者による話し合いも、テスト飛行実施と地域協議会開催を求める道、市と、それ以前に騒音対策の充実を訴える住民との間で話し合いは噛み合わず、沼ノ端地区での説明会でも話し合いは平行線に終わった。

ところが、平成四年（九二）六月二十四日になって、苫小牧市議会が植苗・美沢地区住民から提出されたいた「新千歳空港二四時間運用に関する決議 騒音対策の実態を求める請願に基づく決議」案を本会議で全会一致で可決した。これは市議会が二四時間運用に関し初めて態度を明らかにしたもので、決議文には暗礁に乗り上げている行政と住民との話し合いの場である地域協議会への参加を盛り込み、三年越しの結論へのタイムリミットを前に、各会派の思惑の妥協点を盛った内容となった。

請願第一号 新千歳空港二四時間運用に係わる決議に関する請願（平成四年六月十日受理）

提出者の住所・氏名

苫小牧市字植苗五〇番地 苫小牧市植苗町内会連合会

会長 福井 繁

苫小牧市字植苗五〇番地 植苗・美沢エアーカーゴ対策委員会

委員長 福井 繁

請願の趣旨

新千歳空港は、昭和六十三年七月三日民間機専用空港として開港しました。滑走路は苫小牧市の行政区域に大きく入り込み、私たちの地区は飛行コースの直下となりました。

そのため植苗北町内及び南町内の飛行直下の地域は航空機騒音が著しく大きくなり、日常生活にも支障を来す状態が生じるようになりまし。

こうした航空機騒音をそのままにして、さらに夜間飛行を行うことは騒音を拡大拡散し、私たちの安眠が妨げられ、健康がおびやかされ、環境が破壊されるものであります。

苫小牧市史（追補編）

よって、市議会において国際エアカーゴ基地構想のうち、日本で初めての夜間飛行を行うことに対して、植苗・美沢地区住民の納得のいく騒音対策が実施されない限り、夜間飛行を行うべきでない旨の決議をしていただたくお願いいたします。

紹介議員 三海 幸彦、石川 孝雄、柴田 洋、本田 健吾

（『第九回苫小牧市議会定例会議案等綴』 平成四年 苫小牧市）

決議文要旨

国際エアカーゴ基地構想は、北海道はもとより苫小牧市経済発展に大きく貢献するとして期待されるもので、極めて緊急を要する課題である。

しかし、構想は空港の二四時間運行が必要不可欠なものであり、これによってもたらされる特に深夜早朝の航空機騒音による地域住民の生活環境上の不安は極めて大きいものがある。

よって北海道、苫小牧市及び地域住民は、既に設置されている『新千歳空港の二四時間運用を巡る苫小牧市地域協議会』において積極的に協議し、道、市は空港の二四時間運用の実施にあたり、十分な防音対策を行うなど関係地域住民の理解を得て推進すべきである。

（平成四年六月二十三日に総務委員会で採択を経て、翌二十四日に本会議で全会一致可決）

（『苫小牧民報』 平成四年六月二十五日号 苫小牧民報社）

この市議会での決議案の全会一致による可決は暗礁に乗り上げていた国際エアカーゴ基地問題の解決の糸口となった。先ずこれまで頑なに拒んできて植苗・美沢地区住民が市、道から要請があれば、協議会に参加するとの方針を固めた。横路知事は出来るだけ早く地域協議会を再開し、騒音対策の住民要望と道が提示している対策の一致点、共通事項を見つける知恵を出そうと検討していると述べた。⁽²⁾

平成二年（九〇）三月以来、休眠状態にあった地域協議会が同四年（九二）七月三十一日午後七時から横路知事も参加した植苗総合福祉会館で開催された。知事是对策区域からはずれていた沼ノ端地区の二百数十戸についても七〇（七五）WECPNL（うるささ指数）に準じた防音工事を実施するなど、国の騒音基準に上乘せした新たな対策案を提示し、さらに新提案のより具体的な内容を示すためにもテストフライトの実施を住民側に要求した。これに対して住民側の一部から今なぜテストフライトが必要なのか、既にデータは出ていると反発があった。A滑走路使用に変わって、測定ポイントも十分でない、もっと増やして全体を把握したいと知事は答え、この結論は次回持越となった。⁽³⁾

地元代表と知事・市長との調印式の新聞

その後も地域住民との折衝が続けられたが、植苗・美沢地区では全域の全世帯全室を対象に八〇W（うるささ指数）以上に相当する防音工事を要求した。第二回目の地域協議会は同四年十一月十二日に植苗総合福祉会館で行われ、勇払地区住民から体感する意味からも地域としてテストフライトを了承するとし、沼ノ端地区もこれに同調した。一方、植苗・美沢地区も歩み寄りを見せ、全戸全室への防音工事から全戸全室を対象に何らかの防音工事を行うとの新条件を出し、道もこれを了承して、テストフライト実施が決定した。

新千歳空港二四時間運用に伴うテストフライトは同五年（九三）三月一日から十六日までの三週間にわたり計六回（一二離発着）実施の予定であったが、三週目が天候不順のため中止となり、一週間繰り下げとなり、二十三日早朝に終了した。騒音測定場所は、屋外の常設測定局二二カ所（苦小牧一〇、

千歳一二）のほか、屋内外に臨時測定局二九カ所（苦小牧一五、千歳一四）と屋外に補完測定地二〇カ所（苦小牧七、千歳二三）を設置し、道、両市から約一〇〇人の職員が動員された。ただ、このテストフライトでのうるささ指数の補正値は、二年前に示した騒音予測コンタクトの区域外で、防音対策の基準になる七〇Wを超える場所はなかった。さらに、三月に続いて夏のテストフライトも実施され、平成五年（九三）七月二十日、二十七日（天候不順で深夜便中止）、八月三日の三週間連続で行われた。これにより新千歳空港の二四時間運用に伴うテストフライトも総て終了し、これまでの住民側の根強い行政不信から、入口論に終始していた騒音交渉は、事実上の条件闘争へと移ることになった。

同六年（九四）三月一日に植苗総合福祉会館で、横路知事、鳥越市長と住民代表一九人（全員）が参加して第一回目の苦小牧地域懇談会が開かれ、道、市が示した騒音対策案に住民側が大筋で合意した。同二年（九〇）三月の協議会発足から丸四年で、エアカーゴ構想実現へ大きな第一歩を踏み出すことになった。

この協議会で住民側は、①将来的な深夜、早朝の増便は住民と協議する、②七五W E C P N L 以下の地区住民が安眠出来ない場合に改善する、③防音工事の期間短縮（以上植苗・美沢地区）、④運用後に騒音が高くなるなど問題点が出た場合の対応を「市公害防止条例」に明記し、協議体制を確立する、⑤今後予想される交通量の増大に対応するため幹線道路の整備を（以上沼ノ端地区）、⑥常設測定局の設置、⑦運用後の測定で沼ノ端地域と同水準の数値が出た場合は補完地区に設定を（以上勇払地区）の、七点を要望した。⁴⁾

これに対して横路知事は、早朝、深夜の増便は運輸省に権限はあるものの、住民側の声を無視しては出来ない。増便の際は協議会の中で話し合うと回答し、さらに行政側は他の要望についても今後、引き続き協議会を開いて、協議、検討する姿勢を示したのである。⁵⁾かくして、平成六年（九四）四月二十一日、市内のホテルで行われた苦小牧地域協

議会で道が示した騒音対策案を住民側が正式に了承し、合意調印式となった。調印式は協議会の住民代表一二人が見守る中、横路知事、鳥越市長、丹治秀一植苗地区世話人、星野邦夫沼ノ端地区世話人、木村聡勇弘地区世話人がひな壇に並び、先ず知事が合意書に署名、続いて鳥越市長と地区世話人らがこの合意書にやや緊張した面持ちで次々と署名した。そして、平成六年（九四）五月三十日に深夜早朝の第一便が到着し、新千歳空港の二四時間運用がスタートした。この日、空港エプロンでは横路知事、東川千歳市長、山崎苦小牧市助役、道経連戸田会長など一〇〇余人が集まり、テープカット、機長への花束贈呈など歓迎セレクションが行われた。

しかしながら、一見華々しいスタートにみえたが、今後開港が予定される関西国際空港などのコスト、国内輸送網などに課題があり、今後の見通しも立っていないのが現状であったから、不安の多いスタートでもあった。新千歳空港は何よりも貨物需要の掘り起こしが今後における最大の課題になっていた。

アラスカのサケが昼には店頭に並ぶという、北米との距離の近さ、物流上で海外空港とのロスタイムの解消などメリットのある反面、近くに大きな消費地と生産地を持たないため、まとまった貨物が集まらず、特に輸出貨物が少なく、路線を乗り入れても採算ベースに合うだけの基盤がないのが致命的であった。新千歳空港国際エアカーゴ構想は開港したけれど、優位性は見えず、戦略も不透明であり、九月開港の関西国際空港への脅威さえ感じるものであった。今後の需要拡大に対する関係者の努力が期待される。

新千歳空港周辺

昭和六十三年（八八）七月二十日に新千歳空港が開港したが、三、〇〇〇メートルの滑走路の

地域開発計画

うち一、三〇〇メートルが苦小牧市の行政区域に入り込むことになった。しかしながら、植苗・美沢地区の空港周辺の土地利用計画は白紙に近い状態であった。このため市が中心になって、この地域の整備計画を樹立して地域開発を進めて行くことになった。具体的には二四時間運行にともなう地域振興策事業であり、空港周辺

対策事業（新千歳空港周辺土地利用計画）であり、北海道地域輸入促進計画（F A Z）であつた。

新千歳空港の二四時間運用は、国際エアカーゴ基地構想に伴う航空機騒音問題で、住宅防音対策と地域振興策に大きく分けられる。苫小牧・千歳両市を併せて、住宅防音工事が約一五〇億円、地域振興策が約五〇億円で、総額二〇〇億円にのぼるものであつた。苫小牧の地域振興策は、植苗地区に体育館や図書館を併設した多目的に利用できる「植苗ファミリースタター」を、沼ノ端地区には「室内スケートリンク」と「運動公園」、勇払地区には「勇払友達公園」を建設することになった。

最初に出来たのが勇払友達公園で総工費二億八、六〇〇万円で、平成八年（九六）八月末に完成し、九月一日に記念運動会が開催された。場所は勇払一四二番地で九、〇〇〇平方メートルの広さがあり、野球場、バスケットボールにも使える多目的広場がある。植苗ファミリースタターは総工費約五億円で同八月に着工、同九年（九七）八月十日にオープンした。延面積は一、二五〇平方メートルで、集会室、料理室、図書室、研修室、工芸室、浴室、老人和室、幼児室などが完備し、町内会館とコミュニティー機能を有するものである。沼ノ端の室内スケートリンクは、同九年度に基本設計着手し、総工費約一〇億円で、場所は沼ノ端鉄北のＪＲ沼ノ端駅から北進した公益施設用地内で、ときわセンターと同規模の通年リンクとし、同十二年（二〇〇〇）三月二十日に完成した。この日、こけら落としとして苫小牧中学生選抜チーム対カナダの中学生であるケンブリッジホークスチームとの交換試合が行なわれ、午後から一般に解放された。

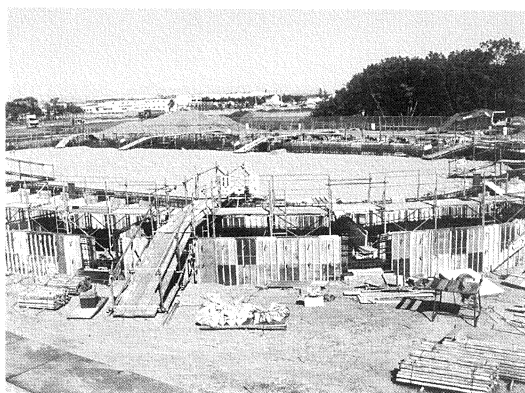
新千歳空港の二四時間化に伴う地域振興対策の整備事業は、住宅防音工事、道路整備、上下水道整備などを除き、市が直接係わる主要施設の整備は沼ノ端室内スケートリンクの建設をもって終ることになった。

苫小牧市は新千歳空港の滑走路南側に、植苗・美沢地区など空港周辺地域を抱えながらその土地利用計画は白紙状

態であった。このため、平成四年度（九二）事業として北海道地域総合振興機構（はまなす財団）に委託して「新千歳空港周辺土地利用計画調査報告書」をまとめていた。しかし、この土地利用計画は事業化へ向けた具体策に踏み込んでいないこと、千歳市側との整合性が図られていないなどの問題点もあった。そこで市としても道開発局、千歳市と足並みを揃えた共同作業で新計画を策定することになり、市も調査費として五五〇万円を負担して、輸入促進地域（FAZ）計画との整合性を計りつつ、二一世紀へ向けた両市の空港周辺開発の未来像をまとめようとするものであった。



植苗ファミリーセンター



建設中の沼ノ端室内スケートリンク



勇払友達公園

これをはまなす財団に委託し、財団が学識経験者や関係者一八人で構成する「新千歳空港周辺地域開発調査委員」（北大五十嵐日出男教授委員長）を設置して、約一年半を費して平成六年（九四）八月二十四日に「新千歳空港周辺地域開発事業推進調査報告書」を発表した。

これによると、自然環境保全を重視しつつ、地域を三つのゾーンに分けそれぞれ業務型、リゾート型、多機能型の整備の必要性を提言していた。苫小牧市側の開発構想としては、植苗・美沢地域を大きく三つのゾーンに設定し、新千歳空港南側に接近する美沢地域を「空港直近地区」、植苗地域を「丹治沼周辺地区」と、国道三六号から東側の「植苗地区」に色分けした。

「空港直近地区」では、業務機能を中心に空港の核地域を形成する。地区内に空港支援機能、国際エアカーゴターミナル、空港公園、アミューズメント（娯楽）・リラクゼーション（息抜き）機能の四つのゾーンを設定した。

「丹治沼周辺地区」では、自然を生かしたリゾート・レクリエーション拠点を形成し、地域内を丹治沼スポーツ、アウトドアレジャー、サバイバル、森林・草原、管理機能の五つのゾーンに分けた。

「植苗地区」では、環境を重視し、多機能型の新市街地として整備を促進し、地区内に産業、商業・業務、居住、公園、緑地の四つのゾーンを設けた。

（『苫小牧民報』平成六年八月二十四日号 苫小牧民報社）

北海道や千歳市の事業との整合性を図りながら、整備する施設の一定の青写真は出来上がった。しかしながら、調査機関の策定した事業開発であり、理想像を追いかけてはいるが、実現性には疑問も残る提言であった。先ず第一に全体の事業費、開発規模、着工期間などは一切触れていないし、官・学・民の協力で、長期的展望に立った地域振興方策を検討する体制や、事業展開を促進する体制を整えるとしていて具体性のない、不透明なものであった。

全体の事業費、開発規模、着工期間などは一切触れていないし、官・学・民の協力で、長期的展望に立った地域振興方策を検討する体制や、事業展開を促進する体制を整えるとしていて具体性のない、不透明なものであった。

開発構想地は民間の土地が大部分であるから、治権者との調整などもあり、航空不況も深刻化しつつあり、期待を掛けていた二四時間運用そのものが苦戦する中で、構想が画餅^{がべい}で終わってしまう可能性も大きいものであった。

- (1) 『新聞切抜綴―エアーカーゴ』 昭和六十二年〜平成十二年 苫小牧市史編集事務局編
- (2) 『北海道新聞』 平成四年七月二十一日号 北海道新聞社
- (3) 『苫小牧民報』 平成四年八月一日号 苫小牧民報社
- (4)(5) 『新聞切抜綴―新千歳空港地域協』 昭和五十六年〜平成十二年 苫小牧市史編集事務局編

三、その他の問題とその対応

リニアモーター リニアモーターカーは次世代の鉄道として、車輪の代わりにエアークッション或いは磁気を用いる誘致運動 いて浮上するのが一般的で、通常の回転モーターを線状（リニア）にしたものである。無限大の半径を持つ回転モーターと考えられ、回転部分がないために騒音、振動、故障等がない長所をもっていて、昭和六十一年（一九八六）七月に実用化したいと宮崎県の浮上式鉄道実験センターでの試乗会が行われていた。

一方、北海道では新千歳空港の開港に併せてこのリニアモーターカーを誘致したいと道経連、道商連、道経協、道経済同友会など道内経済八団体による「北海道磁気浮上式超高速鉄道推進協議会」（会長、四ツ柳茂道経連会長）を同六十二年七月十五日に設立していた。このように当初の推進運動は、もっぱら札幌経済界が中心であり、苫小牧市な

ど道南市長会では消費者が札幌に流出する可能性もあり、メリットばかりではなく、デメリットも多いとして当初は消極的な考え方を持っていた。

ところが、昭和六十三年（八八）一月に苫小牧市を訪れた石原慎太郎運輸大臣が、リニアモーターカーについて発言し、開発時から実用化しながら研究する段階にきていて、ある程度の距離の実用実験線が必要であり、その点で札幌―千歳間は格好な場所である。もっと地元から声を出すべきで、さらに港のある苫小牧へ延長してはどうか、時速五〇〇キロのリニアなら苫小牧―札幌間は一〇分で結ばれ、しかも単線で十分であると延べたのである。

この石原発言を歓迎した苫小牧側は新千歳空港が苫小牧市の行政区域に入り込んでいることや道央テクノポリスなど「道央圏」として千歳、札幌方面と一体的な大型プロジェクトを抱え、将来的にはリニアを含めた交通体系づくりが必要であり、当面は札幌―新千歳空港間の実現に協力する立場で、営業実験線誘致運動に参加することを決め、同六十三年四月四日に鳥越市長自身が同協議会を訪れ、加入を申し出た。苫小牧市は十六日の総会で一六番目のメンバーとなったのである。

だが、リニアモーターカーの営業試験線をめぐる誘致合戦で全国に激化し、北海道でもまずは短距離実験線を札幌―新千歳空港間にと横路知事を先頭に中央陳情を行った。運輸省は平成元年（八九）三月に宮崎、山梨、北海道の三候補地にしぼり、より具体的な実施計画や資金計画を検討して新実験線建設地を決めることになった。¹

運輸省の超電導磁気浮上式鉄道検討委員会は、同元年八月七日に來年度から建設を計画しているリニアモーターカーの新実験線の建設地を山梨県と決め、北海道の札幌―新千歳空港間は短距離タイプのリニア技術開発にめどがつけば実用線として適切な候補地として考えているとした。

しかしながら、同四年（九二）七月一日には新千歳空港の新旅客ターミナルがオープンし、地下にはJRが札幌―

新千歳空港間を十五分おきに「快速エアポート」で結ぶことになり、北海道リニアの目的も薄れていった。

それでもなお、山梨実験線の展開に期待し、北海道リニアモーターカー推進協議会は引き続き本道への導入の可能性を検討していくことになった。

テクノスーパーライナー テクノスーパーライナーはジェット水流の力で五〇ノット以上の速力、一、〇〇〇トン（ＴＳＬ）の誘致運動の貨物積載と航続距離九三〇キロメートル、荒海でも安全に航行できる耐航性を持つ超高速貨物船である。ただし、運輸省が音頭をとり平成元年（八九）七月に技術研究組合を設立して研究開発がスタートした、いわば実験超高速船である。

そもその切っ掛けは同三年（九一）二月に、技術組合に参加している造船大手七社（石川島播磨・川崎重工・住友重工・日本鋼管・日立造船・三井造船・三菱重工）の担当者と道経連が勉強会を行ったが、この時船の性能から東京と結べる距離で北海道か、九州が最適との話になった。道経連としてはテクノスーパーライナー基地として苫小牧港が最適ではないかと考え、地元でも受け入れに向けて準備を進めてはどうかと提言したのに始まる。

さつそく、同三年五月二十三日に行われた苫小牧圏総合開発協力会の総会で事業計画の中に新たに開発中のテクノスーパーライナー構想の調査が盛り込まれた。さらに、二十九日には市、商工会議所、道史テクノ開発機構の三者が主催して「テクノスーパーライナーの開発現状と将来」と題して、技術研究組合の菅井和夫専務理事を迎えて講演会が行われた。この時、開発担当者から実用化された場合、そのターミナル港に苫小牧港が適しているとの見解が示され、いよいよその誘致に取り組むことになった。

同三年十一月十三日には次世代型の超高速輸送船テクノスーパーライナー（ＴＳＬ）を誘致する「苫小牧テクノスーパーライナー誘致促進期成会」が設立された。苫小牧市、苫小牧港管理組合、苫小牧商工会議所の三者が中心で、会

苫小牧市史（追補編）

長には鳥越市長が就任し、苫小牧港に定期航路を開設することを最終目的に運動を展開することになり、翌月早々にも運輸省などに対して中央陳情を行い、苫小牧の地の利を前面に出して積極的に運動を展開することになった。

苫小牧テクノスパーライナー誘致促進期成会役員

会長 鳥越忠行（市長）

副会長 中村光雄（商工会議所会頭）、橋浪藏（港管理組合議会議長、田原賢藏（市議会議長）、相沢知（港管理組合専任副管理者）

理事 福田美昭（道史テクノポリス開発機構専務理事）、松原繁次（市企画調整部長）、西田理（苫小牧港一水会会長、奥村金八（苫小牧港二水会会長）、田中敦幸（苫小牧港開発）、北野真一（苫小牧東部開発）、栗林成光（苫小牧栗林運輸）、佐々木俊英（チラサキスタックス）

監事 小久保龍也（苫小牧エージェント会会長）、森昭雄（苫小牧埠頭）

（『苫小牧民報』平成三年十一月十四日号 苫小牧民報社）

造船大手七社で構成する技術研究組合では、ホバークラフトタイプと水中翼船タイプの二種類の研究開発を進めていたが、実現すれば北海道と北関東間が今までの半分の一〇時間程度で結ばれることになるため、道内では苫小牧の他に室蘭、小樽が名乗りを挙げており、全国各地でも激しい誘致合戦が展開されていた。

一方、受け入れ側の苫小牧港管理組合では、実験船の視察や需要調査など独自の活動を展開してきたが、運ぶ貨物や荷役方法などについて国の方針が出ていないもどかしさを感じながら、平成七年（九五）に迫った実験船の国内を巡航する計画などについて、何時でもアクションを起こせる体制を整えたいとしていた。

同六年（九四）七月には、ホバークラフトタイプの「飛翔（ひしょう）」、水中翼船「疾風（はやて）」の実験船が完

成した。こうした中で寄港地誘致合戦が展開され、道内では釧路、浦河も名乗りを挙げて五港となった。平成七年（九五）五月十九日に総合実験に伴う寄港地に名乗りを挙げていた苫小牧、室蘭、小樽、釧路、浦河の道内五港を含む全国三一港が承認された。

テクノスーパーライナーの実験船「飛翔」の苫小牧港初入港は同七年（九五）九月十二日午前八時半であった。飛翔は全長約七〇メートル、全幅一八・六メートルで、実際の船のほぼ二分の一のサイズ、五、六メートルの台風並みの波高でも航行できるミニ超高速船で、大洗港からフェリーの半分の一〇時間の船旅であった。苫小牧港では道内では唯一の荷役実証実験と一般公開も行われた。九月中に三回にわたって飛翔が寄港し、苫小牧港が母港として十分対応のできることを実証した。

テクノスーパーライナーの事業化支援について検討する運輸省の「TSL

事業化支援調査委員会」が同八年（九六）六月二十一日に発足し、今世紀中の実用化をにらみ、採算性などの課題を整理していくことになった。苫小牧テクノスーパーライナー誘致促進期成会は、八月二日にTSLモデル航路設定に向けたヒアリングをうけるため、「苫小牧航路の事業計画」を国に提出した。想定する苫小牧航路は苫小牧―大洗間を約一〇時間で結び、二隻のTSLで一日一往復する。荷役機械は実験でも使用が実証されていることから、西港の勇払埠頭のガントリークレーンを視野に入れていた。貨物は宅配を中心に生鮮品をターゲットに札幌を集荷、出荷地域に限定していた。設定の課題になっていた相手港は大洗港で茨城県に了承を求めながら、このヒアリングの参加を申



テクノスーパーライナー飛翔の苫小牧港寄港

請し、事業の収支状況などを明記した事業計画書を提出した。誘致促進進期成会はヒアリングに全力を傾けて苫小牧航路をアピールし、国の支援策の方針を探りながら、運航事業者の特定、運賃設定などの残された課題を整理して、モデル航路に乗るための作業を精力的に詰めていくことになった。平成八年（九六）八月二十八日無事一次ヒヤリングを終えたが、不透明な国の支援策に次のステップに踏み出せず、暫らくは国の考えを静観するしかない状態となった。しかしながら、厳しい財政事情から公共事業費の見直しなどもあつて、TSLは建造費に一〇〇億円以上もかかり、運航コストも高いことから、民間事業者は国の財政的な支援を求めているのが実情であつた。緊縮財政が叫ばれる中で、採算面で不透明なプロジェクトへの風当たりも一段と高くなつてきた。このため、モデル航路の複数化の見直しや実用化年次の繰延べも検討されており、事業主体も民間主導体制の導入なども模索されていた。

同九年（九七）に入つて運輸省は全国で名乗りを上げた一三航路のうち、北海道から苫小牧―大洗間の一航路、九州の宮崎―横須賀間と志布志（鹿児島）―下津（和歌山）間の二航路の計三研究航路を内定した。苫小牧側は一応安堵したが、本航路と決まつたことではなく、実用化にはまだまだハードルが残されていると慎重な姿勢をとり、本道にあつた五航路について、道などがとつていた中立の立場を改めて、今後苫小牧航路実現のため「オール北海道」としての運動が必要であると訴えた。同月二十三日TSL事業化支援調査委員会は予定どおり三航路を正式に事例研究港に選んだのである。

運輸省は同十二年（二、〇〇〇）ころの実用化を目指していたTSLの運航は、経済不況もあつて貨物需要の見込みが期待できないことや、運航コスト高から事業に参画する民間会社が見つからないなどから、同十年度（九八）の関連予算の見送りを決めた。苫小牧TSL誘致促進進期成会（会長、鳥越市長）はTSL計画そのものを断念したのではないとして、今後も運動を継続していくとしたが、経済不況という中で早期の実現化を図るのは難しい状況となつ

た。

国際熱核融合実験炉と 核融合炉（ITER）が実現すれば人類はエネルギーから解放されるという。燃料となる航空宇宙産業基地等 重水素は海水三〇リットル中に一グラム含まれており無尽蔵という訳である。資源的にも問題なく、安全でクリーンな新エネルギーとしての核融合炉の研究開発は、日本をはじめ米国、欧州、旧ソ連などで既に進められたいた。

国際熱核融合実験炉の苫東地域への誘致構想は、平成元年（八九）九月二十七日に、道内で核融合研究を進めている「北海道核融合誘致推進研究会」の山科俊郎北大教授が、国内で大型核融合実験装置が建設出来る最適地として苫小牧東部基地をあげたのに始まる。山科教授はその理由として苫東基地は、①広大な用地、②大量の用水、③大電力が得られるとし、核融合の燃料となる重水素が近接の太平洋の海水から無限に得られるなど研究開発の場として適切な条件を備えているとして、核融合実験炉の研究開発を含めた核融合エネルギー開発センターを誘致すべきであると提言した。

これに対して鳥越市長は、「安全性が確認されれば、市としても前向きに実現に取り組みたい。核融合は核分裂とは違い太陽エネルギーと同じクリーンなエネルギーということだが、市民の「核」という言葉に対するアレルギーもあるだろうし、きちんと研究、調査して安全面を確認したい。苫東に大きな構想が持ち込まれるのは、それだけ可能性がある場所からだと思う」と慎重ながら苫東開発に期待していた。²⁾

さらに、同元年十月には札幌市でプラズマ・核融合学会が開かれ、学会を終えた六日には参加者のうち二四人が苫東基地を視察し、道央テクノポリス開発機構の中村光雄理事長らと昼食懇談会が開かれ、研究開発施設の誘致をしたいと意欲的な姿勢を示した。しかしながら、核融合に対する不安もあって、市長を始めとし慎重な姿勢を示し、少し

でも理解しようと相次ぐ勉強会、学習会が開かれ、茨城県の日本原子力研究所の核融合研究施設、大洗町の核燃料開発事業団大洗工学センターなどの視察も行った。

平成四年（九二）に入って全道的に大きな動きがあった。昭和六十三年（八八）から日本、米国、E.C、旧ソ連の四極共同で概念設計が行われ、近く工学設計が始まることになった国際核融合実験炉（ITER）を北海道の苫東に誘致しようと「北海道核融合研究施設誘致推進会議」が、平成四年四月二十四日に設立された。この全道的な会議の呼び掛けに六六の企業、団体が参加し、設立総会に一四〇人が集まり、会長に有江幹男元北大学長を選出した。苫小牧からは副会長に中村光雄（商工会議所会頭）、代表幹事に首藤武洋（商工会議所事務局長）、北野真一（苫小牧東部開発常務）、幹事に苫小牧商工会議所、苫小牧東部開発が役員として参加した。

横路知事が引退して、堀達也新知事が誕生したが、新知事は苫東への国際核融合実験炉の誘致を公約に掲げていただけに、道の推進への方向転換が考えられた。かくして、同七年（九五）五月十九日に開かれた道開発庁の苫東新計画調査委員会で、道は苫東への核融合実験炉施設の誘致に積極的な姿勢を示した。苫小牧市の鳥越市長は、なおも慎重な態度で、国家プロジェクトとしての明確な位置付けを求めた。

ただ、国際核融合実験炉の国内の誘致候補地は何も苫東だけのことでなく、青森県六ヶ所村むつ小川原開発地域、日本原子力研究所がITERの実証試験を行っている茨城県那珂町があり、特に六ヶ所村むつ小川原地区は経団連が誘致方針を打ち出していた。これに対して北海道核融合研究施設誘致推進会議は七月十九日から科学技術庁などへの中央陳情を行い、経団連の豊田章一郎会長にも支援を要請した。会長は日本に持つて来るために努力したいとし、誘致先は示さなかった。

国際核融合実験炉理事会が同七年七月末に米国カルフォルニア州サンディエゴで開かれ、建設地の要件などをまと

めた中間設計報告が公表された。建設地は日本では、苫小牧市、青森県六ヶ所村、茨城県那珂町が候補地に挙げられているほか、米国、ロシア、フランス、ドイツが名乗りを挙げていた。要件では、①面積七十ヘクタール、供用期間三〇年、②一日四〇〇立方メートルの水供給、③一平方メートル当たり二五トンの荷重に耐える地質、④二三キロワットの電力供給などであった。^③ 科学技術庁の見解では国内三候補とも要件をクリアできるとみていた。

鳥越市長はITERの誘致に慎重な姿勢を取り続け、市民の間には誘致に反対する会、賛成する会が発足して市民の間でも揺れ動いていた。このため、道は平成八年（九六）二月二十日に、苫小牧市に対してITERの安全性について、道が安全確保を最優先課題として法制面の整備を国に要請するとし、さらに学識経験者、地元自治体などで構成する「北海道国際核融合実験炉安全問題協議会」を設置して、道が安全性に関する情報を提供するとし、住民への合意形成については広く道民の理解を得るため、道が中心になって対応することと合意した。今後は道、苫小牧市の双方が協力し、ITERの苦東誘致実現に向けて努力することになった。市長は記者会見で「苦東への誘致は、より安全性を確認したいと、慎重に検討してきた。かなりの面で安全に関して解明されており、高度な技術、判断が必要と、道の協力を求め、意見の一致を見た。合意して今後は苦東誘致へ行動をともししていく」と決意を述べたのである。^④

産・学・官挙げて国際熱核融合実験炉（ITER）の本道誘致を実現しようと、これまでの北海道核融合研究施設誘致推進会議を発展拡大して、同八年六月十八日に「北海道ITER誘致期成会」が発足した。会長には引き続き有江幹男元北大学長、副会長に戸田一夫道経連会長、中村光雄苫小牧商工会議所会頭が選ばれ、代表幹事、幹事には苫小牧市、早来町、厚真町、苫小牧東部開発、苫小牧商工会議所などの幹部が就任した。なお、八月二十八日に行われた臨時総会で、先の理事会で幅広い参加を求めて誘致活動を展開するため会長就任の要請を受けていた堀知事が新し

く会長に選出され、副会長には鳥越苫小牧市市長、柴田早来町長、藤原厚真町長が就任し、有江会長は顧問となった。しかしながら、国際熱核融合実験炉（ITER）の苫東誘致には依然として誘致推進派と反対派が存在し、安全性論議で平行線のままであり、経済不況に伴う苫東開発のつまづきなどもあって、鳥越市長も凍結などの言葉使いながら市民説明会などで理解を求めていくとしていて、今後の展開にも難しい問題を抱えている。

苫東への航空宇宙産業基地構想は、現在国内にある種子島の基地が二トン以上のロケットの打ち上げには手狭となり、今後大型化する衛星の打ち上げに新たな基地が必要になったことで、その要件として①広大な施設用地、②太平洋沿岸、③母都市の存在、④大型港湾などで、これらの要件を備えた場所に道内では苫東がピッタリであった。道は昭和六十年（八五）二月に新北海道長期計画策定で未来型プロジェクトとして航空宇宙産業構想が検討された。また、この問題は同年三月の市議会でも取り上げられ、板谷市長は苫東への導入を強く希望していると答え、誘致していく考えのあることを明らかにした。^⑤

航空宇宙産業の調査、研究に取り組むため同六十一年（八六）七月三〇日に苫小牧市、早来町、厚真町、鵠川町の一市三町と商工会議所、商工会、苫小牧東部開発の九者により「苫小牧東部圏航空宇宙産業基地研究会」が設立された。広大な用地、大型港湾に加え、背後に大都市や国際空港を控え立地条件に恵まれている苫東への同産業の導入に向けての活動を開始することになった。

その後、航空宇宙産業の誘致関連事業として宇宙博覧会、宇宙大学、国際航空宇宙博（SPEX92）などが考えられたが、失敗した食の祭典の余波を受けて、関連地域イベントも遅れることになり、苫東の航空宇宙産業関係事業についても見直されることになった。^⑥

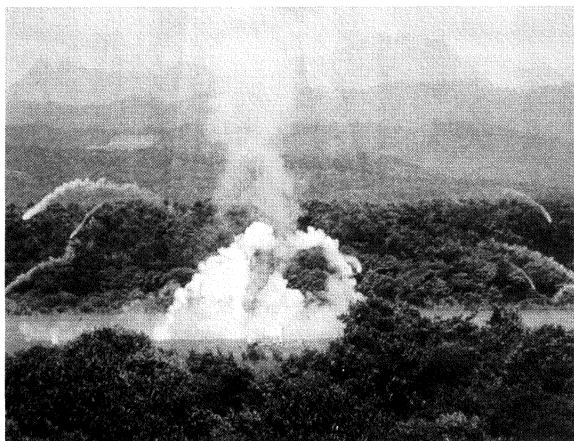
平成二年（九〇）に入ると、通産省が「国際航空総合試験パーク」構想を打ち出し、苫東が有力候補地となった。

平成二年（九〇）十月十七日には通産省の委託を受けた財団法人エンジニアリング振興協会の「スペーステクノパークを核とする地域活性化」分科会一行が苦東を視察して調査した。また、苦小牧東部圏航空宇宙産業研究会がエアロスペースリサーチパーク構想を、苦小牧青年団体協議会がスペースキャンブ研究会設置、市科学センターがスペースシャトル模型展示、岩倉建設のソ連製宇宙ステーションミールの取得構想など苦小牧での航空宇宙に関する動きがあった。

文部省宇宙科学研究所が苦東で新型ロケットの自爆実験を行ったのは、平成二年（九〇）十一月七日朝のことであった。同研究所で主力に使っているM3SⅡロケットに代わる、より大型のM5ロケットに対応する推力中断装置の模擬装置を持ち込んで実験を行った。この推力中断装置はロケットの打ち上げ後、軌道に乗れなくなり地上に落下の恐れのある場合に、ロケットを自爆、破壊させて機体を粉々にし、地上の安全を確保するためのいわば完全装置である。この実験は苦東基地B地区（北電厚真発電所北側）で行われた。

この朝、秒読み後スタンドに設置された模擬ロケットに点火から二三秒後、装着された推力中断装置が作動した。ズドンと腹に響く音とともに、破壊された機体は四〇気圧もの内圧で吹き飛び、内部の推進薬（固体燃料）がオレンジ色に燃えながら飛散した。苦東という広大な面積を生かした次世代の成長分野と期待を込めて描かれた北海道航空宇宙産業基地構想の第一歩でもあった。

同三年（九一）九月には三日間にわたって宇宙開発事業団、日産自動車、工業技術院化学技術研究所の三者によって、H2ロケットなど日本が独自に開発する大型ロケットの安全管理技術の基礎資料を得るため、苦東E地区で小型固体ロケットモーター衝突実験を行った。この実験は七月からレール布設、コンクリート壁設置などの準備を進め、実験前日までに三〇人のスタッフが現地入りし、一般市民対象のロケット実験公開席も設けられ、市では見学者の募



風景実験破壊指令モーターロケット固体

集を行った。

その後、宇宙開発事業団は平成六年（九四）まで連続して小型ロケットモーター衝突実験を苦東基地内で実験したことから、こうした機会を活用して実験で来苦した航空宇宙関連企業や関係機関の幹部や研究者への陳情、PR活動、講演会などを実施して、ロケット実験を柱にした事業を展開してきたのである。

しかし、ロケット実験のプロジェクトは同六年度をもって終了してしまつた。苦小牧東部圏航空宇宙産業基地研究会（会長、鳥越市長）は四年連続で実験を行った宇宙開発事業団には継続を、最初の実験を行った宇宙科学研究所には実験実施を陳情したが、今の段階では予定がない、政府の宇宙開発予算自体が厳しいので当分実現は難しいという答えが返ってきた。このままでは休眠状態になるとして、道と共に新たな見地にたつて陳情運動を展開していくことになった。

ところが、同八年度（九六）になると、同十三年（二〇〇一）に打ち上げが予定されている改良型国産ロケットH-2Aの開発に向けた補助の実験を二年ぶりに苦東で再開することになった。

このロケット実験は、従来のロケットモーターはスチール製であったが、国際競争力を高めるため、安価で高性能の複合材料（CFRP）を使ったもので、この材料を使った実験は初めてのものであった。実験は宇宙開発事業団が日産自動車に委託して行われた。

当初の予定では平成八年（九六）八月二十三日から実験を予定したが、記録的な大雨で二十六日から二十八日まで延期された。実験は前後四回の縮小爆発の後、二十八日午後に進進薬二四〇キロを使って本爆発を行って終了した。苦東を舞台にした二年ぶりのロケット実験再開に地元関係者は将来の苦東への航空宇宙産業につながるとして期待を寄せたのである。

その期待どおり、同九年（九七）五月には宇宙開発事業団が日産自動車宇宙航空事業部に委託して苦東静川地区で十六日から二十八日までの間に、七回の予備実験と二回の本実験を行うことになった。ところが、十七日の予備実験で思わぬ事故が起こったのである。

苦東のロケット関連実験で、約七キロメートル離れた養鶏場からブロイラーの成鳥と幼鳥約五〇〇羽が騒音に驚き暴れだし、死んだと厚真町役場に連絡が入った。事業団では現地担当者、実験を委託した日産自動車の実験スタッフを現場に派遣して被害状況を調べたところ、実験との因果関係はなお調査を必要とし、とりあえず十七日に予定していた実験は中止することになった。

この結果を重くみた宇宙開発事業団は緊急幹部会議を開き、事故との因果関係が判明しない以上予備実験は中止と決定した。予備実験の中止は、その上で成りたつ本実験も当然中止となったのである。

その後宇宙開発事業団は、固体推進薬衝突実験の爆発音被害に係わる検討チームが最終報告書をまとめて発表した。実験を継続すればさらに被害が大きくなるし、確実に安全を保障することは出来ないとし、実験中止を正式に発表した。そして、今後この種の実験をオーストラリアで行うことを決めたのである。

これにより航空宇宙産業基地構想は挫折することになり、その先導役を果たしてきた道の宇宙産業基地に対する位置付けも曖昧になってしまい、苦東の航空宇宙産業基地構想は軌道を外れて不発に終わってしまった。

首都機能の移転 首都機能の移転は、政治・行政などの東京一極集中化是正を目指すもので、東京の持つ経済、構想と苦東地区 文化的なものが移るのではなく、国会や行政機関等の移転を指し、いわば米国のニューヨークとワシントンのような関係を、東京と新首都にも持たせようとするもので、皇居や経済、文化機関などは対象外である。

この構想は平成二年（九〇）に衆参両院で国会などの移転を決議し、具体的な展開が始まった。同四年（九二）に国会等移転法が成立し、政府の国会移転調査会（会長、宇野収関西経団連会長）が新首都の選定基準などの調査研究を行い、同七年（九五）六月に新首都づくりに向けて中間発表を行った。その中で首都圏の形成規模用地九、〇〇〇ヘクタール、将来人口六〇万人、建設費は総額一四兆円と想定し、その段階的な計画として当面、国会の移転を最優先し、建設から一〇年をめどに用地二、〇〇〇ヘクタール、人口一〇万人の小都市を形成するとした。^⑦

この構想に飛びついたのが苦小牧東部開発会社で、同年九月社内に首都機能移転プロジェクトチーム（チーフ、常務取締役）を設置し、道や経済界、地元自治体に接触を行っていた。当時既に、宮城県中南部、福島県阿武隈、群馬県那須高原、茨城県霞が浦、静岡県浜名湖などが誘致の名乗りを上げており、プロジェクトチームは苦東と各地との比較調査を行って、苦東が首都機能の移転先に最もプラス要素が多いところと宣伝していた。一方、鳥越市長は同年九月八日の池端清一国土庁長官就任を祝う会の挨拶で、「国土庁は首都機能移転の所管窓口であり、候補地はいろいろあるが、二一世紀を展望すれば、この北海道が最もよい条件にあるので、是非とも空気のよい苦東地域も頭の中に入れて検討して欲しい」と苦東誘致に踏み込んだ発言をした。また、道内経済界、自民党道連も首都機能を苦東に誘致しようとする動きがあり、十月二十四日には道内経済四団体が国土庁や開発庁に提言書を提出した。^⑧

平成七年十一月十六日に政府の国会等移転調査会は最終報告をまとめた。新首都の選定基準として、①国内各地からアクセスに不均等が生じない、②東京からおおむね六〇キロメートルから三〇〇キロメートル圏内、③四〇分以内

で到着可能な国際的空港がある、④第一段階で二、〇〇〇ヘクタール、最終的に九、〇〇〇ヘクタールの土地確保、⑤地震、噴火など大規模災害に強い、⑥自然災害で都市活動に支障が生じない、⑦山岳部や急峻な地形は避ける、⑧水の安定供給、⑨政令指定都市級の大都市から十分な距離があることの九項目の条件を提示した。しかし、肝心の候補地については具体的な名称はあげなかった。また、道経連が移転先として提言していた苫東地域は考慮すべき基準の一つとして、東京からの距離が三〇〇キロメートルを超える遠隔地でも、その他の選定基準に照らして極めて優れた長所を有する地区は検討の対象に加えるとして、特例事項を付記した。これにより苫東地区も首都機能移転候補地として第一次通過となった。

苫東への首都機能移転構想は、苫小牧東部開発連絡協議会（苫東九者連）、新千歳空港周辺地域開発協議会でも誘致を支援し、協力していくことを決めた。しかしながら、首相の諮問機関として設置された国会等首都移転審議会（会長、森 亘）が候補地の選定作業を進めた結果、平成十年（九八）一月に北東地域（宮城・福島・栃木・茨城）、東海地区（岐阜・愛知・静岡）、三重・畿央地区（三重・滋賀・京都・奈良）の三ブロックを調査対象とすることを決定した。^⑨苫東地区が外されたのは、首都機能移転後も東京との関連は非常に緊密であり、北海道への交通は基本的には空路しかなく、気象的な条件にも不満があったと考えられる。同審議会は引き続き調査を行って、東京都との比較考量を通じ、移転先を法律で定めるとしており、苫東は交通・距離面、気象面で不利な条件が多く、完全に候補地からはずされてしまった。

注（１）『北海道新長期総合計画第四次推進計画（平成四く六年度）』平成三年 北海道

（２）『苫小牧民報』平成元年九月二十八日号 苫小牧民報社

苫小牧市史（追補編）

- (3) 『ITERの苫東誘致問題を考える』 平成八年 苫東へのITER誘致問題を考える実行委員会
- (4) 『苫小牧民報』 平成八年二月二十一日号 苫小牧民報社
- (5) 『苫小牧市議会議録』 昭和六十年三月 苫小牧市議会事務局
- (6) 『北海道新長期総合計画／第五次推進計画（平成五～七年度）』 平成四年 北海道
- (7) 『現代用語の基礎知識／1999』 平成十一年 自由国民社
- (8) 『苫小牧民報』 平成七年十月二十五日号 苫小牧民報社
- (9) 『知恵蔵／1999』 平成十一年 朝日新聞社

第二章 財政と選挙・議会

第一節 財務と税務

一、市 財政 の 変 遷

苦小牧市の 苦小牧市における昭和五十年（一九七五）の財政状況は、当初予算では一般会計が一四二億二二万円、財政規模 三万円（構成比四・四二％）、特別会計が四会計で一八億九、八二五万円（構成比六・四七％）、企業会計が八会計で一三三億三、三四二万円（構成比四五・一一％）であり、全会計の総合計では二九三億三、三九〇万円となり、前年度予算に比べると六億二、五五一万円少ないものであった。⁽¹⁾

その後、数度に及ぶ補正予算が組まれ、歳出決算額で一般会計が一七三億四、九六三万円（三一億四、七四〇万円増・構成率四六・二八％）、特別会計が二四億五、七六八万円（五億五、九四三万円増・構成率六・二六％）、企業会計が一七六億八、三五五万円（四四億五、〇一三万円増・構成率四七・一二％）となり、全会計の総計は三七四億九、〇八六万円（八一億五、六九六万円増）となった。なお、企業会計における歳出決算額は収益的支出と資本的支出の合計額とした。⁽²⁾

昭和五十年度における苦小牧市の財政は、一般会計決算額では歳入額が一七三億六、九七三万円に対して、歳出決

苦小牧市史（追補編）

算額は一七三億四、九六三万円で、歳入歳出差引高が二、〇一〇万円であつたが、翌年に繰り越すべき財源として一、〇二三万円があり、実質収支額は九八七万円の黒字であつた。^③

近年における本市の人口は、昭和五十七年度（七五）が一三万三、三二七人でこれを一〇〇とすると、同五十七年（八二）には一五万六、二〇四人で一七・一となり、同六十三年（八八）には一五万九、五三四人で一・九・六となり、平成九年（九七）には一七万二、三六一人で、伸び率は一二九・三であつた。人口の伸び率は約一・三倍程度であつたの対して、財政規模は社会変動、物価上昇等もあつたが、歳出決算総計では、昭和五十七年度を一〇〇とする、同五十七年度には二一〇・九、同六十三年度には二六八・一、平成九年度には三九〇・六で、約四倍近くとなり、人口に比べ高い伸び率を示していた。各会計別では、一般会計が昭和五十七年度には二三八・五に、同六十三年には二八七・八に、平成九年度に四六九・一となり四・五倍の伸び率になり、特別会計は国民健康保健、老人保健、土地区画整理等のように時代の要求や必要度によつて大きな伸びを示し、昭和五十七年度に三四二・五に、同六十三年度に七六四・一に、平成九年度に一、二四九・〇と一二倍以上の高い伸び率を示していた。企業会計は独立採算制を建前とすることから、昭和五十七年度に一六五・六に、同六十三年度に一七九・六に、平成九年度には一九四・四となり、二倍程度に止まつていた。^④

苦小牧市の近年における財政規模比較表（歳出）

（単位千円）

会 計 名	昭和五〇年度		昭和五十七年度		昭和六十三年度		平成九年度	
	決 算 額	伸 び 率	決 算 額	伸 び 率	決 算 額	伸 び 率	決 算 額	伸 び 率
一 般 会 計	一七、三四九、六三一	二二・八五	四、三八九、一九九	二八七・八	四九、九四〇、六三六	八、一三八、一二七・二	一、三〇八、六三三・四	四六九・一
国民健康保健事業	一、三七六、九九二	三二・八七	四、五二六、三四八	六七六・九	九、三二〇、七〇八	一、三〇八、六三三・四	一、四五一、四五六	九五〇・三
土地区画整理	五二四、一七五	三一〇・一	一、六七二、四三四	二、二四四、五〇〇	四二八・二	一、四五一、四五六	四六七・八	—
駅前区画整理事業	二四三、七九二	五三〇・五	一、二九三、三二五	—	—	—	—	—

次に道内主要都市との財政状況について比較するが、特別会計、企業会計は各都市の特徴があつて一連の比較は難しい。また、一般会計においても地方公共団体ごとに範囲が異なっているので、ここでは地方財政統計上統一的に用いられる会計区分である普通会計の比較とした。このため、一般会計の数値とは若干異なるものである。

苫小牧市は、昭和五十年（七五）には道内主要都市の中で八番目の人口であり、普通会計額では七番目であつたが、平成八年度（九六）に人口では六番目、普通会計額では帯広市を抜いて、道内では札幌市、旭川市、函館市、釧路市に次いで五番目に位置していた。

『苦小牧市統計書』 各年版 苦小牧市、『苦小牧市一般・特別会計決算・基金運用状況の審査の結果並びに意見』 各年 苦小牧市監査委員、『苦小牧市公営企業会計決算・基金運用状況の審査の結果並びに意見』 各年 苦小牧市監査委員より作成)

總計	會計會業企						特別	
	小計	公設地方卸売市場	自動車学校事業	市営住宅事業	土地造成事業	市立総合病院事業	水道事業	職員退職手当 老人保健 靈園事業
三七、四九〇、八七五	一七、六八三、五五六	二二五、八八〇	一六二、五九三	四、七八〇、三八七	二、二九四、四八二	三、四八四、六八五	二、四五六、七八六	三二一、七七八
七九、〇九四、四二三	二九、二八八、二二五	四八八、六二一	二一六、三四一	五、二八〇、〇七二	三、三八〇、一八七〇	六、二六一、二八五	八、四一六、九九九	六七二、二四〇
二一〇、九	一六五、六	二一六、三	一三三、一	一一〇、四	一六五、七	一七九、七	三、四二一、五	二一四、六
一〇〇、四八八、九三五	三一、七六八、六六六	二四九、三二六	—	九、六三三、九八九	—	六、六六〇、六一〇	一八、七八〇、〇七三	八九二、五三三
二六八〇	一七九六	一一〇、四	—	二〇、一、三	—	一九一、一	七六四、一	二八五、四
一四六、四六二、六三八	三四、三七五、七一四	二二五、三三二	—	五、二七八、八三六	—	三、八六八、一七五	四、八一四、八六〇	一、六三〇、一五三
三九〇、六	一九四、四	九九、八	—	一〇、四	—	二六九、八	二〇五、二	五二一、一

苦小牧市の最も特徴とするところは、市税（地方税）収入の多いことであり、昭和五十年（七五）には七七億円で歳入の四四・九パーセントを占めており、室蘭市、釧路市、旭川市が三五パーセント台、札幌市が三一・九パーセントであった。平成八年度（九六）には三〇七億円で四一・〇パーセントに減少したものの、室蘭市が三七・五パーセント、札幌市が三五・八パーセント、釧路市が二七・五パーセント、帯広市が二八・〇パーセントと他都市も減少していて、本市の市税収入率のトップは依然として変わらなかった。また、本市は地方交付税の不交付団体となったこともあり、地方交付税の少ないのも特徴であり、この収入は歳入の〇・五パーセントから一〇パーセントと極めて少ないものであった。昭和五十年には特別交付税のみの八、五七三万円で、歳入に占める割合は僅か〇・五パーセントであった。平成八年度の地方交付税は二三億四、五三四万円で、普通交付税の二〇億六、六一六万円、特別交付税の二億七、九一八万円で、歳入の三・一パーセントであり、新ゴミ処理施設建設事業費等の基準財政需要額の増加による増があった。他都市との比較では昭和五十年には札幌市が一四・七パーセント、室蘭市が七・〇パーセント、釧路市が一三・〇パーセント、帯広市が一八・七パーセント、平成八年度では札幌市が一四・四パーセント、室蘭市が一五・三パーセント、釧路市が一七・三パーセント、帯広市が一九・八パーセントであったから、苦小牧市は最も少ない交付額であった。³⁵

いわゆる借金である地方債（起債）については、本市は昭和五十年に一五億円の八・八パーセントで、帯広市、旭川市、函館市に次いで低いものであったが、平成八年度には一二八億円の二七・一パーセントに増加していて、特に新規事業については財源確保に苦慮しており、主な財源は起債に頼っていたのである。

本市の近年の財政は自主財源は他都市の場合よりは多くなっているものの、起債額もまた増えきていて、財政運営も厳しい時代に入ったと言えるのである。

道内主要都市の一般会計歳入決算状況

(単位百万円)

昭和五〇年度					昭和五一年度					昭和五二年度					年度
札幌市	函館市	小樽市	旭川市	室蘭市	釧路市	帯広市	北見市	苫小牧市	札幌市	函館市	小樽市	旭川市	室蘭市	札幌市	都市名
一、二四〇、六一七	三〇七、四四七	一八四、四〇三	三六四、八一三	一五八、七一四	二〇六、八四二	一四一、七七六	九一、五一四	一三二、四八〇	一、七九〇、八八六	一六四、九二四	一八四、四〇三	三六四、八一三	一五八、七一四	一、二四〇、六一七	人
一六四、九二四	三二、七〇八	一八、九八三	二九、七四〇	一九〇、九三	二二、一〇三	一五、二七九	一一、二三七	一七、二二四	八〇、九八六	三二、七〇八	一八、九八三	二九、七四〇	一九〇、九三	一六四、九二四	一般会計決算額
五、一七五、六	八八七、六	五〇五、〇	一〇、四〇三	六七八、六	七、八六四	四、一九二	二、四三〇	七、七四二	二九〇、二三四	八八七、六	五〇五、〇	一〇、四〇三	六七八、六	五、一七五、六	市
二四、一九九	一四七、七	四〇、三六	六一、二八	二〇六、一	七〇、七	二、八五四	一八、七	一七、六	一一、六七五	一四七、七	四〇、三六	六一、二八	二〇六、一	二四、一九九	地方交付税
三三、五三七	二〇、三	四、六二一	五、四五三	三、九一一	四、五一	二、三六七	一五、五	二、五四	一〇、四五七	二〇、三	四、六二一	五、四五三	三、九一一	三三、五三七	国庫支出金
二、九五七	一、八	四一、一	四九、七	一、七	四六、二	三、七三	三〇、七	二、五	一九、五〇二	四一、一	四九、七	一、七	四六、二	二、九五七	使用手数料
二二、八〇二	一、三二	一七、一〇	一七、七三五	五、八	一八、七	八、七	一、〇九	一、五一六	一一、四八六	一七、一〇	一七、七三五	五、八	一八、七	二二、八〇二	地方債
二九、六七三	一、八〇	一、三五六	五、五三四	一、八	四、〇九三	四、六七五	四、一〇八	五、一〇七	一六七、三二七	一、八〇	一、三五六	五、五三四	一、八	二九、六七三	その他

[illegible]

（『北海道自治年鑑77・98』昭和五十二年・平成十年 北海道公報社）

苦小牧市の一般会計の歳入には、自主的に確保することの出来る収入としての自主財源は①

市税、②分担金及び負担金、③使用料及び手数料、④財産収入、⑤寄付金、⑥繰越金、⑦諸収入

⑧繰入金があり、それに対して国や道の関与を受ける依存的財源としての①地方贈与税、②娯楽施設利用税交付金

③自動車取得税交付金、④交通安全対策特別交付金、⑤国庫支出金、⑥道支出金、⑦市債、⑧国有提供施設等所在地

市町村助成交付金、⑨地方交付税があつた。

本市の場合、自主財源が七〇パーセントを超え、このうち市税が四〇〇五〇パーセントを占めていた。特に地方交付税は特別交付税のみの年度もあり、その税額は八、〇〇〇万円から一〇億円前後で、特別な年度には五六億円で歳入の九パーセントを占めることもあったが、近年では二〇億円前後で歳入に占める割合は三パーセント前後であつた。

苦小牧市の財源は他都市に比べ、自主財源比率が非常に高く、最も多いのは昭和六十三年度（八八）の七六・四パーセント、最も少ないのは平成九年度（九七）の六三・六パーセントで、特に近年において市税の減少が目立ち、財政悪化の傾向にあるといえる。

苦小牧市の自主財源と依存財源内訳一覽表

(単位百万円)

年度	市	税 % 使用料等	財 % 産諸収入	そ % の他	自主財源計 %	国庫道支 % 出金	地方交付税 % 市	債 % その他	依存財源計 %	合 % 計
昭和50年度	七、七四二	二八五	四、三九〇	三六八	一一、二七八五	二、六六三	八五	一、四九九	四、五八四	一七、三六九
51年度	四四・六	一・六	二五・三	五・一	七・七	一五・三	〇・五	一、四九	二・六	一〇・〇
52年度	八八・七	三九・〇	四、九八四	五・六	一四・二七	三、〇四〇	七七	一、三五一	四、九三四	一九、三三一
53年度	四六・一	二・〇	二五・九	〇・三	七・四三	一五・八	〇・四	七・一	二・四	一〇・〇
54年度	一〇・二四〇	四〇・八	五、七八	一・三	一六・八〇九	一六・一	八〇	一、六〇九	五、八八四	二二、六八四
55年度	四四・二	一・八	二五・八	五九六	七四・一	四二・三九	〇・三	七・一	一五・九	一〇・〇
56年度	一一、四三〇	五・四	六二・九	一・八	一八・八〇九	一六・三	一九〇	二、二四	七、二三八	二六、〇四七
57年度	四二・六	二・〇	二四・〇	七八八	七・二	四九・五九	〇・七	八・五	二、六六九	二〇・〇
58年度	一四、四六〇	七四・一	七九・七	一、八〇〇	二四、九七〇	五・八二	一八五	九・一	二、九五〇	二九、五一〇
59年度	四・九	二・一	二五・一	五・二	七・三	一七・一	二八	五・七	二、七九	三三、五一四
60年度	一六、六七八	一・一七	八二・五	一、六一九	二六、四八	六・四〇	一、〇一一	二、六八	七、三〇	四二、三八五
61年度	四・三	二・二	二二・九	四・三	七・〇七	一七・七	二七	七・〇	二、九三	一〇・〇
62年度	一八、二二九	八八六	八三・七	一、〇五九	二八、五三四	六・二六	八二八	二、九四八	一〇、八三二	三九、三六六
63年度	四六・三	二・四	一九五	三・七	六四・九	一五・八	三三	一、一四	八・五〇	四二、三六六
64年度	一九、四二九	九八三	七、九二	六二九	二八、九六二	六・六三七	三六二	三、四六二	一一、三〇九	四〇、二七一
65年度	四八・二	二・四	一九七	一九六	七・九	一六五	〇・九	八・六	二・一	四一、〇〇〇
66年度	二〇、七九〇	一、〇四一	八二・五	九九九	三〇、九五五	六・五一六	一四七	二、九八〇	一〇、五〇九	四一、四六四
67年度	五〇・二	二・五	一九六	二・四	七・四	一五七	〇・三	七・三	二・一	四二、〇〇〇
68年度	二、三九六	一、〇六〇	九二・六	三七五	三三、〇三三	六・四三六	六三六	二、七六五	一〇、七五三	四二、七八三
69年度	五〇・〇	二・五	二二・五	〇・九	七四・九	一五〇	一・五	六・五	二・一	四二、〇〇〇
70年度	二、二六七六	一、一〇	一〇、二〇七	五三三	三四・五三一	六・五七五	一、一三五	三、五五一	一一、二二三	四六、八〇四
71年度	四八・四	二・四	二二・八	一・二	七三・八	一四〇	一、一七五	七・六	二、二二	四六、八〇四
72年度	二、二九〇	一、二二八	二二・九三	二、二八八	三八、七一九	六・五二九	一、一七五	三、一八	一一、四八	五〇、六八九
73年度	四六・〇	二・四	二五・五	二・五	七六・四	二・九	二、五三〇	六・一	二、二三	五〇、〇〇〇
74年度	二、七三	一、一九七	一〇、四一	一、四九〇	三八、七一	六・一〇三	二、五三〇	二、九六九	一三、八七	五〇、六二七
75年度	四六・八	二・四	二二・六	二・九	七二・七	二・〇	五・〇	五・九	二、二四	五〇、〇〇〇
76年度	一、三九九六	二、二六五	二二・九六三	七・八〇	三九、〇〇四	六二四一	二、九四三	二、六〇四	一四、四八二	五三、四八六
77年度	四四・九	二・四	二四・二	一・四	七二・九	一一七	五・五	四・〇	二・七	一〇、〇〇〇
平成元年度										
2年度										

苦小牧市史（追補編）

平成3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
二五、三四八	二六、〇〇九	二七、二四五	二七、四八〇	三〇、〇六五	三〇、七八八	三一、四〇八
四四、三	四四、七	四四、一	四四、一	四四、三	四四、三	四四、三
一一、二七一	一一、二七一	一一、二七一	一一、二七一	一一、二七一	一一、二七一	一一、二七一
一四、二六三	一四、二六三	一四、二六三	一四、二六三	一四、二六三	一四、二六三	一四、二六三
一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五
四、九〇七	四、九〇七	四、九〇七	四、九〇七	四、九〇七	四、九〇七	四、九〇七
二、六	二、六	二、六	二、六	二、六	二、六	二、六
三、二五九	三、二五九	三、二五九	三、二五九	三、二五九	三、二五九	三、二五九
二、七〇一	二、七〇一	二、七〇一	二、七〇一	二、七〇一	二、七〇一	二、七〇一
二、七〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇
一五、二七四	一五、二七四	一五、二七四	一五、二七四	一五、二七四	一五、二七四	一五、二七四
五七、一八一	五七、一八一	五七、一八一	五七、一八一	五七、一八一	五七、一八一	五七、一八一

『苦小牧市一般・特別会計決算・基金運用状況の審査の結果並びに意見』 各年 苦小牧市監査委員

財務比率については、健全な財政運営の要件として、収支の均衡を保持しながら経済変動や市民要望に対応しうる弾力性をもつものでなければならぬ。普通会計における財政力の動向、財政構造の弾力性を判断する主要財務比率は次のとおりであった。なお、地方公共団体では各会計の範囲が異なるため、地方財政統計上統一に用いられる会計区分である普通会計としたので、一般会計とは若干数値が異なるものである。

財政力指数は地方公共団体の財政力の強弱を示す指数で、数値が一以上の団体は普通交付税が交付されない。基準財政収入額／基準財政需要額の三カ年平均で、本市は〇・九二から〇・九七位の高い数字を示し、類似都市（人口一三〇二三人、二次三次産業九五％以上、三次産業六〇％以上の都市）では八パーセント前後であった。実質収支比率は基準財政規模に対する実質収支額の割合で、黒字の場合は、概ね三〇五パーセントが望ましいと考えられている。実質収支額／標準財政規模で、本市は二・〇〇五・四パーセントであり、類似都市では二・二〇三・六パーセントであった。公債費負担比率は公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合で、一五パーセントを超えると

黄信号、二〇パーセントを超えると赤信号とされている。公債費充当一般財源／一般財源総額で、本市は一・二・三・一四・五パーセントで、類似都市では一・三・三・一四・〇パーセントであった。経常一般財源比率は標準財政規模に対する経常一般財源の比率で、一・〇〇を超える度合いが高いほど経常一般財源に余裕があり、歳入構造に弾力性があることを示す。経常一般財源収入額／標準財政規模で、本市は九五・八・一〇三・五パーセントであり、類似都市は九六・八・一〇五・五パーセントであった。経常収支比率は地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で八〇パーセントを超えると財政状況が硬直化していると考えられている。経常経費充当一般財源／経常一般財源で、本市は七九・二・八四・一パーセントで、類似都市は八二・八・八七・五パーセントであった。一般会計における地方債現在高は、地方公共団体が資金調達のために負担する債務で、いわゆる借金であるが、昭和五十年（七五）に一四億九、九一〇万円であったが、平成九年度（九七）には六五四億三、五三一万円となった。⁶⁾

また、自主財源は地方公共団体が自らの手で徴収または収納できるもの、依存財源は国や道の意志決定に基づき徴収または収納出来るものであり、自主財源の多寡は行政活動の自主性と安定性を確保出来るかどうかの尺度となる。一般財源はどの経費にも自由に充当することが出来るもの、特定財源は用途が特定されているものであり、地方公共団体が自主的判断のもとに地域の実態に即した施策を講ずるためには、一般財源を多く確保することが望ましい。経常的収入は毎年継続的かつ確実に収入されるもの、臨時的収入は特定の事由により徴収または収納されるものであり、歳入総額に占める経常的収入の割合が多いほど安定的であるといえる。義務的経費はその支出が義務付けられている経費で、任意に削減出来ないもの、投機的経費は施設等のストックとして将来に残るものに支出される経費で、義務的経費の比率が低いほど財政構造の弾力性が確保されていることになる。経常的経費は年々持続して固定的に支出される経費であり、臨時的経費は一時的、偶発的な行政需要に対して支出される経費であり、経常経費の増大は財政構

苦小牧市史（追補編）

造を悪化させる危険性をはらんでいるものである。地方債現在高は地方公共団体が資金調達のために負担しうる債務であつて、その返済が一般会計年度を超えて行われるものの残高である。少ないのにこしたことはないが、これがないと市民要望に応えていく施策は出来ないもので、どこの自治体でも何がしかの債務があるのが常である。

苦小牧市の財務分析指標年度比較一覧表

年 度	財政力 指数	実質収支 比較%	公債費 比較%	経常一般 財源比率%	経常収支 比率%	歳入に占める割合%				歳出に占める割合%				地方債現在高 百万円		
昭和61年度	〇・九九	二・〇	一・三八	九八・四	九一・三	自主財源	依存財源	一般財源	特定財源	経常収入	臨時収入	義務経費	投資経費	経常経費	臨時経費	二八、四六一
類似都市	〇・九七	五・四	一・三九	一〇三・二	八五・七	七三・二	二六・八	五七・七	四二・三	六二・八	三七・二	四二・二	一八・一	五七・一	四二・九	三〇、四一〇
62年度	〇・八一	四・一	一四・〇	一〇五・七	八二・八	七三・二	二六・八	五七・七	四二・三	六二・八	三七・二	四二・二	一八・一	五七・一	四二・九	三〇、四一〇
類似都市	〇・八一	四・一	一四・〇	一〇五・七	八二・八	七三・二	二六・八	五七・七	四二・三	六二・八	三七・二	四二・二	一八・一	五七・一	四二・九	三〇、四一〇
63年度	〇・九五	三・三	一四・五	一〇三・四	八五・三	七五・九	二四・一	五八・一	四一・九	五九・五	四〇・五	三九・七	一七・〇	五三・二	四六・八	三一、七九一
類似都市	〇・七九	三・六	一四・〇	一〇五・五	八二・八	七五・九	二四・一	五八・一	四一・九	五九・五	四〇・五	三九・七	一七・〇	五三・二	四六・八	三一、七九一
平成元年度	〇・九二	〇・九	一三・三	一〇三・〇	七九・二	七二・一	二七・九	六一・三	三八・七	六五・七	三四・三	四〇・九	一五・七	五四・九	四五・一	三二、八七四
類似都市	〇・八〇	〇・九	一三・三	一〇三・〇	七九・二	七二・一	二七・九	六一・三	三八・七	六五・七	三四・三	四〇・九	一五・七	五四・九	四五・一	三二、八七四
2年度	〇・九〇	〇・五	一三・五	一〇三・二	七八・七	七二・二	二七・八	五八・九	四一・一	六四・八	三五・二	四一・一	一四・二	五五・八	四四・二	三三、四八九
類似都市	〇・八七	三・五	一三・一	一〇八・三	七六・三	七二・二	二七・八	五八・九	四一・一	六四・八	三五・二	四一・一	一四・二	五五・八	四四・二	三三、四八九
3年度	〇・七九	〇・八	一三・四	一〇三・二	八一・三	七二・四	二七・六	五九・六	四〇・四	六四・〇	三六・〇	四〇・〇	一四・三	五四・五	四五・五	三三、八〇三
類似都市	〇・八一	三・三	一二・四	一〇六・四	七七・七	六六・九	三三・一	五八・九	四一・一	六四・〇	三六・〇	三八・〇	一七・〇	五二・五	四七・五	三五、五七六
4年度	〇・八四	〇・五	一二・四	一〇一・〇	七七・五	六六・九	三三・一	五八・九	四一・一	六四・〇	三六・〇	三八・〇	一七・〇	五二・五	四七・五	三五、五七六
類似都市	〇・八三	三・〇	一二・九	一〇三・一	七八・八	六七・九	三三・一	五六・三	四三・七	六〇・七	三九・三	三九・七	一七・二	五二・三	四七・七	三六、五六八
5年度	〇・八四	三・一	一二・六	一〇〇・二	八一・二	六七・九	三三・一	五六・三	四三・七	六〇・七	三九・三	三九・七	一七・二	五二・三	四七・七	三六、五六八
類似都市	〇・八〇	二・七	一二・五	一〇一・三	八〇・九	六八・二	三三・八	五六・七	四三・三	五八・四	四一・六	四〇・三	一五・九	五二・三	四七・七	四〇、二九八
6年度	〇・八六	三・二	一二・七	九六・八	八五・二	六八・二	三三・八	五六・七	四三・三	六〇・四	三九・六	四〇・三	一五・九	五二・三	四七・七	四〇、二九八
税補填債	〇・八一	三・〇	一二・六	九七・〇	八六・八	七〇・九	二九・一	五七・五	四二・五	五九・九	四〇・一	四〇・五	一六・九	五三・七	四六・三	四四、六六一
7年度	〇・九二	二・七	一二・三	九六・四	八五・四	七〇・九	二九・一	五七・五	四二・五	五九・九	四〇・一	四〇・五	一六・九	五三・七	四六・三	四四、六六一
類似都市	〇・八一	三・〇	一二・六	九七・〇	八六・八	七〇・九	二九・一	五七・五	四二・五	五九・九	四〇・一	四〇・五	一六・九	五三・七	四六・三	四四、六六一
税補填債	〇・九二	二・七	一二・三	九六・四	八五・四	七〇・九	二九・一	五七・五	四二・五	五九・九	四〇・一	四〇・五	一六・九	五三・七	四六・三	四四、六六一
類似都市	〇・八一	三・〇	一二・六	九七・〇	八六・八	七〇・九	二九・一	五七・五	四二・五	五九・九	四〇・一	四〇・五	一六・九	五三・七	四六・三	四四、六六一

平成3年度 税補填債	〇九・二	二・一	一三・三	九七・九	八四・一	六二・五	三七・五	五二・二	四七・八	五六・二	四三・八	四七・六	二五・一	四九・六	五〇・四	五四・八七九
類似都市 9年度	〇八・〇	二・二	一三・三	一〇・七	八〇・三					五八・三	四一・七					
税補填債	〇九・四	二・〇	一二・九	九六・八	八七・五	六二・八	三七・二	五〇・六	四九・四	五三七	四六・三	三三・二	二五・六	四七・八	五二・二	六五・四三五
				九八・八	八五・〇				五五・二		四四・八					

〔苦小牧市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況の審査意見書〕 各年 苦小牧市監査委員

地方債

本市では市債（起債）と呼ぶが、歳入の不足を補うため、資金の借入れによって負担する債務で、その履行が一般会計年度をこえて行われるものを地方債という。その発行は通常、証書借入又は証券発行の形式をとるものがある。地方財政の運営に関しては地方債以外の歳入をもつて充てることになっているが、例外的に次の場合に認められている。①交通事業、ガス事業、水道事業等の公営企業の財源に充てる場合、②出資金及び貸付金の財源に充てる場合、③地方債の借替えの財源に充てる場合、④災害関係事業に充てる場合、⑤普通税の税率がいずれも標準税率以上である団体において、公共・公用施設の建設及び用地取得の財源に充てる場合、また、特例法によって地方債を認める場合もある。

地方債を起す場合は、予算でこれを定めることとされているが、予算で定めるのは地方債の起債の目的、限度額、方法、利率及び償還方法である。起債は地方自治法により当分の間、都道府県は自治大臣、一般市町村は知事の許可が必要である。

許可される地方債の資金は大別して政府資金、公営企業金融庫資金、民間資金、その他があり、許可に当たって資金区分が明定される。政府資金には資金運用部資金、簡易保険資金があり、これらについてはそれぞれ融通要領が定められている。民間資金には市場公募資金、縁故資金がある。

本市における地方債の現在高については、昭和五十年（七五）において一般会計が五九億円、特別会計では土地

区画整理事業、駅前都市改造事業の会計があり五億円、公営企業会計では水道事業、下水道事業、自動車運送事業、苫小牧市立総合病院事業、土地造成事業、市営住宅事業、公設地方卸売市場事業の各会計があり一八一億円で、合計二四五億円の現在高があつた。平成八年度（九六）には一般会計が五四七億円（九・二倍）、特別会計が八一億円（一六倍）、企業会計が五三三億円（二・九倍）に膨れ上がっている。また近年では霊園事業が特別会計に加わり起債を受けており、同年度の地方債現在高は一、〇八八億円に達している。

起債については、おおそ①政府資金（六〇％）、②公庫資金（一〇％）、③道資金（一％）、④民間資金等（二九％）が充てられている。昭和五十年（七五）の単年度決算額では一四億九、九一〇万円で歳入に占める割合は八・六パーセントであつたが、平成九年度（九七）には一三五億七、八九〇万円で歳入に占める割合は一六・五パーセントとなっている。

近年での主な起債事業をあげれば次のとおりであつた。

保健センター建設、消防車両購入、文化センター建設、錦岡スポーツセンター建設、豊川コミュニティセンター建設、新千歳空港施設整備、公共育成牧場整備、新庁舎建設、ごみ処理施設整備、道路整備事業、心身障害者体育館建設、災害復旧事業、公害測定機器整備、啓明中学校建設、都市計画事業、河川整備事業、博物館及び埋蔵文化財調査センター建設、サイクリングターミナル建設、市民会館整備、廃棄物処理場整備、自然環境整備事業、消防出張所建設、勇払地区公民館建設、庭球場クラブハウス建設、ウタリ住宅新築資金貸付事業、中央図書館建設、小学校整備、中学校整備、日吉体育館取得事業、プラネタリウム整備事業、屋内ゲートボール場建設、温水プール建設、総合体育館整備、草地整備改良事業、生活館建設、老人福祉センター整備、埋立処分場整備、はなぞの幼稚園建設、学校プール整備、ハイランドスポーツセンター整備、沼ノ端コミュニティセンター建設、総合福祉会館建設補助、清掃センター焼却炉整備、北海道エアフロント開発出資事業、社会福祉・女性センター建設、住吉児童センター建設、白鳥アリーナ建設

行政ネットワーク整備事業、地域振興特別対策事業、保育所整備事業、霊葬場建設、減税補填債、放牧場整備、文化交流センター建設

〔『苦小牧市一般会計・特別会計決算及び資金運用状況の審査意見書』 各年 苦小牧市監査委員）

苦小牧市の各会計地方債現在高の変遷

（単位 百万円）

区分	一般会計				特別会計				合計
	一般会計	土地区画整理事業	駅前都市改造事業	霊園事業	水道事業	下水道事業	自動車運送事業	市立総合病院事業	
昭和五〇年度	五、八九三	二八三	二六七		五五〇	三、六三〇	七五八	一、〇七四	二四、五四三
昭和五五年度	一一、八五一	四六二	八九七		一、三五九	七、九〇四	九四一	一一、四八八	五一、五九三
昭和六〇年度	二四、七三二	七〇一	二、一七三		二、八七四	一一、一五四	一八、二〇四	二、九七七	七七、二六一
平成元年度	三三、五八四	六三二		二八九	九二二	一一、五四一	二、一五七	二、七八四	八一、九〇七
平成三年度	三三、八〇三	四〇一		三二七	七二八	一一、九七八	二、三〇九六	二、五九五	八三、九七〇
平成五年度	三六、八四三			四四〇	四四〇	一一、一〇九	二、四六二	二、四八一	八七、九一四
平成七年度	四四、六三一	九四		四九三		一一、三四二	二、六八六	二、三一一	九七、〇五七
平成八年度	五四、七一六	二二七		五九一	八一八	一一、六二三	二、八三六	二、一五一	一〇八、八八〇
平成一〇年度	七〇、四七四	五九六		六六七	一、二六三	一、三六五	三〇、八一	一、八六三	一二六、八一六
昭和五〇年度	五、八九三	二八三	二六七		五五〇	三、六三〇	七五八	一、〇七四	二四、五四三
昭和五五年度	一一、八五一	四六二	八九七		一、三五九	七、九〇四	九四一	一一、四八八	五一、五九三
昭和六〇年度	二四、七三二	七〇一	二、一七三		二、八七四	一一、一五四	一八、二〇四	二、九七七	七七、二六一
平成元年度	三三、五八四	六三二		二八九	九二二	一一、五四一	二、一五七	二、七八四	八一、九〇七
平成三年度	三三、八〇三	四〇一		三二七	七二八	一一、九七八	二、三〇九六	二、五九五	八三、九七〇
平成五年度	三六、八四三			四四〇	四四〇	一一、一〇九	二、四六二	二、四八一	八七、九一四
平成七年度	四四、六三一	九四		四九三		一一、三四二	二、六八六	二、三一一	九七、〇五七
平成八年度	五四、七一六	二二七		五九一	八一八	一一、六二三	二、八三六	二、一五一	一〇八、八八〇
平成一〇年度	七〇、四七四	五九六		六六七	一、二六三	一、三六五	三〇、八一	一、八六三	一二六、八一六
昭和五〇年度	五、八九三	二八三	二六七		五五〇	三、六三〇	七五八	一、〇七四	二四、五四三
昭和五五年度	一一、八五一	四六二	八九七		一、三五九	七、九〇四	九四一	一一、四八八	五一、五九三
昭和六〇年度	二四、七三二	七〇一	二、一七三		二、八七四	一一、一五四	一八、二〇四	二、九七七	七七、二六一
平成元年度	三三、五八四	六三二		二八九	九二二	一一、五四一	二、一五七	二、七八四	八一、九〇七
平成三年度	三三、八〇三	四〇一		三二七	七二八	一一、九七八	二、三〇九六	二、五九五	八三、九七〇
平成五年度	三六、八四三			四四〇	四四〇	一一、一〇九	二、四六二	二、四八一	八七、九一四
平成七年度	四四、六三一	九四		四九三		一一、三四二	二、六八六	二、三一一	九七、〇五七
平成八年度	五四、七一六	二二七		五九一	八一八	一一、六二三	二、八三六	二、一五一	一〇八、八八〇
平成一〇年度	七〇、四七四	五九六		六六七	一、二六三	一、三六五	三〇、八一	一、八六三	一二六、八一六
昭和五〇年度	五、八九三	二八三	二六七		五五〇	三、六三〇	七五八	一、〇七四	二四、五四三
昭和五五年度	一一、八五一	四六二	八九七		一、三五九	七、九〇四	九四一	一一、四八八	五一、五九三
昭和六〇年度	二四、七三二	七〇一	二、一七三		二、八七四	一一、一五四	一八、二〇四	二、九七七	七七、二六一
平成元年度	三三、五八四	六三二		二八九	九二二	一一、五四一	二、一五七	二、七八四	八一、九〇七
平成三年度	三三、八〇三	四〇一		三二七	七二八	一一、九七八	二、三〇九六	二、五九五	八三、九七〇
平成五年度	三六、八四三			四四〇	四四〇	一一、一〇九	二、四六二	二、四八一	八七、九一四
平成七年度	四四、六三一	九四		四九三		一一、三四二	二、六八六	二、三一一	九七、〇五七
平成八年度	五四、七一六	二二七		五九一	八一八	一一、六二三	二、八三六	二、一五一	一〇八、八八〇
平成一〇年度	七〇、四七四	五九六		六六七	一、二六三	一、三六五	三〇、八一	一、八六三	一二六、八一六
昭和五〇年度	五、八九三	二八三	二六七		五五〇	三、六三〇	七五八	一、〇七四	二四、五四三
昭和五五年度	一一、八五一	四六二	八九七		一、三五九	七、九〇四	九四一	一一、四八八	五一、五九三
昭和六〇年度	二四、七三二	七〇一	二、一七三		二、八七四	一一、一五四	一八、二〇四	二、九七七	七七、二六一
平成元年度	三三、五八四	六三二		二八九	九二二	一一、五四一	二、一五七	二、七八四	八一、九〇七
平成三年度	三三、八〇三	四〇一		三二七	七二八	一一、九七八	二、三〇九六	二、五九五	八三、九七〇
平成五年度	三六、八四三			四四〇	四四〇	一一、一〇九	二、四六二	二、四八一	八七、九一四
平成七年度	四四、六三一	九四		四九三		一一、三四二	二、六八六	二、三一一	九七、〇五七
平成八年度	五四、七一六	二二七		五九一	八一八	一一、六二三	二、八三六	二、一五一	一〇八、八八〇
平成一〇年度	七〇、四七四	五九六		六六七	一、二六三	一、三六五	三〇、八一	一、八六三	一二六、八一六
昭和五〇年度	五、八九三	二八三	二六七		五五〇	三、六三〇	七五八	一、〇七四	二四、五四三
昭和五五年度	一一、八五一	四六二	八九七		一、三五九	七、九〇四	九四一	一一、四八八	五一、五九三
昭和六〇年度	二四、七三二	七〇一	二、一七三		二、八七四	一一、一五四	一八、二〇四	二、九七七	七七、二六一
平成元年度	三三、五八四	六三二		二八九	九二二	一一、五四一	二、一五七	二、七八四	八一、九〇七
平成三年度	三三、八〇三	四〇一		三二七	七二八	一一、九七八	二、三〇九六	二、五九五	八三、九七〇
平成五年度	三六、八四三			四四〇	四四〇	一一、一〇九	二、四六二	二、四八一	八七、九一四
平成七年度	四四、六三一	九四		四九三		一一、三四二	二、六八六	二、三一一	九七、〇五七
平成八年度	五四、七一六	二二七		五九一	八一八	一一、六二三	二、八三六	二、一五一	一〇八、八八〇
平成一〇年度	七〇、四七四	五九六		六六七	一、二六三	一、三六五	三〇、八一	一、八六三	一二六、八一六

〔『苦小牧市各会計予算説明書』 各年 苦小牧市財政部）

苫小牧市史（追補編）

注（１）『議会要覧く市政編』昭和五十年版 苫小牧市議会事務局

（２）『苫小牧市各会計歳入歳出決算書』昭和五十年度 苫小牧市

（３）（４）『苫小牧市一般・特別会計決算・基金運用状況の審査の結果並びに意見』昭和五十年度 苫小牧市監査委員

（５）『北海道自治年鑑』各年 北海道公報社

（６）『市税概要』各年 苫小牧市財政部

（７）『三訂自治用語辞典』平成元年 自治大学校 榎ぎょうせい

二、苫小牧市の税務

市税収入 苫小牧市は市議会の議決を経て、昭和二十五年（一九五〇）十月三日に『苫小牧市税条例』を制定の变化した。以来一二〇数回に及ぶ改正を重ねて現在にいたっている。

また、機構改革により同三十五年（六〇）一月に税務課から独立して徴収課を設置し、課税と徴収事務を分離し、同四十三年（六八）四月には納税課と改称し現在に至っている。この間、臨戸徴収制度から自主納税制度を採用し、同四十六年度（七一）には口座振込制度を開始し、同五十二年（七七）二月からコンピュータを導入して、税務の近代化を計ってきた。

平成十年度（九八）における本市の税務機構は財政部の下に、市民税課（市民税第一係・市民税第二係・諸税係）、資産税課（管理係・土地第一係・土地第二係・家屋第一係・家屋第二係・償却資産係）、納税課（納税管理係・主査班・九班）を置いている。

市税には普通税と目的税があり、昭和二十九年（五四）の普通税は①市民税、②固定資産税、③自転車、荷車税、④市たばこ消費税、⑤電気ガス税、⑥木材取引税、目的税は①国民健康保険税であつたが、平成十年（九八）は普通税が①市民税、②固定資産税、③軽自動車税、④市たばこ税、⑤特別土地保有税、目的税が①都市計画税、②国民健康保険税、③入湯税である。

近年の税目の改正では、昭和三十二年度（五七）から都市計画税が新設され、同三十三年度（五八）から自転車荷車税が廃止されて新たに軽自動車税が設けられ、同四十四年度（六九）から入湯税が、同四十八年度（七三）から特別土地保有税が新設された。同六十年（八五）から木材取引税、平成元年度（八九）から消費税創設に伴い市たばこ消費税から市たばこ税に改められ、同二年度（九〇）から電気ガス税が廃止された。

市税には税率が決められており、課税客体、納税義務者は、市内に住所を有する個人（均等割、所得割）、市内に事務所又は事業所を有する法人（均等割、法人割）、市内に寮、宿泊所、クラブその他これに類する施設を有する法人で当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（均等割）であり、平成九年度（九七）の税率は次のとおりであつた。

苫小牧市市税税率一覧表（平成九年度）

市 民		税 目	税 率
個 人			
所得割		均等割	
		二、五〇〇円	
		（課税標準額）	
		二〇〇万円以下の金額三%	
		七〇〇万円以下の金額八%	
		七〇〇万円を越える金額一二%	

市 民	法 人		均等割	税 率
	法 人			
	法人税割	均等割		
市 民	資本金の金額	市内の従業者数	均等割(年額)	
市 民	五〇億円を超える法人	五〇人を超えるもの	三、六〇〇、〇〇〇円	
市 民	一〇億円を超える五〇億円以下の法人	五〇人を超えるもの	二、一〇〇、〇〇〇円	
市 民	一〇億円を超える法人	五〇人以下のもの	四九二、〇〇〇円	
市 民	一億円を超える一〇億円以下の法人	五〇人を超えるもの	四八〇、〇〇〇円	
市 民	一千万円を超え一億円以下の法人	五〇人以下のもの	一九二、〇〇〇円	
市 民	一千万円以下の法人	五〇人を超えるもの	一五〇、〇〇〇円	
市 民	一千万円以下の法人	五〇人以下のもの	一三〇、〇〇〇円	
市 民	上記に掲げる法以外の法人等	五〇人を超えるもの	一二〇、〇〇〇円	
市 民	三、〇〇〇万円超 一四・七％、三、〇〇〇万円以下	五〇、〇〇〇円		
市 民	一〇〇分の一・四(土地・家屋・償却資産)	一二・三％		
市 民	・ 原動機付自転車	・ 軽自動車		
市 民	五〇〇〇以下	二輪のもの	二、四〇〇円	
市 民	五〇〇〇を超え九〇〇〇以下	三輪のもの	三、一〇〇円	
市 民	九〇〇〇を超えるもの	四輪のもの 乗用 営業用	五、五〇〇円	
市 民	ミニカー	自家用	七、二〇〇円	
市 民	・ 小型特殊自動車	貨物営業用	三、〇〇〇円	
市 民	農耕作業用	自家用	四、〇〇〇円	
市 民	その他のもの	・ 雪上車	二、四〇〇円	
市 民	・ 二輪の小型自動車			
市 民	四、七〇〇円			
市 民	四、〇〇〇円			
市 民	従量割一、〇〇〇本につき二、四三四円(旧三級品一、〇〇〇本につき一、一五五円)			
市 民	保有一〇〇分の一・四取得一〇〇分の三			

年 度	市 民 税 %	固 定 資 産 税 %	軽自動車税 %	市たばこ税 %	電 気 税 %	ガ ス 税 %	木材取引税 %	特 別 土 保 税 %	入 湯 税 %	都 市 計 画 税 %	合 計 %
昭和50年度	一、九七四 二五・五	四、一九三 五四・二	一六 〇・二	三四五 四・四	二六三 三・四	七 〇・一	〇・三	五四二 七・〇	〇・八	四〇一 五・二	七、七四二 一〇〇・〇
51年度	二、三三五 二六・三	四、七三九 五三・五	一九 〇・二	三五六 四・〇	三五〇 三・九	七 〇・一	〇・八	五九〇 六・七	〇・三	四七〇 五・三	八、八六七 一〇〇・〇
52年度	二、七九七 二七・七	五、二一六 五二・三	一七 〇・二	五五六 五・六	四〇二 四・一	四 〇・一	〇・	七〇八 四・七	〇・四	五四〇 五・四	一〇、二四〇 一〇〇・〇
53年度	三、三六六 二九・四	五、五三九 四八・五	一七 〇・二	五八七 五・一	四四二 四・〇	五 〇・五	〇・五	五八四 五・一	〇・七	八八〇 七・七	一一、四三〇 一〇〇・〇
54年度	三、八四二 三〇・六	六、一一六 四八・八	一八 〇・一	六二四 五・〇	五一九 四・一	三 〇・五	〇・五	四三六 三・五	〇・六	九八六 七・九	一二、五五四 一〇〇・〇
55年度	四、七一九 三三・六	六、七七〇 四六・八	一八 〇・一	六六三 四・六	七二六 五・〇	五 〇・三	〇・三	四五九 三・二	〇・三	一、二一〇 七・七	一四、四六〇 一〇〇・〇
56年度	五、一五一 三三・三	七、二〇八 三二・六	一九 〇・一	七六一 四・九	七八八 五・〇	五 〇・一	〇・一	三九一 二・五	〇・	一、一七九 七・六	一五、四八二 一〇〇・〇
57年度	五、五〇七 三三・〇	七八四八 四七・一	二二 〇・一	八三〇 五・〇	八六八 五・二	五 〇・三	〇・三	二九五 一・八	〇・	一、三〇四 七・八	一六、六七八 一〇〇・〇

苦小牧市の市税収入一覽表

(単位 百万円)

都	市	計	画	税	一〇〇分の〇・三
入	湯	税	宿	泊一五〇円日帰六〇円	
鉾	産	税	一〇〇分の一		

『平成九年度 市税概要』 平成九年十一月 苫小牧市財政部

苦小牧市史（追補編）

昭和58年度	59年度	60年度	61年度	62年度	63年度	平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
五、九七四	六、六三一	六、七八二	六、八四八	七、六〇六	八、〇三三	八、八七九	八、七九四	八、九九九	九、二一八	九、四二八	八、五四四	九、一〇二
八、七四九	九、三三一	一〇、三三二	一〇、五七二	一一、〇五八	一一、一〇二	一一、四三三	一一、七八五	一二、八五三	一三、一七〇	一三、八七二	一四、九一一	一六、八五七
二・三	三・〇	三・二	三・六	四・〇	四・五	五・〇	五・五	六・一	六・六	七・二	七・七	八・四
八四四	九〇二	九〇八	四・四	一、〇二	一、〇〇三	四・三	四・一	一、〇二二	一、〇四八	一、〇二	一、一六七	一、一七八
八八六	四・九	四・八	四・六	四・五	四・三	四・二	四・一	四・二	四・〇	四・〇	四・〇	三・九
六	六	六	六	五	五	一						
〇・六	〇・一											
二九七	一九三	二四四	二一九	一八九	二六九	三二一	三四八	三五五	三六七	五一七	五〇四	四五一
一八二・九	一九四・三	二〇・七九〇	二一、三九六	二、二六七六	二、二六七六	二、二六七六	二、二六七六	二、二六七六	二、二六七六	二、二六七六	二、二六七六	二、二六七六
一	二	四	三	三	三	三	三	三	三	二	三	一
一、四三九	一、五一二	一、六二六	一、七二	一、七八六	一、八四九	一、九二二	二、〇〇〇	二、〇七五	二、一三七	二、二五一	二、二七四	二、三九二
一八二・九	一九四・三	二〇・七九〇	二一、三九六	二、二六七六	二、二六七六	二、二六七六	二、二六七六	二、二六七六	二、二六七六	二、二六七六	二、二六七六	二、二六七六
一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
一・五	一・八	一・九	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇

平成8年度	九六・七五	一六・九八六	九〇	一、一八八	三三・一	二、五一八	三〇、七八八
9年度	一〇、六九一	一六、四三三	〇・三	一、四一八	三三・二	二、四六七	一〇〇・〇
	三四・〇	五二・三	〇・三	四・五	一・〇	七・九	一〇〇・〇

『苦小牧市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況の審査意見書』 各年 苦小牧市監査委員より作成

一方、歳入に占める市税収入については、総収入からみる割合では必ずしも安定したのではなく、工業・産産都市ゆえに景気の動向に左右されることもあつて、時には五〇パーセントを超え、時には三九パーセント台であつたりした。平均的にみると四五パーセント台であつたが、近年は不景気も相俟つて四〇パーセント、三八パーセントと低下の方向に向かつている。

そこで、特徴ある年度の市税収入について触れてみると、これまで四五パーセント前後であつた税収が昭和五十四年度（七九）以降減少し、同五十七年度（八二）には三九・三パーセントまで下がつていた。これは経済の高度成長による好景気が不況に急変し、景気の低迷が続ぎ、企業倒産により大口のものが欠損処分されたこと、また、収入未済額の増加など、徴収の極めて難しい経済状況下となつたことによるものであつた。同五十七年度（八二）については予算現額は一六三億四、五五〇万円に対し、調定額では一七一億五、八七九万円で、収入済額（決算額）が一六六億七、八五五万円あつた。収入済額は前年に比して約一二億円の増加であつたが、四億七、三四一万円（現年度分二億七、六二四万円、滞納繰越分一億九、七二七万円）の未収入額累計があり、総収入に占める市税割合も三九パーセント台に止まつたのである。

同五十八年度（八三）になると、予算現額一七七億二、七九八万円であつたが、石油備蓄基地の石油タンク設備が課税対象になり、最終的な収入済額は一八八億一、九一七万円となり、未収入額も増加したが、総収入に占める割合

は七ポイント増加して四六・三パーセントとなった。同六〇年度（八五）、六十一年度（八六）には久しぶりに、市税収入が総収入の五〇パーセントを超えた。これは土地評価税率の増、石油備蓄基地の石油タンクの新設増、企業の設備投資、土地保有税の大口取得などに、前年に比して収入済額で一六億六、〇四九万円の増となったこと、同六十年年度には市民税の最低税率引き上げ、住宅取得に伴う増収、N T Tの発足、苫東コールセンターの設備、軽自動車税の増などに、前年に比して収入済額で約八億円の増収となった。

しかしながら、平成四年（九二）以降、同七年度（九五）を除いて四〇パーセントそこそこの割合が続き、同九年度（九七）にはこれまでで最も低い三八・三パーセントの割合まで低下した。

納税義務者 本市の納税義務者については、人口の増加と市街地の拡大により大きな伸びを示していた。先ず、**の 変 遷** 市・道民税納税義務者では昭和五十四年度（七九）に二万五八七人であったものが、同六十三年（八八）に二万五、〇〇〇人を超え、平成九年度には三万一、一二〇人で一五一・一になり、市・道民税特別徴収では平成九年度に一、〇六四一人増えて一四九・一になっていた。

企業の進出によって法人市民税は昭和五十四年度の二、八六九社から平成元年度（八九）に四、〇〇〇社を超えて、同九年度には五、五七〇社となつて一九四・一になり、住宅地や工業用地の拡大により固定資産税・都市計画税は昭和五十四年度が三万八四二人（社）であったものが、同五十九年度（八四）には四万人（社）を超え、平成九年度では五万二、五二二人（社）となり、一七〇・三になっていた。

軽自動車税では伸び率では最も高い数字を示し、特に女性層の増加により昭和五十四年度に六、五四八台であったものが、平成元年に一万五、〇〇〇台を超え、同九年度には二万一、八二二台となつて三三三・一に跳ね上がったが、今や車は一家に二台という時代を迎えたことを示すものであった。

目的税である国民健康保険税では昭和五十四年度（七九）に一万五、二九五人であったものが、同六十三年度（八八）に二万人を超え、平成九年度（九七）には二人三、七〇五人となつて一五四・九になつていた。^⑧

苫小牧市における納税義務者の推移（調定）

年 度	道 民	市 民	特 別 徴 収 税	法 人	市 民	都 市 計 画 税	軽 自 動 車	国 民 健 康 保 險 税	合 計	昭 和 54 年 度 と の 対 比
昭和54年度	二〇、五八七	二、六三六	二、八六九	三〇、八四二	六、五四八	一五、二九五	七八、七七七	一〇〇、〇〇〇		
55年度	二二、三八七	二、七五二	三、〇〇四	三四、四〇九	七、〇六三	一五、五六二	八五、一七七	一〇八、一二		
56年度	二二、六五二	二、八一四	三、一八一	三五、七九八	六、九〇二	一六、〇一二	八八、三五九	一一、一六		
57年度	二四、八四一	二、八八三	三、二四八	三七、四一〇	七、九七〇	一六、六五七	九三、〇〇九	一一八、〇七		
58年度	二五、八三〇	二、九八一	三、二九〇	三九、〇〇七	九、五四〇	一七、一〇〇	九七、七四八	一二四、〇八		
59年度	二二、九七九	三、〇三六	三、六一二	四〇、五〇〇	一〇、九一八	一七、六七六	九九、七二一	一二六、五九		
60年度	二二、四二九	三、〇〇四	三、三二四	四一、四二四	一一、七一七	一八、二四二	一〇一、一四〇	一二八、三九		
61年度	二二、二九〇	二、九九七	三、二九一	四二、四一九	一二、七八一	一九、〇二六	一〇三、八〇四	一三一、七七		
62年度	二二、八〇四	三、〇三九	三、三二四	四三、六一一	一三、六八〇	一九、九六二	一〇七、四二〇	一三六、三六		
63年度	二五、〇〇三	三、〇三九	三、三八七	四四、六九三	一四、八四二	二〇、二九七	一一、二六一	一四一、二四		
平成元年度	二五、一二八	三、〇七五	四、〇三四	四六、二三七	一六、一四八	二〇、六七一	一一、二九三	一四六、三五		
2年度	二五、〇九六	三、一八三	四、二五九	四七、五七四	一七、一三一	二〇、六五一	一一、七八四	一四九、六五		
3年度	二六、七六九	三、二九六	三、九二三	四八、六三〇	一八、一二一	二〇、七五二	一一、九一四	一五一、二七		
4年度	二七、一六三	三、四五八	四、〇七六	四九、六八三	一八、八七六	二〇、五九〇	一二、一八四	一五四、六七		
5年度	二八、〇〇三	三、六六三	四、一八九	五〇、八九九	一九、四一九	二〇、八五一	一二、五〇三	一五九、八二		
6年度	二八、五七一	三、七六一	四、二六三	五〇、二三九	一九、七九一	二一、二八二	一二、七九〇	一六二、三六		
7年度	二九、二六五	三、八一八	四、二八九	五一、四五七	二〇、四八五	二一、八五〇	一三、一六四	一六六、五〇		
8年度	三〇、五五八	三、八九九	四、三四一	五二、四八八	二一、一一一	二二、五八二	一三、四九七	一七一、三四		
9年度	三一、一二〇	三、九三三	五、五七〇	五三、五二二	二二、八一二	二三、七〇五	一三八、六六二	一七六、〇一		

『市税概要』 平成元年・同九年度 苫小牧市財政部

苦小牧市史（追補編）

注（１）『苦小牧市一般会計・特別会計決算及び基金運用の審査意見書』各年 苦小牧市監査委員

（２）『市税概要』平成元年～同九年 苦小牧市財政部

三、苦小牧市の各会計の変化

各 会 計 苦小牧市は昭和二十二年度（一九四七）から一般会計に加えて町立病院、開拓事業の特別会計が新
 の 変 遷 設された。その後、国民健康保険、電気工事、交通事業、上水道事業、公益質屋、苦小牧港築設並び
 に工業地帯造成、総合開発、港湾事業、市民会館建設、と畜場、自動車学校等の特別会計が設けられた。これらの中
 には一年で姿を消したり、名称を変更したものもあった。同三十六年度（六一）から地方公営企業法の適用を受け、
 上水道事業が①水道事業と②下水道事業に分かれ、③自動車運送事業、④市立総合病院事業の四会計が新たに企業会
 計となり、その後も企業会計の増加があつた。

同五十年（七五）には一般会計、特別会計五、企業会計八の一四会計であつた。

各 会 計 の 概 要

会 計 名	発 足 と 変 遷
一 般 会 計	明治三十五年度に二級町村制、大正八年度に一級町村制実施。昭和二十三年度市制施行
国民健康保険事業	昭和二十三年度に設定し現在に至る。

251

一般会計歳出 本市の一般会計歳出予算については、昭和五十年（七五）には一四款から成っており、予算額決算の変化 は一四二億二三万円、決算額は一七三億三、四九〇万円であった。近年における款の変更は昭和四十四年度（六九）より職員費を新設したが、これについて同年三月の予算議会において新岡助役は「一般会計におきましては、一般職員の給与費は各款項目にそれぞれ計上いたしておりますが、予算の適正な執行、経理事務の迅速化を図るために、一括職員費の款を設けて計上いたしております」と説明し、各部課ごとに計上していた職員給与費をまとめて一括計上するために新款を設けた。また、環境保全問題が大きな社会問題として注目されるようになり、本市においても豊かな自然を守り、公害を防止し、緑豊かな住みよい町をつくるため、昭和五十二年（七七）より新たに環境費の款を設けて、さらに環境保全対策を積極的に進めることになった。さらに、同五十九年度（八四）から環境費と衛生費を統合して環境衛生費とした。

これにより本市の一般会計歳出予算の款数は同四十三年（六八）まで一三款プラス災害復旧費、同四十四年度から一五款プラス災害復旧費、同五十二年（七七）が一六款プラス災害復旧費となり、同五十九年度（八四）から①議会費、②総務費③民生費、④環境衛生費、⑤労働費、⑥農水産業費、⑦商工費、⑧土木費、⑨消防費、⑩教育費、⑪公債費、⑫諸支出金、⑬職員費、⑭予備費の一四款となった。

次に款別伸び率、年度の特徴等を挙げると、議会費は議員報酬、職員手当、調査旅費、負担金等であるが、同五十年（七五）に一億四、〇〇〇万円、平成九年度（九七）には三億四、六〇〇万円となり、伸び率は二四七・一であった。

総務費は総務管理費、企画費、防災費、徴税費、戸籍住民登録費、選挙費、統計調査費、監査委員費等で昭和五十年（七五）に一五億九、五〇〇万円、平成九年度には五七億二、七〇〇万円となり、伸び率は三五九・一であった。なお、昭和五十五年（八〇）の増は豊川コミュニティ・センターの建設、旧苫小牧郵便局舎の買収等によるもの、同五十七年

度（八二）五〇億円、昭和五十八年度（八三）三九億円となつたのは庁舎増改築事業によるもの、平成三年度（九一）の増は沼ノ端コミュニティ・センターの建設によるもの、同七年度（九五）の増は大学誘致基金積立金、新千歳空港周辺振興対策事業等によるもの、同九年度（九七）の増は苫小牧駒澤大学設置支援事業費等によるものであった。

民生費は社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費、生活保護費、医療扶助費、市民会館費等で昭和五十年（七五）に二五億四、四〇〇万円、平成九年度（九七）には一二九億四、七〇〇万円となり、伸び率は五〇・八・九であった。なお、同五年度（九三）の増は市民活動センターの建設事業によるものであった。

環境衛生費は昭和五十九年度（八四）から環境費と衛生費を統合して出来た款であり、環境保全費、保健衛生費、清掃費等がある。本表ではそれ以前の決算額は両者を合計したものである。この款の設定された同五十九年度を一〇〇とする、平成九年度には九六四・四の伸び率を示し、決算額は九八億九、五〇〇万円であった。なお、昭和五十六、五十七年度（八一、八二）は清掃センターごみ焼却炉増設、平成七年度（九五）火葬場建設、柏原埋立て処分場取得費、同八（九六）、九年度には新ごみ処理場建設に伴う増であった。この款は本市歳出決算額において最も伸び率の高いものであった。

労働費は労働諸費、住吉ライプリーセンター費、労働福祉会館費等で昭和五十年（七五）に一億三、七〇〇万円、平成九年度には二億四、六〇〇万円となり、伸び率は一七九・五であった。なお、著しい増加の原因となつたものは、昭和五十一年度（七六）労働福祉センター建設、同五十七年度（八二）苫小牧市技能研修センター建設、同六十三年度（八八）勤労者総合福祉センター建設一部負担等の増によるものであった。

農水産業費は農業費、水産業費で昭和五十年（七五）に一億一、七〇〇万円、平成九年度には五億六〇〇万円となり、伸び率は四三二・四であった。なお、主な増加の原因になつたものは、昭和五十五年（八〇）苫小牧農協経営安定基金出資金等、平成三年度（九一）苫小牧市農業振興資金貸付金、同五年度ホタテ貝等漁場整備事業等、同八年度（九

六）漁船上架設備整備等の増によるものであった。

商工費は消費対策費、商工振興費、テクノセンター費、観光費、ユースホステル費で昭和五十年（七五）に六億九、九〇〇万円、平成九年度（九七）には三八億八〇〇万円となり、伸び率は五四四・七であった。なお、主な増加の原因となったものは、昭和五十三年（七八）店舗近代化設備資金貸付等、同六十一年度（八六）錦町再開発会社への貸付等、平成六（九四）～八年度（九六）中小企業向け貸付金増加等、同九年度テクノセンター建設費等の増によるものである。

土木費は土木管理費、建築指導費、道路橋梁費、河川費、都市計画費、公園費、緑化推進費等で昭和五十年（七五）に九億八、八〇〇万円、平成九年度には七〇億一、六〇〇万円となり、伸び率は七一〇・一であった。なお、主な増加の原因となったものは、昭和五十二年（七七）駅前地区再開発事業、同五十四年（七九）度道路橋梁費、同五十六年度（八一）高丘第二霊園の都市計画事業、同六十年（八五）豊木川改修工事、糸井東通り立体交差工事、錦町再開発会社への貸付金等、同六十三年度（八八）道路新設工事、糸井環状通り舗装工事等、平成四年度（九二）糸井西通り立体交差工事、道路改良工事等、同七年度（九五）除雪事業、道路舗装工事、街路事業等、同九年度道路新設事業等の増によるものであった。

消防費は常備消防費、非常備消防費、消防施設費で昭和五十年（七五）に一億一、八〇〇万円、平成九年度には三億八、六〇〇万円となり、伸び率は三二七・一であった。なお、主な増加の原因となったものは、昭和五十三年（七八）糸井出張所建設、梯子付消防自動車購入、化学消防車購入、同五十七年（八二）度消防署庁舎建設、同六十年（八五）度出張所建設、平成三年（九一）住吉出張所建設、同八年度消防緊急情報システム整備等の増であった。

教育費は教育総務費、小学校費、中学校費、幼稚園費、社会教育費、保健体育費で昭和五十年（七五）に二億七、九〇〇万円、平成九年度には六二億八、六〇〇万円となり、伸び率は二八八・四であった。本市は苦小牧港の開港以来、急速な発展を遂げ、市街地の拡大に伴い小中学校の新設が相次いだ。昭和四十九年度（七四）までに小学校二五校、

中学校一〇校を数え、教育費はすでに高い比率にあった。その後も小中学校、社会教育施設、体育施設の新設、改築が行われたが、その主なものを挙げれば次の通りであった。昭和五十年（七五）糸井小学校体育館新築、苦小牧東中学校体育館改築、勇弘中学校防音対策工事、同五十一年（七六）北星小学校新築、同五十二年（七七）明倫中学校新築、第二給食センター建設、同五十三年（七八）澄川小学校新築、同五十四年（七九）文化会館建設、屋内アイスホッケー場兼温水プール建設、ときわスケート場建設、同五十五年（八〇）豊川小学校新築、同五十六年（八一）啓明中学校新設、同五十七年（八二）明徳小学校新築、同五十八年（八三）博物館・埋蔵文化財調査センターの建設、同五十九年（八四）泉野小学校新築、サイクリングターミナル建設、同六十二年（八七）中央図書館改築、平成元年度（八九）屋内ゲートボール場、日新温水プールの建設、同二年（九〇）はなぞの幼稚園建設、同三年（九一）明野中学校新築、同四年（九二）啓北中山なみ分校の改築、同五年（九三）明野小学校新築、住吉児童センター建設、同六、七年度（九四・九五）白鳥アリーナー建設、同八年度（九六）緑陵中学校新築、同九年度（九七）文化交流センター建設、勇弘史跡公園整備などがあつた。

公債費は市債償還金の元金と利子、一時借入金利子などで、昭和五十年（八〇）年度に八億八、〇〇〇万円、平成九年度には五六億七、一〇〇万円となり、伸び率は六四・三であつた。

諸支出金は各会計への繰出金、負担金、補助金、投資、出資金と貸付金、基金、諸費があり、昭和五十年（八〇）年度に三五億九〇〇万円であつて、年々伸びを示して平成九年度には一六〇億四、八〇〇万円となり、伸び率は四五・一であつた。

職員費は特別職、一般職、嘱託・臨時職員の給料・報酬・賃金、手当、共済費、災害補償費、恩給及び退職金である。昭和五十年以降職員数は七十数名より増えていないが、金額面では同五十年（八〇）年度に四億六、五〇〇万円から平成

苦小牧市史（追補編）

九年度には一二四億八、九〇〇万円と二九九・八となり、約三倍になっていた。その増加の原因についてみると、給与改定による増額が主な原因であつた。昭和五十二年（七七）には特別職が五人で四、五八一万円、一般職が一、二三五人で四五億八、七三一万円、嘱託・臨時職員が一億七、一七四万円、その他が三億一、九一四万円の合計五十一億二、四〇〇万円であつたが、平成八年度（九六）には特別職が五人で八、一一〇万円、一般職が一、三七八人で一五億八、八八四万円、嘱託・臨時職員が五億三、三九四万円、その他が三一二万円の合計二二億七〇〇万円であつた。災害復旧費は災害発生年度に臨時的に設けられたもので、この款のない年度もあつた。昭和五十四年度（七九）は十月の集中豪雨によるもので、道路、河川、学校等の復旧があり、同五十六年度（八二）は八月の大雨、台風によるもので、河川、道路等の復旧事業を行つた。平成八年度（九六）は八月の低気圧の停滞により断続的な大雨となり、樽前地区に被害があつたものである。⁽²⁾

苦小牧市の一般会計歳出決算額一覽表

（単位 百万円）

年度	歳費	総務費	民生費	環境衛生費	労働費	農林水産費	商工費	土木費	消防費	教育費	公債費	諸支出金	職員費	災害復旧費	計
昭和50年度	140	159.5	215.4	27.8	23.7	21.7	69.9	9.8	21.8	21.7	88.0	35.9	41.5	173.9	173.9
51年度	141	139	147	1.6	23.3	23.3	40	5.7	21.7	19.6	5.1	42.1	43.3	1.0	190.5
52年度	177	128	167	1.8	18	9.7	34	6.6	21.7	28.4	5.8	47.5	52.4	2	216.2
53年度	176	51	176	2.6	18.5	9.7	82.1	26.6	21.7	28.4	6.0	48.5	55.9	1	213.8
54年度	176	102	177	38.0	14.4	21.4	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	9	213.8
55年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
56年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
57年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
58年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
59年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
60年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
61年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
62年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
63年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
64年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
65年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
66年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
67年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
68年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
69年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
70年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
71年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
72年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
73年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
74年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
75年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
76年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
77年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
78年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
79年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
80年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
81年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
82年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
83年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
84年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
85年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
86年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
87年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
88年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
89年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
90年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
91年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
92年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
93年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
94年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
95年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
96年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
97年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
98年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
99年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8
100年度	176	108	177	5.5	16	21.7	108	21.7	21.7	21.7	5.5	44.5	55.9	1	213.8

257

苦小牧市史（追補編）

特別会計の歳入 苦小牧市は昭和二十二年度（四七）に地方財政制度の改正により、町立病院と開拓事業の会計歳出決算の変化 を特別会計として発足させた。その後、次々に新しい特別会計が設定され、同三十五年度（六〇）から公営企業会計が設定され、本市会計は①一般会計、②特別会計、③企業会計の三大会計となった。

特別会計については地方自治法に、「普通地方公共団体が特定の事業を行う場合その特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができ^③」となっており、同五十年（七五）には国民健康保健事業、土地区画整理事業、職員退職手当事業、駅前都市改造事業の四特別会計があった。

駅前都市改造（駅前土地区画整理）事業は、同六十二年（八七）をもつて終了となり、同年度を以て廃止となった。同五十七年度（八二）から老人医療事業が、平成三年度（九一）から霊園事業が加わり、平成十一年度（九九）現在五特別会計である。なお、同十二年度（二〇〇〇）から介護保険事業が加わっている。

苦小牧市の特別会計歳入・歳出決算額一覧表

（単位 百万円）

年 度	区 分	国民健康保健	土地区画整理	職員退職手当	駅前都市改造	老人保健	霊園事業	計
昭和50年度	歳入	一、三〇〇	四九四	三三九	二四四			二、三三七
51年度	歳入	一、四〇三	五三八	三三三	二四四			二、四八八
52年度	歳入	一、七九八	六五六	四四〇	一六二			三、〇六六
53年度	歳入	一、八五六	六三六	四四九	一六四			三、一〇五
54年度	歳入	二、一一一	八六六	五七六	四八一			四、〇三四
55年度	歳入	二、一〇八	八五四	六〇七	四八三			四、〇五二
56年度	歳入	二、五四〇	七二〇	五九	六二一			四、〇〇〇
57年度	歳入	二、四九八	九三三	五九	六〇一			四、五五一
58年度	歳入	二、九六〇	三四九	六六三	六七四			四、六四六
59年度	歳入	二、九八三	七三三	六六三	六七三			五、〇五二
60年度	歳入	三、二八四	二〇一	九九〇	七八一			五、二五六
61年度	歳入	三、四二一	八九九	九九一	七八一			六、〇九二

〔苦小牧市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況の審査意見書〕 各年 苦小牧市監査委員より作成

昭和56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度	62年度	63年度	平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
入	出	入	出	入	出	入	出	入	出	入	出	入	出	入	出	入
三、八七一	三、九三九	四、一六二	四、五二六	四、六四三	四、六四四	四、六二九	四、七九六	五、六七六	六、九五一	七、一三六	八、一七九	九、三二二	一〇、四〇五	一一、一五八	一二、八四二	一三、〇八六
一、〇〇一	一、五六五	一、二七八	一、六七二	一、八九三	一、三三〇	一、三〇五	一、四四四	一、六三二	一、八二五	二、一八八	二、二四八	二、二四五	二、二四四	二、一八四	一、四四〇	一、四五四
七、八〇〇	七、七九	六、七二	六、七二	一、二二三	九、〇四	五、三三	七、〇〇	八、四〇	八、九二	九、五〇	一、〇二五	一、〇七二	一、〇七二	一、〇七二	一、〇七二	一、〇七二
一、〇五四	一、〇五四	一、二九三	一、六二九	一、六二四	一、八三五	一、三七四	一、三七四	三、三四	五、八一六	五、八七〇	六、三六一	七、〇三二	七、〇三二	七、〇三二	七、〇三二	七、〇三二
二、七二	二、五四	四、〇一一	三、八四六	四、六六七	五、〇五八	五、〇七四	五、三三八	五、三三八	五、三三八	五、三三八	五、三三八	五、三三八	五、三三八	五、三三八	五、三三八	五、三三八
二〇六	二〇六	二〇六	二〇六	二〇六	二〇六	二〇六	二〇六	二〇六	二〇六	二〇六	二〇六	二〇六	二〇六	二〇六	二〇六	二〇六
六、七〇六	七、三三七	七、六八二	八、四一六	一、二、〇三九	一、二、〇三九	一、二、〇三九	一、二、〇三九	一、二、〇三九	一、二、〇三九	一、二、〇三九	一、二、〇三九	一、二、〇三九	一、二、〇三九	一、二、〇三九	一、二、〇三九	一、二、〇三九

国民健康保健事業会計は、昭和二十三年（四八）九月十八日に苦小牧市国民健康保険条例が制定され、特別会計が設定されて発足した。もともとは、同十三年（三八）に戦時体制下の健兵健民策として、農山漁村の住民に対する医療の普及を図るために創設され、本市では同十八年（四三）六月に組合組織の苦小牧町健康保険組合が発足したのがその始まりであった。現在では自営業者、農民、漁民、定年退職者等を対象に疾病、負傷、分娩、死亡に關して必要な給付を行う社会保障制度として確立している。

本会計の特徴は国民健康保険税をその財源の一部にしていることで、同五十一年度（七六）から同五十五年度（八〇）までは三八・三九パーセントと極めて高い割合を占めて、黒字の年度が多かつたし、自主財源（国民健康保険税・諸収入等）も四〇パーセント前後で、依存財源（国庫負担金・国庫支出金・道支出金・医療給付費交付金・繰入金等）が六〇パーセントであつた。しかし、同五十六年度（八一）から六十年（八五）の保険税は三〇パーセント台に下がり、自主財源も三五パーセントとなり毎年のように赤字が生ずるようになった。同六十一年度（八六）以降の保険税は二〇パーセント台に落ち込み、自主財源も二〇パーセントそこそことなり、財政悪化を來たして近年やや減つたとはいえ、平成九年度（九七）現在において約二八億円の累積赤字を有している。

繰入金は赤字会計を補填するため一般会計からの繰入れであり、昭和六十一年度に一五億八、七八六万円の繰入金があり、歳入の二二パーセントとなり、平成四年度（九二）には五二億円を超え、これまで最高の四二・五パーセントとなり、同九年度には三四・四パーセントに減少はしたものの、金額では四五億円となっている。

また、苦小牧市の世帯と人口及び保険税負担額について昭和五十年（七五）を一〇〇とすると、昭和五十五年には世帯一・一七・四、人口一一・五・二、一世帯平均保険税二・九・九、一人平均保険税二五・二・七、同六十年には世帯一二・五・九、人口一二・〇・二、一世帯平均保険税二・六・七・五、一人平均保険税三二・二・八、平成元年（八九）には世帯

一三〇・六、人口一二一・〇、一世帯平均保険税三二六・四、一人平均保険税四二八・一、平成五年度（九三）には世帯一四三・三、人口一二六・二、一世帯平均保険税三八〇・三、一人平均保険税五五八・八、同九年度（九六）には世帯一五三・八、人口一二九・八、一世帯平均保険税四〇二・三、一人平均保険税六二五・五となり、世帯・人口が一・三倍から一・五倍どまりであつたものが、保険税負担額では一世帯平均四倍となり、一人平均では実に六・二倍になつていた。⁽⁴⁾

国民健康保険事業特別会計の平均保険税額・財源別割合

年 度	保 險 科 目 別	道 支 出 金	医 療 交 付 金	繰 入 金	諸 收 入	そ の 他	財 源 別 割 合	保 險 税 額
昭和50年度	四・三六	八四・七			一・四	二	四四・二	三七・七〇
51年度	六九・七	六五・二			一・四	〇・二	七二	五八・〇二
52年度	三八・八	一〇八・六			〇・八	一	六〇・四	一〇・五四九
53年度	七九・三	六〇・三			二・三	〇・一	八七	六一・四六七
54年度	九八・四	一・九四			一・〇	一	一・二九四	二二・〇三
55年度	三八・八	六一・三			一・〇	〇・一	六・一三	七・四九三
56年度	一・七〇	五九・六			一・〇	一八	一・〇二六	二五・八三四
57年度	三九・五	一・七二			一・五	〇・六	四・〇四	三・一五七
58年度	二・四五	五八・一			〇・九	一四二	一・二三七	八三・〇五五
59年度	二・四四	一〇・三			〇・七	一四	四・一八	八六・七三〇
60年度	三・四〇	〇・二			〇・三	一四	二・八八	三三・五二
							一・二八六	九七・七七六
							一・二八四	三八・五八五
							六・一四	四一・八三五
							二・五二四	四〇・九五二
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六
							一・四八	四一・八七六

[illegible]

土地地区画整理事業會計は、昭和三十五年（六〇）に道及び市が施行する土地地区画整理事業を行うために設定された。同五十年（七五）には中野地区、糸井・西町地区、美園地区、糸井鉄北地区、勇払地区での事業を行っており、事業費は約五億円であった。同五十一、五十二年（七六、七八）には事業収入により黒字を生じたが、同五十三年（七八）に糸井鉄北第二を皮切りに、錦岡鉄北第一、同第二、明野、沼ノ端鉄南第一と次々に新規事業を行い、古い事業を完成させていった。しかしながら、同五十三年以降赤字となつて多い時には単年度で約七億円にもなり、

翌年歳入繰上充用金をもって歳入不足を補填する年度が昭和六十年（八五）まで続いた。
ところが、同六十一年度（八六）には八億六、〇〇〇万円の事業収入と一億三、〇〇〇万円の起債を得て黒字に転じ、以後安定した事業運営を続けながら、累積赤字の解消に努め、平成六年度（九四）には前年度繰越金を差し引いて四、四九八円の黒字となった。

本会計はこれまでに多くの地区で区画整理事業を実施し、その目的を達成して、同六年度をもって終了することになった。残された保留地処分の未納等は一般会計に引き継がれ、本会計は閉鎖となった。

また、平成七年度（九五）からウトナイ地区区画整理に係わる受託事業として沼ノ端鉄北土地区画整理特別会計が新たに発足した。当初の財源は一般会計からの繰入金、市債を主として運営を行っていたが、同九年度（九七）より事業収入を生ずることになった。

土地区画整理事業特別会計の財源別割合一覧表

年 度	事業収入	分相金外	国庫支出金	道支出金	繰入金	諸収入	市 債	繰越金	その他	計	歳入合計額 (百万円)	歳入歳出差引額 (百万円)
昭和50年度	二二四	四四				〇一	二〇三	一四	八	四九四	五四	△二、九七七
51年度	四八九	六二				〇一	四一〇	二八	二〇	一〇〇〇	六三五	二、一五〇
52年度	七四七	九三				〇一	一五二	二二	一〇	一〇〇〇	八六六	一、一三二
53年度	四四一	九四				〇一	三四六	二五	一三	一〇〇〇	九三	△二、二九四
54年度	五〇九	一〇八				〇一	二二	一九	〇五	一〇〇〇	七三三	△三、八三五
55年度	八九〇	六九		二二		〇一	〇九	〇三	〇九	一〇〇〇	八九八	△六、九八六
%	三七九	三〇五		二九	六〇	二九九	三三〇	一七	一七	一〇〇〇		

苦小牧市史（追補編）

『苦小牧市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況の審査意見書』 各年 苦小牧市監査委員より作成)

沼ノ端鉄北土地区画整理事業特別会計の財源別割合一覽表

年 度	科 目 別 財 源	割 合 (百万円・%)	計	歳出合計額 (百万円)	歳入合計額 (百万円)
平成7年度	事業収入	三九	一〇四〇	一、〇四〇	〇
8年度	受託事業収入	三・八	一〇〇〇	一、〇四〇	〇
9年度	国庫支出金	二・一	一、〇〇〇	一、〇四〇	〇
%	道支支出金	〇・一	一、〇〇〇	一、〇四〇	〇
	繰越金	一	一、〇〇〇	一、〇四〇	〇
	諸収入	五	一、〇〇〇	一、〇四〇	〇
	繰入金	七五〇	一、〇四〇	一、〇四〇	〇
	市債	九四	一、〇四〇	一、〇四〇	〇
	その他	〇	一、〇四〇	一、〇四〇	〇
	計	一〇四〇	一、〇四〇	一、〇四〇	〇
	歳出合計額	一、〇四〇	一、〇四〇	一、〇四〇	〇
	歳入合計額	一、〇四〇	一、〇四〇	一、〇四〇	〇

『苦小牧市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況の審査意見書』 各年 苦小牧市監査委員より作成

都市改造事業特別会計は本市の駅前にあつた商業機能を充実した、魅力ある商店街建設を目的とし、昭和四十六年度（七二）六月の地方統一選挙後の市議会に政策予算として駅前土地区画整理事業特別会計を提案して設定した。初年度は区画整理補助金、新産業都市建設費補助金、一般会計からの繰入金、市債を財源にし、一億五、六三六万円の予算規模であつた。

同五十一年度（七六）には駅前地区の整備事業が完了し、翌五十二年（七七）から都市改造事業特別会計と改称され、若草町、木場町に事業の主体が移つていった。

本会計は同五十、五十三年度（七五、七八）を除き、歳入歳出決算額の帳尻をあわせて差引残額無しとしているが、赤字についてはすべて一般会計からの繰入金で補填していたので、多い年度には三億円以上の実質的な赤字があり、すべて単年度処理をしていたのである。⁽⁶⁾

苦小牧市史（追補編）

本会計は事業計画決定以来、積極的に事業を推進し中核地区である若草町・木場町地区の都市機能の充実を図り、昭和六十一年度（八六）をもって事業の施行が終了し閉鎖された。

都市改造事業特別会計の財源別割合一覧表

年 度	昭和50年度	51年度	52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度
度	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
国庫支出金	一五・八	六四・八	五三・三	六〇・九	五八・九	五九・〇	四六・六	五五・四	五二・六	五八・八	五五・五	五五・二
道支出金		八六	二九・三	六〇・九	三六・五	五九・〇	四六・六	五五・四	五二・六	五八・八	五五・五	五五・二
繰入金	六〇	二四・五	二九・八	一〇・九	四八	一〇・一	一〇・六	一三・五	二二・五	二八・七	一五・五	一四・〇
諸収入	〇・一	四八	四七	一〇・九	七・七	七・一	一〇・六	一三・五	二二・五	二八・七	一五・五	一四・〇
清算金収入				五一	八・三	一七	二五	一五	一四	一・一	〇・九	〇・一
市債	一七	七・三	二七	二九・一	一五・六	一六・九	二五・一	一七・七	二二・六	一七・一	五五・六	三〇・三
繰越金	三八	三・三				一九	二・八					
分担金外						一七	一・七	七・五	七・一	一〇・一	六・四	
計	二四四	一六一	四八〇	六二〇	六七三	七八一	一、〇五四	一、二九三	一、六二九	一、八三四	一、三七四	三三四
歳出合計額 〔百万円〕	二四四	一六一	四八〇	六〇一	六七三	七八一	一、〇五四	一、二九三	一、九二九	一、八三四	一、三七四	三三四
歳入歳出差 引額〔万円〕				一、八九一								

〔苦小牧市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況の審査意見書〕 各年 苦小牧市監査委員より作成

職員退職手当基金特別会計は昭和三十八年（六三）三月の市議会で苦小牧市職員退職手当基金及び同特別会計の設置が議決されて、同年四月一日より実施された。初年度の予算は各関係会計からの繰入金と雑収入で約一、〇〇〇万円であった。

一方、退職手当支給条例については同二十六年（五二）三月二十九日に「苦小牧市職員退職手当支給条例」（旧条例）が制定されていたが、同五十九年（八四）三月二十八日に国家公務員の退職手当制度に準じて改められ、「苦小牧市職員の退職手当に関する条例」が制定され、同年四月一日より施行されている。また、同年度より一般職に定年制度が導入され、平成九年度（九七）には普通退職等も含めて六七名が退職しており、繰入金も一般会計、国保会計、土地区画整理会計、水道会計、下水道会計、自動車運送会計、市立総合病院会計、土地造成会計、市営住宅会計、公設市場会計の一〇会計が分担していて、退職金総額も一六億三、〇〇〇万円に達している。

職員退職手当基金特別会計の財源別割合・退職別人員一覧表

年 度	科 目 別 財 源 制				合 計（百万円％）		歳出合計 （万円）	歳入歳出 差引残高	定 年	退 職	別 内 訳				
	繰入金	諸収入	繰越金	財産収入	計					勤奨	普通	特別	死亡	傷病	計
昭和50年度	三二二	四	二	一	三一九	三二三	六八一	一二七	一三	九五	三				
51年度	九七・八	一・二	〇・七	〇・三	四五〇	四四八			一二	七三	一				
52年度	四三九	二	七	二	四五〇	四四八			一六	六二					
53年度	九七・五	〇・五	一・五	〇・五	五七六	五七六			一三	六四	一				
54年度	五五八	五	一	一二	五七六	五七六									
55年度	九六・九	〇・八	〇・二	二・一	五二八	五二八									
56年度	五〇九			一九	五二八	五二八									
57年度	九六・四			三・六	五二八	五二八									

昭 和 54 年 度	55 年 度	56 年 度	57 年 度	58 年 度	59 年 度	60 年 度	61 年 度	62 年 度	63 年 度	平 成 元 年 度	2 年 度	3 年 度
63.2	95.2	96.9	98.1	92.8	94.6	93.2	96.3	51.3	96.2	68.5	97.8	98.3
二	〇・三	二	〇・二	一	〇・一	一	〇・一	一	一	一	一	一
三〇	四・五	二九	二・九	一・七	四七	七・一	六四	五・三	四八	三・六	二〇	三・八
六六三	九九〇	七七九	六七一	一、二一二	九八〇	五三三	七〇〇	八四〇	八九二	九五〇	一、〇二四	一、〇七二
六六三	九九〇	七七九	六七一	一、二一二	九八〇	五三三	七〇〇	八四〇	八九二	九五〇	一、〇二四	一、〇七二
二二	三四	四	一四	三六	一二二	一六	一五	一三	一三	一一	一九	二〇
六四	四八	四七	五三	四八	三五	四〇	八一	四四	三五	四二	四〇	二九
三	一		一	三								
					一	四		二		二	二	四
							一					
七二	七五	七四	六九	七七	六五	六七						

平成4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
一、一六三	一、一八三	一、二七八	一、五六五	一、四九〇	一、九一〇
%	%	%	%	%	%
九六・四	九五・九	九五・〇	九八・〇	九八・一	九八・七
二	〇・二	〇・四	〇・一	〇・一	〇・一
四・三	三・六	六・一	四・六	三・二	一・九
一、一〇六	一、一三三	一、三四四	一、五九七	一、五一八	一、六三〇
一、一〇六	一、一三三	一、二四四	一、五九七	一、五一八	一、六三〇
一八	二四	二三	四七	二九	四三
五	九	一五	九	六	三
三二	二七	二〇	二二	二二	一九
四	四	三	一	五	二
五九	六五	六二	八四	六三	六七

『苦小牧市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況の審査意見書』 各年 苦小牧市監査委員より作成

老人医療特別会計は昭和五十八年（八三）二月一日に老人保健法が施行され、七〇歳以上及び六五歳以上で一定の障害を有する者を対象に老人医療費を従来の医療保険から切り離して行うことになった。その実施責任者は市町村長で、老人保健法第三三条に市町村は医療費の支給に関する収支につき特別会計を設けるの条項により、本市においても施行日をもって苦小牧市老人医療特別会計が設定された。

初年度は僅か二カ月の会計期間であったから、約二億五、〇〇〇万円であったが、同五十九年度（八四）には四六億円に跳ね上がり、平成九年度（九七）では一三三億円に達している。近年では歳入歳出差引残高無しとなっているが、同八年度（九六）に七億三、四四七万円、同九年度（九七）に七億二、六五五万円の一一般会計からの繰入金があり、苦しい財政運用が続いている。

老人医療特別会計の財源別割合と受給者数・一人当り給付額一覧表

年 度	科 目	財 源	合 計	歳 出 計 額 （百万円）	歳 入 歳 出 差 引 額 （万円）	受 給 者 数 （人）	一 人 当 り 給 付 費 （円）
昭和57年度	支払基金交付 一九〇	国庫支出金 五・六	道支出金 一・四	繰入金 一・六	諸収入 一	繰越金 二・三	計 二七・六
58年度	六・八五 二、七九五	七九〇	五・二	一・九四	一	〇・六	四、〇一一
59年度	六・九七 三、一二四	一九七	五・二	四・八	一	〇・六	三、八四五
60年度	六・九五 三、四九〇	一九七	五・二	四・九	〇・二	三・六	四、六五三
61年度	六・九〇 三、七三三	一九七	五・二	五・九	〇・二	四・七	五、〇七四
62年度	六・九〇 四、〇七三	一九七	五・二	五・九	〇・二	五・〇七四	五、〇七四
63年度	七・〇〇 四、四三四	一九七	五・二	五・九	〇・二	五・〇七四	五、〇七四
平成元年度	六・九一 四、八六二	一九七	五・二	五・九	〇・二	五・〇七四	五、〇七四
2年度	五・三三二 六・九一	一九七	五・二	五・九	〇・二	五・〇七四	五、〇七四
3年度	六・九一 六・九一	一九七	五・二	五・九	〇・二	五・〇七四	五、〇七四
4年度	六・九一 六・九一	一九七	五・二	五・九	〇・二	五・〇七四	五、〇七四
5年度	六・九一 六・九一	一九七	五・二	五・九	〇・二	五・〇七四	五、〇七四
6年度	六・九一 六・九一	一九七	五・二	五・九	〇・二	五・〇七四	五、〇七四

平成7年度 %	七九四一	二、六四三	六六六	五五〇	七	一一、八〇七	一一、八〇六	一〇〇	一一、〇八八	九七三、九六九
8年度 %	六七三	二二、四	五・六	四・六	〇・一	一一、六三二	一一、六三二	一一、二八五	九七七、七〇一	
9年度 %	八四二・四	二、七六八	七〇一	七三四	五	一一、三三〇	一一、三三〇	一三、六二九	九七四、九六八	
7年度 %	八・八八	二、九七七	七三五	七二七	二					
8年度 %	六六・七	二二・九	五・五	五・八	〇・一					
9年度 %	八・八八	二二・三	五・五	五・五	一					

〔苦小牧市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況の審査意見書〕 各年 苦小牧市監査委員より作成

霊園事業特別会計は、霊園の本格的な造成に伴い、これまで一般会計で行っていた霊園に関する事業を一元化して独立採算制をとることにし、造成費、維持管理費、霊園管理基金、市債の管理を平成三年度（九一）より特別会計として事業を実施することになった。受益者の適正な負担により自主財源の確保を図って、霊園事業の健全財政に努めることになった。

霊園事業特別会計の財源別割合一覧表

年 度	使用料外	財 源	割 合	繰越金	歳入合計	歳出合計額	歳入歳出差
平成3年度 %	五二	財産収入	五〇	九三	二〇一	二〇一	〇
4年度 %	一五・七	繰入金	一四・八	四六・二	二二六	二二六	〇
5年度 %	五二	繰入金	三七・七	三六・三	二二七	二二七	〇
6年度 %	二四・一	繰入金	二二・四	一・〇	一三八	一三八	〇
7年度 %	四七・七	繰入金	三七・四	一・六	二二二	二二二	〇
8年度 %	六六	繰入金	六〇	一・六	二二二	二二二	〇
9年度 %	二九・七	繰入金	二七・一	四・三	二二二	二二二	〇

平成8年度 9年度	%		%		%		%		%	
	五九	二二・六	二	六五	一三・六	〇・一	二二・二	二六・二	〇	〇
9年度	二二・五	四四	〇・五	四三・九	三三・八	〇・三	二〇・六	二〇・六	〇	〇

（苫小牧市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況の審査意見書） 各年 苫小牧市監査委員より作成

企業会計の歳入

苫小牧市は昭和三十六年（六二）四月に地方公営企業法の適用を受け、これまで特別会計で行つ

歳出決算の変化 てきた上水道事業、自動車運送事業、市立総合病院事業を企業会計とし、水道事業、下水道事業、自動車運送事業、市立総合病院事業の四企業会計を発足させた。その後、同四十一年度（六六）に土地造成事業、市営住宅事業、同四十四年度（六九）に市立自動車学校事業、同四十六年度（七一）に公設地方卸売市場事業も発足させたが、自動車学校事業は経営不振から同六十年（八五）途中で廃止となった。

本市財政上（全会計）からみた企業会計は同五十年（七五）代には四〇パーセントを超えることもあったが、同六十年（八五）代には三〇パーセント代となり、近年では二五パーセント前後となり、その比率は下がっていて健全経営に努めているが、近年は下水道事業、自動車運送事業（市営バス）、市立総合病院事業において大きな欠損金を、いわゆる赤字会計に陥っており、今後の対策が望まれている。

公営企業の会計方式は、一般官公庁の会計が現金主義により経理されているのに対し、発生主義に基づく複式簿記方式により経理されていて、資本の概念その他の点で一般会計方式とは異なるものである。その経理は非常に複雑なので本編の各会計については歳入歳出における収益的収入と資本的収入の合算額を歳入決算額として、収益的支出と資本的支出の合算額を歳出決算額として計上したものと、各会計別損益額年度別一覧表をもってこれらに代えることにした。

苦小牧市の各企業会計歳入歳出決算額一覽表

(単位 百万円)

年度	区分	水道事業	下水道事業	自動車運送	市立総合病院	土地造成事業	市営住宅事業	自動車学校	公設卸売市場	計
昭和50年度	歳入	二、一五五	二、五〇八	一、六二五	三、〇九五	五五五	四、四五七	一五五	一八五	一四、七三五
51年度	歳入	二、三四八	二、五〇八	一、八八一	三、四八四	二、二九五	四、七八〇	一六二	二二六	一七、六八四
52年度	歳入	二、五九一	二、八〇四	一、三三五	二、九四五	九四四	六、一五五	一八〇	二二四	一七、一七八
53年度	歳入	二、五七四	三、〇三八	一、五六七	三、四九〇	二、〇九五	六、四一二	一七九	二六三	一九、六一八
54年度	歳入	二、〇二〇	四、〇〇四	一、九六一	三、八三八	一、二一六	八、〇四六	一八五	四〇〇	二一、五八〇
55年度	歳入	二、一四八	四、三一二	一、九四〇	四、一四四	二、三六四	八、二九五	二一一	三三二	二二、九七二
56年度	歳入	二、三三九	五、三三二	一、八七〇	四、三三三	二、七二六	九、一八五	二〇四	四〇八	二六、四一七
57年度	歳入	二、七九七	五、四九〇	一、〇四八	四、七八二	一、四三三	八、七五三	二二五	三六四	二五、五一七
58年度	歳入	二、六七六	六、一五一	一、三二六	五、二四〇	一、五八〇	四、五六六	二二一	三九三	二九、八七九
59年度	歳入	二、九一四	六、三九六	一、二一四	五、二二〇	三、九四九	四、七四六	二四七	四〇八	三三、一六八
60年度	歳入	二、七三八	六、四九一	一、四六三	六、四四八	一、七四七	四、五七六	二二〇	七三八	二五、四三二
61年度	歳入	三、二二八	六、八五一	一、四六五	六、四一八	三、六五四	四、七六五	二二〇	七三五	二八、三四六
62年度	歳入	三、四二二	六、七四九	一、五九一	六、二〇三	一、五七三	五、二二三	二一六	五一〇	二八、三七七
63年度	歳入	三、五五八	七、一一五	一、五六七	五、二六一	三、八〇二	六、〇九七	二一六	四八九	二九、二八八
64年度	歳入	三、四二九	六、一七〇	一、五五一	五、七〇〇	一、九三一	六、二五二	一六七	五四六	二六、五九一
65年度	歳入	三、五五七	六、五三〇	一、五五四	五、七四〇	三、九一三	七、六三〇	二三五	五二二	二九、三三七
66年度	歳入	三、二四八	五、七五八	一、四八〇	五、四一〇	六、一五	七、七五六	一七八	四二二	二五、七四一
67年度	歳入	三、六〇〇	六、二一八	一、五六四	五、七一〇	二、六五二	八、五六二	一八七	四一五	二九、〇一一
68年度	歳入	三、〇四五	六、一八七	一、五五八	五、七六四	二、八二九	八、六七一	七九	三三七	二七、三七一
69年度	歳入	三、五八七	六、二五七	一、五八一	五、八〇三	三、〇八八	九、〇二四	一三〇	三八八	二七、八五三
70年度	歳入	二、二六六	六、五三一	一、四九八	六、一三五	二、八九〇	九、三六九		三三四	三〇、九七四
71年度	歳入	三、二〇九	五、三九八	一、二三一	六、一七〇	一、八七七	七、九三〇		二四四	二六、四二九
72年度	歳入	二、五七九	五、八三四	一、三四五	六、四四八	三、二七七	八、二七五		二六四	二九、七二二
73年度	歳入	二、六六三	四、九六二	一、二二九	六、二三七	三、三六二	九、三〇七		二二三	二八、八九三
74年度	歳入	三、三一八	五、四一八	一、二九六	六、六六〇	四、一〇三	九、六二四		二四九	三一、七六八

苦小牧市史（追補編）

平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
歳入	歳入	歳入	歳入	歳入	歳入	歳入	歳入	歳入
二、八九八	三、五二四	三、二八四	三、八三六	三、一〇三	三、七七五	三、二七五	三、九六〇	三、二二四
歳出	歳出	歳出	歳出	歳出	歳出	歳出	歳出	歳出
四、七一九	五、三二四	四、九〇八	五、五八五	五、九五六	五、九五八	六、七六三	七、四一六	七、四一六
二、〇七〇	二、四一〇	二、四四七	二、九三二	二、九四三	二、七九二	三、〇九一	三、三一五	三、三一五
六、二四一	六、八〇四	六、三七四	六、九〇五	七、一三一	七、五三七	八、一三〇	八、七〇一	八、七〇一
七、〇一五	六、九一三	七、七三三	七、〇五一	五、五三四	六、九八六	五、八一七	四、五五四	四、五五四
七、五二三	七、八二八	六、二九四	六、六一一	六、三二八	六、四四六	六、七八三	六、二一八	六、二一八
一九七	二二一	一九三	一九九	一七四	一七九	一七五	一七八	一七八
三〇、六五三	三三、〇二四	三三、一〇三	三三、一一九	二九、九五九	三四、一〇一	三四、八五〇	三三、〇八六	三三、〇八六
二、八九八	三、五二四	三、二八四	三、八三六	三、一〇三	三、七七五	三、二七五	三、九六〇	三、二二四
四、七一九	五、三二四	四、九〇八	五、五八五	五、九五六	五、九五八	六、七六三	七、四一六	七、四一六
二、〇七〇	二、四一〇	二、四四七	二、九三二	二、九四三	二、七九二	三、〇九一	三、三一五	三、三一五
六、二四一	六、八〇四	六、三七四	六、九〇五	七、一三一	七、五三七	八、一三〇	八、七〇一	八、七〇一
七、〇一五	六、九一三	七、七三三	七、〇五一	五、五三四	六、九八六	五、八一七	四、五五四	四、五五四
七、五二三	七、八二八	六、二九四	六、六一一	六、三二八	六、四四六	六、七八三	六、二一八	六、二一八
一九七	二二一	一九三	一九九	一七四	一七九	一七五	一七八	一七八
三〇、六五三	三三、〇二四	三三、一〇三	三三、一一九	二九、九五九	三四、一〇一	三四、八五〇	三三、〇八六	三三、〇八六
二、八九八	三、五二四	三、二八四	三、八三六	三、一〇三	三、七七五	三、二七五	三、九六〇	三、二二四
四、七一九	五、三二四	四、九〇八	五、五八五	五、九五六	五、九五八	六、七六三	七、四一六	七、四一六
二、〇七〇	二、四一〇	二、四四七	二、九三二	二、九四三	二、七九二	三、〇九一	三、三一五	三、三一五
六、二四一	六、八〇四	六、三七四	六、九〇五	七、一三一	七、五三七	八、一三〇	八、七〇一	八、七〇一
七、〇一五	六、九一三	七、七三三	七、〇五一	五、五三四	六、九八六	五、八一七	四、五五四	四、五五四
七、五二三	七、八二八	六、二九四	六、六一一	六、三二八	六、四四六	六、七八三	六、二一八	六、二一八
一九七	二二一	一九三	一九九	一七四	一七九	一七五	一七八	一七八
三〇、六五三	三三、〇二四	三三、一〇三	三三、一一九	二九、九五九	三四、一〇一	三四、八五〇	三三、〇八六	三三、〇八六

〔苦小牧市公営企業会計決算及び基金運用状況の審査意見書〕 各年 苦小牧市監査委員より作成

本市の水道事業については昭和二十五年（五〇）八月に幌内川を水源に創設され、上水道事業特別会計として発足した。同三十五年（六〇）四月に地方公営企業法の適用をうけ、同年度より水道事業は企業会計として再発足した。本会計は苦小牧市の発展による人口増と市街地の拡大により、順調な伸びを示し、同五十年（七五）の収益金額六億二、三〇〇万円であったが、平成九年度（九七）には三一億一、四〇〇万円に達し、伸び率は四九・八であった。昭和四十八年（七三）にはさらに水源を錦多峰川に求めて計画給水人口二〇万六、〇〇〇人、一日最大給水量八万五〇〇立方メートルの第二次拡張計画を樹立し、同四十九年（七四）十月に着手した。その後、企業進出等に伴う需

要増から拡張変更を行い順次通水し、平成九年度（九七）における計画給水は一人一日最大四〇〇リットル、一日最大九万二、五〇〇立方メートル、計画給水は二万三、〇〇〇人である。

本会計の収益的収入及び支出には、収入に営業収益（給水収益・受託工事収益・下水道業務負担金・その他）、営業外収益、支出に営業費用（原水費・浄水費・配水及び給水費・受託工事費・業務費・総係費・給与費・原価償却費・資産減耗費）、営業外費用、予備費があり、資本的収入及び支出では、収入に企業債、工事負担金、支出に建設改良費（拡張工事費・改良工事費・量水器施設費・固定資産取得費・業務管理費）、企業債償還金、住宅建設資金割賦金、予備費があつた。

平成四、五年度（九二、九三）には大きな欠損額を出しているが、第二次拡張計画に伴う整備事業増によるものであり、この時は建設改良積立金を取り崩していた。

本会計は本市企業会計の中でも最も安定していて、平成九年度の監査委員の意見でも「本年度も前年度に引き続き純利益を計上し、その額は三億二二二万円で、経営内容も安定し、健全な事業内容を維持している」とある。⁽⁹⁾

水道事業会計損益額等年度別一覽表 (単位 百万円)

年 度	収益金額	費用金額	損益金額	利益剰余金増減	利益剰余金	給水戸数(戸)	給水人口(人)	配水量(万)	配水管等総延長(万)
昭和50年度	六二三	六七七	△五四	△三三	一六九	四〇、七〇八	一一六、三六五	一一、五八八・七二〇	三六四、四六九
51年度	一、〇二二	八五四	一六七	△二〇	三二六	四二、九六七	一二〇、一五八	一二、三九六・三〇五	三八四、五五四
52年度	一、二二一	一一六	一一五	△四五	三八六	四五、二二九	一二三、六八四	一三、七七二・二二五	四三二、一一九
53年度	一、二三八	一一、二五四	八三	△一〇	四六八	四七、二二一	一三九、一八二	一四、七三三・〇〇〇	五四四、四三八
54年度	一、四六一	一、四三三	二七	△一〇	三九五	四九、一五六	一四二、六七九	一四、九七四・七一五	五四九、四三六
55年度	一、五二三	一、五二八	五	△一〇	四〇〇	五〇、九四五	一四六、〇七九	一五、三二一・五九二	五七八、八〇八
56年度	一、五七九	一、七二五	△一四六	△一〇二	一五一	五一、八八五	一四七、八四二	一五、八二八・九〇四	六〇九、九四〇
57年度	一、一一四	一、八二七	二八七		四三九	五二、九三三	一四九、四二九	一六、〇二五・二五五	六五四、〇九六
58年度	二、二八六	一、九八五	三〇一		七四〇	五三、八八八	一五〇、七四二	一六、三三二・五八八	六八五、七五〇

苦小牧市史（追補編）

昭和59年度	昭和60年度	61年度	62年度	63年度	平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
二、二四四	二、二四〇	二、一八九	二、二八六	二、二二七	二、二七三	二、四五五	二、五二〇	二、五五五	三、〇四六	三、一〇一	三、一六〇	三、一四〇	三、一四〇
二、一〇四	二、二二四	二、二八一	二、三三三	二、三九五	二、四六五	二、五六七	二、六〇一	二、六九二	二、七三八	二、七三九	二、九一二	二、八三八	二、八三八
一四〇	一六	△九一	△三六	△二七	△二三	△一〇	△四七	△四六	△三〇八	三〇八	三七一	二四八	三〇二
△〇六	△七三	△五九	△六八	△六七	△三八	△二七三	△二六九	△二六九	△二六九	△二六九	△二六九	△二六九	△二六九
八八〇	八二三	六七一	五六六	四七二	四〇九	三九八	七七	△一三七	△二六九	△二六九	△二六九	△二六九	△二六九
五四、八七九	五五、五〇三	五五、七〇五	五六、二二六	五七、一四	五八、八二二	六〇、七六九	六二、七七〇	六四、一九七	六六、〇一一	六七、六五五	六九、二九四	七〇、六六一	七二、六五六
一五二、四五〇	一五三、〇四二	一五三、〇七一	一五三、二〇一	一五三、八三一	一五四、六一九	一五八、一七三	一六〇、四〇五	一六二、一三八	一六三、七六六	一六五、三六四	一六七、八三三	一六八、六〇八	一六八、六〇八
一六、七四五、六六〇	一六、七八五、一四〇	一六、六二一、八八〇	一六、八五四、三七九	一七、三〇八、九四四	一七、九一五、二八八	一八、五八五、二八八	一九、〇四六、二六五	一九、三六〇、五七三	一九、八六三、八二一	二〇、三二九、七〇〇	二〇、〇七二、七七七	二〇、四六二、一一五	二〇、二五七、三九五
七一一、〇〇四	七六〇、八三八	七八八、五四一	八一二、七九六	八三三、七一七	八四四、六五六	九〇六、五七二	九二〇、二〇八	九四一、一八二	九五三、八四一	九六六、〇〇六	一、〇一一、一一〇	一、〇三六、七七一	一、〇三六、七七一

（『苦小牧市公営企業会計決算及び資金運用状況の審査意書』 各年 苦小牧市監査委員より作成）

本市の下水道事業は昭和二十七年（五二）四月に高砂処理区の事業認可を受けて着手した。当初は上水道事業特別会計の中に計上されていたが、同三十六年度（六一）より地方公営企業法の適用を受けたのを機に、下水道事業企業会計として独立させた。なお、下水道部となつたのは同四十九年（七四）四月十六日からである。

その後、市街地の発展に併せて排水区域の拡張を図り、高砂処理区、西町処理区、勇払処理区とし、さらに高丘処理区を増設する計画を進めてきた。また、下水道事業の円滑な執行を図るため、同三十四年度（五九）に下水道条例を制定して使用料金の徴収、同四十三年度（六八）から受益者負担制度を導入して建設資源の一部としている。平成九年度（九七）における処理面積は三、六八二ヘクタール、処理人口は一六万三、五二九人で、普及率は九五・五パーセントと非常に高いものであった。

本会計の収益的収入及び支出には、収入に営業収益（下水道収益・その他営業収益）、営業外収益（他会計補助金・

受取利息及配当金・雑収益・国庫補助・消費税還付金）、支出に営業費用（管渠維持費・処理場維持費・総係費・給与費・原価償却費・資産減耗費）、営業外費用（支払利息・延滞勘定償却・雑支出）、予備費である。資本的収入及び支出には、収入に企業債、国庫補助、受益者負担金、他会計補助金、工事請負金、支出に建設改良費（下水道築造費・負担金事務費・給与費・固定資産取得費）、企業債償還金、住宅建設資金割賦金、予備費があつた。

下水道は本市の基盤整備、生活環境の整備として積極的に進めているが、発展途上にあるため整備面積が広がり、投資資金の増加が使用料などの収入を大きく上回り、平成五年度（九三）までは毎年失損金が生じ、同年度末処理欠損額は三五億七、七三七万円に達していたが、翌六年度（九四）より純利益を計上し、同九年度（九七）末処理欠損金は一七億五、九九〇万円になった。

下水道事業会計損益額等 一覧表

（単位 百万円）

年 度	収益金額	費用金額	損益金額	利益剰余金増減	利益剰余金	処理面積（㎡）	処理人口（人）	下水管総延長（m）
昭和50年度	七、一四	七、一五	△〇・六		△五四四		一〇〇,七〇七	三二五、三〇五
51年度	五六七	八〇〇	△二三三		△二八八		一〇三、三三七	三二八、〇五九
52年度	六三〇	九五四	△三二三		△六一二		一〇六、四六八	三五〇、九六四
53年度	一、二四五	一、一四五	—		△六一二		一一〇、九五四	三八八、六九一
54年度	一、二六八	一、三四二	△一七三		△七八五		一一八、九五九	四四一、二八八
55年度	一、四八〇	一、五四五	△六五		△八五一		一二八、一〇七	四七七、六五八
56年度	一、五一	一、七八九	△二七八		△一、一二九		一三一、一八二	五二五、八一八
57年度	一、八五四	一、〇三四	△一八〇		△一、三〇九		一三六、〇四八	五八〇、四六七
58年度	一、〇一一	一、一三四	△一二二		△一、五三二		一四〇、六四六	六二八、二八八
59年度	一、一一一	一、四二九	△三一九		△一、八三〇		一四二、九九一	六七一、八五五
60年度	一、一九九	一、五九二	△三九二		△二、二三三		一四四、四九二	七一六、三七八
61年度	二、五二七	二、七五五	△二三七		△二、四六一		一四五、四六四	七五四、四三七

苦小牧市史（追補編）

昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
二、七二四	二、八〇三	二、七九八	二、八九八	二、九六四	三、〇四九	三、一九三	三、九一六	四、〇一四	四、〇七七	四、一九一
二、八五〇	二、八八七	二、九六〇	三、〇七四	三、一六二	三、二七六	三、三三八	三、四四二	三、五三三	三、六三三	三、七六九
△二二五	△八三	△一六二	△一七五	△一九七	△二二六	△一四四	四七三	四七八	四四三	四二二
△一、五八六	△一、六七〇	△一、八三二	△三、〇〇八	△三、二〇六	△三、四三二	△三、五七七	△三、一〇三	△一、六二五	△一、一八二	△一、七五九
一四五、七二五	一四六、七九八	一四七、八二二	一四九、二〇二	一五三、四〇九	一五六、〇〇五	一五七、八六二	一五九、七三三	一六一、三八五	一六二、四四三	一六三、五二九
七八二、〇〇七	八〇九、八九三	八三四、〇五五	八五九、五七八	九〇〇、五三八	九三六、一一〇	九六三、三五八	九九二、〇九二	一、〇二五、二五六	一、〇五九、五二八	一、一〇二、八四七

『苦小牧市公営企業会計決算及び基金運用状況の審査意見書』 各年 苦小牧市監査委員より作成）

本市の自動車運送事業（市営バス）は昭和二十五年（五〇）七月一日に営業を開始し、同年度より交通事業特別会計が設定された。同三十六年度（六一）には地方公営企業法の適用を受け、自動車運送事業の企業会計として新たに再出発した。

本会計の収益的収入及び支出には、収入に営業収益（乗合収入・貸切収入運送・雑収入）、営業外収益（受取利息及び配当・負担金、補助金及び交付金・受託事業収益・雑収益）、特別利益があり、支出に営業費用（運転費・車両修繕費・原価償却費・運送管理費・一般管理費・給与費・その他）、営業外費用（支払利息及び企業債取扱諸費・消費税）、予備費がある。資本的収入及び支出には、収入に企業債、他会計出資金、他会計長期借入金、補助金及び交付金があり、支出に建設改良費、企業債償還費、他会計長期借入金償還金があった。

本会計は赤字会計が続いたため、同五十三年度（七八）に経営健全化計画を策定して、一般会計からの財政支援と

経営努力により、昭和五十四年度（七九）には一六億二九五万円の純利益を計上し、年々欠損金の減少を計り、同五十七年度（八二）には年度末処理欠損金は七、二八九万円となり、翌五十八年度（八三）には一億四、〇六八万円の黒字を計上し、遂に同三十六年度（六一）の地方公営企業法適用以来の累積欠損金を解消して黒字会計となった。

市営バスの黒字経営はしばらくの間続いたが、自家用車の増加によるバス離れが進み、同六十一年度（八六）において八、〇五二万円の純損失を計上した。その後も本会計は赤字が生じていて、これまでの利益をもって埋めてきたが、平成元年度（八九）には二億六、〇七九万円の純損失を計上し、年度末処理欠損金は一億三、六〇七万円の赤字会計に転落した。

その後において利用者の要望に応じた公共交通機関として経営努力と車両更新、バスカードシステムの導入、待合室やバスターミナルの改修などのサービスに努めたが、時代の趨勢もあって利用率の低下が進み、経営健全計画や一般会計からの財政支援にも拘らず、同九年度（九七）には一億三、〇九二万円の純欠損金を出し、累積赤字は二〇億八、六六四万円に達した。

自動車運送事業会計損益額等年度別一覧表

（単位 百万円）

年 度	収益金額	費用金額	損益金額	利益剰余金増減	利益剰余金	乗 合（千km・千人）	貸 切（千人・km）
						走行距離	走行距離
						乗車人員	乗車人員
昭和50年度	一、〇六〇	一、二三八	△一七八		△四〇六	二、七四七	九六二
51年度	一、一七七	一、三四〇	△一六二		△五六八	二、九三四	八二〇
52年度	一、二九五	一、四〇〇	△一〇五		△六七四	二、九二七	七四七
53年度	一、五〇五	一、四三五	七〇		△六〇四	二、九〇九	六七一
54年度	一、六五三	一、五三六	一一六		△四八七	二、八九六	六七九
55年度	一、七二七	一、六一五	一一二		△三七四	二、九三五	六三〇
56年度	一、七八四	一、六五一	一一三		△二四一	二、八五〇	五二六

昭和57年度	一、八九七	一、七二七	一六八	△七二	二、九四九	一三、四二〇	七二〇	五五四
58年度	一、八九一	一、七五〇	一四〇	六七	三、〇四四	一三、二七六	六六五	四三四
59年度	一、九〇〇	一、八四四	五五	一二二	三、一八六	一二、六三八	六五七	三三六
60年度	二、〇〇一	一、八五九	一四二	二六五	三、二四八	一二、三三一	七八三	三六七
61年度	一、九九六	一、九二九	六六	二二一	三、四四〇	一一、七〇二	八一八	四〇三
62年度	一、九九〇	一、九九八	△七	二二三	三、五〇一	一一、三九〇	九〇三	三七六
63年度	一、九一五	一、九九五	△八〇	一二三	三、五二五	一〇、八四〇	九〇三	三八二
平成元年度	一、八三四	二、〇九五	△二六〇	△一二七	三、五二四	一〇、三一七	九〇三	三八二
2年度	一、八五五	二、二七〇	△四一五	△五五一	三、五二五	一〇、〇五四	七五二	二九八
3年度	一、九五六	二、三二八	△三七一	△九三三	三、五〇一	九、九四一	七三六	三〇六
4年度	一、九四九	二、三四五	△三九六	△一、三一九	三、五〇二	九、九二四	六七五	二五三
5年度	二、一〇六	二、三三八	△三三三	△一、五五一	三、四三八	八、七〇八	六五一	二五九
6年度	二、〇七四	二、二七七	△三〇二	△一、七五三	三、二五〇	九、一〇九	六九一	二六五
7年度	二、一〇二	二、二四八	△一四六	△一、八九九	三、二六四	九、〇四七	七一八	二七四
8年度	一、九七八	二、二四五	△二六七	△一、九五五	三、二七二	八、九六七	七一三	二五五
9年度	二、一四七	二、二七八	△一三〇	△二、〇八六	三、二九三	八、五八七	七九六	二六七

本会計の収益的収入及び支出には、収入に医療収益（入院収益・外来収益・その他医療収益・他会計負担金）、医療外収益（受取利息及び配当金・患者外給食収益・他会計負担金・道補助金・交付金・その他医療外収益）、伝染病棟収益（受託収益・他会計負担金）、高等看護学院収益（授業料収益・雑収益・他会計負担金）、特別利益があり、支出に医療費用（給与費・材料費・経費・その他）、医療外費用、伝染病棟費用、高等看護学院費用、特別損失、予備費があ

る。資本的收入及び支出には、収入に企業債、他会計出資金、他会計長期借入金、長期貸付返還金があり、支出に建設改良費、企業債償還金、他会計長期借入金償還金、住宅建設資金割賦金、予備費があった。

本会計は昭和五十年（七五）において、苫小牧市監査委員から「当病院の経営は憂慮すべき状態にあり、健全経営を目指して、さらに今後の努力を期待するものである」とあり、同年度に三億二、七九七万円の純損失を計上しており、公的病院としての使命に基づく経費の割高、特に人件費の高騰による赤字経営が同四十五年（七〇）以来続いていた。それでも同五十三年度（七八）以降において純利益を計上する年度もあったが、累積赤字を埋めるまでには至らず、年度末処理損失金を出していた。

その後医療報酬の改定による収入増もあったが、増改築工事や人件費の高騰もあって支出も増加し、平成元年（八九）には二億八、三九三万円の純欠損金が生じて、累積赤字は一四億三、一八二万円に達していた。その後も赤字は増加する一方であり、同六年度（九四）に経営健全化計画を策定して一般会計から約一一億円の財政支援を受けて対応し、同年には四億七、三五〇万円の純利益を計上したが、累積赤字は僅かに減少しただけで、年度末処理損失金は三一億三八七万円であった。

同九年度（九七）の市立総合病院事業会計は二、八七二万円の黒字を計上したものの、累積赤字である年度末処理欠損金は三四億六、一一九万円に達していた。

王子総合病院が新築開業し、老朽化の進む市立総合病院の利用率は益々低下する中で、同病院の存続問題も論議されることになった。そこで鳥越市長は存続、改築の是非を含めて市民の求める病院像について審議するため、同十年（九八）七月二十七日に市長の私的諮問機関として「市立病院改築検討懇話会」（笠原晃会長）を設置した。同懇話は同十一年（九九）十一月三十日に市内清水町（市営オーロラ球場）への移転新築を第一候補地とする答申書を鳥越市長に

苦小牧市史（追補編）

提出した。

市合病院事業会計損益額等年度別一覽表

（単位 百万円）

年 度	収益金額	費用金額	損益金額	利益剰余金増減	利益剰余金	入 院		外 来	
						患者数(人)	診療収入(万円)	患者数(人)	診療収入(万円)
昭和50年度	一、九一〇	二、二〇七	△二九六		△一、〇六二	一一三、四三三	一、三三、五六二	一一三、四九六	五一、八六九
51年度	二、〇九六	二、五六〇	△四六四		△一、五二六	一二七、二〇九	一、三三、九〇三	一八九、〇七五	五六、六五四
52年度	二、七二八	二、八七九	△一五〇		△一、六七七	一三六、一三四	一、五九、九四六	一八二、二三三	六五、〇七二
53年度	三、〇九一	三、〇二〇	七一		△一、六〇五	一三七、〇七二	一、九五、四四八	一九六、五六四	八五、二五二
54年度	三、四九六	三、二九二	二〇三		△一、四〇二	一三九、一〇六	二、〇五、八七三	二一五、〇二九	一〇五、四八八
55年度	三、七二七	三、六四三	八三		△一、三一九	一四〇、三三六	二、一五、八一三	二一八、七八〇	一一七、四三四
56年度	三、九八一	三、九〇八	七三		△一、二四六	一四〇、八三一	二、二九、六五三	二二六、二三九	一二〇、八二三
57年度	四、八〇七	四、七三六	七〇		△一、一七五	一四四、〇一〇	二、九二、八八二	二四三、六三三	一四二、八七九
58年度	四、八九五	四、九〇五	△一〇		△一、一八五	一四三、七九〇	二、八二、七八六	二五九、九七五	一五七、九九一
59年度	五、〇四五	五、一五二	△一〇七		△一、二九三	一四四、七〇五	二、九二、九七三	二六六、九九〇	一六〇、六一三
60年度	五、五三八	五、四〇一	一三七		△一、一五五	一四五、三六四	三、二五、八八四	二七三、〇二六	一七五、八七六
61年度	五、七〇二	五、六四〇	六二		△一、〇九三	一四二、九二八	三、二八、二一九	二七九、三三四	一八八、二八九
62年度	五、九七八	五、九四五	三三		△一、〇六〇	一四〇、九二五	三、三八、七五八	三〇一、九五五	二二〇、三八四
63年度	六、〇六四	六、一六一	△九七		△一、一五七	一三七、七六一	三、三三、四一〇	三二一、七三一	二二二、九〇三
平成元年度	六、一〇二	六、三八六	△八三		△一、四四一	一三六、七八二	三、二八、六六四	三二一、五三五	二四二、五七二
2年度	六、一一三	六、四六七	△三五四		△一、七九六	一三一、三六七	三、一八、四一四	三二一、三六八	二四一、二九一
3年度	六、四六五	六、八一八	△三五二		△一、四九八	一三四、六五九	三、三三、八二〇	三二一、七七二	二四七、二八八
4年度	六、七〇〇	七、一六六	△四六五		△二、六一四	一三五、一三二	三、六八、四一三	三二〇、八四七	二四七、九二九
5年度	六、八六九	七、三六八	△四九九		△三、一一四	一三一、九九七	三八四、三三六	二九一、六二二	二四五、〇五三
6年度	七、二四〇	七、六二九	△三八八		△三、五〇二	一三三、八七四	四、一九、〇六七	二八九、五七二	二四九、九九二
7年度	七、五九八	七、六九〇	△九二		△三、五九四	一三六、四五三	四、一八、六二五	二八九、五三六	二五六、一一二
8年度	七、六五九	七、六九一	△三二		△三、四八九	一三七、六〇二	四、二六、二九九	二九六、二三四	二六六、三一八
9年度	七、九七六	七、九四八	二八		△三、四六一	一三七、九三五	四、四五、六五五	二八八、九〇八	二六〇、〇〇五

『苦小牧市公営企業会計決算及び基金運用状況の審査意見書』 各年 苦小牧市監査委員より作成

土地造成事業会計は、昭和三十七年（六二）に特別会計として設定されたが、同四十二年度（六七）から公営企業会計として組み入れられた。

苫小牧市は苫小牧港の開港以来急速な発展により、人口増と都市化が進み、宅地及び中小企業団地の需要が高まっていた。市はこうした需要に應えるため、巨費を投じて新住宅団地や中小企業団地の造成、整備を行い、希望者に分譲しようとする計画をたてたのである。同五十年（七五）以降において本会計が手掛けた地域は美園地区、明野地区、清水地区、錦岡地区、錦岡第二地区（錦西ニュータウン）、沼ノ端地区、沼ノ端第二地区、糸井地区、汐見地区、汐見第二地区、勇払地区、高丘地区、日吉地区、社台ファーム跡地区、沼ノ端南地区、ウトナイ地区、その他の地区であった。

本会計は土地造成事業とその分譲事業という性格から、造成までは一方な投資であり、収入は造成後の分譲によって生ずるものである。このため、本会計はその初期には赤字続きで、黒字に転じたのは平成年間（八九）に入ってからであった。

本会計の収益的収入及び支出には、収入に営業収益（各地区別）、営業外収益（受取利息及び配当金・雑収益・他会計負担金）があり、支出に営業費用（宅地売却原価・総係費・資産減耗費）、営業外費用（支払利息及び企業債取扱諸費、固定資産管理費、手数料・雑支出）、予備費がある。資本的収入及び支出には、収入に企業債、支出に各地区事業費、総係費、企業債償還金、予備費があった。

本会計は平成元年度（八九）になって宅地・工業用地の分譲が極めて好調となり、明野（工業用地七九件・住宅用地一七件）、美園（住宅用地二件）、沼ノ端中小企業（工業用地五件）、汐見（工業用地二三件）、錦西ニュータウン（住宅用地一三〇件）、沼ノ端南（工業用地一件）、勇払（住宅用地二件）、その他（工業用地等一三件）の売却があつ

284

(単位 百万円)

平成3年度	五四三二	四八七	五九四	△四一	三、四一六	明野、錦西タウン、高丘、社台ファーム外
4年度	五六八一	四四二〇	二、五二	△三六	四六三一	明野、高丘、錦西タウン、沼ノ端中小団地外
5年度	四三三五	三、三〇九	一、〇二六	六二	五五八五	明野、錦西タウン、沼ノ端南外
6年度	二、三六九	二、〇八〇	二八九	五〇	五、八三三	明野、勇払、美園、錦西タウン外
7年度	一、〇八六	九一四	一六一	二八九	五、六九六	明野、錦西タウン、ウトナイ、勇払外
8年度	一、〇九六	八八八	二〇七	一六一	五、七四二	明野、錦西タウン、ウトナイ、沼ノ端外
9年度	一、七三四	一、三三二	四二二	二〇七	五、九四六	明野、沙見、錦西、沼ノ端南外

『苦小牧市公営企業会計決算及び基金運用状況の審査意見書』 各年 苦小牧市監査委員より作成

市営住宅事業会計は、本市の発展に伴う流入人口の増加と社会的現象である核家族化などから、住宅需要も大きく高まったのである。こうした事情を配慮して効率的な公営住宅の建設と管理を進めるため、昭和三十五年度（六〇）に市営住宅事業特別会計を設けて対応してきたが、同四十一年度（六六）から地方公営企業法の適用をうけて、企業会計として再出発することになった。

本会計の収益的収入及び支出には、収入に営業収益（各住宅使用料）、営業外収益があり、支出に営業費用、営業外費用、予備費がある。資本的収入及び支出には、収入に企業債、国庫補助、他会計出資金、他会計長期借入金があり、支出に建設改良費、住宅建設促進費、企業債償還金、住宅建設資金割賦金、他会計長期借入金償還金、予備費であった。

本会計は慢性的な赤字会計で、平成元年（八九）には住吉町に二種住宅三〇戸の建設、大成町高層住宅の防風対策工事などもあったが、四六六万円の純損失を計上し、累積赤字はこれまで最高の一七億六、九二一億円に達した。その後、景観改善事業など居住水準の向上につとめたので、入居率も高まっていた。その結果、同二年度（九〇）六、〇八四万円、同三年度（九一）一億三、一八二万円、同四年度（九二）一億七、八二二万円、同五年度（九三）二億

苦小牧市史（追補編）

六、六九四万円、平成六年度（九四）三億七六九万円、同七年度（九五）二億九、四九一万円、同八年度（八六）三億二、四二四万円、同九年度（九七）二億九、一七三億円と年々純利益を計上して欠損金の減少を計り、同九年度末処分利益余剰金が八、七四九万円となり、ようやく黒字会計となった。⁽¹²⁾ただ、他会計からの長期借入額も相当額残っており、一層の経営努力が望まれている。

市営住宅事業会計損益額等年度別一覽表

（単位 百万円）

年 度	収益金額	費用金額	損益金額	利益剰余金増減	利益剰余金	公営住宅	改良住宅	福祉住宅	入 居 率	入 居 状 況
昭和50年度	四五三	六三三	△一六九		△九一	三、九二四	七六〇	五五八		
51年度	六二三	七六〇	△一四六		△四二九	四、〇三八	八四四	五九三		
52年度	八八八	九八八	△九九		△五二九	四、四五八	一、二六七	五五七		
53年度	一、〇四七	一、一五四	△一〇七		△六四六	四、六五五	一、六六五	五八〇		
54年度	一、二一〇	一、三三三	△一二三		△七八八	五、四二七	一、八九三	五五九	九三五	
55年度	一、四三二	一、五八九	△一六七		△九二六	五、八五三	二、〇四三	六九	九三八	
56年度	一、七九九	一、九六七	△一六七		△一、〇三	五、九四〇	二、二一	六九	九四五	
57年度	一、七八八	一、九四六	△一五七		△一、二六	五、八九四	一、二九	六九	九四八	
58年度	一、八二五	一、九八〇	△一五五		△一、四一六	五、九五四	一、二九	六九	九五七	
59年度	一、九〇四	二、〇三〇	△一二五		△一、五四二	五、九四四	一、二九	六九	九六三	
60年度	二、二四三	二、一三七	△一〇五		△一、四二六	六、一〇〇	一、二九	六九	九六二	
61年度	二、〇六一	一、三三一	△一七〇		△一、六〇七	六、一〇六	一、二九	六〇三	九六二	
62年度	二、〇一五	一、一一一	△八八五		△一、六九三	六、一〇四	一、二九	六〇三	九五二	
63年度	一、九四四	二、〇六五	△七〇		△一、七六四	六、〇九二	一、二九	六〇三	九二二	
平成元年度	二、〇〇七	二、〇二二	△四		△一、七六九	六、〇八四	一、二九	六〇三	八九七	
2年度	二、〇七五	二、〇一四	六〇		△一、七〇八	六、〇六二	一、二九	五九九	九〇一	
3年度	二、〇八〇	一、九四八	一三二		△一、五七六	六、〇四二	一、二九	六〇七	八九八	
4年度	二、一八二	二、〇〇四	一七八		△一、三九八	六、〇五四	一、二九	六〇九	九〇四	七四六

平成5年度	6年度	7年度	8年度	9年度								
一、九七三	一、二六八	一、二五一	一、二四六	一、二七〇	一、九七八	一、九六一	一、九四一	一、九二一	一、九〇七	七一九		
一、九七三	一、九六一	一、九四一	一、九二一	一、九〇七	七一九	六〇四八	六〇七九	九〇七	七一九			
△一二三	△八三三	△五八	△〇四	八七	六〇七八	六〇七九	五九九	九〇七	七一九			
六〇七八	六〇七八	六〇七八	六〇八二	六〇二四	一、二四九	五七三	九〇七	七一九				
一、二七九	一、二七九	一、二七九	一、二四九	一、二四九	五七三	九〇七	七一九					
六〇九	五九九	五九九	六〇一	九〇〇	九一六	六八九	七〇三	七〇六				
九〇七	九〇七	七〇三	六八九	六八九								

『苦小牧市公営企業会計損益額等年度別一覧表』 各年 苦小牧市監査委員より作成

本市の公設地方卸売市場は、市民の生鮮食料品の流通と消費生活の安定を図り、卸売業者の入荷と売り上げの増加につき適切な指導を行うことを目的に昭和四十六年度（七一）より企業会計により運営されている。さらに、同五十年（七五）より花き部が新設された。

本会計の収益的収入及び支出には、収入に営業収益（売上高割使用料・施設使用料・食品卸売センター使用料・低温倉庫使用料・雑収益）、営業外収益（受取利息及び配当金、他会計補助金・その他雑収益）があり、支出に営業費用（市場管理費・減価償却費）、営業外費用（支払利息及び企業債取扱諸費・消費税）、予備費がある。資本金収入及び支出には、収入に他会計出資金があり、支出に企業債償還金があった。

本会計は開設以来赤字が続いていたが、同五十五年度（八〇）に青果物市場上屋の増築もあって、九二〇万円の損失金を計上して年度末処理欠損金は過去最高の一億八、九〇八万円に達していた。その後、健全経営に向けての努力が続けられ、徐々に損失額を減らし、平成二年度（九〇）には二、二三九万円の純利益をあげて、開設以来続いていた累積損失金の解消を図って、黒字会計となった。

同九年度（九七）には六八三万円の純利益を計上し、累積剰余金も五、六四七万円となり、安定した会計になっている。^⑬

公設地方卸売市場会計損益額等年度別一覽表

（単位 百万円）

年 度	収益金額	費用金額	損益金額	利益剰余金	取 扱 量（トン・万本）	取 扱 高（百万円）
昭和50年度	五九	八三	△四	△二〇	水産物 七、四三二 青果物 二、四五八	水産物 二、八六七 青果物 二、九〇四
51年度	六六	八八	△二	△一四二	八、〇一一	三、三四八
52年度	七四	九〇	△一五	△一五八	二、四七〇	四、一五八
53年度	八一	九三	△一二	△一七〇	四、一五五	四、二八三
54年度	九四	一〇三	△九	△一七九	四、五七八	四、五七八
55年度	一〇五	一一〇	△五	△一八九	四、七九二	四、七九二
56年度	一一八	一二六	△八	△一八六	四、八七〇	四、八七〇
57年度	一二五	一三三	△八	△一六五	五、六二七	五、六二七
58年度	一五六	一六二	△六	△一四一	五、一〇〇	五、一〇〇
59年度	一五八	一七八	△二〇	△二〇〇	五、〇五二	五、〇五二
60年度	一五九	一八三	△二四	△九四	五、〇八八	五、〇八八
61年度	一四一	一五九	△一八	△八二	五、四四一	五、四四一
62年度	一四四	一六二	△一八	△六四	五、七四九	五、七四九
63年度	一四九	一七四	△二五	△三九	五、七五二	五、七五二
平成元年度	一四七	一七二	△二五	△一〇	一〇、一一〇	一〇、一一〇
2年度	一五四	一八三	△二九	△一〇	一〇、六九五	一〇、六九五
3年度	一五八	一八七	△二九	△一〇	一〇、六四二	一〇、六四二
4年度	一五七	一八七	△三〇	△一〇	一〇、六四二	一〇、六四二
5年度	一六〇	一九四	△三四	△一〇	一〇、六四二	一〇、六四二
6年度	一六八	二〇一	△三三	△一〇	一〇、六四二	一〇、六四二
7年度	一七五	二〇七	△三二	△一〇	一〇、六四二	一〇、六四二
8年度	一七五	二〇七	△三二	△一〇	一〇、六四二	一〇、六四二
9年度	一六七	二〇一	△三四	△一〇	一〇、六四二	一〇、六四二

（『苦小牧市公営企業会計決算及び基金運用状況の審査意見書』 各年

苦小牧市監査委員より作成）

苦小牧市立自動車学校は昭和三十一年（五六）三月一日に各種学校として設置され、運転科の授業を開始したが、公立の自動車学校としては珍しい存在であった。同三十四年度（五九）には特別会計に組み入れられ、さらに同四十四年度（六九）には企業会計として再スタートすることになった。

本会計の収益的収入及び支出には、収入に営業収益（授業料収益・使用料収益）、その他営業収益があり、支出に営業費用（給与費・車両管理費・施設維持費・減価償却費・自動車重量税）、営業外費用、特別損失、予備費がある。資本的収入及び支出には、収入に固定資産売却代金があり、支出に建設改良費があった。

本会計は同五十年（七七）において入学生が五〇〇人ばかり減少し、三八七万円の純損益を出した。その後も生徒数の減少は進んだが、一、五五〇人前後を確保して経営努力によって黒字会計を続けていた。しかしながら、市内に自動車教習所が三カ所となり、同五十六年（八一）から生徒数の減少が始まった。同五十八年度（八三）には赤字会計に転落し、翌五十九年度（八四）には九二三万円の純損失を計上し、累積欠損金は三、〇〇一万円に達したのである。このため、板谷市長は市立自動車学校の存続を断念することになり、市職員組合との交渉に入った。そして、市議会でも承認され、同六十年（八五）十一月一日をもって廃校となり、同会計も廃止されて一般会計に引き継がれたのである。

市立自動車学校事業会計損益額等年度別一覽表（単位 百万円）

年 度	収益金額	費用金額	損益金額	利益剰余金増減	利益剰余金	入 学 生 徒 数				計
						大型科	普通科	大型特殊科	一輪科	
昭和50年度	一五五	一五九	△四		一四	二二五	一、二四九	一二七	一二二	一、六三三
51年度	一八〇	二七四	六		二〇	二二二	一、二五九	二二九	四九	一、五四九
51年度	一八〇	二七四	六		二〇	二二二	一、二五九	二二九	四九	一、五四九

苦小牧市史（追補編）

昭和52年度	一八五	一八〇	四		二五	一九二	一一九六	二二一	三三三	一、五四二
53年度	二二〇	一八九	二〇		四五	二二一	一一一一	一四三	五二	一、五二七
54年度	二二四	二〇〇	二三	△八	六〇	二二四	一一七四	二三四	三九	一、五六一
55年度	二二	二二七	三	△二〇	四四	二二三	一一六七	二三四	三三	一、五四七
56年度	二二九	二二三	六		五〇	二〇二	九九二	二一〇	三三	一、三三五
57年度	二二五	二二五	〇四		五一	二二六	八三四	二二二	一四八	一、三五一
58年度	一五八	二〇八	△四九	△七	△五	一九三	六二	九九	二二	一、二四
59年度	一七八	一八七	△九		△四	二〇二	七五五	一〇三	二二	一、二七一

（『苦小牧市公営企業会計決算及び基金運用状況の審査意見書』 各年 苦小牧市監査委員より作成）

注（1）『第一八回定例市議会会議録』 昭和四十四年 苦小牧市議会事務局

（2）（4）（5）（6）『苦小牧市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査意見書』 各年 苦小牧市監査委員

（3）『地方自治小六法』 平成三年版 自治省行政局監修 学陽書房

（7）『苦小牧市各会計歳入歳出予算書』 昭和三十八年度 苦小牧市

（8）『現行法規総覧30 厚生5』 平成十年加除分 第一法規

（9）『苦小牧市公営企業会計決算及び基金運用状況の審査意見書』 平成九年度 苦小牧市監査委員

（10）『苦小牧市公営企業会計決算及び基金運用状況の審査意見書』 昭和五十年 苦小牧市監査委員

（11）（12）（13）（14）『苦小牧市公営企業会計決算及び基金運用状況の審査意見書』 各年 苦小牧市監査委員

第二節 各種選挙

一、選挙の変遷

国政選挙　比例代表制は多くの有権者の意思が公平に反映されるようにと、比例区において各政党の得票率に
の　変　化　比例して当選者を決めるという制度で、昭和五十八年（一九八三）の参議院議員選挙から実施された。

この選挙は選挙区から七六人、比例代表から四八人を選ぶもので、比例代表制は政党があらかじめ提出した候補者
名簿によって、候補者ではなく政党に投票するもので、いわば拘束名簿式比例代表制と呼ばれるもので、投票数によ
り順次当選が決まるものである。参議院議員の定数は二五二人で、そのうち比例代表区選出が一〇〇人、選挙区選出
が一五二人で、三年ごとに半数が改選されることになった。

小選挙区比例代表並立制は　平成六年（九四）の選挙制度の改革によって衆議院議員選挙で実施されることになっ
たが、同八年（九六）の総選挙から従来の中選挙区制に代わって行なわれた。有権者が一人二票を持ち、総定数の一
定部分を小選挙区で、残りを比例代表区で別々に選挙するものである。総定数が五〇〇人で、小選挙区に三〇〇人、
比例代表区に二〇〇人配分され、比例代表区では全国一ブロックに分けて集計される。有権者は小選挙区では候補
者の名前を、比例代表区では政党の名前を書いて投票する。当選者は、小選挙区では一位の候補者が、比例代表区選
挙では政党の届けた名簿のなかからドント式によって決まる。また、小選挙区での立候補者は比例代表区にも同時に
登録のできる重複立候補が認められている。名簿届け出で政党は①国会議員を五人以上有すること、②直近の国政選

挙で二パーセント以上の得票率を獲得していること、③名簿登載者を定数の二割以上有すること、のいずれかの条件を満たす必要がある。

即日開票 選挙の結果を逸早く知りたいのは立候補者だけではなく、有権者にしても同様であったから、従来の採用の翌日開票が見直され、即日開票の気運が高まった。北海道では昭和五十一年（七六）十二月五日の衆議院議員選挙より一区と四区において一部都市部を除いて実施された。この結果、即日開票で一区では定員五人のうち三人が、四区でも五人のうち三人が当選、当確が出て、その効果はつきりと現われた。

しかしながら、即日開票には多くの人員と費用を要することから、人口の多い都市部ではなかなか実施に踏み切れないでいた。平成元年（八九）九月現在において、北海道では札幌、函館、小樽、旭川、釧路、帯広、北見、苫小牧、室蘭が即日開票を行なっていなかった。全国的にみても、東京都、神奈川県、埼玉県などが翌日開票であったが、即日開票が時代の趨勢となっていた。こうした事情から同年九月一日付けで北海道選挙管理委員会はまだ即日開票をしていない都市の選挙管理委員会に対して即日開票に移行するよう文書で要請があった。

これを受けた苫小牧市選挙管理委員会は次期衆議院議員選挙から実施する前提で協議を重ね、先進都市の視察調査も行なって、同二年（九〇）二月二日に開催した委員会において午後八時から総合体育館で実施することを決め、従来の翌日開票から即日開票に移行することを正式に決定したのである。

新聞を報ずる即日開票決定

公費負担 平成四年（九二）十二月に公職選挙法の一部が改正され、各自治体でも条例を制定することにより、制度の適用 公費負担制度の導入が可能となった。いわば金のかからない選挙を目指す政治改革の一環であった。公費負担が可能なのは選挙カーとポスター製作についてである。選挙カーについては、燃料代、運転手の人件費車両の借り上げ料、ポスターについては、告示時における掲示板の二倍以内の枚数であり、限度額については条例で定めることになっていた。

苫小牧市では平成七年（九五）の統一地方選挙から実施することになり、市議会各会派への打診を行ないながら、同六年（九四）六月には議員全員への説明会を行った。そして、十二月の市議会に「苫小牧市議会議員及び苫小牧市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の設定について」の議案が提出され、同月十五日の本会議で満場一致をもって議決した。この条例は同七年一月一日から施行され、次の市長、市議会議員選挙から適用された。

市は同七年度予算に市長選で二一八万円（二人分で一人当たり一〇九万円）、市議選で三、三三〇万円（四二人分で一人当たり約七九万円）、合計で三、五四八万円の限度額を計上した。この選挙では市長選では無投票のため〇円、市議選では一人当たり六二万一六六円であった。¹⁾

苫小牧市 昭和四十九年（七四）五月の苫小牧市選挙人名簿登録者数は男三万八、三八三人、女三万九、〇二の投票区 四人の計七万七、四〇七人、投票区は二八であったが、新興住宅街の広がり同年七月の参議院議員選挙時には八万人を突破するのではないかと予想された。このため市選挙管理委員会では参議院議員選挙に合わせ、清水小学校、光洋中学校、日新小学校投票場を新設して三一投票区とした。同五十二年（七七）七月の参議院議員選挙では新たに北星小学校が加わり、選挙区は三二となった。

苫小牧市は人口増加と市街地の拡大によって、選挙人登録者が増加し、それに合わせて投票区も増えていったが、

多くは公共施設や小中学校、町内会館が投票会場となった。ただ、これらの施設のないところでは道立職業訓練校、短期大学などが投票会場になっていた。

昭和五十七年（八二）十一月にはやまなみ分校を新設して、丸山小学校を廃止したので投票区三二には変化がなかった。同五十八年（八四）四月には地域職業訓練センターが新設され、苦小牧駒澤短期大学が廃止されて投票区は三二であった。同五十九年（八五）六月には美園小学校、北明野総合福祉会館、豊川小学校が新設され、美光町総合福祉会館、地域職業訓練センター、北大演習林が廃止され、投票区の数には変わりがなかった。同六十一年（八六）一月には西町総合福祉会館、糸井北第四町内会館、柏木町内会館が新設され、日軽糸井会館が廃止となって五年ぶりに二投票会場が増えて、三四投票区となった。その後は同六二年（八七）三月に道立高等職業訓練校が廃止され、代わって糸井小学校が加わったが、三四投票区には変わりがなかった。

平成元年（八九）七月には苦小牧市の選挙人名簿登録者数が男五万四、五〇八人、女五万八、五一八人、計一一万三、〇二三人となつて、二、〇〇〇人を超える増加となつた。このため明野柳町内会館、泉野小学校、ときわ総合福祉会館、沼ノ端中学校を新設して三八投票区となった。同五年（九三）には見山町福祉会館、明野中学校を新設したが、明野柳町内会を廃止したので、投票区は三九となった。同七年（九五）には明徳小学校、沼ノ端コミセンが新設され、沼ノ端総合福祉会館が廃止されて、投票区は四〇となった²⁾。

苦小牧市はその後も市街地の拡大に伴う人口増により、投票区の数も増える傾向にある。同一〇年（九八）九月の選挙人名簿登録者は男六万八、四五九人、女六万八、四五九人、計一三万二、八六三人であった。これは前年に比べると一、七二〇人が増え、伸び率は一・三一パーセント、全人口に対する有権者率は七七・一パーセントを占めていた。

最も多い投票区は、明野中学校が六、九二九人で、次いで日新小学校の六、〇三〇人、澄川小学校の五、一二二人、柏木町内会館の五、〇六八人の順で、いずれも郊外に広がった住宅街である。今後とも投票区の新設が必要となるであらう。

苦小牧市の選挙区、選挙人登録者の変化（昭和五十年以降）

昭和五十一年二月		平成元年九月		平成五年九月		平成十年九月	
投票会場	選挙人数	投票会場	選挙人数	投票会場	選挙人数	投票会場	選挙人数
苦小牧東小学校	四六六〇	苦小牧東小学校	三、七二九	苦小牧東小学校	三、三六九	苦小牧東小学校	三、〇六五
苦小牧東中学校	三、七五五	苦小牧東中学校	三、六三三	苦小牧東中学校	三、四二〇	苦小牧東中学校	三、三三四
若草小学校	二、三五四	若草小学校	一、五〇八	若草小学校	一、六五四	若草小学校	一、七三三
中野会館	四、五七六	新中野会館	四、三六六	新中野会館	四、〇二一	新中野会館	四、〇三三
公民館	三、四七〇	公民館	二、五九四	公民館	二、四一八	公民館	二、二四一
苦小牧西小学校	三、二八二	苦小牧西小学校	二、五四七	苦小牧西小学校	二、三四四	苦小牧西小学校	二、三〇三
弥生中学校	三、二六六	弥生中学校	二、七〇七	弥生中学校	二、五四四	弥生中学校	二、一七六
大成小学校	三、三〇五	大成小学校	二、七六九	大成小学校	二、七五一	大成小学校	二、六六六
北光小学校	五、一八五	西町福祉会館	三、五八四	西町福祉会館	三、四六八	西町福祉会館	三、四一七
啓北中学校	七、八六八	北光小学校	三、九三一	北光小学校	三、九一一	北光小学校	三、八八三
八区会館	二、七三二	啓北中学校	四、五四四	啓北中学校	四、四八二	啓北中学校	四、四一六
清水小学校	一、九二六	やまなみ分校	三、二二二	見山福祉会館	二、八四一	見山福祉会館	二、五九〇
すずらん保育園	一、七七三	八区福祉会館	二、三三〇	八区福祉会館	二、三二六	八区福祉会館	二、五九六
和光中学校	五、〇四四	清水小学校	一、八〇六	清水小学校	一、七一九	清水小学校	一、六六六
緑小学校	一、九九二	すずらん保育園	一、六八三	すずらん保育園	一、六九七	すずらん保育園	一、六八〇
住吉会館	二、八三五	和光中学校	四、〇三八	和光中学校	三、九一三	和光中学校	三、八九五
美光会館	三、五一一	緑小学校	二、五四八	緑小学校	三、八五〇	緑小学校	四、七五〇

苦小牧市史（追補編）

胸澤短大	二、六三〇	住吉福祉会館	二、三六六	住吉福祉会館	二、四八二	住吉福祉会館	二、五五二
光洋中学校	三、二八五	美園小学校	三、五〇〇	美園小学校	三、七五〇	美園小学校	三、八五〇
職業訓練校	二、五三七	新明福祉会館	五、〇五九	新明福祉会館	一、八八二	新明福祉会館	一、九九四
日軽会館	三、〇五一	光洋中学校	二、〇三四	明野中学校	五、一五〇	明野小学校	六、九二九
日新小学校	五、九九二	糸井小学校	四、三九七	光洋中学校	二、〇二五	光洋中学校	一、九九五
常盤会館	一、四一九	北星小学校	二、五五九	糸井小学校	四、五三二	糸井小学校	四、七四一
錦岡小学校	七九〇	豊川小学校	四、二五九	北星小学校	二、八二四	北星小学校	三、〇四三
錦岡公民館	三、一二二	しらかば会館	四、五二	豊川小学校	二、一一一	豊川小学校	二、三八〇
樽前小学校	五三八	日新小学校	五、三〇八	やまなみ分校	三、四二一	やまなみ分校	四、一二六
沼ノ端小学校	二、四二〇	柏木町内会館	五、六九三	しらかば会館	四、五五九	しらかば会館	四、六五四
勇弘公民館	三、一三一	澄川小学校	五、八〇〇	日新小学校	五、五二三	日新小学校	六、〇三〇
植苗小中学校	七三二	錦岡小学校	二、一七一	柏木町内会館	四、四一一	柏木町内会館	五、〇六八
大学演習林	四四五	樽前小学校	四、六三九	泉野小学校	二、七九五	泉野小学校	三、四四二
丸山小学校	四一	沼ノ端会館	六九六	澄川小学校	四、一二七	澄川小学校	五、一二二
		勇弘公民館	四、八二二	ときわ会館	二、九八八	ときわ会館	三、四〇五
		植苗小中学校	二、七三〇	錦岡小学校	二、五九〇	錦岡小学校	三、二六二
			一、一〇三	錦岡公民館	五、五七四	錦岡公民館	三、五九六
				樽前小学校	七、一四	明徳小学校	三、五五一
				沼ノ端会館	二、九八九	樽前小学校	七、二〇
				沼ノ端中学校	二、九七九	沼ノ端コミセン	四、七六三
				勇弘公民館	二、六五〇	沼ノ端中学校	三、四八二
				植苗小中学校	二、一九六	勇弘中学校	二、四一六
						植苗小中学校	一、三二五
（合計）	三二	三四	一一三、〇二六	三九	一二一、九五二	四〇	一三、八六三

『各選挙結果調』 各年 苫小牧市選挙管理委員会

各種選挙 苫小牧市における選挙は、国政選挙として衆議院議員選挙、参議院議員選挙、それに最高裁判所裁
 の投票率 判官国民審査があり、地方選挙には北海道知事、北海道議会議員、苫小牧市長、苫小牧市議会議員、
 それに苫小牧市農業委員、胆振海区漁業調整委員の選挙が行なわれている。本編では最高裁判所裁判官国民審査は除
 き、農業委員、海区漁業調整委員については関係編でふれることにする。

昭和五十年（七五）以降に行なわれた選挙で、最も高い投票率を示したのは同五十年（七五）四月二十七日
 に行なわれた苫小牧市長選挙で八四・三一パーセント、最も低かったのは同五十八年（八三）六月二十六日の参議院
 議員選挙で四九・一四パーセントで、本市では随一五〇パーセントを切るものであった。

選挙の関心度からいうと、苫小牧市長選挙、苫小牧市議会議員選挙、北海道知事選挙、北海道議会議員選挙、衆議
 院議員選挙、参議院議員選挙の順となる。ただ、市長選挙が無投票で決まる時には、市議会議員選挙でも平成三年
 （九一）四月二十一日では七〇・六六パーセント、同七年（九五）四月二十三日では六三・九七パーセントと極端に
 下がる傾向をもっている。

各種選挙投票結果一覧表

選挙期日	選挙の種類	投票場	有権者数			投票者数			投票率		
			男	女	計	男	女	計	男	女	計
昭和五〇・四・一三	北海道知事	三一	四二、六〇六	四三、一九四	八五、八〇〇	三五、〇三〇	三五、七二二	七〇、七四二	八・二	八・二	八・四
五〇・四・一三	北海道議会議員	三一	四二、六〇六	四三、一九四	八五、八〇〇	三五、〇〇七	三五、六九五	七〇、七〇二	八・一	八・一	八・四
五〇・四・二七	苫小牧市長	三一	四一、八八八	四二、五四	八四、四二二	三四、九〇二	二六、二六三	七一、一六五	八・三	八・三	八・四・三
五一・一二・二五	衆議院議員	三一	四五、一八九	四五、六九七	九〇、八八六	三五、〇七四	二五、八八八	七〇、九六二	七・七	七・八	七・八・一
五二・七・一〇	参議院議員地方区	三一	四六、〇〇二	四六、七〇五	九二、七〇七	三二、七九七	三二、二四四	六四、〇四一	六・九	六・九	六・九・〇

苦小牧市史（追補編）

昭和五・七・一〇	参議院議員全国区	三二	四六〇〇二	四六七〇五	九二、七〇七	三二、七九五	三三、五四四	六四〇三九	六九〇	六九〇
五四・四・八	北海道知事	三二	四七八五	四八八三	九六六五六	三七、六三三	三八九七三	七六、六〇六	七九八	七九二
五四・四・八	北海道議会議員	三二	四七八五	四八八三	九六六五六	三七、六三三	三八九四八	七六、五五八	七九二	七九二
五四・四・二三	苦小牧市長	三二	四七四二	四八四八六	九五九〇七	三八〇七三	三九八三二	七七、八九七	八一	八一
五四・四・二三	苦小牧市議会議員	三二	四七四二	四八四八六	九五九〇七	三八〇七三	三九八二二	七七、八九四	八一	八一
五四・一〇・七	衆議院議員	三二	四九〇四	四九九九七	九八九四一	三五、四七一	三六、六七八	七二、一四九	七三	七三
五四・六・二三	衆議院議員	三二	四九九二	五〇、九七二	一〇〇、八九三	三七、三八五	三八、五八三	七五、九六八	七四九	七五三
五四・六・二三	参議院議員地方区	三二	四九九二	五〇、九七二	一〇〇、八九三	三七、三七〇	三八、五七七	七五、九四七	七四八	七五二
五四・六・二三	参議院議員全国区	三二	四九九二	五〇、九七二	一〇〇、八九三	三七、三七〇	三八、五七七	七五、九四二	七四八	七五二
五四・四・一〇	北海道知事	三二	五一〇六八	五二、八四六	一〇五、九四一	四一、九〇一	四四、三八九	八六、二九〇	八〇四	八一
五四・四・一〇	北海道議会議員	三二	五一〇六八	五二、八四六	一〇五、九四一	四一、九〇一	四四、三八二	八六、二六八	八〇四	八一
五四・四・二四	苦小牧市長	三二	五一、二六	五二、一〇〇	一〇四、二六	四二、三三四	四五、四六二	八七、七三〇	八二七	八二
五四・四・二四	苦小牧市議会議員	三二	五一、二六	五二、一〇〇	一〇四、二六	四二、三三四	四五、四六二	八七、七三〇	八二七	八二
五四・六・二六	参議院選挙区議員	三二	五二〇〇五	五四、三二二	一〇六、七六	二六、〇二〇	二六、四四五	五二、四四五	四九五	四九二
五四・六・二六	参議院比例代表区議員	三二	五二〇〇五	五四、三二二	一〇六、七六	二六、〇二〇	二六、四四五	五二、四四五	四九五	四九二
五八・二・一八	衆議院議員	三二	五二、三八	五四、六九三	一〇七、五二	三三、六九五	三四、〇八七	六七、七八二	六三七	六三〇
六一・七・六	衆議院議員	三二	五二、三五七	五四、六九三	一〇七、五二	三三、六九五	三四、〇八七	六七、七八二	六三七	六三〇
六一・七・六	参議院選挙区議員	三二	五二、三五七	五四、六九三	一〇七、五二	三三、六九五	三四、〇八七	六七、七八二	六三七	六三〇
六一・七・六	参議院比例代表区議員	三二	五二、三五七	五四、六九三	一〇七、五二	三三、六九五	三四、〇八七	六七、七八二	六三七	六三〇
六二・四・一	北海道知事	三二	五二、〇八〇	五四、六五〇	一〇九、七三〇	四〇、三三七	四四、六四六	七八、一六五	七〇二	七一九
六二・四・一	北海道議会議員	三二	五二、〇八〇	五四、六五〇	一〇九、七三〇	四〇、三三七	四四、六四六	七八、一六五	七〇二	七一九
六二・四・二六	苦小牧市長	三二	五二、一五	五四、七七八	一〇七、八四三	四一、二八一	四六、三九二	八四、八五五	七五八	七八八
六二・四・二六	苦小牧市議会議員	三二	五二、一五	五四、七七八	一〇七、八四三	四一、二八一	四六、三九二	八四、八五五	七五八	七八八
元・七・二三	参議院選挙区議員	三八	五四四八〇	五五、七八一	一一三、〇六一	三七、六三〇	四一、六五九	七九、二八九	六九〇	七〇三
元・七・二三	参議院比例代表区議員	三八	五四四八〇	五五、七八一	一一三、〇六一	三七、六三〇	四一、六五九	七九、二八九	六九〇	七〇三
二・二・一八	衆議院議員	三八	五四五七六	五八、八八三	一一三、三八九	三九、九二四	四二、七八四	八三、六九八	七三二	七四四

『新聞切抜綴 苫小牧の選挙』昭和五十年〜平成十二年 苫小牧市史編集事務局より作成

平成	三・四・七	北海道知事	三八	五五二三	五九六三四	一一四八五六	三九一四六	四四五〇五	八三六五一	七〇八	七四六	七二八
	三・四・七	北海道議会議員	三八	五五二三	五九六三四	一一四八五六	三九一三四	四四五〇五	八三六五一	七〇八	七四六	七二八
	三・四・二一	苫小牧市長	三八	五四三一	五八八〇六	一一三一七	(無投票)	四一六八四	七九九六	六八五	七五	七〇六
	三・四・二一	苫小牧市議会議員	三八	五四三一	五八八〇六	一一三一七	(無投票)	四一六八四	七九九六	六八五	七五	七〇六
	四・七・二六	参議院選挙区議員	三八	五七一五九	六二七七八	一一八八九七	三二、五二	三四五七四	六八、〇五	五五一	五六〇	五五六
	四・七・二六	参議院比例代表区議員	三八	五七一五九	六二七七八	一一八八九七	三二、五七	三四五七三	六八、〇〇	五五一	五六〇	五五六
	五・七・一八	衆議院議員	三九	五八五四八	六三、〇三四	一一、五八二	三八四五三	四、七二五	八〇、二六八	六五六	六六一	六五九
	七・四・九	北海道知事	四〇	五九五四九	六三、九五二	一一三、五〇二	三八一三	四、九七二	八〇、〇九五	六四〇	六五六	六四八
	七・四・九	北海道議会議員	四〇	五九五四九	六三、九五二	一一三、五〇二	三八〇八二	四、九三四	八〇、〇六	六三九	六五五	六四八
	七・四・二三	苫小牧市長	四〇	五九五四	六三、九九	一一三、四六三	(無投票)	四、九三四	八〇、〇六	六三九	六五五	六四八
	七・四・二三	苫小牧市議会議員	四〇	五九五四	六三、九九	一一三、四六三	(無投票)	四、九三四	八〇、〇六	六三九	六五五	六四八
	七・七・二三	参議院選挙区議員	四〇	六一六三九	六五、六九六	一一七、三三五	二六、一九七	二七七八五	五三、九八二	四二五	四二三	四二三
	七・七・二三	参議院比例代表区議員	四〇	六一六三九	六五、六九六	一一七、三三五	二六、一八九	二七七八七	五三、九八六	四二五	四二三	四二三
	八・一〇・二〇	衆議院議員小選挙区	四〇	六一七五	六六、七〇六	一一九、四三二	三六、五二八	三九、一八八	七五、七〇六	五八二	五八七	五八五
	八・一〇・二〇	衆議院議員比例代表	四〇	六一七五	六六、七〇六	一一九、四三二	三六、五二九	三九、二八	七五、七〇七	五八二	五八七	五八五
	一〇・七・一二	参議院議員北海道区	四〇	六三三五九	六七、七八六	一二三、一三五	三六、八四四	三九、九四三	七六、七〇三	五七五	五八五	五八一
	一〇・七・一二	参議院議員比例代表	四〇	六三三五九	六七、七八六	一二三、一三五	三六、八五一	三九、九四三	七六、七〇三	五七五	五八五	五八一
	一一・四・一一	北海道知事	四〇	六三三五九	六七、七八六	一二三、一三五	三九、四九一	四三、九四	八三、四九七	六二四	六四七	六三三
	一一・四・一一	北海道議会議員	四〇	六三三五九	六七、七八六	一二三、一三五	三九、四九一	四三、九四	八三、四九七	六二四	六四七	六三三
	一一・四・二五	苫小牧市長	四〇	六三、二九	六七、七八六	一二〇、九八七	(無投票)	四四、三三八	八三、二八一	六七	六五四	六三六
	一一・四・二五	苫小牧市議会議員	四〇	六三、二九	六七、七八六	一二〇、九八七	(無投票)	四四、三三八	八三、二八一	六七	六五四	六三六
	一二・六・二五	衆議院議員小選挙区	四〇	六五、二九	六九、六八八	一二四、九七九	四三、五三四	四七、六七五	九二、〇〇九	六六六	六八四	六七五
	一二・六・二五	衆議院議員比例区	四〇	六五、二九	六九、六八八	一二四、九七九	四三、五三五	四七、六七〇	九二、〇一五	六六六	六八三	六七五

苫小牧市史（追補編）

苫小牧市選挙 苫小牧市選挙管理委員会は昭和二十一年（四六）十月八日に設置され、衆議院議員選挙、参議院管理委員会 議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査、北海道知事、北海道議会議員、苫小牧市長、苫小牧市議会議員、苫小牧市農業委員、胆振海区漁業調整委員、それに同二十七年（五二）まで北海道教育委員、同三十年（五五）まで苫小牧市教育委員の各選挙を行なってきた。さらに、住民の直接請求による請求者署名名簿の審査事務を行っている。

同四十九年（七四）九月からコンピュータにより永久選挙人名簿を調整し、事務の合理化を計り、平成二年（九〇）二月の衆議院議員選挙から翌日開票からは即日開票を実施している。

事務局については同二十一年（四六）十二月に設置され、事務局長は庶務課長、総務課長、総務部長の兼任であったが、同五十年（七五）七月から専任事務局長を置くようになった。また、選挙期間だけの出向、兼任は同三十四年（五九）から行なわれている。

同五十年の統一地方選挙の時には事務局長以下専任職員六人、兼任五人、出向八人の一九人体制であったが、平成七年（九五）の統一地方選挙の時には事務局長以下専任職員六人、出向・応援職員一〇人、臨時職員二二人の三八人体制であった。また、投票、開票事務には地域住民の協力を得て、市職員によつて行なわれている。

選挙管理委員会委員及び補充員名簿（第二二次以降）

(次)		(職名)	(氏名)	(任用年月日)	(解任年月日)	(備考)
第二二次	委員長	荒澤哲翁		昭和四七年二月二日	昭和五一年二月二日	任期満了
	職務代理者	沖幸一		昭和四七年二月二日	昭和五一年二月二日	任期満了
	委員	君嶋糾三		昭和四七年二月二日	昭和五一年二月二日	任期満了
	委員	中原伊勢藏		昭和四八年二月二日	昭和五一年二月二日	任期満了

第一次

[illegible]

第一四次

職務代理者	委員	二階堂	幸三	昭和五五年二月二日	昭和五九年二月二日	任期満了
委員	堀田	久美子	昭和五五年二月二日	昭和五九年二月二日	任期満了	
補充員	石井	清一	昭和五五年二月二日	昭和五九年二月二日	任期満了	
補充員	植木	聖子	昭和五五年二月二日	昭和五九年二月二日	任期満了	
補充員	吉川	忠利	昭和五五年二月二日	昭和五九年二月二日	任期満了	
補充員	二階堂	和子	昭和五五年二月二日	昭和五九年二月二日	任期満了	
委員	三上	徳博	昭和六一年三月一日	昭和六三年二月二日	任期満了	
補充員	三上	徳博	昭和五九年二月二日	昭和六一年三月一日	任期満了	
補充員	植木	聖子	昭和五九年二月二日	昭和六三年二月二日	任期満了	
職務代理者	委員	吉川	忠利	昭和五九年二月二日	昭和六三年二月二日	任期満了
職務代理者	委員	君嶋	糾三	昭和五九年二月二日	昭和六三年二月二日	任期満了
委員長	荒澤	哲翁	昭和五九年二月二日	昭和六三年二月二日	任期満了	
補充員	堀田	久美子	昭和五五年二月二日	昭和五九年二月二日	任期満了	
補充員	石井	清一	昭和五五年二月二日	昭和五九年二月二日	任期満了	
補充員	植木	聖子	昭和五五年二月二日	昭和五九年二月二日	任期満了	
補充員	吉川	忠利	昭和五五年二月二日	昭和五九年二月二日	任期満了	
補充員	二階堂	和子	昭和五五年二月二日	昭和五九年二月二日	任期満了	
補充員	三上	徳博	昭和六一年三月一日	昭和六三年二月二日	任期満了	
補充員	三上	徳博	昭和五九年二月二日	昭和六一年三月一日	任期満了	
補充員	植木	聖子	昭和五九年二月二日	昭和六三年二月二日	任期満了	

第一五次

職務代理者	君嶋 糾三	昭和五九年二月二日	昭和六三年二月二日	任期満了
委員	吉川 忠利	昭和五九年二月二日	昭和六三年二月一日	任期満了
委員	二階堂 和	昭和五九年二月二日	昭和六三年三月一日	死亡
委員	三上 徳博	昭和五九年三月一日	昭和六三年二月一日	任期満了
委員	三上 徳博	昭和五九年二月二日	昭和六一年三月四日	委員昇格
補充員	植木 聖子	昭和五九年二月二日	昭和六三年二月一日	任期満了

注(1) 『苦小牧民報』 平成七年六月十六日号 苦小牧民報社

(2) 『新聞切抜綴―苦小牧の選挙』 昭和五十年〜平成十二年 苦小牧市史編集事務局

二、国政選挙の結果

衆議院 衆議院議員選挙は昭和五十年(一九七五)以降において八回実施されている。苦小牧市は中選挙区議員選挙 制北海道四区に属し、定数は五人であったが、平成八年(九六)から小選挙区比例代表並立制で行なわれ、北海道は九区に分かれ、苦小牧市は九区に属し定数一人、北海道比例代表区の定数は九人である。なお、平成二年(九〇)二月の選挙から本市においても即時開票を実施している。

●第三四回衆議院議員選挙北海道四区得票数 (昭和五十一年(一九七六)十二月五日実施)

小平 忠 (民社党前)	当選	九五、一四一票
岡田 春 夫 (社会党前)	当選	九三、八六二票
篠田 弘 作 (自民党前)	当選	九一、〇三七票
池端 清 一 (社会党新)	当選	八四、四四一票
野村 光 雄 (公明党新)	当選	八一、三七六票
三枝 三 郎 (自民党前)	次点	七九、八五六票
外尾 静 子 (共産党新)		七六、〇〇五票

●第三五回衆議院議員選挙北海道四区得票数（昭和五十四年（一九七九）十月七日実施）

岡田 春夫（社会党前）	当選	八四、〇〇六票
三枝 三郎（自民党元）	当選	八三、六九五票
小平 忠（民社党前）	当選	七五、七〇九票
渡辺 省一（自民党新）	当選	七四、〇〇二票
高橋 辰夫（自民党新）	当選	七三、三七六票
外尾 静子（共産党新）	次点	七一、四三六票
池端 清一（社会党前）		七一、三四五票
野村 光雄（公明党前）		六九、七二六票

●第三六回衆議院議員選挙北海道四区得票数（昭和五十五年（一九八〇）六月二十二日実施）

池端 清一（社会党元）	当選	九〇、〇一三票
三枝 三郎（自民党前）	当選	七八、三三二票
高橋 辰夫（自民党前）	当選	七八、二六一票
渡辺 省一（自民党前）	当選	七七、九一八票
岡田 春夫（社会党前）	当選	七二、四六三票
外尾 静子（共産党新）	次点	六九、〇四一票
野村 光雄（公明党元）		六七、九二九票
小平 忠（民社党前）		六七、六四八票

●第三七回衆議院議員選挙北海道四区得票数（昭和五十八年（一九八三）十二月十八日実施）

小平 忠（民社党元）	当選	九二、一五六票
池端 清一（社会党前）	当選	八六、八三七票
岡田 春夫（社会党前）	当選	八六、七二六票
渡辺 省一（自民党前）	当選	七七、六九六票
高橋 辰夫（自民党前）	当選	七二、一二三票
三枝 三郎（自民党前）	次点	六九、七五八票
外尾 静子（共産党新）		六七、七〇八票

●第三八回衆議院議員選挙北海道四区得票数（昭和六十一年（一九八六）七月六日実施）

高橋 辰夫（自民党前）	当選	一〇〇、二九七票
鳩山 由紀夫（自民党新）	当選	九三、〇〇一票
池端 清一（社会党前）	当選	八七、六〇三票
中沢 健次（社会党新）	当選	八七、五三九票
渡辺 省一（自民党前）	当選	八四、六二六票
小平 忠（民社党前）	次点	八三、〇二二票
島垣 正信（共産党新）		四一、〇五一票

●第三九回衆議院議員選挙北海道四区得票数（平成二年（一九九〇）二月十八日実施）

池端 清一（社会党前）	当選	一〇二、五五三票
-------------	----	----------

中 沢 健 次（社会党前）	当選	一〇一、九八二票
鳩 山 由紀夫（自民党前）	当選	八五、五一六票
小 平 忠 正（民社党新）	当選	八五、二一〇票
渡 辺 省 一（自民党前）	当選	八一、七九三票
高 橋 辰 夫（自民党前）	次点	七七、七七二票
島 垣 正 信（共産党新）		四五、一九九票

●第四〇回衆議院議員選挙北海道四区得票数（平成五年（一九九三）七月十八日実施）

鳩 山 由紀夫（さがけ前）	当選	一一一、八二四票
高 橋 辰 夫（自民党元）	当選	八一、三三四票
池 端 清 一（社会党前）	当選	七三、四三三票
渡 辺 省 一（自民党前）	当選	七三、四一〇票
小 平 忠 正（民社党前）	当選	七一、九九三票
中 沢 健 次（社会党前）	当選	六三、二七九票
紙 智 子（共産党新）	当選	五五、四五七票

●第四一回衆議院議員選挙小選挙区九区（平成八年（一九九六）十月二十日実施）

鳩 山 由紀夫（民主党前）	当選	一一〇、三〇五票
高 橋 辰 夫（自民党前）	次点	九四、七〇〇票
紙 智 子（共産党新）		二七、〇五八票

●同比例代表北海道ブロック

鈴木 宗 男（自民党前） 当選

吉川 貴 盛（自民党新） 当選

佐藤 孝 行（自民党前） 当選

鰐 渕 俊 之（新進党新） 当選

丸 谷 佳 織（新進党新） 当選

池 端 清 一（民主党前） 当選

中 沢 健 次（民主党元） 当選

金 田 誠 一（民主党前） 当選

児 玉 健 次（共産党元） 当選

●第四二回衆議院議員選挙小選挙区九区（平成十二年（二〇〇〇）六月二十五日実施）

鳩 山 由紀夫（民社党前） 当選 一三一、五〇〇票

岩 倉 博 文（自民党新） 次点 一二八、九七五票

田 沢 裕 一（共産党新） 九、八四九票

●同比例代表北海道ブロック

鈴木 宗 男（自民党前） 当選

岩 倉 博 文（自民党新） 当選

中 沢 健 次（民社党前） 当選

金田 誠一（民社党前）	当選
三井 辨雄（民社党新）	当選
丸谷 佳織（公明党前）	当選
児玉 健次（共産党前）	当選
山内 恵子（社民党新）	当選

参議院 参議院議員選挙は三年毎に半数を選出しているが、昭和五十年（七五）以降において八回行なわれ議員選挙 ている。当初は地方区、全国区により選出していたが、同五十八年（八三）六月の選挙から公職選挙法の改正による、選挙区選挙、比例代表選挙によって行なわれている。

なお、平成四年（九二）七月の選挙から本市においても即日開票を実施している。

●第一一回参議院議員通常選挙北海道地方区（昭和五十二年（一九七七）七月十日実施）

北 修 二（自民党新）	当選	五四四、七二五票	全国区	町村	金 五（自民党前）	当選
中村 啓 一（自民党新）	当選	四九二、三六五票				
丸谷 金 保（社会党新）	当選	四二四、六八六票				
川村 清 一（社会党現）	当選	三四六、一一一票				
鯉 登 義 夫（公明党新）	次点	三三四、五二〇票				
坂東 義 教（新自由ク新）		三三四、七二六票				
児玉 健 次（共産党新）		二二九、四一六票				
浅沼 宏 充（無所属新）		四、六六三票				

東 正 博 (無所属新)

三、六二七票

●第二回参議院議員通常選挙北海道地方区 (昭和五十五年 (一九八〇) 六月二十二日実施)

高 木 正 明 (自民党新) 当選 五八八、一〇〇票

岩 本 政 光 (自民党新) 当選 五五〇、五三一票

対 馬 孝 且 (社会党現) 当選 四三一、七七〇票

小笠原 貞 子 (共産党現) 当選 四三一、〇〇六票

坂 下 堯 (社会党新) 次点 四〇八、二四一票

相 沢 武 彦 (公明党現) 四〇五、九六四票

坂 本 拓 (諸 派新) 一九、一五七票

●第一三回参議院議員通常選挙北海道選挙区 (昭和五十八年 (一九八三) 六月二十六日実施)

北 修 二 (自民党現) 当選 六一二、三九〇票 比例代表 高 桑 栄 松 (公明党新) 当選

菅 野 久 光 (社会党新) 当選 三九六、一五九票 堂 垣 内 尚 弘 (自民党新) 落選

丸 谷 金 保 (社会党現) 当選 三八三、七〇四票 山 口 哲 夫 (社会党新) 落選

工 藤 万 砂 美 (自民党新) 当選 三六七、三九二票

児 玉 健 次 (共産党新) 次点 二四四、三七〇票

吉 田 行 儀 (民社党新) 一五六、五八二票

前 谷 宏 (無所属新) 三一、九一八票

●第一四回参議院議員通常選挙北海道選挙区 (昭和六十一年 (一九八六) 七月六日実施)

苦小牧市史（追補編）

対馬孝且（社会党現） 当選 六四〇、二二九票 比例代表 山口哲夫（社会党新） 当選

岩本政光（自民党現） 当選 五八二、八二八票

高木正明（自民党現） 当選 五七五、四一七票

小笠原貞子（共産党現） 当選 四九四、五四五票

土田弘（無所属新） 次点 四六二、七三三票

野上ふさ子（みどり新） 三三、六三一票

合田純二（社労党新） 二四、〇八八票

戸辺利平（無所属新） 二二、六〇一票

●第一五回参議院議員通常選挙北海道選挙区（平成元年（一九八九）七月二十四日実施）

竹村泰子（無所属新） 当選 七二七、〇一五票 比例代表 高桑栄松（公明党現） 当選

菅野久光（社会党現） 当選 七〇九、〇六四票

北修二（自民党現） 当選 四九六、三三六票

高崎裕子（共産党新） 当選 四五三、一〇三票

工藤万砂美（自民党現） 次点 四一六、四〇八票

山下恵美子（諸派新） 二三、六三三票

苦和三（無所属新） 一七、八一八票

前谷宏（無所属新） 一五、六八五票

八嶋英俊（諸派新） 六、三三三票

●第一六回参議院議員通常選挙北海道選挙区（平成四年（一九九二）七月二十七日実施）

風間 ひさし（公明党新） 当選 五〇〇、七二七票 比例代表 山口 哲夫（社会党現） 当選

中尾 則 幸（無所属新） 当選 四二四、八一八票

峰崎 直 樹（社会党新） 当選 四二〇、九九四票

高木 正 明（自民党現） 当選 三八九、三二七票
・初のアイヌ民族候補の萱野茂（社会党新）は次

岩本 政 光（自民党現） 次点 三八一、〇八九票
点となったが、同党当選者が死亡したため、平成

猪狩 康 代（共産党新） 三三四、八四〇票
六年八月五日に繰り上げ当選となった。

前谷 宏（無所属新） 一五、一六六票

森 信 之（諸 派新） 一三、三〇一票

●第一七回参議院議員通常選挙北海道選挙区（平成七年（一九九五）七月二十三日実施）

菅野 久 光（社会党現） 当選 五六三、〇二九票 比例代表 橋本 聖子（自民党新） 当選

小川 勝 也（新進党新） 当選 五一一、一三九票 竹村 泰子（社会党現） 当選

木本 由 孝（自民党新） 次点 四八八、八〇七票 加藤 修一（新進党新） 当選

高崎 裕 子（共産党現） 三九二、七四四票 佐藤 道夫（二院ク新） 当選

吉野 悦 子（諸 派新） 四〇、一〇六票

前谷 宏（無所属新） 二一、七一一票

●第一八回参議院議員通常選挙北海道選挙区（平成十年（一九九八）七月十二日実施）

峰崎 直 樹（民主党現） 当選 八〇四、六一一票 比例代表 風間 ひろし（公明現） 当選

中川義雄（自民党新）	当選	七二三、七八六票	中尾則幸（民主党現）	落選
紙智子（共産党新）	次点	六〇五、一一九票	山口哲夫（新社会現）	落選
小野健太郎（自由党新）		一六一、五〇五票		
萱野志朗（社民党新）		一四六、一五九票		
水由正美（新社会新）		三四、三七四票		
沢田健一（諸派新）		三三、三九〇票		
松川凉子（諸派新）		三二、五五七票		
村田秀夫（無所属新）		二八、四八〇票		
千代信人（諸派新）		七、二四九票		

三、地方選挙の結果

北海道知事 昭和五十年（一九七五）以降において北海道知事選挙は六回行なわれた。同四十六年（七一）四月選 挙 に初当選した堂垣内尚弘（保守系無所属）が同五十年（七五）四月、同五十四年（七九）四月の統一地方選挙でも勝ち、三期一二年間知事を務めた。

同五十八年（八三）四月の統一地方選挙では二四年ぶりに革新系の横路孝弘が勝って、三期一二年間知事を務め、平成七年（九五）には引退した。同年四月九日の知事選挙には副知事の堀達也（社会党・公明・新進党推薦）が自民党、自由連合、さががけなどの推す伊東秀子を破って初当選した。同十一年（九九）四月十二日の統一地方選挙では再選を目指して堀知事が逸早く立候補を表明し、前回自民党等が推薦した伊東秀子が無所属で出馬し、共産党推薦の

佐藤誠一の三人が立候補した。道政史初の民社、公明、社民、自民の相乗り推薦をうけた堀が当選した。
なお、平成三年（九二）四月の選挙から本市においても即日開票が実施された。

●第八回統一地方選 知事選挙（昭和五十年（一九七五）四月十三日実施）

堂垣内 尚 弘（無所属現） 当選 一、六二八、八三八票

五十嵐 広 三（無所属新） 次点 一、三二四、一九七票

●第九回統一地方選 知事選挙（昭和五十四年（一九七九）四月八日実施）

堂垣内 尚 弘（無所属現） 当選 一、七三二、三七四票

五十嵐 広 三（無所属新） 次点 一、三二〇、二二三票

坂本 和 一四、七三三票

●第一〇回統一地方選 知事選挙（昭和五十八年（一九八三）四月十日実施）

横路 孝 弘（無所属新） 当選 一、五九七、五九〇票

三上 顕一郎（無所属新） 次点 一、五二六、二三〇票

広谷 陸 男（無所属新） 一三六、六二九票

●第十一回統一地方選 知事選挙（昭和六十二年（一九八七）四月十二日実施）

横路 孝 弘（無所属現） 当選 二、一一〇、七三〇票

松浦 昭（無所属新） 次点 八八七、三〇六票

山辺 富也（無所属新） 一二五、六〇四票

●第十二回統一地方選 知事選挙（平成三年（一九九二）四月七日実施）

苦小牧市史（追補編）

横路 孝弘（無所属現） 当選 二、〇五四、四五三票

佐藤 静雄（無所属新） 次点 七四四、二三六票

斎藤 敏夫（無所属新） 一三一、一四三票

都築 利夫（無所属新） 一二、七一五票

●第三回統一地方選 知事選挙（平成七年（一九九五）四月九日実施）

堀 達也（無所属新） 当選 一、六三六、三六〇票

伊東 秀子（無所属新） 次点 七六六、六五七票

三浦 雄一郎（無所属新） 一九一、〇九九票

甲斐 基男（無所属新） 一六九、七一五票

三沢 道男（無所属新） 四一、六四七票

●第一四回統一地方選 知事選挙（平成十一年（一九九九）四月十一日実施）

堀 達也（無所属現） 当選 一、五九三、二五一票

伊東 秀子（無所属新） 次点 八一〇、一八七票

佐藤 誠一（無所属新） 三七四、九三一票

『選挙管理の概要』 平成五年 苦小牧市選挙管理委員会、『苦小牧民報』 各年 苦小牧民報社より作成

北海道議会 北海道議会議員選挙についても北海道知事選挙同様に昭和五十年（七五）以降六回行なわれており、

議員選挙 市部選出の苦小牧市の定数は従来二人（五万人に一人の割）であったが、本市の人口増加にともない

平成三年（九一）四月の選挙から定数三人となっている。

なお、平成三年（九二）四月の選挙から本市においても即日開票を実施している。

●第八回統一地方選 北海道議会議員選挙苫小牧市（昭和五十年（一九七五）四月十三日実施）

宮 本 義 勝（自民党現）	当選	二七、四五五票
合 坪 正 三（社会党現）	当選	一九、〇二四票
橋 浪 蔵（無所属新）	次点	一七、二六二票
石 川 孝 雄（共産党新）		六、三〇二票

●第九回統一地方選 北海道議会議員選挙苫小牧市（昭和五十四年（一九七九）四月十三日実施）

宮 本 義 勝（自民党現）	当選	二三、八九七票
橋 浪 蔵（無所属新）	当選	二一、七一六票
大 平 盛 雄（社会党新）	次点	二〇、三六二票
野津手 幸 一（無所属新）		六、九八〇票
葛 西 実（共産党新）		三、〇二〇票

●第一〇回統一地方選 北海道議会議員選挙苫小牧市（昭和五十八年（一九八三）四月十日実施）

大 平 盛 雄（社会党現）	当選	二七、〇四三票
橋 浪 蔵（無所属現）	当選	二二、〇〇七票
角 野 毅（自民党新）	次点	二〇、〇七四票
野津手 幸 一（無所属新）		一〇、九八三票
秋 保 ティ子（共産党新）		五、三三八票

● 第一一回統一地方選 北海道議会議員選挙苦小牧市（昭和六十二年（一九八七）四月十二日実施）

大平盛雄（社会党現）	当選	三一、五五七票
橋浪藏（自民党現）	当選	二一、九二二票
野津手幸一（無所属新）	次点	二一、六八三票
秋保テイ子（共産党新）		五、八九九票

● 第二二回統一地方選 北海道議会議員選挙苦小牧市（平成三年（一九九一）四月七日実施）

大平盛雄（社会党現）	当選	二〇、三六〇票
橋浪藏（自民党現）	当選	一七、四七七票
板谷實（無所属新）	当選	一六、七三〇票
野津手幸一（無所属新）	次点	一三、七三三票
望月紘（無所属新）		一二、一三八票
杉原奎子（無所属新）		一、八七六票
● 第三三回統一地方選 北海道議会議員選挙苦小牧市（平成七年（一九九五）四月九日実施）		
板谷實（無所属現）	当選	二〇、一五四票
大平盛雄（社会党現）	当選	一八、九三七票
橋浪藏（無所属現）	当選	一八、三九八票
野津手幸一（自民党新）	次点	一三、九四三票
石川孝雄（共産党新）		七、四五六票

●第一四回統一地方選 北海道議会選挙選挙苦小牧市（平成十一年（一九九九年）四月十一日実施）

板谷 實（無所属現）	当選	二〇、六六〇票
沖田 龍児（民主党新）	当選	一八、四二六票
遠藤 連（無所属新）	当選	一七、一三三票
野津手 幸一（自民党新）	次点	一六、二八六票
川尾 健二（共産党新）		九、七九五票

『選挙管理の概要』 平成五年 苦小牧市選挙管理委員会、『苦小牧民報』 各年 苦小牧民報社より作成

苦小牧市長 昭和五十年（七五）以降において苦小牧市長選挙は六回行なわれた。同三十八年（六三）四月の選挙 市長選に初当選した大泉源郎は、その後の選挙でも連続当選を果たし、五期二〇年間市長を務め、同五十八年（八三）四月に引退した。

同五十八年四月二十四日の市長選挙は無所属三人、共産党一人が立候補し、激しい選挙戦を展開したが、無所属で公明党、民社党の推す板谷實が中道票、中小企業経営者、青年、婦人層を固めて当選し、民間出身市長の誕生となった。しかし、次の選挙では前回次点だった革新系の鳥越忠行に大差で破れ一期だけで退陣した。

同六十二年（八七）四月二十六日の市長選挙で前市長を大差で破って初当選した鳥越は平成三年（九一）四月、同七年（九五）四月、同十一年（九九）四月の選挙ではいずれも無投票で当選を決めた。苦小牧市長の無投票当選は昭和三十四年（五九）四月の田中正太郎市長以来のことで、田中二回、鳥越三回の計五回である。

なお、市長選挙に限って昭和五十年（七五）四月以来本市では○記号式で投票が行なわれている。（第一編『各市長の引退と登場』参照）

苦小牧市史（追補編）

●第八回統一地方選 苦小牧市長選挙（昭和五十年（一九七五）四月二十七日実施）

大泉源 郎（無所属現） 当選 四〇、九六七票
神谷与四郎（無所属新） 次点 二九、八三三票

●第九回統一地方選 苦小牧市長選挙（昭和五十四年（一九七九）四月二十二日実施）

大泉源 郎（無所属現） 当選 三七、七三四票
小田桐 末 吉（無所属新） 次点 三五、三七〇票
山口 照 和（無所属新） 四、三三三票

●第一〇回統一地方選 苦小牧市長選挙（昭和五十八年（一九八三）四月二十四日実施）

板谷 實（無所属新） 当選 三三、六〇八票
鳥越 忠 行（無所属新） 次点 三一、四五五票
島 美樹二（無所属新） 一九、五四四票
川 島 登（共産党新） 二、七八六票

●第一一回統一地方選 苦小牧市長選挙（昭和六十二年（一九八七）四月二十六日実施）

鳥越 忠 行（無所属新） 当選 五一、二二五票
板谷 實（無所属現） 次点 三五、三二七票

●第一二回統一地方選 苦小牧市長選挙（平成三年（一九九一）四月十四日告示）

鳥越 忠 行（無所属現） 無投票当選

●第一三回統一地方選 苦小牧市長選挙（平成七年（一九九五）四月十七日告示）

鳥越 忠行（無所属現） 無投票当選

●第一四回統一地方選 苫小牧市長選挙（平成十一年（一九九九）四月十八日告示）

鳥越 忠行（無所属現） 無投票当選

（選挙管理の概要） 平成五年 苫小牧市選挙管理委員会等より作成

苫小牧市議 昭和五十年（七五）以降における苫小牧市議会議員選挙は六回行なわれている。定数は一時増員の

会議員選挙 話もあつたが、現行どおり三六人としている。この定数に対して立候補者数は同五十年（七五）には四八人、同五十四年（七九）には四四人、同五十八年（八三）には四一人、同六十二年（八七）には三九人、平成三年（九一）には四一人、同七年（九五）には三九人、同十一年（九九）には四〇人であり、少数での争いになっている。

なお、同三年（九一）四月の選挙から本市においても即日開票を実施している。

●第八回統一地方選 苫小牧市議会議員選挙（昭和五十年（一九七五）四月二十七日実施）

1 角野 毅（自民党現）	当選	三、五四三票	8 本間 敏幸（自民党現）	当選	一、八八三票
2 青野 春夫（自民党現）	当選	二、三一〇票	9 須藤 圭造（無所属現）	当選	一、八七〇票
3 加藤 啓子（社会党現）	当選	二、一五七票	10 田村 茂雄（自民党現）	当選	一、八五九票
4 小島 啓道（無所属新）	当選	二、一〇八票	11 今野 豊（無所属現）	当選	一、八三六票
5 望月 昭七（無所属現）	当選	二、〇四五票	12 本波 博（無所属現）	当選	一、八〇五票
6 木村 寿治郎（自民党元）	当選	一、九一八票	13 木戸 富雄（公明党新）	当選	一、七八七票
7 本間 信一（無所属新）	当選	一、九一二票	14 鳥越 忠行（社会党新）	当選	一、七三〇票

苫小牧市史（追補編）

15 三 海 静 夫（無所属現）	当選	一、七二三票	32 五十嵐 英 一（社会党新）	当選	一、二七〇票
16 戸 部 卯 吉（民社党現）	当選	一、七一八票	33 野津手 幸 一（無所属新）	当選	一、二三九票
17 今 田 勝 義（無所属現）	当選	一、六五六票	34 藤 瀬 愿（共產党現）	当選	一、二二四票
18 五十嵐 泰（社会党現）	当選	一、六四九票	35 宇 佐 吉 雄（社会党現）	当選	一、一八六票
19 中 村 重 信（自民党現）	当選	一、六三七票	36 桜 庭 一 二（無所属現）	当選	一、一八一票
20 三 浦 英 一（無所属現）	当選	一、五五三票	37 荒 正（社会党現）	次点	一、一六〇票
21 笹 谷 博（公明党現）	当選	一、五一六票	38 畑 宣 佳（社会党現）		一、一五八票
22 森 田 勇（無所属現）	当選	一、五一四票	39 鹿 野 昭 治（無所属新）		一、一五八票
23 高 橋 清 孝（公明党現）	当選	一、四九四票	40 大 西 幸 雄（無所属新）		一、一三八票
24 田 原 賢 蔵（社会党現）	当選	一、四九一票	41 須 崎 岩 尾（無所属現）		一、一二五票
25 常 野 広 昭（共產党現）	当選	一、四六七票	42 竹 田 鉄 夫（社会党現）		一、〇九六票
26 大 平 盛 雄（社会党現）	当選	一、四五九票	43 小 林 克 也（社会党新）		九〇六票
27 吉 岡 透（自民党新）	当選	一、四四六票	44 高 野 丈 夫（無所属元）		八六一票
28 鎌 田 久 義（公明党現）	当選	一、三九七票	45 山 口 正 治（無所属新）		七三一票
29 田 村 繁（民社党現）	当選	一、三九一票	46 松 岡 一 敏（無所属新）		七三〇票
30 大 門 孝 之（共產党新）	当選	一、三七四票	47 平 田 米 男（無所属新）		七二五票
31 酒 井 武（自民党元）	当選	一、三五六票	48 柳 田 吉 夫（無所属新）		二三三票

● 第九回統一地方選 苫小牧市議会議員選挙（昭和五十四年（一九七九）四月二十二日実施）

1 青野春夫(自民党現)	当選	二、七一〇票	19 田原賢藏(社会党現)	当選	一、八三〇票
2 名越晴男(無所属新)	当選	二、五八四票	20 阿部善一(無所属新)	当選	一、八二四票
3 千葉賢吉(無所属新)	当選	二、五一〇票	21 鹿野昭治(自民党新)	当選	一、八二〇票
4 沖田龍児(社会党新)	当選	二、四八五票	22 田村繁(民社党現)	当選	一、八一四票
5 佐川敏朗(無所属新)	当選	二、三六一票	23 小島啓道(無所属現)	当選	一、八一〇票
6 戸部卯吉(民社党現)	当選	二、二二六票	24 高橋清孝(公明党現)	当選	一、七九二票
7 望月昭七(無所属現)	当選	二、一七一票	25 須藤圭造(無所属現)	当選	一、七三八票
8 本田健吾(無所属新)	当選	二、一二三票	26 今田勝義(民社党現)	当選	一、七二八票
9 田村茂雄(自民党現)	当選	二、一一五票	27 木戸富雄(公明党現)	当選	一、七一四票
10 畑宣佳(社会党元)	当選	二、一〇四票	28 五十嵐泰(社会党現)	当選	一、七〇〇票
11 森田勇(無所属現)	当選	二、〇六五票	29 笹谷博(公明党現)	当選	一、六二二票
12 鳥越忠行(社会党現)	当選	二、〇五七票	30 鎌田久義(公明党現)	当選	一、六一四票
13 木村聡(社会党新)	当選	二、〇二五票	31 長谷川新之助(無所属新)	当選	一、六一〇票
14 本波博(無所属現)	当選	二、〇〇一票	32 本間信一(無所属現)	当選	一、五八〇票
15 加藤啓子(社会党現)	当選	一、九八四票	33 坂本昭吉(社会党新)	当選	一、五一一票
16 木村寿治郎(自民党現)	当選	一、九四八票	34 五十嵐英一(社会党現)	当選	一、四一四票
17 本間敏幸(自民党現)	当選	一、八九五票	35 常野広昭(共産党現)	当選	一、三七九票
18 吉岡透(自民党現)	当選	一、八九二票	36 今野豊(無所属現)	当選	一、三〇一票

苦小牧市史（追補編）

37	桜庭 一二（自民党現）	次点	一、二九六票	41	室谷 孝枝（共産党新）	一、一六六票	
38	石川 孝雄（共産党新）		一、二三七票	42	須崎 岩尾（社民連元）	九四六票	
39	佐藤 正太郎（無所属新）		一、一八〇票	43	菊地 惇（新自く新）	七四〇票	
40	大門 孝之（共産党現）		一、一七〇票	44	五藤 義正（社民連元）	五六〇票	
●第一〇回統一地方選 苦小牧市議會議員選挙（昭和五十八年（一九八三）四月二十四日実施）							
1	上原 毅（民社党新）	当選	三、二七一票	14	佐川 敏朗（無所属現）	当選	二、四四六票
2	岸本 勝保（無所属新）	当選	二、九六五票	15	千葉 賢吉（無所属現）	当選	二、四三六票
3	沖田 龍児（社会党現）	当選	二、八八〇票	16	須藤 圭造（無所属現）	当選	二、四三二票
4	戸部 英一（無所属新）	当選	二、八三二票	17	田原 賢藏（社会党現）	当選	二、三九八票
5	本波 博（無所属現）	当選	二、七六六票	18	君成田 満善（公明党新）	当選	二、三一九票
6	名越 晴男（無所属現）	当選	二、七三三票	19	石川 孝雄（共産党新）	当選	二、二九一票
7	加藤 啓子（社会党現）	当選	二、六三〇票	20	田村 茂雄（自民党現）	当選	二、二二九票
8	木村 聡（社会党現）	当選	二、六二七票	21	五十嵐 泰（社会党現）	当選	二、〇二八票
9	望月 昭七（無所属現）	当選	二、六一九票	22	高橋 清孝（公明党現）	当選	二、〇一二票
10	本田 健吾（無所属現）	当選	二、六一七票	23	伊藤 昇（社会党新）	当選	二、〇一〇票
11	中島 久栄（公明党新）	当選	二、五八八票	24	今田 勝義（無所属現）	当選	一、九六九票
12	本間 信一（無所属現）	当選	二、四九一票	25	常野 広昭（共産党現）	当選	一、九六四票
13	木戸 富雄（公明党現）	当選	二、四六〇票	26	畑宣 佳（社会党現）	当選	一、九二八票

● 第一回統一地方選 苫小牧市議会議員選挙 (昭和六十二年(一九八七)四月二十六日実施)

27 萩原 勉 (自民党新)	当選	一、九一八票	35 畠山 忠弘 (共産党新)	当選	一、六九七票
28 吉岡 透 (自民党現)	当選	一、九一〇票	36 阿部 善一 (自民党現)	当選	一、六九〇票
29 森田 勇 (無所属現)	当選	一、八四一票	37 渡部 幸治 (無所属新)	次点	一、二七九票
30 坂本 昭吉 (社会党現)	当選	一、八〇六票	38 谷川 芳一 (無所属新)		一、二二二票
31 鹿野 昭治 (自民党現)	当選	一、八〇二票	39 菊地 惇 (無所属新)		九〇七票
32 木村 寿治郎 (自民党現)	当選	一、七八二票	40 佐藤 辰雄 (自民党新)		八五八票
33 長谷川 新之助 (自民党現)	当選	一、七四六票	41 栄 政一 (無所属新)		八三二票
34 本間 敏幸 (自民党現)	当選	一、七三五票			
1 岸 本勝保 (自民党現)	当選	三、〇五四票	10 千葉 賢吉 (自民党現)	当選	二、五九二票
2 上原 毅 (民社党現)	当選	三、〇〇一票	11 木村 聡 (社会党現)	当選	二、五八七票
3 木戸 富雄 (公明党現)	当選	二、七四五票	12 笹谷 真一 (公明党新)	当選	二、五五一票
4 本田 健吾 (無所属現)	当選	二、七二二票	13 谷沢 敏宏 (公明党新)	当選	二、四八二票
5 加藤 啓子 (社会党現)	当選	二、七一〇票	14 須田 和夫 (民社党新)	当選	二、四八〇票
6 小林 洋一 (無所属新)	当選	二、七〇九票	15 名越 晴男 (民社党現)	当選	二、四〇二票
7 戸部 英一 (民社党現)	当選	二、六五七票	16 吉田 正義 (自民党新)	当選	二、三七〇票
8 沖田 龍児 (社会党現)	当選	二、六二八票	17 木村 寿治郎 (自民党現)	当選	二、三四〇票
9 本波 博 (民社党現)	当選	二、六〇八票	18 望月 昭七 (無所属現)	当選	二、二六九票

19 中 島 久 栄（公明党現） 当選	二、二六四票	30 本 間 信 一（民社党現） 当選	一、八八三票
20 君成田 満 善（公明党現） 当選	二、一四九票	31 石 川 孝 雄（共産党現） 当選	一、八七二票
21 高 橋 哲 夫（無所属新） 当選	二、一三八票	32 室 谷 孝 枝（共産党新） 当選	一、八六九票
22 畠 山 忠 弘（共産党現） 当選	二、〇七二票	33 吉 岡 透（自民党現） 当選	一、七六五票
23 五十嵐 泰（社会党現） 当選	二、〇五八票	34 長谷川 新之助（自民党現） 当選	一、七二四票
24 谷 川 芳 一（無所属新） 当選	二、〇一二票	35 常 野 広 昭（共産党現） 当選	一、六九九票
25 田 原 賢 藏（社会党現） 当選	二、〇〇〇票	36 伊 藤 昇（社会党現） 当選	一、六九七票
26 佐 川 敏 朗（無所属現） 当選	一、九九九票	37 池 田 勇 雄（自民党新） 次点	一、六九一票
27 畑 宣 佳（社会党現） 当選	一、九八二票	38 萩 原 勉（自民党現）	一、六一一票
28 坂 本 昭 吉（社会党現） 当選	一、九七九票	39 鹿 野 昭 治（自民党現）	一、五三〇票
29 今 田 勝 義（自民党現） 当選	一、九六五票		

● 第一二回統一地方選 苦小牧市議会議員選挙（平成三年（一九九一）四月二十一日実施）

1 守 屋 久 義（民社党新） 当選	二、八八四票	7 遠 藤 連（無所属新） 当選	二、三九六票
2 山 中 保（民社党新） 当選	二、八三三票	8 谷 沢 敏 宏（公明党現） 当選	二、三五九票
3 田 村 龍 治（社会党新） 当選	二、五一七票	9 中 島 久 栄（公明党現） 当選	二、三三五票
4 本 田 健 吾（無所属現） 当選	二、四九三票	10 萩 原 勉（無所属前） 当選	二、二五六票
5 木 戸 富 雄（公明党現） 当選	二、四七三票	11 千 葉 賢 吉（自民党現） 当選	二、二〇六票
6 戸 部 英 一（民社党現） 当選	二、四〇三票	12 笹 谷 真 一（公明党現） 当選	二、一五八票

13 田原賢藏 (社会党現)	当選	二、〇七二票	28 畠山忠弘 (共産党現)	当選	一、七二一票
14 上原毅 (民社党現)	当選	二、〇四四票	29 鹿野昭治 (自民党前)	当選	一、七二四票
15 岸本勝保 (自民党現)	当選	二、〇二六票	30 名越晴男 (民社党現)	当選	一、七二〇票
16 沖田龍児 (社会党現)	当選	一、九七〇票	31 吉岡透 (自民党現)	当選	一、七〇三票
17 木村聡 (社会党現)	当選	一、九五五票	32 谷川芳一 (無所属現)	当選	一、六五六票
18 柴田洋 (無所属新)	当選	一、九一六票	33 渡辺満 (共産党新)	当選	一、六二一票
19 須田和夫 (民社党現)	当選	一、八九三票	34 本間信一 (民社党現)	当選	一、六一九票
20 望月昭七 (無所属現)	当選	一、八七二票	35 伊藤昇 (社会党現)	当選	一、五九七票
21 田村雄二 (自民党新)	当選	一、八五九票	36 木村寿治郎 (自民党現)	当選	一、四七八票
22 加藤啓子 (社会党現)	当選	一、八四五票	37 高橋哲夫 (無所属現)	次点	一、四七一票
23 石川孝雄 (共産党現)	当選	一、八三一票	38 坂本昭吉 (社会党現)		一、四一五票
24 小林洋一 (社会党現)	当選	一、八三〇票	39 隼野弘子 (共産党新)		一、三三九票
25 三海幸彦 (無所属新)	当選	一、八二八票	40 畑宣佳 (社会党現)		一、二八〇票
26 山崎重悦 (無所属新)	当選	一、七九五票	41 長谷川新之助 (自民党現)		一、二四三票
27 吉田正義 (自民党現)	当選	一、七八七票			

● 第一三回統一地方選 苫小牧市議会議員選挙 (平成七年 一九九五 四月二十三日実施)

1 守屋義久 (無所属現)	当選	二、九七七票	3 戸部英一 (無所属現)	当選	二、六二一票
2 山中保 (無所属現)	当選	二、七六四票	4 高橋哲夫 (無所属元)	当選	二、六〇一票

5	明村 亨（無所属新）	当選	二、五六四票	23	吉田 正義（自民党現）	当選	一、九四二票
6	矢嶋 翼（さきが新）	当選	二、四一一票	24	田村 龍治（社会党現）	当選	一、九三三票
7	浅沼 洋右（無所属新）	当選	二、三七九票	25	名越 晴男（無所属現）	当選	一、九〇六票
8	谷沢 敏宏（公明現）	当選	二、三七七票	26	田村 雄二（自民党現）	当選	一、八九七票
9	笹谷 真一（公明現）	当選	二、三二九票	27	木村 聡（社会党現）	当選	一、八四九票
10	山口 マリ子（共産党新）	当選	二、三一五票	28	三海 幸彦（無所属現）	当選	一、七八九票
11	上原 毅（無所属現）	当選	二、二二九票	29	畠山 忠弘（共産党現）	当選	一、七〇〇票
12	木戸 富雄（公明現）	当選	二、二二六票	30	柴田 洋（社会党現）	当選	一、六六八票
13	中島 久栄（公明現）	当選	二、一九六票	31	萩原 勉（無所属現）	当選	一、六六八票
14	沖田 龍児（社会党現）	当選	二、一八五票	32	谷川 芳一（無所属現）	当選	一、六五七票
15	千葉 賢吉（無所属現）	当選	二、一六八票	33	渡辺 満（共産党現）	当選	一、六一〇票
16	須田 和夫（無所属現）	当選	二、〇七三票	34	桜井 忠（さきが新）	当選	一、五七七票
17	遠藤 連（無所属現）	当選	二、〇四二票	35	吉岡 透（自民党現）	当選	一、五三二票
18	小林 洋一（社会党現）	当選	二、〇〇二票	36	堀川 利雄（社会党新）	当選	一、五一一票
19	田原 賢蔵（社会党現）	当選	一、九九八票	37	富岡 隆（共産党新）	次点	一、四八三票
20	阿久津 修一（無所属新）	当選	一、九九四票	38	山崎 重悦（無所属現）		一、三四九票
21	柳田 昭次郎（無所属新）	当選	一、九五八票	39	清水 憲義（無所属新）		九五五票
22	加藤 啓子（社会党現）	当選	一、九四四票				

●第一四回統一地方選 苫小牧市議会議員選挙 (平成十一年(一九九九)四月二十五日実施)

1 松井雅宏(民主党新)	当選	三、〇二五票	18 須田和夫(無所属現)	当選	二、一四四票
2 守屋久義(無所属現)	当選	二、八二三票	19 池田謙次(公明党新)	当選	二、〇七五票
3 山中保(無所属現)	当選	二、七九〇票	20 加藤啓子(民主党現)	当選	二、〇五二票
4 矢嶋翼(無所属現)	当選	二、七二三票	21 明村亨(無所属新)	当選	二、〇四三票
5 上原毅(無所属現)	当選	二、六四八票	22 中島久栄(公明党現)	当選	二、〇四二票
6 戸部英一(無所属現)	当選	二、六二四票	23 田村雄二(自民党現)	当選	二、〇二八票
7 沖田清志(民主党新)	当選	二、三九七票	24 谷川芳一(無所属新)	当選	一、九三〇票
8 柳田昭次郎(無所属現)	当選	二、三九四票	25 吉田正義(無所属新)	当選	一、九一五票
9 谷沢敏宏(公明党現)	当選	二、三八四票	26 吉岡透(自民党現)	当選	一、九〇七票
10 山崎重悦(無所属元)	当選	二、三三六票	27 浅沼洋右(民主党現)	当選	一、九〇五票
11 阿久津修一(無所属現)	当選	二、三〇四票	28 三海幸彦(無所属新)	当選	一、八八九票
12 笹谷真一(公明党現)	当選	二、二二〇票	29 畠山忠弘(共産党現)	当選	一、八四七票
13 山口マリ子(共産党現)	当選	二、一八八票	30 谷本誠治(共産党新)	当選	一、八三九票
14 富岡隆(共産党新)	当選	二、一七八票	31 木村聰(民主党現)	当選	一、七八八票
15 田村龍治(民主党現)	当選	二、一六〇票	32 桜井忠(無所属新)	当選	一、七四四票
16 木戸富雄(公明党現)	当選	二、一四八票	33 西野茂樹(民主党現)	当選	一、六八三票
17 千葉賢吉(無所属現)	当選	二、一四八票	34 渡辺満(共産党現)	当選	一、六七八票

苦小牧市史（追補編）

35 萩 原 勉（無所属新）	当選	一、六七七票	38 柴 田 洋（民主党現）	一、四四一票
36 大 山 馨（自民党新）	当選	一、六〇三票	39 堀 川 利 雄（民主党現）	一、四〇〇票
37 小 林 洋 一（民主党現）	次点	一、四五〇票	40 須 郷 則 昭（無所属新）	一、一一九票

（注）小数点以下の得票数は省いた。

『選挙管理の概要』 平成五年 苦小牧市選挙管理委員会、『苦小牧民報』 各年 苦小牧民報社より作成

第三節 苦小牧市議会

一、市 議 会 の 変 遷

市 議 会 苦小牧市議会は新しい選挙制度のもとで（女子に選挙権、被選挙権が与えられ、年齢も選挙権が満
の 変 革 二〇歳以上、被選挙権が二五歳以上に引き上げられる）、昭和二十二年（一九四七）四月三十日に苦
小牧町会議員選挙が行われ、三〇人の議員が当選したが、地方自治法の施行により「町議会議員」となり、翌二十三
年（四八）四月一日の市制施行にともない、自動的に「苦小牧市議会議員」となり、現在に至っている。

戦前の町村制では議長は市町村長が行っていたが、新しい制度では議長、副議長は議員の中から選挙し、定例会の
会期設定、常任委員会及び特別委員会の設定による審査の細分化・専門化などにより、地方議会が住民の代表者によ
る議決機関として完全に独立したのである。

議長の任期は議員の在任期間、つまり四年であつたが、現在ではこの期間を二期に分け、前期と後期にそれぞれ議員の選挙によつて選出している。

市議会には定例会と臨時会があるが、定例会については同三十一年（五六）九月一日に改正された「苦小牧市議定例会条例」により年四回招集し、規則により二月、六月、九月、十二月と定められている。臨時会は必要に応じて開催されるので、年によつて回数は異なるものである。^①なお、市議会の招集は市長である。

また、会議の議事がスムーズに進められるため、同四十二年（六七）三月に全文改正した「苦小牧市議会云会議規則」によつて行われている。そのほか、市議会には「苦小牧市議会委員会条例」、「苦小牧市議会傍聴規則」などがある。

市議会議員は苦小牧市の特別職員であり、「苦小牧市特別職の職員の給与に関する条例」により、月額報酬、期末手当、日当、旅費等が支給されるが、その額の変更等については特別職報酬等審議会において調査、審議されて決められている場合が多い。平成十年（九八）現在の議員報酬は、議長五二万円、副議長四八万円、議員四四万円である。ちなみに市長九八万円、助役八〇万円、収入役六八万円である。^②

さらに、市議会の事務を処理するため、昭和二十六年（五一）八月に市長部局から分離して市議会事務局が設置されている。現在は局長の下に総務課（総務係・調査係）、議事課（議事係）があり、一四人体制である。

同五十年（七五）以降の歴代議長、副議長名、本会議の活動状況は次のとおりである。

苦小牧市議会歴代正副議長名（昭和五十年以降）

歴代	氏名	議長		歴代	氏名	副議長	
		就任年月日	退任年月日			就任年月日	退任年月日
一五	本間 敏幸	昭和50年5月15日	昭和52年6月14日	一六	今田 勝義	昭和50年5月15日	昭和52年6月14日
一六	田村 茂雄	52年6月14日	54年4月30日	一七	本波 博	52年6月14日	54年4月30日
一七	青野 春夫	54年5月17日	56年6月24日	一八	五十嵐 泰	54年5月18日	60年6月25日
一八	戸部 卯吉	56年6月24日	58年4月30日	一九	田原 賢蔵	56年6月24日	58年4月30日
一九	田村 茂雄	58年5月18日	60年6月25日	二〇	五十嵐 泰	58年5月18日	60年6月25日
二〇	木村 寿治郎	60年6月25日	62年4月30日	二一	須藤 圭造	60年6月25日	62年4月30日
二一	五十嵐 泰	62年5月19日	平成元年6月20日	二二	本間 信一	62年5月19日	平成元年6月20日
二二	田原 賢蔵	平成元年6月20日	3年4月30日	二三	吉岡 透	平成元年6月20日	3年4月30日
二三	田原 賢蔵	3年5月14日	5年6月18日	二四	名越 晴男	3年5月15日	5年6月18日
二四	名越 晴男	5年6月18日	7年4月30日	二五	沖田 龍児	5年6月18日	7年4月30日
二五	沖田 龍治	7年5月16日	9年6月15日	二六	戸部 英一	7年5月16日	9年6月15日
二六	上原 毅	9年6月5日	11年4月30日	二七	加藤 啓子	9年6月5日	11年4月30日
二七	吉岡 透	11年5月18日		二八	須田 和夫	11年5月18日	

（『市政概要 第16版』 平成七年 苦小牧市議会事務局、『苦小牧民報』 各号 苦小牧民報社より作成）

市議会（本会議）開催及び活動状況（昭和五十年以降）

年次	昭和50年	51年	52年	53年	54年	55年	56年	57年	58年	59年	60年	61年	62年	63年	平成元年	2年	3年
定例	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
臨時	一	一	二	一	三	三	二	一	四	一	一	一	二	一	一	二	二
計	五	五	六	五	七	七	六	五	八	五	五	四	六	五	五	四	六
日数	八二	六一	六一	四九	七〇	七四	七二	六四	六四	六四	七九	六二	五八	五〇	四七	五〇	五二
日数	四五	二八	三三	三三	三四	四二	四二	三六	三六	三五	三八	二九	三三	二六	二六	二五	二九
日数							一九	二〇	一六	一六	一七	一四	一六	一六	一四	一五	一五
人数							五三	四二	四三	四八	四八	四〇	五九	五五	四六	四六	五五
議案	一〇七	九七	九〇	九五	一〇八	九六	一〇二	一〇四	一〇二	九〇	九七	一〇六	一〇二	九二	一〇〇	八三	一〇四
報告					五	六〇	五一	五一	四二	四六	五六	四二	四三	三九	二九	三一	三一
請願	一五	八	六	六	一四	二	二	六	九	七	五	二	一	三	九	三	三
陳情	六三	五三	三〇	四七	三六	二九	三七	二九	二四	二九	二七	二七	四七	二〇	一七	二二	三一
意見書					三	八	六	七	八	九	九	一六	一四	一三	一三	一三	二二
決議					三	八	三	二	一	七	一	二	二	三	五	六	五
その他	六三	五九	六一	五九	六四	四	二七	一三	二六	一九	二六	一三	二五	二五	二八	一五	二四
計	二四八	二二七	一八七	二〇七	二二二	一八八	二四六	二二〇	二三六	一八九	二二一	二二七	二二六	二三八	二〇五	一七七	二一〇

平成 4年	5年	6年	7年	8年	9年										
四	四	四	四	四	四	三	七	五一	二五	一四	四七	九〇	二六	一六	一一
三	一	三	一	一	二	六	五二	二四	一二	三八	一一二	三三		一四	二四
七	五	七	五	五	六	五二	二四	一二	三八	一一二	三三			二八	一四
五	五	三	六	四	五	五二	二四	一二	三八	一一二	三三			二八	一四
三	一	三	一	一	二	六	五二	一二	三八	一一二	三三			二八	一四
七	五	七	五	五	六	五二	二四	一二	三八	一一二	三三			二八	一四
五一	五三	三八	二八	二五	二四	五二	二四	一二	三八	一一二	三三			二八	一四
二五	二五	二五	二五	二五	二四	五二	二四	一二	三八	一一二	三三			二八	一四
一四	一三	一三	一六	一六	一六	五二	二四	一二	三八	一一二	三三			二八	一四
四七	四八	三九	五六	五七	三八	五二	二四	一二	三八	一一二	三三			二八	一四
九〇	九五	一〇二	一〇七	九四	一二	五二	二四	一二	三八	一一二	三三			二八	一四
二六	四五	二七	二九	二二	三三	五二	二四	一二	三八	一一二	三三			二八	一四
三	四	一	三			五二	二四	一二	三八	一一二	三三			二八	一四
一六	二四	一八	三八	二八	一四	五二	二四	一二	三八	一一二	三三			二八	一四
一一	一九	一三	一六	一四	二四	五二	二四	一二	三八	一一二	三三			二八	一四
五	三	二	五	三	三	五二	二四	一二	三八	一一二	三三			二八	一四
一八	二五	一五	二六	一一	一一	五二	二四	一二	三八	一一二	三三			二八	一四
一六九	二二五	一七八	二三四	一七二	二〇七	五二	二四	一二	三八	一一二	三三			二八	一四

『苦小牧市統計書』 各年 苦小牧市、『市政概要』 各編 苦小牧市議会事務局より作成

議員定数 市議会の議員定数については地方自治法第九一条により、人口によって次のとおり定められている
の変遷 市の場合、人口五万人未満の市が三〇人、五万人以上一五万人未満の市が三六人、一五万人以

上二〇万人未満の市が四〇人、二〇万人以上三〇万人未満の市が四四人、三〇万人以上の市が四八人となっている。
この数字は最大定数であり増やすことは出来ないが、定数の条例によって減少が認められている。³⁾

本市の議員定数は当初は三〇人であったが、昭和三十年（五五）の国勢調査で人口が五万人を超えたが、同三十四年（五九）四月の選挙では減少条例により三〇人定員のままで行われ、同三十八年（六三）四月の選挙から定員三六人となった。

さらに、苦小牧市は同五十五年（八〇）の国勢調査により人口が一五万人となり、地方自治法により自動的に議員数は四〇人となったが、市の行政改革とともに、定数増問題もしばしば論じられたことから、市議会では特別委員会を設置して調査活動を行った結果、増員は社会情勢などで時期尚早という結論を出した。このため、同五十七年（八二）六月の定例市議会に減少条例の設定を議員提案とし、同二十四日に賛成多数で委員会報告通り決定し、次回一般

選挙から適用されることになった。

本特別委員会は、設置された目的及び委員会に対する世論の関心が高いことなどから、その使命の重大性を認識し、市民の理解が得られる結論を見出すべく審査に入りました。審査は、各委員からの要望に基づく資料に求め法律条文の研究から入りました。

次に、将来人口の推移につきましては、苫小牧市総合計画第二次基本計画による人口想定をもとに検討いたしました。また、他都市の実態であります。道内については各市の財政力指数等財政運営状況、昭和五十五年十月の国勢調査確定人口及びこれに基づく議員定数の動向、さらに現在二〇数市が減員しておりますが、条例設定に至ったそれぞれの経過並びに道内についても、類似都市（一〇万人から一五万人以上、二〇万未満の市）の状況等を詳細に調査いたしました。本市におきましても、昭和三十四年二月に議員定数条例を設定している経緯があり、当時の審議経過の会議録をもとに精査いたしました。

以上申し上げましたとおり、広範囲にわたる資料により各委員の調査、研究の時間も十分配慮しながら、委員会は次のとおり実質四回にわたり議論を重ねました。特別委員会の開催状況は次のとおりでありまして、五十七年三月二十四日に第一回。以来五十七年四月十二日、四月二十六日、五月七日、六月十一日という経過でございます。

調査結果につきまして、特別委員会は調査を通して知り得た他都市の実態を十分参考にし、基本的には本市の議員定数はどうあるべきかという観点に立脚し、結論を求めました。

各委員から提出された意見。

昭和五十五年十月の国勢調査において人口は一五万人を超えましたが、その数はごく少数であり、現下の情勢を見ると直ちに法定数どおり四〇人とすることは世論に厳しいものがある。過去においても、昭和三十年の国勢調査で人口五万一、三一九人と五万人を超え、法定数で三六人と六人増員になった時点において協議されているが、諸般の事情も勘案し現状維持の三〇人で議員定数条例を設定している経緯があり、人口の面では当時と同様の状況にあると判断される。議員定数を増員することにより、民意を多く反映

できるといふ理論も理解できるが、今後の人口増に対しては議会の効率的運営、さらには議員個人の努力により現状でその任務を遂行していくことは可能と思われる。また、他都市の実態を見ると、全国の市町村では八三%、道内の市町村では六六%、道内の市においては六九%が議員定数条例を設定し、減員している状況にある。したがって、人口動態、市民世論の動向、行政改革時における現下の社会情勢、他都市の実態等を総合的に勘案するとき、現時点で直ちに法定数どおりとすることは時期尚早であり、現在数の三六人が適正であるとの意見が多数の委員から出されました。

（『第二一回定例苦小牧市議会会議録』 昭和五十五年六月 苦小牧市議会）
苦小牧市議会の議員の定数を減少する条例
（昭和五十七年七月十日・条例第三二号）

地方自治法（昭和二十二年法律第六七号）第九一条第二項の規定に基づき、苦小牧市議会の議員の定員を減少して三六人とする。

付 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

（『苦小牧市例規類集』 平成十年九月加除分 苦小牧市）

党派・会派 市議会議員の政党色については、当初はほとんどが無所属議員であったが、昭和三十五年（六〇）の変遷 ころから党派に所属する議員がほとんどとなり、同五十八年（八三）五月現在には各党派所属議員も多くなり、自民党一〇人、社会党八人、民社党四人、公明党四人、共産党三人があり、無所属六人であった。その後、政党の分裂、統合、再編があり、市議会の党派・会派の結成にも大きな影響を与え、新しい会派が誕生し、近年では党派をこえた連合的な結びつきもみられる。平成十一年（九九）の選挙後に結成された保守系と言われる市民フォーラム、新風、市民クラブが合体した新しい『新風』を結成したのをはじめ、旧社会党系の『民主・市民連合』、旧民社党系の『しんせい』が結成されている。これを政党別にみると、自民党三人、公明党四人、共産党三人、民主

0.4

苦小牧市議会の会派別議員数一覧表（昭和五十年以降）

年次	昭 和 五 〇 年	五 四 年	五 八 年	六 二 年	平 成 三 年	七 年	一 一 年
自民党	一〇						
自民党	九						
自民党			一〇	七	一〇		
民政	八	九	七	七			
社会党	七	九	八		八		
公明党	四	四	四	五	四	四	五
市民	四	四	四	三	三	三	
共産党	三	一	三	四	三	三	五
新政					一		
社会党				一〇		一〇	
民社				七			
せいじん						八	七
平成						四	
市参						四	
春風						三	一二
民主市						七	
計	二六	二六	二六	二六	二六	二六	三六

昭和五十一、五十四年版 苦小牧市、『苦小牧市統計書』 各年 苦小牧市より作成)

苦小牧市議会の党派別議員数一覧表（昭和五十年以降）

年次	計	欠員	無所屬	民社党	新党さきがけ	共産党	公明党	民社党	社会党	自民党
昭和五〇年	三六		一二				四	二	七	八
五四年	三六		一三				四	三	九	六
五八年	三六	一	六				四	四	八	一〇
六二年	三六		六			四	五	七	七	七

平成 三年	七 年	九 年	一 二 年								
八	三	三	三								
八	八										
七											
四	四	四	四								
三	三	三	三								
	二	二									
	一〇	一〇	一〇								
	六	一四	一六								
三六	三六	三六	三六								

（『議会回顧録』 各年 苦小牧市議会、『とまこまい議会年報』 各年 苦小牧市議会事務局より作成）

注（1）（2）『苦小牧市例規類集』 平成十年九月加除分 苦小牧市

（3）『自治用語辞典—三訂版』 自治大学校編（株）ぎょうせい

（4）『とまこまい議会年報』 平成十年年度版 苦小牧市議会事務局

二、各委員会の設置と活動

常任委員会 市議会には議員全員によつて構成される本会議と、審議事項を専門化・細分化して調査、審議するの活動状況 委員会制度がある。議会の審議事項が複雑多岐化するに伴い、本会議では十分に審議し、かつ、能率的に処理することが困難になつていく傾向に対応し、能率的に処理するために設けられたものである。

本議会における委員会制度は昭和二十二年（一九四七）六月の市議会で「常任委員会及び特別委員会条例設定の件」を原案可決して設けられたが、当初は①庶務財政委員会七名、②教育委員会七名、③経済委員会六名、④産業委員会六名、土木委員会七名、厚生委員会六名の六常任委員会があった。

この委員会はいしばし変更があつたが、昭和四十二年（六七）三月に全文改正された「苦小牧市議会委員会条例」が四月一日より施行されて現在に至っている。また、委員会には常任委員会、特別委員会、議会運営委員会があり、常任委員会の定数は各九人であるが、委員は議長が会議に諮つて指名すると決められている。

総務委員会 九人

企画調整部・総務部・財政部・会計課・交通部・消防本部・選挙管理委員会・公平委員会・監査委員の所管に属する事項

厚生委員会 九人

市民部・環境衛生部・保健福祉部・市立総合病院の所管に属する事項

文教経済委員会 九人

経済部・教育委員会・農業委員会の所管に属する事項

建設委員会 九人

都市建設部・水道部・下水道部の所管に属する事項

（『苦小牧市例規類集』 平成十年九月加除分 苦小牧市）

特別委員会 議会運営委員会は昭和二十六年（五一）六月に議会の円滑かつ積極的な運営を諮るために設置された。この委員会は定員は一人以内で各交渉会派の議員数に比例配分して選出し、会期、議事日程等について審議したが、平成三年度（九一）には二十七日・三一件が、同十年度（九八）には二十二日・三六件が審議された。

特別委員会は特定事件を審査するために、議会の議決によつて設置することが出来た。本議会では昭和二十二年（四七）六月に「常任委員会及び特別委員会条例」が施行されたのに始まる。また、特別委員会は通常的に設置され

るものと、必要に応じて設置されるものがあつたが、時代背景や社会問題などさまざまな事項について調査、審議されていた。昭和五十年（七五）以降の特別委員会を挙げれば次の通りであつた。

各会計予算審査（毎年）、各会計決算審査（毎年）、（正副議長除く全議員）

総合開発、公害対策 — 昭和五十年 —

総合開発・公害対策、財政特別措置、駅前市営バスターミナル及び駐車場建設審査、市職員の綱紀肅正に関する調査 — 昭和五十二年 —

総合開発、大学誘致、駅前改築、庁舎改築、農業振興 — 昭和五十四年度 —

総合開発、大学誘致、市庁舎改築、市教育委員会正常化に関する調査 — 昭和五十六年度 —

総合開発、大学誘致、市庁舎改築、議員定数調査、老人医療費助成条例等調査 — 昭和五十八年度 —

総合開発、大学誘致、企業誘致、大洗航路開設促進、博物館・埋蔵文化財調査センター建設、自動車学校跡地売却に関する調査、錦

町地区再開発事業に係る補正予算審査、給与条例等改正審査 — 昭和六十年 —

総合開発、大学誘致 — 昭和六十二年 —

総合開発、大学誘致 — 平成二元 —

総合開発、大学誘致、千歳川放水路建設計画に関する調査、市職員の時間外勤務手当等の支給に関する調査 — 平成三年度 —

総合開発、大学誘致、千歳川放水路建設計画に関する調査 — 平成五年度 —

総合開発、大学誘致、千歳川放水路建設計画に関する調査 — 平成七年度 —

総合開発、千歳川放水路建設計画に関する調査、議会改革等検討 — 平成九年度 —

（『市政要覧』 各刊 苫小牧市議会議事事務局、『議会回顧録』 各年 苫小牧市議会より作成）

注（一）『苫小牧市例規類集』 昭和三十年版 苫小牧市

（二）『とまこまい議会年報』 平成三、同五年版 苫小牧市議会議事事務局

第三章 人口と住居表示

第一節 人口の変遷

一、苫小牧市の人口増加率とその特徴

道内人口 苫小牧市は昭和五十年（一九七五）の国勢調査で一三万二、四八〇人の人口を数え、道内では札幌市、との比較 旭川市、函館市、釧路市、小樽市、室蘭市、帯広市に次いで八番目であった。本市の人口増加は苫小牧港の開港に伴う臨海工業地帯の造成による工業都市化が進んだことによるもので、同五十五年（八〇）までの人口増加は極めて顕著なものであった。しかし、その後の経済不況、産業構造の変革等により、鈍化の傾向を示し一人増えるのに六年から八年を要した。

同三十年（五五）十月の国勢調査ではまだ炭鉱景気の時代でもあったが、苫小牧市の人口は五万一、三一九人で、夕張市、美唄市、芦別市、岩見沢市、北見市にも及ばず道内で一三番目であった。^①昭和四十年（六五）十月の国勢調査では八万一、八一二人で道内九番目に、昭和五十年（七五）十月の国勢調査では上記のように道内八番目、同六十年（八五）十月の国勢調査で鉄鋼不況の室蘭市を抜いて一五万八、九八五人で道内七番目となり、平成二年（九〇）十月の国勢調査で一六万一一八人で順位は変わらず、同九年（九七）十二月末の住民基本台帳では小樽市を抜いて一七

万二、三六一人で道内六番目になっている。^③

次に人口増加率についてみると、昭和三十年を一〇〇とすると、同四十年には全道一〇八・四、札幌市一八六・一、苫小牧市一五九・四、旭川市一四八・五、江別市一二五・七、同五十年には全道一一・八、札幌市二九〇・六、苫小牧市二五八・二、旭川市一八六・一、江別市二二二・八、同六十年には全道一一八・五、札幌市三六三・七、苫小牧市三〇九・八、旭川市一九二・七、江別市二五七・一、平成二年には全道一二〇・二、札幌市四一八・七、苫小牧市三二二・〇、旭川市二一七・六、江別市二七七・一、同九年には全道一二〇・二、札幌市四一八・七、苫小牧市三五・九、旭川市二二一・一、江別市三三九・二、帯広市二四八・四、釧路市は漁業不振による人口減少があり一六五・二に止まり、炭鉱都市の著しい減少があった。

このように全道人口は一・二倍と伸び悩み、多くの町村や炭鉱都市で過疎化現象を呈していたのに対して、札幌市をはじめ中心都市への人口流入が目立った。苫小牧市は工業開発を軸とした都市建設が顕著に進み、道内の中心都市である札幌市、そのベッタタウンである江別市に次ぐ伸び率を示し、市街地の拡大に伴う都市化が大いに進んだのである。

しかしながら、札幌市の人口はさらに大きな伸びを示し、加えて石狩市、北広島市、恵庭市の新興都市の発展があり、産業不況で人口増加に歯止めの掛かった苫小牧市は、近年では伸び率もこれらの都市に抜かれている。

全道主要都市人口増加一覽表

全道	年次				
	昭和三十一年	昭和四十一年	昭和五十一年	昭和六十一年	平成二年
増加率	四七・三・〇八七	五・一七・一・八〇〇	五・三三・八・〇四三	五・六五・六・八〇八	五・六四・三・六四七
人口・増加率	一〇〇・〇	一〇八・四	一一一・八	一二八・五	一二〇・二

札幌市	四二六・六二〇	七九四・九〇八	一、二四〇・六七一	一、五五三・五二二	一、六七一・七四二	一、七八七・八五八
旭川市	一〇〇・〇	一八六・二	二九〇・六	三六三・七	三九一・六	四一八・七
旭川市 増加率	一六四・九七一	二四五・二四六	三〇七・四四七	三二八・三二五	三五九・〇七一	三六五・一〇四
小樽市	一〇〇・〇	一四八・五	一八六・一	一九二・七	二二七・六	二二一・一
函館市	一八八・四四八	一九六・七七	一八四・四〇三	一七四・五五八	一六三・二二一	一五五・四六〇
函館市 増加率	一〇〇・〇	一〇四・八	九七・九	九二・五	八六・七	八二・四
室蘭市	二四二・五八二	二四三・四一八	三三〇・五二六	三六五・三二一	三〇七・二四九	二九四・六四三
室蘭市 増加率	一〇〇・〇	一〇〇・四	一三三・二	一五〇・八	一二六・三	一二一・五
釧路市	一二三・五三三	一六一・二五二	一五八・七二四	一三八・三九七	一一七・八五五	一〇八・〇八五
釧路市 増加率	一〇〇・〇	一三〇・九	一二九・二	一二二・二	九五・九	八七・八
夕張市	一九五・三六	一七四・一〇五	二〇六・六八九	二二六・〇一二	二〇五・六三九	一九七・五三
夕張市 増加率	一〇〇・〇	一四六・二	一七三・一	一八一・五	一七二・二	一六五・五
美唄市	一〇七・三三二	八五・四一	五〇・一三一	三二・六六五	二〇・九六九	一六・二一
美唄市 増加率	一〇〇・〇	七九・三	四六・七	二九・四	一九・五	一〇・八
帯広市	八八・六六七	六八・〇五一	三八・四一八	三七・四二四	三五・一七六	三三・六七
帯広市 増加率	一〇〇・〇	七六・七	四三・三	四二・二	三九・七	三六・九
芦別市	七〇・〇二七	二一七・二五三	一四一・七七六	一六三・九二三	一六七・三八四	一七三・九九九
芦別市 増加率	一〇〇・〇	一六七・一	二〇二・八	二三・四三	二三八・五	二四八・六
岩見沢市	六八・〇九一	五二・二三	三六・五二七	三〇・〇二七	二五・〇七八	二三・三七七
岩見沢市 増加率	一〇〇・〇	七六・六	五三・六	四四・一	三六・七	三三・八
北見市	五五・七七四	六五・五〇八	七二・三〇三	八一・六六四	八〇・四一七	八五・七八七
北見市 増加率	一〇〇・〇	一一六・一	一二八・六	一四四・六	一四二・八	一一五・一七
増加率	五二・九八八	七四・八四一	九一・五二四	一〇七・二八一	一〇七・二四七	一一一・五二〇
増加率	一〇〇・〇	一四一・五	一七一・七	二〇一・九	二〇一・九	二〇九・四

苦小牧市史（追補編）

本市の順位	『北海道市町村勢要覧』 昭和三十一年刊 北海道統計協会、『北海道統計書』 各年 北海道より作成					
	一三番目	九番目	八番目	七番目	七番目	六番目
苦小牧市	五、三二九	八、八二二	一三、二四八〇	一五八、〇六一	一六〇、一一八	一七二、三六一
増加率	一〇〇・〇	一五九・四	二五八・一	三〇九・七	三二二・〇	三三五・八
江別市	三五、一八五	四四、五一〇	七七、六三三	九〇、三三八	九七、二〇一	一二九、三六〇
増加率	一〇〇・〇	一二五・七	一二三・八	二五七・一	二七七・一	三三九・二

苦小牧市の

人口調査の最も基本的なものに国勢調査がある。昭和二十五年（五〇）以降は統計法第四条に基づ

人口の増加 ぎ、「国勢調査は、これを十年ごとに行わなければならない。但し、国勢調査を行った年から五年目に当る年には、簡易な方法により国勢調査を行うものとする」とあり、基本的には十年ごとに大規模調査を行い、その中間の五年目に簡易調査を行うことになっている。また、必要のある時は臨時の国勢調査を行うことができるとなっている。調査事項は、①氏名、②性別、③世帯主との続柄、④出生の年月、⑤出生地、⑥国籍、⑦配偶関係、⑧結婚年数、⑨子供の数、⑩教育程度、⑪就業状態、⑫所属の事業所の名称および事業の内容、⑬仕事の種類、⑭従業上の地位、⑮従業地または通学地、⑯世帯の種類、⑰世帯員数、⑱住居の種類、⑲住居室の数および広さなどである。この国勢調査の結果は、あらゆる公的資料として用いられるので、本市でも『統計とまこまい・国勢調査結果』として公表されている。

苦小牧市独自の調査である『住民基本台帳人口』は、毎年十二月末日現在の数値をもって、1人口動態（①人口総数、②男女別人口、③年齢別人口）、2人口動態の推移（①人口動態、②自然動態、③社会動態）、3市内町別人口の推移（①町別人口、②年齢別人口）、4道内各市人口（増加・減少上位一〇位市）、5統計表（①人口動態、②自然動

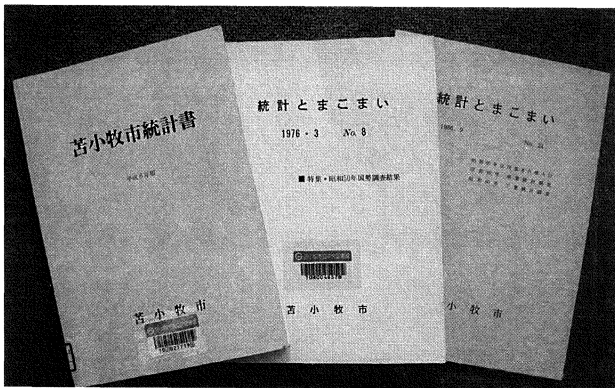
態、③社会動態、④年齢別人口、⑤市内町別人口、⑥苫小牧市の人口、⑦道内各市の人口）にまとめられて公表されている。

毎年二月ないし三月には『苫小牧市統計書』が発行されているが、これは人口のみならず、苫小牧市の産業、経済、社会、歴史、文化など各分野にわたり網羅的に収録したもので、市勢の現状と発展の推移を知るうえで極めて貴重な資料である。

また、苫小牧市では『統計とまごまい』として、工業統計調査、エネルギー消費構造統計調査、北海道農業調査、住宅統計調査、商業統計調査、事業所統計調査がまとめられている。

苫小牧市の 昭和二十二年（四七）十月一日の臨時国勢調査による苫小人口の増加 牧の戸数・人口は、六、三七二戸、三万七六八人であり、この数字がものをいって翌二十三年（四八）四月一日に市制を実施したのである。その後、苫小牧市は港が開港し、臨海工業地帯の造成により急速に発展し、人口も道内でトップクラスの勢いで増加していった。昭和四十年代（六五）には年間に五、〇〇〇人、六、〇〇〇人の規模で増加していたものが、第一次石油危機（同四十八年）を契機にして増加数が低下しはじめ、第二次石油危機（同五十四年）後には産業構造の変革と景気低迷が続き、一、〇〇〇人程度にまで落ち込んだのである。

さらに、同六十年代（八五）には苫小牧市にとって最も厳しい時期を迎



苫小牧市発行の各種統計書

苦小牧市史（追補編）

え、昭和六十一年（八六）には僅か二人の増加だけに止まり、同六十二年（八七）には一三三人、同六十三年（八八）には二五三人の増加だけであつた。これは長い間続いた景気変動に伴い、特に製造業関係に大きな影響を与え、人員削減など減量経営に加え、企業誘致がなかなか進まなかつたのが大きな原因と考えられた。このため、一六万人を目前にして足踏み状態が続き、苦小牧市民をやきもきさせたのである。

平成時代（八九）に入り、本市の人口増加は年間一、五〇〇人から二、〇〇〇人までに回復したが、苦小牧東部開発のつまづきもあつて、平成十年（九八）には五一二人の増加に止まつたのである。

また、この期の変化として男女人口の逆転があつた。苦小牧市は第二次産業である製造業を中心とする工業都市として発展したため、男性人口の多い都市であつた。昭和五十六年（八二）には僅か一人であつたが、初めて女性人口が多くなり、男女数の逆転がみられた。しかし、翌年には再び男が多くなつてこの現象が解消されたかにみえたが、同五十九年（八四）からは女性数が多くなり、翌六十年（八五）の国勢調査では男七万七、六五六人、女八万四〇五人と、二、七四九人も女性が多くなり、年々その差が開いて平成十年（九八）には女性の方が三、二二一人多くなつて⁽⁵⁾いる。

苦小牧市の年次別人口推移・伸び率一覧表（昭和五十年以降）

年 度	世帯数	人		口 計	前回・前年 増加人口数	前回・前年 人口伸び率	昭和五〇年 対 比	備 考
		男	女					
昭和五〇年	四一、一〇七	六六、四六五	六六、〇一二	一三三、四七七	一二、〇九三	一三〇・八	一〇〇・〇	国勢調査10月1日現在
五〇年	四五、七九六	六七、四七七	六五、八五〇	一三三、三二七	三、四八九	一〇二・七	一〇〇・〇	住民基本台帳12月末現在
五二年	四六、八七四	六九、二六九	六七、八五三	一三七、一二二	三、七九五	一〇二・八	一〇二・八	"

昭和五二年	四八、二三八	七一、二五五	七〇、〇一三	一四一、二六八	四、一四六	一〇三・〇	一〇五・九	〃	国勢調査10月1日現在
五三年	四九、八八七	七三、三〇七	七二、一四八	一四五、四五五	四、一八七	一〇二・九	一〇九・一	〃	〃
五四年	五一、九三四	七五、〇六八	七四、五六二	一四九、六三〇	四、一七五	一〇二・九	一一二・二	〃	〃
五五年	五二、三三二	七六、〇〇六	七五、九六三	一五一、九六九	一九、四九二	一一四・七	一一四・七	〃	国勢調査10月1日現在
五五年	五三、五二五	七六、三九二	七六、一五三	一五二、五四五	二、九一五	一〇一・九	一一四・四	〃	住民基本台帳12月末現在
五六年	五四、六二八	七七、三三四	七七、三三五	一五四、六五九	二、一二四	一〇一・四	一二六・〇	〃	〃
五七年	五五、五六〇	七七、九三七	七八、二六七	一五六、二〇四	一、五四五	一〇一・〇	一二七・一	〃	〃
五八年	五六、三〇六	七八、四七六	七九、一一八	一五七、五九四	一、三九〇	一〇〇・九	一二八・二	〃	〃
五九年	五六、八七七	七八、六七三	七九、八七二	一五八、五四五	九五・一	一〇〇・六	一二八・九	〃	〃
六〇年	五四、四三八	七七、六五六	八〇、四〇五	一五八、〇六一	六〇・九一	一〇四・〇	一二九・三	〃	国勢調査10月1日現在
六〇年	五七、四二三	七八、六八八	八〇、四五八	一五九、一四六	六〇・一	一〇〇・四	一二九・四	〃	住民基本台帳12月末現在
六一年	五七、八四〇	七八、三九〇	八〇、七五八	一五九、一四八	二	一〇〇・〇	一二九・四	〃	〃
六二年	五八、一九九	七八、二五〇	八一、〇三一	一五九、二八一	一三三	一〇〇・一	一二九・四	〃	〃
六三年	五八、七四一	七八、二三五	八一、二九九	一五九、五三四	二五三	一〇〇・一	一二九・六	〃	〃
平成元年	五九、五七二	七八、四五三	八一、八五八	一六〇、三二一	七七七	一〇〇・五	一二〇・二	〃	国勢調査10月1日現在
二年	五八、一三二	七七、八七三	八一、二四五	一六〇、一一八	二、〇五六	一〇一・三	一二〇・九	〃	〃
二年	六〇、八九九	七九、〇六九	八一、四九七	一六一、五六六	一、二五五	一〇〇・七	一二一・二	〃	住民基本台帳12月末現在
三年	六二、一七二	七九、六九九	八三、四三二	一六三、一二一	一、五五五	一〇〇・九	一二二・三	〃	〃
四年	六三、七九九	八〇、六三四	八四、四四三	一六五、〇七七	一、九五六	一〇一・二	一二三・八	〃	〃
五年	六五、三三〇	八一、八二一	八五、三四二	一六七、一六三	二、〇八六	一〇一・三	一二五・四	〃	〃

平成	六年	六六、五五二	八二、六〇四	八六、一四九	一六八、七五三	一、五九〇	一〇〇・九	二二六・五	＂
	七年	六五、五一七	八二、六五四	八六、六七四	一六九、三三八	九、二一〇	一〇五・七	二二七・八	国勢調査10月1日現在
	七年	六八、〇七二	八三、五〇一	八六、八七五	一七〇、三七六	一、六二三	一〇一・〇	二二七・七	住民基本台帳12月末現在
	八年	六九、二三三	八四、〇八〇	八七、三三七	一七一、四一七	一、〇四一	一〇〇・六	二二八・五	＂
	九年	七〇、二九六	八四、五一五	八七、八四六	一七二、三六一	九四四	一〇〇・五	二二九・三	＂
	一〇年	七二、四三六	八四、八二六	八八、〇四七	一七三、八七三	五二二	一〇〇・三	二二九・六	＂
	一一年	七二、二四一	八四、九四五	八八、一五四	一七三、〇九九	二二六	一〇〇・一	一三〇・六	＂

（統計とまこまい） 各号 苦小牧市、『住民基本台帳人口・世帯数及び人口動態』 各号 苦小牧市より作成

転入・転出

人口の変化

苦小牧市の人口増加の内容をみると、工業都市化の進展によりいわゆる社会動態である転入・転出の数字が極めて大きいことであつた。特に転入は昭和三十五年（六〇）から五、〇〇〇人台に増加、同四十四年（六九）には一万人を数えたが、反面転出者も五、〇〇〇人から七、〇〇〇人程度あつて、本市のこの期の人口増加は二、五〇〇人から六、〇〇〇人であつた。

同五十年（七五）以降については、同五十年代前半は四、〇〇〇人前後の人口増加であつたが、後半には一、五〇〇人前後にまで減少し、同六十年台に入ると急激な落ち込みがあり、年間僅か二人の増加の年もあつた。

都市部では札幌圏を除いた都市において転入が多くみられ、最近十年間の転入転出の差引数をみると、室蘭市の一、六〇五人を筆頭に、以下登別市六九八人、夕張市五八〇人、旭川市二九九人、伊達市二八四人、釧路市二六六人、函館市二〇五人、小樽市一七五人、北見市一六四人、岩見沢市一三八人であり、人口順位を激しく争っている帯広市が最も少なく三五人であつた。また、転出の多い都市では札幌市の六、四八一人を筆頭に、千歳市三六六人、恵庭市一九二人、江別市一六五人であつた。

郡部では胆振、日高の町村が多く、いずれも転入者が転出者を上回っていて、道内郡部全体では七、八〇四人であり、最近四年間の数字では白老町四六七人、静内町三〇五人、鶴川町二七三人、門別町二〇九人、早来町一八一人、厚真町一三九人、浦河町一三四人であつた。

道外では最近十年間に転入の方が多かったのは愛知県の六三六人、静岡県一二四人の二県だけで、愛知県はトヨタ自動車の進出、静岡県は日軽金の関連企業等によるものであつた。一方、転出の多かったのは東京都七九二人、神奈川県五一四人、千葉県三七一人、埼玉県三五五人であつた。^⑥

苫小牧市は工業都市であるがため、景気動向に左右されやすく、オイルシクや景気不況時には人口の伸び悩みのあつたことが、この影響を受けたよい例であらう。

苫小牧市には近隣の町や不況都市から人口を集めて膨れ上がってきたが、苫小牧市からは道内中心都市の札幌圏と東京やその隣県に多くの人口が流れており、想定人口とは大きな開きを生じているのは、産業構造への不安がもたらすものであり、この解決が今後の発展に影響を及ぼすものと考えられる。

道内主要都市近隣町・主要都県との転入・転出人口表（各年とも一月～十二月の数値）

市町名	区分	昭和五〇年	昭和六一年	昭和六三年	平成元年	平成二年	平成三年	平成四年	平成五年	平成六年	平成七年	平成八年	平成九年	近年の転入 転出差引実数
札幌市	転入	二、〇〇二	一、九五六	一、七三四	一九二二	一、八七二	一九二二	一、八五四	一、八八二	一九三二	二、〇五七	一、八二〇	一、八九二	最近10年間 転出六、四八一
	転出	二、四四六	二、九一六	二、八六四	二、八〇五	二、七五四	二、六九二	二、四六二	二、六四二	二、六九二	二、三二二	二、三三五	二、五八六	
函館市	転入	二九六	二二七	二五三	一九四	二七五	二七二	二二四	二五五	一九一	二四二	二三七	二三三	最近10年間
	転出	一三三	二二六	一九五	二五二	二二六	二〇二	一六六	二二八	二二六	二四〇	二五二	二〇四	最近10年間 転入二〇五
旭川市	転入	二五八	二六四	二二九	三〇二	二四三	二五四	二二八	二三九	二二五	二三四	二〇四	二三〇	最近10年間
	転出	二六五	二四一	二三四	一三七	二〇〇	一九五	一六七	二〇二	二〇二	一九四	二二二	二〇六	最近10年間 転入二九九

旭川市	転入	二五八	二六四	二二九	三〇二	二四三	二五四	二三八	二二九	二二五	二三四	二〇四	二二〇	最近10年間
小樽市	転入	二九五	二四一	一三四	二二七	一六七	一四六	一三七	一〇八	一一三	一〇二	一九四	九七	最近10年間
室蘭市	転入	二〇九	一三八	一六	一七	一一〇	一一三	一〇八	一〇二	一〇二	一〇二	一〇九	九六	最近10年間
釧路市	転入	四九七	五三〇	四六九	四三七	四七八	四七四	四六〇	四三九	三九一	四三一	三五〇	三七六	最近10年間
帯広市	転入	一〇〇	一〇九	一一一	一一九	一四一	一三八	一〇五	一九二	一九一	一九五	一〇七	九八	最近10年間
北見市	転入	七五	九二	一一二	九二	七三	八三	八七	八七	一一三	一二七	一〇七	九八	最近10年間
夕張市	転入	九二	六八	一五六	六七	一六	三二	八〇	五七	六六	八〇	六八	八九	最近10年間
岩見沢市	転入	一〇六	一四五	八九	一一九	二五	一〇七	一一三	八五	六九	八三	七六	八二	最近10年間
江別市	転入	一〇六	一一六	一一〇	九二	一九	一三〇	一〇一	一一一	九八	一一一	九五	一一二	最近10年間
登別市	転入	一三二	一四二	一一八	一二七	一〇八	一四六	一五〇	一三三	一一〇	一三三	一四四	一三八	最近10年間
千歳市	転入	二七五	二二四	二二〇	一一一	二三八	二五一	二八二	二八九	二六二	二九六	二四五	二七八	最近10年間
伊達市	転入	一一一	一二四	一〇二	八九	一一三	一〇九	一〇三	八九	一〇五	一一一	一一一	一〇四	最近10年間
恵庭市	転入	一一三	九三	八八	七九	八〇	六六	八四	七六	七八	七二	六六	六三	最近10年間
胆振郡	転入	一〇四	一一七	一一一	一四七	一四〇	一一〇	一四五	一九九	一三四	一一五	一一二	一一一	最近10年間
日高郡	転入	一〇七	六六三	六四七	七三四	七六	七六	七〇八	六〇四	五八八	四九三	四九六	五二六	最近10年間
	転出	五五二	四九四	三八五	四〇四	三三三	三三〇	三二四	三六三	三四七	三三四	三〇〇	三二二	転入二、八八五

愛知県	静岡県	埼玉県	千葉県	神奈川県	東京都	浦河町	静内町	門別町	追分町	穂別町	早来町	鶴川町	厚真町	白老町
転入 一〇三	転入 九二	転入 一一三	転入 一二六	転入 一四三	転入 二五二	転入 二六八	転入 二六八	転入 一〇九	転入 一四三	転入 一〇九	転入 一一二	転入 一一三	転入 一一九	転入 二四八
転出 一一三	転出 九二	転出 一一三	転出 一二六	転出 一四三	転出 二五二	転出 二六八	転出 二六八	転出 一〇九	転出 一四三	転出 一〇九	転出 一一二	転出 一一三	転出 一一九	転出 二四八
一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二
一六九	一六九	一六九	一六九	一六九	一六九	一六九	一六九	一六九	一六九	一六九	一六九	一六九	一六九	一六九
二五七	二五七	二五七	二五七	二五七	二五七	二五七	二五七	二五七	二五七	二五七	二五七	二五七	二五七	二五七
一七一	一七一	一七一	一七一	一七一	一七一	一七一	一七一	一七一	一七一	一七一	一七一	一七一	一七一	一七一
一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇
一五三	一五三	一五三	一五三	一五三	一五三	一五三	一五三	一五三	一五三	一五三	一五三	一五三	一五三	一五三
一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四
一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二
二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六
転入六三六	最近10年間	最近10年間	最近10年間	最近10年間	最近10年間	最近10年間	最近10年間	最近10年間	最近10年間	最近10年間	最近10年間	最近10年間	最近10年間	最近10年間

苦小牧市史（追補編）

市	部	転入	五七四四	四九一八	四、五六四	四、六八〇	四、九一〇	四、九四八	四、六七九	四、八一四	四、四八八	四、三八五	四、六一六	最近10年間
部	転出	五三〇二	五五四五	五二六四	五一四〇	四、九七九	四、七五八	四、六八九	四、六六三	四、五二四	四、五六五	四、六一四	四、八九六	最近10年間
郡	転入	三、三三〇	二、三〇二	二、一四一	二、三五四	二、三八八	二、三八四	二、二八五	二、一六七	二、一六三	二、〇四二	一九六七	二、〇〇八	最近10年間
部	転出	一、九〇八	一、六九五	一、五一〇	一、四五四	一、二六四	一、三三七	一、三九九	一、三九二	一、四三三	一、三四三	一、二九五	一、三三六	最近10年間
道	外	転入	二、二七〇	一、六七一	一、五三八	一、七四九	一、七二一	一、八八二	一、三六九	一、二四一	一、〇六二	一、九六六	一、七〇六	最近10年間
外	転出	一、八二五	二、七六四	二、二七六	二、三三六	二、〇七三	二、二九七	二、〇二七	二、〇〇〇	一、九七二	一、九七九	一、八〇二	一、八五三	最近10年間
差	転入	増	減	減	増	増	増	増	増	増	増	増	増	最近10年間
引	人員	一、〇九一	一、一六八	八三三	一四一	四〇三	八一四	一、二二八	一、三三七	七五四	九二二	三三八	二七四	増五、〇九六

（『苦小牧市統計書』 各年 苦小牧市より作成）

注（1）『北海道市町村要覧』 昭和三十一年刊 北海道統計協会

（2）（3）『北海道統計書』 昭和四十二年、同五十二年、同六十二年 平成七年 北海道、『苦小牧市統計書』 平成十年版 苦小牧

市企画調整部企画課

（4）『現行法規総覧3—行政一般①』 平成十年九月加除分 衆参両院法制局編 第一法規出版

（5）『住民基本台帳人口・世帯数及び人口動態』 各号 苦小牧市企画調整部企画課

（6）『苦小牧市統計書』 各年 苦小牧市企画調整部企画課

二、国勢調査と各種統計

昭和五十年以降 国勢調査は大規模調査を十年ごとに、その中間の五年目に簡易調査が行われることになって
における国勢調査 いて、つまりは五年ごとに実施されているのである。

昭和二十五年以降（一九五〇）は「統計法」により実施され、五年、十年の付く年号で解りやすかったが、平成

時代（八九〜）に入ってから西暦の方が解りやすく、〇年、五年の付く年に実施されている。

昭和五十年（七五）国勢調査は第一二回目で、十月一日午前零時現在において行われたが、調査内容は次の通りであった。

また、この調査結果については国をはじめ、都道府県、市区町村における各種の行政施策、議会議員の定数、地方交付金の算定基準、都市計画区域の指定、福祉や住宅、環境整備などの対策、あるいは学術研究に、民間における市場拡大計画などの基礎資料として広く活用される。

A 調査の目的

国勢調査は、人口の分布とその構成を明らかにし、国や都道府県、市町村の各種行政施設その他の基礎資料を得るために行われた。

B 調査の期日

昭和五十年十月一日午前零時現在。なお、国勢調査は大正九年以降五年毎に実施されており（昭和二十年を除く。昭和二十二年には臨時国勢調査を実施）、今回は第一二回目である。

C 調査の方法

調査は苫小牧市を八一七の調査区に分割し、それぞれの調査区を担当する国勢調査員が各世帯を訪問し、調査票を配布・回収する方法で実施した。

D 調査の対象

この調査の対象は、調査の時点で調査の区域内に常住している人全部で、外国人も含まれる。ここで「常住している人」とは、当該世帯に三カ月以上住んでいるか、あるいは三カ月以上にわたって住もうと思っている人のことをいい、それぞれの住んでいる

苫小牧市史（追補編）

場所を調査した。

ただし、寄宿舎・下宿などの学生・生徒は、その寄宿舎・下宿で、病院などの入院患者は、入院三カ月以上は入院先で、三カ月未満は自宅で、また、船舶に乗り組んでいる人は自宅で、それぞれ調査した。定まった住居をもたない人は、十月一日現在いる場所を調査した。

〔統計とまこまいNo.8―特集・昭和五十年国勢調査結果〕 昭和五十一年 苫小牧市

以後、国勢調査は昭和五十五年（八〇）に第一三回、同六十年（八五）に第一四回、平成二年（九〇）に第一五回、同七年（九五）に第一六回がそれぞれ行われた。

なお、人口集中地区は都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位として、昭和三十五年（六〇）の国勢調査から設定されたが、平成七年度（九五）においては原則として人口密度が一平方キロメートル当り四、〇〇〇人以上とし、少ない地域でも公共施設、産業施設、社会施設等を含めて行われた。^①

苫小牧市の人口動態の推移（昭和五十年以降）

年次	人口	人口 増加数	自然 増加 出生	増加 死亡	社会 増加 転入	増加 転出	職権等	増加率 %
昭和50年度	一三三、三七七	三、四八九	二、一一六	二、七八六	二、〇一九	一、〇四四	△六四六	二・六九
51年度	一三七、一二二	三、七九五	二、〇六八	五八三	一七二八	一〇、七七〇	△一	二・八五
52年度	一四一、二六八	四、一四六	二、〇六四	六二八	二、一〇三	一一、〇六一	△二一	三・〇二
53年度	一四五、四五五	四、一八七	一、九八六	六二〇	二、二二九	一一、四四五	△二八	二・九六
54年度	一四九、六三〇	四、一七五	一、九八七	六四六	二、〇三一	一一、一九七	一五七	二・八七
55年度	一五二、五四五	二、九一五	一、八七〇	七三三	一、一六五	九、七六四	△一二〇	一・九五

削除等により生ずる数字の変更を市長が職権で行うもの。

※本表は住民基本台帳人口によるもので、毎年一月～十二月末日の数値である。職権等と「住民基本台帳法」により調査、修正、

昭和56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度	62年度	63年度	平成元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
一五四、六五九	一五六、二〇四	一五七、五九四	一五八、五四五	一五九、一四六	一五九、一四八	一五九、二一八	一五九、五三四	一六〇、三一一	一九一、五六六	一六三、一一一	一六五、〇七七	一六七、一六三	一六八、七五三	一七〇、三七六	一七一、四一七	一七二、三六一	一七二、八七三
二、一一四	一、五四五	一、三九〇	九五一	六〇一	二	一三三	二五三	七七七	一、二五五	一、五五五	一、九五六	二、〇八六	一、五九〇	一、六二三	一、〇四一	九四四	五一二
一、七六八	一、六九三	一、七一九	一、五八六	一、四五六	一、二七六	一、二八四	一、〇七五	九一四	八四〇	八一九	七三九	六八〇	六八三	六四九	六六九	六四九	五三六
二、四五八	二、三七八	二、四三二	二、三二一	二、一七八	一、六六九	一、九七六	一、八七六	一、七二六	一、七二〇	一、七二八	一、六三三	一、六七〇	一、七五八	一、六六〇	一、六八九	一、七〇四	一、六八四
六九〇	六八五	七二二	七三五	七二一	七二〇	六九二	八〇一	八二二	八八〇	八九九	八九四	九九〇	九四五	一、〇一一	一、〇二〇	一、〇五五	一、一四八
三八五	△一三〇	△三二五	△五八二	△七六三	△一、一六八	△一、一五六	△八三四	△一四一	四〇三	七八一	一、二一八	一、三三七	七五四	九二一	三四八	二七四	△七六
一〇、一八四	一〇、六一四	九、七四五	九、五四九	九、二九二	八、八三六	八、八二一	八、二二六	八、七七九	八、八一九	九、二二七	九、三三三	九、三九二	八、六八三	八、八〇八	八、〇五八	八、三四九	七、八六五
九、七九九	一〇、七四四	一〇、〇六〇	一〇、一三一	一〇、〇五五	一〇、〇〇四	九、九七七	九、〇五〇	八、九二〇	八、四一六	八、四四六	八、一一五	八、〇五五	七、九二九	七、八八七	七、七二〇	八、〇七五	七、九四一
△三九	△一八	△一四	△五三	△九三	△一〇六	五	一一	四	一一	△四五	△一	六九	二三	五三	二四	二一	五一
一、三九	一、〇〇	〇、八九	〇、六〇	〇、三八	〇、〇〇	〇、〇八	〇、一六	〇、四九	〇、七八	〇、九六	一、二〇	一、二六	〇、九五	〇、九六	〇、六一	〇、五五	〇、三〇

『苦小牧市統計書』 平成八年 苦小牧市企画調整部企画課

各種調査 国勢調査では、1人口、2配偶関係、3世帯、4住宅の所有の関係、5労働力人口、6産業別就業の推移、者等の調査を行い、現在では、①人口、世帯数の推移、②年齢、男女別人口及び人口増減、③地区、町、男女別人口、④配偶者関係、年齢、男女別一五歳以上人口、⑤地区、町、一般世帯数及び世帯人員、⑥施設等の種類別世帯数及び世帯人員、⑦住宅の種類・住宅の所有の関係、⑧地区、町、母子世帯数、父子世帯数、高齢単身世帯数、高齢夫婦世帯数の八表の統計表にまとめられている。また、毎年十二月末で行われている住民基本台帳人口では、①人口の推移、②人口動態の推移、③市内町別人口の推移、④道内各都市人口、⑤統計表、にまとめられている。

本編では紙面の関係から、①人口の推移、②年齢別人口、③町（字）別世帯・人口、④産業別人口、⑤町（字）別人口ベストテンを挙げることにする。

国勢調査人口の推移では、五年ごとの数値では昭和五十年（七五）には前回の調査に比べ三〇パーセントほどの増加率を示していたが、年々低下して、平成二年（九〇）には僅か一・三パーセントに止まり、同七年（九五）には前回に比べ五・七パーセントの増加となった。昭和五十年以降の指数も一二七・八パーセントで、ひところの伸び率からすると景気の低迷により鈍化している。

年齢別人口では、〇～四歳までの人口が同五十年に一万三、五五六人であったものが、平成八年（九六）には八、六三二人と極端に減っており、少子化が顕著に進んでいることを物語っている。一方では高齢者人口が確実に増加しており、七〇歳以上の人口が大幅に増加している。本市で最も人口の多い層は、昭和五十年には二五～二九歳で一万五、三九五人であったが、これが年々高まり、平成元年（八九）には三五～三九歳が一万五、七〇九人と最も多くなっていた。同七年以降は四五～四九歳が最も多く、同九年（九七）には一万六、八二八人になっており、本市の労働人

口の年齢も高まっている。この労働人口の高齢化問題は今後の産業活動にも影響を及ぼすものと考えられ、都市の発達状況にも微妙な影響を与えるものと心配されるところである。

町(字) 別世帯・人口では本市の発展にともない、昭和五十年(七五)には五七字・町であったが、新しい住宅地の開発に伴い新町名が誕生し、平成九年(九七)には八七字・町になっている。また、町(字) 別人口ベストテンでは、昭和二十五年(五〇)には、王子製紙苫小牧工場の木造社宅街のあった王子町、表町、山手町が上位三位までを独占していて、市の町名にはない王子中部(王子町)、王子東部(表町・東町)、王子西部(山手町)と呼んでいた。

王子の住人は自分の住所に苫小牧市王子東部三区二五号のように社宅番号を書いており、国勢調査区分や市統計書にもこれが使われていた。本表においてはこの王子の区分で数字が示されていたのを、町別に改めたものである。ちなみに実数を挙げておくと、同二十五年には王子西部七〇〇世帯・四、〇七七人(第一位)、王子東部六一七世帯・三、五七三人(第二位)、王子中部五八一世帯・三、一二二人(第三位)であった。

また、勇払の国策パルプ工場の発展もあつて勇払が上位にあり、市の中心街である大町、錦町、栄町、本町などが続いていた。しかし、同三十年(五五)ころから王子中部の社宅の一部が取り壊されたのを初めとし、表町・東町(若草町)、山手町の社宅も姿を消すことになり、この呼び名も何時しか消えてしまった。その後、西町(青葉・大成・弥生町)、住吉町、双葉町、音羽町、北光町、美園町が住宅地となり、さらに鉄北や西地区が発展していった。同四十五年(七〇)ころから糸井地区、錦岡地区が新たな住宅地となり、後に日新町、しらかば町、明徳町等に発展し、三光町や明野地区が住宅地となり、平成時代(八九)になって、錦岡の錦西地区、ウトナイ、沼ノ端、高丘などが住宅地として発展している。反面、市街中心地区の人口が急速に減っており、空洞化現象を呈するに至っている。

産業別人口では同五十年に第一次産業が一・五パーセント、第二次産業が三六・一パーセント、第三次産業が六二・

苦小牧市史（追補編）

三パーセントであつたが、平成七年（九五）には第一次産業がやや減つて〇・八パーセント、第二次産業も減つており三一・二パーセント、第三次産業だけが伸びて六七・六パーセントとなつてゐる。工業都市である苦小牧市としては、第二次産業の製造業の伸びが大いに期待されるのであるが、昭和五十年（七五）に一九・一パーセントであつたが、二度にわたるオイルショックによる景気の低迷により、同六十年（八五）には一三・三パーセントまで落ち込み、平成七年（九五）には一六パーセント近くまで回復したとはいえ、苦東開発の行き詰まりもあつて、今後どの程度の伸びを示すかは不透明であるといわざるを得ない。最も伸びているのはサービス業で、昭和五十年に一八・三パーセントであつたが、製造業の不景気な同六十年にも二三・四パーセントを示してゐて、平成七年には二五・三パーセントに達するという発展ぶりである。

国勢調査における苦小牧市人口の推移（昭和五十年以降）

項 目	昭和五〇年	昭和五五年	昭和六〇年	平成二年	平成七年
人 口 総 数	一三三、四七七人	一五、九六七人	一五八、〇六一人	一六〇、一八八人	一六九、三三八人
うち人口集中地区人口	一〇三、九二二人	一一四、六一五人	一二八、六六二人	一三三、九七八人	一四三、五二七人
五年ごと増加数	三〇、九〇四人	一九、四九〇人	六、〇九四人	二、〇五八人	九、二〇人
五年ごと増加率%	一三・〇四%	一四・三%	一四・〇%	一・〇五七%	一・〇七八%
人口指数（五〇年を一〇〇）	一〇〇・〇%	一一四・七%	一一九・三%	一二〇・八%	一二七・八%
全国人口に対する割合%	一・一八%	一・三〇%	一・三二%	一・三〇%	一・三五%
全道人口に対する割合%	二四・八二%	二七・二五%	二七・八三%	二八・三七%	二九・七五%
全道人口に対する割合%	一三三、四七七人	一五、九六七人	一五八、〇六一人	一六〇、一八八人	一六九、三三八人
男 女 別 人 口					
男	六六、〇二二人	七六、〇〇〇人	七七、六五六人	七七、八七三人	八二、六五四人
女	六六、〇二二人	七五、九六七人	八〇、四〇五人	八二、二四五人	八六、六七四人
女一〇〇人につき男の割合	一〇〇・七%	一〇〇・〇%	九六・六%	九四・七%	九五・四%
面 積	五六・二〇 km	五八・二〇 km	五八・二七 km	五八・二七 km	五八・二七 km
うち人口集中地区面積	一九・九 km	二二・一 km	二五・〇 km	二八・九 km	三三・一 km

年齢別人口の推移（昭和五十年以降）

年	昭和五〇年	昭和五一年	昭和五二年	平成元年	平成二年	平成三年	平成四年	平成五年	平成六年	平成七年	平成八年	平成九年
計	二二四一六	九六六五	九六六五	九五一六	九四六三	一〇〇九一	一〇五七七	一一四六二	一二〇二二	一二六八三	一二九七三	一三二七六
20 5 24 計	六五五	四七五〇	四七五〇	四一三三	四三三六	四四八〇二	四八〇〇	五三三六	五七七八	六六五二	六六四四	六六七八
男	五九二一	四一五七	四一五七	四一九二	四三三五	四四八〇二	四八〇〇	五三三六	五七七八	六六五二	六六四四	六六七八
15 19 計	一〇〇三九	二〇八七	二〇八七	二一八七	二二四五	二二五九九	二二五七七	二二五八八	二二六九九	二二六九九	二二六九九	二二六九九
男	五二二〇	五五九二	五五九二	五六六六	六八四九	六八七九	六八七七	六八七四	六四八八	六三七二	六三三九	六二七三
10 14 計	一〇〇九	一三三七	一三三七	一三〇八	一三〇八	一三〇八	一三〇八	一三〇八	一三〇八	一三〇八	一三〇八	一三〇八
男	四八二五	五六六	五六六	六四九二	六三三九	六二二七	六〇〇六	五九八五	五七九一	五五七〇	五四八四	五三七〇
5 9 計	五二二四	五七二二	五七二二	六五四七	六三三九	六三〇二	六〇〇六	五九八五	五七九一	五五七〇	五四八四	五三七〇
男	一〇八七	一三九八七	一三九八七	一四四九四	一四四九四	一四四九四	一四四九四	一四四九四	一四四九四	一四四九四	一四四九四	一四四九四
0 4 計	六九三三	六七八七	六七八七	四八三三	四六四七	四四〇七	四二〇四	四一五二	四〇三三	四〇二二	四〇二二	四〇二二
男	六三三	六八七	六八七	四八三三	四六四七	四四〇七	四二〇四	四一五二	四〇三三	四〇二二	四〇二二	四〇二二

『統計とまこい』 No. 8、No. 16、No. 25、No. 65 苦小牧市、『苦小牧市統計書』平成三年版 苦小牧市

人口集中地区の人口密度 (二全域人口密度 $\times$ 当り)	年 齡 別 人 口	年 齡 不 詳	少 年 人 口 指 数	老 年 人 口 指 数	従 属 人 口 指 数	老 齡 化 指 数
五二・二七	一三、四七七人	一五、九六七人	三七・四〇%	六・八%	四四・二%	一八・一%
一〇、三三五七	一三、四七八人	一五、九六七人	三七・四〇%	六・八%	四四・二%	一八・一%
二七・〇四	一四、〇七〇人	一五、八〇六人	三七・四〇%	六・八%	四四・二%	一八・一%
二八・二	一四、〇七〇人	一五、八〇六人	三七・四〇%	六・八%	四四・二%	一八・一%
五、一四六・五	一四、〇七〇人	一五、八〇六人	三七・四〇%	六・八%	四四・二%	一八・一%
四、五六六・七	一四、〇七〇人	一五、八〇六人	三七・四〇%	六・八%	四四・二%	一八・一%
二八・五八	一四、〇七〇人	一五、八〇六人	三七・四〇%	六・八%	四四・二%	一八・一%
一六〇、一八八	一四、〇七〇人	一五、八〇六人	三七・四〇%	六・八%	四四・二%	一八・一%
三三、九六九人	一四、〇七〇人	一五、八〇六人	三七・四〇%	六・八%	四四・二%	一八・一%
一一、五八九人	一四、〇七〇人	一五、八〇六人	三七・四〇%	六・八%	四四・二%	一八・一%
一五、〇二〇人	一四、〇七〇人	一五、八〇六人	三七・四〇%	六・八%	四四・二%	一八・一%
二九・五%	一四、〇七〇人	一五、八〇六人	三七・四〇%	六・八%	四四・二%	一八・一%
一三五%	一四、〇七〇人	一五、八〇六人	三七・四〇%	六・八%	四四・二%	一八・一%
四三・〇%	一四、〇七〇人	一五、八〇六人	三七・四〇%	六・八%	四四・二%	一八・一%
四五六%	一四、〇七〇人	一五、八〇六人	三七・四〇%	六・八%	四四・二%	一八・一%
四三三・四九	一四、〇七〇人	一五、八〇六人	三七・四〇%	六・八%	四四・二%	一八・一%
三〇・一九	一四、〇七〇人	一五、八〇六人	三七・四〇%	六・八%	四四・二%	一八・一%

苦小牧市史（追補編）

90 94 計	85 89 計	80 84 計	75 79 計	70 74 計	65 69 計	60 64 計	55 59 計	50 54 計	45 49 計	40 44 計	35 39 計	30 34 計	25 29 計
男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
三 五	一 六	二 六	一 九	八 五	二 六	一 七	四 五	三 九	七 八	四 六	五 一	六 〇	七 五
五	二	四	七	九	一	二	六	二	九	三	四	五	七
八	二	七	一	二	三	四	七	八	七	七	八	八	八
九	四	五	八	九	五	六	八	九	八	八	八	八	八
一	二	三	四	五	六	七	八	九	八	七	六	五	四
二	三	四	五	六	七	八	九	八	七	六	五	四	三
三	四	五	六	七	八	九	八	七	六	五	四	三	二
四	五	六	七	八	九	八	七	六	五	四	三	二	一
五	六	七	八	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇
六	七	八	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九
七	八	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八
八	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八	七
九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八	七	六
一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八	七
一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八
一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九
一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇
一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二
一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三
一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四
一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五
一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七
二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八
二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九
二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇
二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一
二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二
二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三
二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四
二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五
二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六
三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七
三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八
三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九
三三	三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇
三四	三三	三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一
三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二

町別世帯・人口一覽表（昭和五十年以降）

町名	区分	昭和五〇年	昭和五五年	昭和六〇年	平成二年	平成三年	平成四年	平成五年	平成六年	平成七年	平成八年	平成九年
青葉町	世帯数	三五五	五八一	九〇九	二〇二二	二〇三六	二〇九二	二〇八八	九七八	九九〇	九八八	九九一
明野新町	世帯数	一八四	二七五	二七九八	二九七〇	二九六九	二九五二	二八七三	二七六九	二七四九	二六七九	二六九五
明野元町	世帯数				五二六三	五六二二	五八〇一	六〇五九	六三三二	六五七四	六六六八	六七七一
あけぼの町	人口				七六	一五三	三〇九	四二三	四七四	五五九	六六六	七七七
旭町	世帯数					一五	一六	二二	二四	二二	二一	二一
旭町	人口	六七三	五六九	六三三	五七三	五五七	五五二	五四九	五五八	五四六	五四七	五四四
有明町	世帯数	一九五	二四七	二六二六	二二〇三	二二六〇	二二四六	二二四〇	二二四〇	二一四七	二一二七	二一一一
泉町	人口				二二二	二二七	二二九	二二四	二二六	二二八	二二八	二二七
一本松町	世帯数	五六七	六三五	五三三	五三二	五三八	五六一	五二七	五〇九	五〇五	四九五	四五七
入船町	世帯数	二六四八	二五三八	二三八〇	二四八四	四七六	四九九	五〇八	五三三	五〇三	五四六	五五五
有珠の沢町	人口				二一四	二一六	二一三	二一五	二一七	二一七	二一五	二一四
永福町	世帯数	二二	二五	二五	一八	一七	一四	一五	一五	二二	二二	二二
永福町	人口	四六三	四六二	四七七	四〇七六	四三五一	四四八〇	四六二二	四七〇二	四七八六	四八四八	四八七七
永福町	人口	二七三	二四一〇	二三八六	二四二二	二四二四	二四二一	二四二一	二四二一	二四二一	二四二一	二四二一

（『苦小牧市統計書』 各年 苦小牧市、『統計とまこまい・各号』 各年 苦小牧市より作成）

[illegible]

苦小牧市史（追補編）

王子町	世帯数 人口	六四四 二、一〇三	六九六 二、一九七	六七四 二、〇〇〇	五四六 一、八八九	五九 二、七四六	四九九 二、六六一	四九〇 一、五七四	四六八 一、四八三	四五六 一、四六六	四二六 一、四三三	四二一 一、四〇一
大町	世帯数 人口	七七一 二、六一	二〇四 五八八	一八八 四、六三三	一五三 三、七〇	一五三 三、六〇	一四八 三、四四	一四七 三、四二	一四七 三、四〇	一四六 三、三九	一四三 三、三六	一四二 三、三三
音羽町	世帯数 人口	九六八 二、八一九	九五四 二、五五三	九六八 二、五五三	九四八 二、五五三	九六三 二、八八九	九六七 二、八八九	九六二 二、八八九	九七〇 二、八八九	九七〇 二、八八九	九七〇 二、八八九	九七〇 二、八八九
表町	世帯数 人口	二五五 一、一九三	四九三 七九五	四〇五 六六六	四〇五 五五四	四〇九 五七八	四〇九 五七八	四〇五 六七九	四〇五 六七九	四〇五 六七九	四〇五 六七九	四〇五 六七九
柏木町	世帯数 人口	八八四 二、七四二	九六七 二、六一	一、〇八七 二、五五二	一、〇八七 二、五五二	一、〇八七 二、五五二	一、〇八七 二、五五二	一、〇八七 二、五五二	一、〇八七 二、五五二	一、〇八七 二、五五二	一、〇八七 二、五五二	一、〇八七 二、五五二
春日町	世帯数 人口	八八四 二、七四二	九六七 二、六一	一、〇八七 二、五五二	一、〇八七 二、五五二	一、〇八七 二、五五二	一、〇八七 二、五五二	一、〇八七 二、五五二	一、〇八七 二、五五二	一、〇八七 二、五五二	一、〇八七 二、五五二	一、〇八七 二、五五二
川沿町	世帯数 人口	八八四 二、七四二	九六七 二、六一	一、〇八七 二、五五二	一、〇八七 二、五五二	一、〇八七 二、五五二	一、〇八七 二、五五二	一、〇八七 二、五五二	一、〇八七 二、五五二	一、〇八七 二、五五二	一、〇八七 二、五五二	一、〇八七 二、五五二
木場町	世帯数 人口	四一〇 一、四一七	一、四一七 三、四〇九	一、四一七 三、四〇九	一、四一七 三、四〇九	一、四一七 三、四〇九	一、四一七 三、四〇九	一、四一七 三、四〇九	一、四一七 三、四〇九	一、四一七 三、四〇九	一、四一七 三、四〇九	一、四一七 三、四〇九
啓北町	世帯数 人口	一、〇四三 三、三六〇	一、〇四三 三、三六〇	一、〇四三 三、三六〇	一、〇四三 三、三六〇	一、〇四三 三、三六〇	一、〇四三 三、三六〇	一、〇四三 三、三六〇	一、〇四三 三、三六〇	一、〇四三 三、三六〇	一、〇四三 三、三六〇	一、〇四三 三、三六〇
小糸井町	世帯数 人口	九六 二、六八	九六 二、六八	九六 二、六八	九六 二、六八	九六 二、六八	九六 二、六八	九六 二、六八	九六 二、六八	九六 二、六八	九六 二、六八	九六 二、六八
光洋町	世帯数 人口	三三六 九、九	三三六 九、九	三三六 九、九	三三六 九、九	三三六 九、九	三三六 九、九	三三六 九、九	三三六 九、九	三三六 九、九	三三六 九、九	三三六 九、九
寿町	世帯数 人口	三三六 九、九	三三六 九、九	三三六 九、九	三三六 九、九	三三六 九、九	三三六 九、九	三三六 九、九	三三六 九、九	三三六 九、九	三三六 九、九	三三六 九、九
幸町	世帯数 人口	四五一 一、〇七	四五一 一、〇七	四五一 一、〇七	四五一 一、〇七	四五一 一、〇七	四五一 一、〇七	四五一 一、〇七	四五一 一、〇七	四五一 一、〇七	四五一 一、〇七	四五一 一、〇七
栄町	世帯数 人口	七四 二、二二	七四 二、二二	七四 二、二二	七四 二、二二	七四 二、二二	七四 二、二二	七四 二、二二	七四 二、二二	七四 二、二二	七四 二、二二	七四 二、二二
桜木町	世帯数 人口	六五八 一、〇三二	六五八 一、〇三二	六五八 一、〇三二	六五八 一、〇三二	六五八 一、〇三二	六五八 一、〇三二	六五八 一、〇三二	六五八 一、〇三二	六五八 一、〇三二	六五八 一、〇三二	六五八 一、〇三二
三光町	世帯数 人口	六五八 一、〇三二	六五八 一、〇三二	六五八 一、〇三二	六五八 一、〇三二	六五八 一、〇三二	六五八 一、〇三二	六五八 一、〇三二	六五八 一、〇三二	六五八 一、〇三二	六五八 一、〇三二	六五八 一、〇三二
汐見町	世帯数 人口	六八六 一、〇九三	六八六 一、〇九三	六八六 一、〇九三	六八六 一、〇九三	六八六 一、〇九三	六八六 一、〇九三	六八六 一、〇九三	六八六 一、〇九三	六八六 一、〇九三	六八六 一、〇九三	六八六 一、〇九三
清水町	世帯数 人口	一六 四六	一六 四六	一六 四六	一六 四六	一六 四六	一六 四六	一六 四六	一六 四六	一六 四六	一六 四六	一六 四六
しらかば町	世帯数 人口	一七二 五九二	一七二 五九二	一七二 五九二	一七二 五九二	一七二 五九二	一七二 五九二	一七二 五九二	一七二 五九二	一七二 五九二	一七二 五九二	一七二 五九二

[illegible]

苦小牧市史（追補編）

晴海町	日の出町	日吉町	双葉町	船見町	北光町	本幸町	本町	真砂町	松風町	美園町	緑町	港町	美原町	森の宮町	見山町	宮前町	明徳町	もえぎ町
人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口
	二、三六二	一、一三四	一、五九二	二、三二六	四、一三六	一、四八八	二、二八二		一、三三三	四、一五五	二、八六三	六、五			一、一〇二			
	三、五五	一、〇八九	三、三九二	三、七六	三、八五四	四、五八	二、二〇		二、四五	七、九	八、七	四、九			一、一六九			
五	三、六八	九、九八	三、四八	三、六七	三、一八八	三、二四	三、三九	一、七二	三、七二	四、四二	二、八五	四、〇			一、一六			
二	四、三九	一、四二	一、二七	三、八	二、九四	三、〇五	一、五八	二、〇	三、三	二、七	四、二	三、三			一、一〇五			
一	五、三	一、二六五	三、一三九	四、四	二、八三	二、八	五、一	一、五七	三、六	七、七	二、七	二、七			一、一〇五			
三	五、七	一、四〇三	一、四七五	四、〇	二、八三	二、七九	五、四	一、六	六、九	二、八	四、三	二、七			一、一五			
三	五、八	一、四〇六	一、四七九	四、一	二、八	一、七	四、九	三、五	二、九	二、八	四、三	二、七			一、一〇五			
	六、七五	一、五七二	一、三六八	四、二	二、八	一、八	四、九	三、四	二、七	二、八	四、二	二、七			一、一〇			
	七、二四	一、七二〇	一、四八	四、三	二、九	一、七	四、九	三、五	二、五	二、九	四、二	二、七			一、一〇			
	七、四	一、七二九	一、四八五	四、四	二、九	一、八	五、〇	三、六	二、八	三、〇	四、三	二、八			一、一〇			
	七、五	一、七三	一、四八	四、五	二、九	一、九	五、一	三、七	二、九	三、一	四、四	二、八			一、一〇			
	七、六	一、七四	一、四九	四、六	二、九	一、九	五、二	三、八	三、〇	三、二	四、五	二、九			一、一〇			
	七、七	一、七五	一、五〇	四、七	二、九	二、〇	五、三	三、九	三、一	三、三	四、六	三、〇			一、一〇			
	七、八	一、七六	一、五一	四、八	三、〇	二、一	五、四	四、〇	三、二	三、四	四、七	三、一			一、一〇			
	七、九	一、七七	一、五二	四、九	三、〇	二、二	五、五	四、一	三、三	三、五	四、八	三、二			一、一〇			
	八、〇	一、七八	一、五三	五、〇	三、一	二、三	五、六	四、二	三、四	三、六	四、九	三、三			一、一〇			
	八、一	一、七九	一、五四	五、一	三、二	二、四	五、七	四、三	三、五	三、七	五、〇	三、四			一、一〇			
	八、二	一、八〇	一、五五	五、二	三、三	二、五	五、八	四、四	三、六	三、八	五、一	三、五			一、一〇			
	八、三	一、八一	一、五六	五、三	三、四	二、六	五、九	四、五	三、七	三、九	五、二	三、六			一、一〇			
	八、四	一、八二	一、五七	五、四	三、五	二、七	六、〇	四、六	三、八	四、〇	五、三	三、七			一、一〇			
	八、五	一、八三	一、五八	五、五	三、六	二、八	六、一	四、七	三、九	四、一	五、四	三、八			一、一〇			
	八、六	一、八四	一、五九	五、六	三、七	二、九	六、二	四、八	四、〇	四、二	五、五	三、九			一、一〇			
	八、七	一、八五	一、六〇	五、七	三、八	三、〇	六、三	四、九	四、一	四、三	五、六	四、〇			一、一〇			
	八、八	一、八六	一、六一	五、八	三、九	三、一	六、四	五、〇	四、二	四、四	五、七	四、一			一、一〇			
	八、九	一、八七	一、六二	五、九	四、〇	三、二	六、五	五、一	四、三	四、五	五、八	四、二			一、一〇			
	九、〇	一、八八	一、六三	六、〇	四、一	三、三	六、六	五、二	四、四	四、六	五、九	四、三			一、一〇			
	九、一	一、八九	一、六四	六、一	四、二	三、四	六、七	五、三	四、五	四、七	六、〇	四、四						

字 美 沢	世帯数 人口	二五五 一四三	二〇六 九〇	一三三 一三四	一三四 一三五	一三七 二四三	一九九 二四三	二四八 二四二	一九九 二四九	二八八 二四九
字 丸 山	世帯数 人口	九三 二七	二七 一〇							
字 弁 天	世帯数 人口	六八 一七								
字 沼 ノ 端	世帯数 人口	三三三 九六五	四二二 一三八	五七二 一七二	七二七 二五九	七三六 二六五	八二五 三二六	八六七 三二七	九八三 三七八	一〇五九九 四〇七
字 錦 岡	世帯数 人口	七一六 一九五八	九六七 三〇八三	一〇七五 三〇七九	一〇六五 三〇五二	一〇六九 三八二七	一〇七五 四〇五九	一〇八七 一五三三	一一〇三 三三〇三	一一四九 三三五六
字 樽 前	世帯数 人口	八三 三二四	六五 三五	八〇 五〇	八〇 五四	八〇 五五	八〇 五五	八〇 五五	八〇 五五	八〇 五五
字 高 丘	世帯数 人口	四六 九二	七五 三三	一〇八 二四	一〇八 二四	一〇八 二四	一〇八 二四	一〇八 二四	一〇八 二四	一〇八 二四
字 静 川	世帯数 人口	五 一	五 一							
字 柏 原	世帯数 人口	一五 四	一五 一							
字 植 苗	世帯数 人口	二五 二〇〇	二五 一〇三	二七 一三五	二七 一三五	二七 一三五	二七 一三五	二七 一三五	二七 一三五	二七 一三五
字 糸 井	世帯数 人口	二七 二二	二七 一〇	二八 一五	二八 一五	二八 一五	二八 一五	二八 一五	二八 一五	二八 一五
字 明 野	世帯数 人口	四二 二七	四二 一〇	四三 一五	四三 一五	四三 一五	四三 一五	四三 一五	四三 一五	四三 一五
若 草 町	世帯数 人口	七九 二二	七九 一〇	八〇 一五	八〇 一五	八〇 一五	八〇 一五	八〇 一五	八〇 一五	八〇 一五
弥 生 町	世帯数 人口	三二 五	三二 五	三三 五	三三 五	三三 五	三三 五	三三 五	三三 五	三三 五
山 手 町	世帯数 人口	九三 九	九三 九	九四 九	九四 九	九四 九	九四 九	九四 九	九四 九	九四 九
柳 町	世帯数 人口	三〇 二	三〇 二	三〇 二	三〇 二	三〇 二	三〇 二	三〇 二	三〇 二	三〇 二
矢 代 町	世帯数 人口	二九 〇	二九 〇	二九 〇	二九 〇	二九 〇	二九 〇	二九 〇	二九 〇	二九 〇
元 中 野 町	世帯数 人口	二八 八	二八 八	二八 八	二八 八	二八 八	二八 八	二八 八	二八 八	二八 八
元 町	世帯数 人口	二一 五	二一 五	二一 五	二一 五	二一 五	二一 五	二一 五	二一 五	二一 五

苦小牧市史（追補編）

（『統計とまこまい・各号』 各年版 苦小牧市、『苦小牧市統計書』 各年版 苦小牧市より作成）

字	勇	弘
世帯数	一、三八三	一、五五八
人口	四、八七一	四、八四〇
	一、四四四	一、四四四
	一、三九〇	一、三九〇
	一、三八五	一、三八五
	一、三九四	一、三九四
	一、三三三	一、三三三
	一、三〇九	一、三〇九
	一、二九四	一、二九四
	一、二五四	一、二五四
	一、二〇七	一、二〇七
	一、一四四	一、一四四

苦小牧市の町（字）別世帯・人口ベストテンの変遷（昭和二十五年以降・単位 人）

年次	区分	第一位	第二位	第三位	第四位	第五位	第六位	第七位	第八位	第九位	第十位
昭和二十五年	世帯	表町	山手町	王子町	大町	錦町	栄町	本町	幸町	元町	
	人口	五、〇二七	四、八四〇	五、八一	五、〇一	四、九	四、〇	三、八四	三、九〇	三、〇四	
昭和三年	世帯	山手町	表町	勇町	緑町	旭町	王子町	大町	栄町	錦町	幸町
	人口	一、〇八二	一、五八	八、五九	八、〇二	七、四四	六、〇八	四、八六	五、二	三、七二	四、〇
昭和三年	世帯	山手町	表町	勇町	緑町	旭町	王子町	大町	栄町	錦町	幸町
	人口	五、八六七	六、五三	四、八六	三、六〇四	三、三六六	三、一〇七	二、三八八	二、一〇三	一、八七九	一、八七
昭和三五年	世帯	緑町	勇町	山手町	表町	王子町	西町	大町	東町	栄町	元町
	人口	一、七五	一、〇四	四、〇五	七、九三	六、六七	六、七四	二、五九六	五、一五	六、九二	五、四
昭和四〇年	世帯	山手町	勇町	西町	王子町	中野	住吉町	元町	音羽町	双葉町	木場町
	人口	一、八二	一、四九	四、〇九	三、五七五	三、五四	三、五四四	三、三四五	三、二九	三、一五	二、五九
昭和四五年	世帯	中野	糸井	錦岡	勇弘	双葉町	西町	北光町	住吉町	三光町	木場町
	人口	一、八〇二	一、二二	一、二六	一、一九二	一、三三七	四、三二	四、一〇二	四、一五六	三、九七二	三、五二四
昭和四八年	世帯	糸井	中野	錦岡	勇弘	双葉町	北光町	美園町	本場町	明野	住吉町
	人口	一、五三八四	一、二八八	一、二〇四	一、六〇〇	一、四七〇	一、四三二	一、一八五	一、一三三	一、一八四	九四四
昭和五〇年	世帯	糸井	錦岡	大成町	勇弘	双葉町	本場町	美園町	北光町	明野	花園町
	人口	二、八八九	一、九一九	五、八五九	一、三三二	一、五〇六	三、九九五	三、九八四	三、八四四	三、五七一	三、四八二
昭和五五年	世帯	錦岡	日新町	糸井	しらね町	大成町	勇弘	美園町	双葉町	沼ノ端	明野
	人口	二、五六二	二、八六八	二、一三	一、七三二	一、八五五	一、六九	一、六〇三	一、六九四	一、四六七	一、四八二
昭和五七年	世帯	錦岡	日新町	糸井	しらね町	大成町	沼ノ端	勇弘	美園町	明野	双葉町
	人口	一、〇四九三	二、七四一	二、五七五	一、八八七	一、九九五	一、五五五	一、五〇九	一、六五〇	一、四九二	一、六五九

苦小牧市の産業分類男女別一五歳以上就労者数一覽表 (国勢調査・昭和五十年以降)

産業分類	昭和五〇年			昭和五五年			昭和六〇年			平成二年			平成七年		
	分	区	数	構	成	率	分	区	数	構	成	率	分	区	数
總數	計	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計
第一次産業	計	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計
A 農業	計	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計
B 林業	計	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計	女	男	計

『苦小牧市統計書』 各年 苦小牧市、『苦小牧市史—上巻』 昭和五十年 苦小牧市より作成)

昭和六〇年	町名	錦	大成町	しろがほ町	糸井	沼ノ端	美園町	勇弘	澄川町	双葉町
昭和六〇年	世帯	三六〇一	二九四四	一九九五	二九六六	一九七一	一六四二	一四四四	一九九二	一六二七
昭和六〇年	人口	一〇、七五九	八、八四七	六、二八六	五、七五九	四、四五一	四、四五一	三、九八四	三、九八四	三、八七二
昭和六三年	町名	錦	沼ノ端	しろがほ町	糸井	大成町	澄川町	美園町	勇弘	明野
昭和六三年	世帯	三、八〇二	二、三二五	二、〇七八	一、九八九	一、二八八	一、二八八	一、〇九〇	一、〇九〇	一、〇九〇
昭和六三年	人口	一、〇四一	八、八四七	六、二八六	五、七五九	四、四五一	四、四五一	三、九八四	三、九八四	三、八七二
平成二年	町名	錦	沼ノ端	しろがほ町	明野新町	澄川町	大成町	美園町	有珠の沼	勇弘
平成二年	世帯	三、三三〇	二、四六八	二、〇四八	一、六七一	一、四七九	一、四七九	一、二七九	一、二七九	一、二七九
平成二年	人口	一、〇三〇七	八、八四七	六、二八六	五、七五九	四、四五一	四、四五一	三、九八四	三、九八四	三、八七二
平成五年	町名	錦	沼ノ端	しろがほ町	明野新町	有珠の沼	大城町	三光町	川治町	美園町
平成五年	世帯	四、二八六	二、三八五	二、〇三九	一、八八三	一、六二二	一、六二二	一、五二二	一、五二二	一、五二二
平成五年	人口	一、一八五五	八、八四七	六、二八六	五、七五九	四、四五一	四、四五一	三、九八四	三、九八四	三、八七二
平成七年	町名	沼ノ端	日新町	明野新町	澄川町	有珠の沼	柏木町	三光町	川治町	美園町
平成七年	世帯	三、三八五	二、三八五	二、〇三九	一、八八三	一、六二二	一、六二二	一、五二二	一、五二二	一、五二二
平成七年	人口	一、〇四一	八、八四七	六、二八六	五、七五九	四、四五一	四、四五一	三、九八四	三、九八四	三、八七二
平成九年	町名	沼ノ端	日新町	明野新町	澄川町	有珠の沼	柏木町	三光町	川治町	美園町
平成九年	世帯	四、〇七一	二、三八五	二、〇三九	一、八八三	一、六二二	一、六二二	一、五二二	一、五二二	一、五二二
平成九年	人口	一、〇五八九	八、八四七	六、二八六	五、七五九	四、四五一	四、四五一	三、九八四	三、九八四	三、八七二

業	Lサービス		K不動産業	J金融保 險業	I卸売・小 売飲食 店		H運輸・通 信業	G電気・ガ ス・熱供 給業	第三次産業	F製造業	E建設業	D鉱 業	第二次産業	C漁 業
	計	男女			計	男女								
	一〇七六一	五〇九三	五六八八	七九七	二二七	五八〇	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二
	一八三	八七	九六	一四	〇四	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
	一三八七〇	六八〇八	七〇〇八	七五九	二三四	五五五	一八七	八八五	一八七	八八五	一八七	八八五	一八七	八八五
	二〇・二	一〇・二	一〇・二	一〇・二	一〇・二	一〇・二	一〇・二	一〇・二	一〇・二	一〇・二	一〇・二	一〇・二	一〇・二	一〇・二
	一六三六二	八二二五	八三三七	七九〇	一九九	五九九	二二二	一〇九	二二二	一〇九	二二二	一〇九	二二二	一〇九
	二三四	一一八	一二八	一〇八	〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
	一八二二九	八五六三	八六六三	七五八	五三三	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五
	二四五	一一六	一二六	一〇七	〇七	〇七	〇七	〇七	〇七	〇七	〇七	〇七	〇七	〇七
	二二、一九三	一一、七九一	九五〇二	七五二	二二四	五八	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四
	二五三	一一三	一四〇	〇九	〇六	〇三	二七	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六

[illegible]

し、街区方式で実施することを決定して、昭和四十四年（六九）十月の市議会で承認を得た。

▼住所のあらわしか方（一般住宅）

苫小牧市〇〇町〇丁目	〇〇番	〇〇号
町名	街区符	住宅番号
		（一般住宅）

中高層建物には街区符号と住居番号の間に棟番号又は基礎番号、最後に各戸番号を入れ、団地・社宅の建物には棟番号、各戸番号を入れることになった。

▼苫小牧市住居表示審議会委員

市議会議員四名 学識経験者五名 官公署の職員五名 住民組織代表三名 市の職員三名 計二〇名

任期二年

▼町の名称の定め方

町名については、出来得るかぎり従来の公称町名を生かすことをたてまえとし、町域の広狭により町分離統合を行う場合は次の点に留意し、新町名を定めるものとする。

- ①簡易を旨とし、歴史上由緒あるもの、親しみ深いもの、語調のよいもの等を選択すること。
- ②原則として、当用漢字を用い、地域の特性を簡明に表現すること。
- ③同一町名及び類似の町名は採用しないこと。
- ④字の呼称は用いないこと。

〔苫小牧市住居表示整備事実施基準〕 昭和四十四年 苫小牧市

ただ、この制度はわかりやすく、さがしやすいこと、合理的なことに主眼が置かれていたため、必ずしも名称上における歴史、伝統、文化が守られないこともあり、伝統的な地名が失われてしまうとの批判もあった。また、方位を示す町名は好ましくないとして、西町、東町は姿を消したが、字中野は双方が同名称を主張したことから、新中野町、

元中野町として生かされることになった。同四十九年（七四）までに第五次住居表示まで実施されたが、次の通りであった。

苦小牧市では、昭和四十五年（七〇）七月一日からこの住居表示制度が部分的に実施された。町名の設定については市事務局において原案が示され、住居表示審議委員会で内容を検討し、さらに地区住民説明会を行い、住民要望の町名に変更される場合もあり、最終審議会で町名が決定するものであった。正式な手続きとしては地方自治法二六〇条の議決（市議会）を経て、実施日が告示されるのである。ここで、第一年次住居表示審議日程について挙げれば次のとおりであった。

第一年次苦小牧市住居表示審議日程表（昭和四十五年七月一日実施）

年 月 日	会 議 名	会 議 の 内 容	実 施 事 項	年 月 日
昭和44年9月19日	第一回住居表示審議会	会長・副会長選出、住居表示実施基準説明、実施区域と方法及び第一年次実施区域決定	市長の諮問	昭和44年9月30日
44年10月7日	第二回住居表示審議会	住居表示実施基準決定	審議会から実施決定答申	
44年10月9日	審議会委員の現地視察	第一年次実施区域町割りのため現地視察		
44年10月23日	第三回住居表示審議会	町名・町割りの原案作成、地域説明会後答申を決定		
44年10月27日	第四回住居表示審議会	町会連合会役員意見聴取		
44年11月6日	大町地区住民説明会	町割り、町名について説明、後日了解点に達する（11・2）		

昭和44年11月7日	本町地区住民説明会	町割り、町名同日了解点に達す		
44年11月10日	幸町地区住民説明会	町割り、町名同日了解点に達す		
44年11月11日	浜町地区住民説明会	町割り、町名同日了解点に達す		
44年11月12日	栄町地区住民説明会	町割り、町名後日了解点に達す（2・8）	決定書答申	昭和45年2月13日
44年11月13日	錦町地区住民説明会	町割り、町名同日了解点に達す	市議会議決	45年3月31日
45年2月13日	第五回住居表示審議会	第一次住居表示実施区域の町割り、町名決定	告示日（実施）	45年7月1日

『住居表示整備事業概要』 昭和四十六年 苦小牧市市民部住民課

昭和四十九年までに実施された住居表示区域一覽

年次区分	実施年月日	面積	実施区域	新町名
第一次整備事業	昭和45年7月1日	〇・八二km	錦町・栄町・大町 本町・幸町・浜町	錦町一丁目・錦町二丁目・栄町一丁目・栄町二丁目・栄町三丁目・大町一丁目・大町二丁目・寿町一丁目・寿町二丁目・本町一丁目・本町二丁目・幸町一丁目・幸町二丁目・本幸町一丁目・本幸町二丁目・浜町一丁目・浜町二丁目・高砂町一丁目・高砂町二丁目
	昭和45年11月1日	二・三〇km	山手町	北光町一丁目・北光町二丁目・北光町三丁目・北光町四丁目・山手町一丁目・山手町二丁目・花園町一丁目・花園町二丁目・花園町三丁目・花園町四丁目・啓北町一丁目・啓北町二丁目・見山町一丁目・見山町二丁目・松風町

第二次整備事業	昭和46年8月1日	二・一二km	元町・西町・矢代町・弥生町・西弥生町・白金町	元町一丁目・元町二丁目・元町三丁目・矢代町一丁目・矢代町二丁目・矢代町三丁目・弥生町一丁目・弥生町二丁目・白金町一丁目・白金町二丁目・青葉町一丁目・青葉町二丁目・大成町一丁目・大成町二丁目・新富町一丁目・新富町二丁目
第三次整備事業	昭和47年8月1日	一・二七km	旭町・末広町・東町・字中野の一部	旭町一丁目・旭町二丁目・旭町三丁目・旭町四丁目・末広町一丁目・末広町二丁目・末広町三丁目・若草町一丁目・若草町二丁目・若草町三丁目・若草町四丁目・若草町五丁目
第四次整備事業	昭和48年7月1日	二・〇八km	音羽町・双葉町・住吉町・美園町・三光町の一部・字高丘の一部	音羽町一丁目・音羽町二丁目・双葉町一丁目・双葉町二丁目・双葉町三丁目・住吉町一丁目・住吉町二丁目・泉町一丁目・泉町二丁目・美園町一丁目・美園町二丁目・美園町三丁目・美園町四丁目・日の出町一丁目・日の出町二丁目
第五次整備事業	昭和49年9月1日	二・五〇km	字中野・港町	新中野町一丁目・新中野町二丁目・新中野町三丁目・元中野町一丁目・元中野町二丁目・元中野町三丁目・元中野町四丁目・港町一丁目・港町二丁目・船見町一丁目・船見町二丁目・入船町一丁目・入船町二丁目・入船町三丁目

『住居表示新旧対照表』 昭和四十五年七月・十一月、同四十六年、同四十七年、同四十九年 苫小牧市

さて、この間の住居表示の実施で、第一次整備事業では寿町、本幸町、高砂町が新に誕生した。すでに区画整理事業で町割り、町名が付けられることになっていた旧山手地区は、住居表示と合わせて実施され、北光町、花園町、啓北町、見山町、松風町が誕生した。第二次整備事業では青葉町、大成町、新富町が生まれ、西町が廃止された。第三次整備事業では西町同様方位を示す町名は好ましくないとして東町も廃止されて、若草町と改称され、第四次整備事業では日の出町、第五次整備事業では新中野町、元中野町、船見町、入船町が誕生した。

この新町名設定の理由について、住居表示関係文書、地名研究書などにより探してみると、住民説明会などで市側が示した原案に対して不満を述べ、新町名を提案して変更になることも多くあり、そのまま押し切られたり、折中案

がだされたり、「四・九」の地番は受け入れられないという問題もあり、相当揉めた地域もあった。

寿町では旧大町が国道を挟んで山側を大町とし、海側を寿町とした。しかし、住民には不満があり、両方合併して丁目を増やすこと、南大町、仲町、新町、大手町にしてはとの意見があり、市と住居表示審議会は大手町を原案としたが、すんなり決まらず、町内会に持ち帰り検討した結果、おめでたい町名がよいとなり寿町が浮上し、住民アンケートで決定した。本幸町は本町と幸町の一部が合体して出来た町のため、両方の頭文字をとって命名した。高砂町は旧浜町、栄町、大町の一部でそれぞれの地区が旧町名にこたわり、スムーズには決まらなかったため、住民説明会では白浜町、海岸町、真砂町が提案され、栄町地区から大栄町の要望があった。しかし、直ぐには決まらず住民代表による話し合いにより、旧町名にはこだわらず、めでたくて縁起がよく、泰平な町でありたいという住民の願いを込めて高砂町と決まった。²⁾

旧山手町（通称西山手）地区では昭和三十八年度（六三）区画整理事業が始まり、同四十四年（六九）十月にはこの地区を六分割することになり、町内会活動や町名などについて考えるよう市より住民代表に話されていた。ところが、この地の区画整理完了に合わせて同四十五年（七〇）十月二十日付けで住居表示も併せて行うことになった。住居表示もこの区画整理事業の六分割を基本にして町割りを行うことになったが、すでにそれぞれが町名を考えていて、住居表示の住民説明会では、自分たちの考えていた町名が他地で使われているとの不満あり、山手町と北光町を除いて変えられることになった。北光町は面積で問題となったが、町名由来となる北光小学校があったことからすんなりと決まったが、花園町は新都美町、見山町は花園町、啓北町は澄川町・西山手町であり、一旦町内会に戻して検討されて決定をみた。花園町は関係町内会会議で都町との意見もあったが、見山町地区に当てようとした花園町がこの地区に相応しいということに落ち着いた。啓北町は有珠川が西界に流れていたことから市は澄川町、地元住民は西山手

町を望んだ、西は方位がつくので好ましくないことになり、住民は市提案の澄川町をけり、啓北中学校があることから、啓北町とした。見山町は市提案は花園町であったが、区画整理の時に考えた町名ではなく不満であったから、町内会に持ち帰り相談した結果、当時は家もまばらで、どこからも樽前山が見えることから、見山町とすることを決めた。松風町は当時は市老人ホームしかなかったため、老人ホームで相談したところ、前庭に見事な松が植えられていたことから、松風町と決定した。町名決定で揉めたため、住居表示の実施は昭和四十五年（七〇）十一月一日付けになった。⁽³⁾

若草町はもと東町と呼んでいたが、住居表示実施の際、方位を示す町名は避けることになり、同四十七年（七二）八月の住居表示実施時に、東町を若草小学校があったことから、若草町と改称した。日の出町は住居表示の際、市は真栄（まさかえ）町として提案したが、「しんえい」と読んでしまい紛らわしいと嫌われ、住民説明会では日の出町か若竹町にして欲しいとの要望があり、当時の国鉄室蘭本線の土手から日の出がよく見える程度の意味であったろうと思うが、日の出町と決定した。⁽⁴⁾

新中野町・元中野町は以前字中野と呼ばれた地であったが、住居表示の際双方が中野の町名にこだわり譲らなかったために、両者の意見を取り入れて中野を町名に入れたものである。

船見町は住居表示の際、市提案では暁町であったが、住民の反対により、港に隣接して船がよく見えることから船見町となり、入船町は昭和三十八年（六三）四月二十五日に苫小牧港の入船式が行われた岸壁があることから、住居表示の際入船町と名付けられたのである。⁽⁵⁾

区画整理事業に 苫小牧市において新しい町名を設定する場合、住居表示性によるものと区画整理事業に伴う新町名の設定 場合とがあった。

山手町地区の一四七万四、二六五㎡については、昭和三十八年（六三）から同四十五年（七〇）にかけて三億四、〇二八万円を投じて区画整理事業が行われた。換地指定については同四十五年十月二十日施行され、区画整理による新地番が付与された。例えば「山手町六四番地」が、「山手町三番地の六」になったのである。ところが、この地域で住居表示事業も同時に進められていて、同年十一月一日をもつてこの町名地番が「苫小牧市見山町三丁目三番一―号」となった。

山手町での区画整理事業による新地番は同四十五年十月二十日から同月三十一日までの十二日間だけ存在したことになるのである。

なお、この時に字高丘、字糸井の一部を山手町に編入し、山手町の一部を清水町、字糸井に編入した。そして、同四十五年十一月一日には住居表示により、山手町、見山町、花園町、北光町、啓北町、松風町の六町が誕生したのである。

注（１）『世界大百科事典⑬』 昭和六十三年 平凡社

（２）（３）（４）（５）『地名・とまこまい』 昭和五十七年 堀江敏夫著 北海道新聞社

二、昭和五十年以降の住居表示の実施と新町名の設定

第六次以降の住居 苫小牧市の昭和五十年以降に行われた住居表示整備事業については、同五十二年（一九七表示整備事業の実施 七）に第六次として表町・王子町地区に、同五十四年（七九）に第七次として字糸井地区の

一部に、昭和五十七年（八二）に第八次として緑町・木場町地区に、同五十九年（八四）に第九次として字明野等に、同六十年（八五）に第一〇次として汐見町等に、平成元年（八九）に第一次として三光町、字明野、字勇弘の一部に、同二年（九〇）に第二二次としてときわ町、澄川町、字錦岡の一部に、同五年（九三）に第一三次として字錦岡の一部に、同七年（九五）に第一四次として字糸井、字錦岡の一部にそれぞれ実施され、都合八回一二地区であった。

▼第六次住居表示整備事業「表町・王子町地区」（表町・王子町・清水町）

昭和五十一年（七七）十二月十日に大泉源郎市長から諮問を受けた市住居表示整備審議会は、翌五十二年（七八）二月十四日に第一回市住居表示整備審議会を開催し、正副会長の選出と、答申原案の協議を行ったが、委員はつぎの通りであった。

田村茂雄・本間信一・三海静夫・鳥越忠行（市議会議員）、朝倉正秀・梅津信行・小野貢・炭谷肇・永井庄吉（学識経験者）、川田正雄・堀田秀行・西山和人・川内康久、佐々木茂（官公署の長）、西村陽子・矢島潔・渡辺源二（住民組織代表）、宇治昇・島美樹二・福田美昭（市職員）

会長に小野貢、副会長に炭谷肇が選出され、事務局から提出された木場町、清水町の一部（苦小牧駅構内）を含めた〇・九七についての町割りの審議を行った。

新町割りについては表町については従来の表町を六分割して二丁目から六丁目とし、駅構内の表町に属する部分を木場町に移した。王子町は三分割して、駅構内の東側（清水町）を三丁目に、西側（清水町）を二丁目に編入した。この地区の町名は新規のものがなく、住民説明会でもさしたる問題はなかった。

同五十二年（七七）七月二十六日に市住居表示整備審議会から市長に答申され、これに基づいて議案が作成されて

苦小牧市史（追補編）

昭和五十二年（七七）九月の市議会に提案された。

議案第十六号

町の区域及び名称の変更について

地方自治法第二六〇条第一項の規定により、昭和五十二年十一月一日から苦小牧市内の別図一に示す町の区域及びその名称を別図二に示すとおり変更する。（※別図省略）

昭和五十二年九月二十七日提出

苦小牧市長 大泉 源 郎

新旧町名対照表

一、町の区域をあらたに画するもの

新	町	名	従	来	の	町	名	従	来	の	区	域
表	町	一丁目	表	町		表	町の一部					
表	町	二丁目	表	町		表	町の一部					
表	町	三丁目	表	町		表	町の一部					
表	町	四丁目	表	町		表	町の一部					
表	町	五丁目	表	町		表	町の一部					
表	町	六丁目	表	町		表	町の一部					
王	子	町一丁目	王	子	町	王	子町の一部					
王	子	町二丁目	王	子	町・清水町	王	子町の一部・清水町の一部					
王	子	町三丁目	王	子	町・清水町	王	子町の一部・清水町の一部					

二、町の名称を廃止するもの

表 町 ・ 王 子 町

三、区域及び名称を変更するもの

木 場 町	変 更 町 名	変 更 する 従 来 の 町 名	変 更 する 従 来 の 区 域
	表 町		表町の一部

〔第一四回苫小牧市議会議案綴〕 昭和五十二年九月 苫小牧市立中央図書館編

この議案は昭和五十二年（七七）九月三十日の本会議で原案可決となり、同年十一月一日から施行された。

▼第七次住居表示整備事業「字系井地区の一部」（東系井地区・光洋町、日吉町、永福町、有明町、小系井町）

字系井地区は新しい苫小牧市の住宅団地として昭和四十三年（三八）から市が五カ年計画で一・一八平方キロメートルのニュータウンの建設に着手した。同四十四度（六九）から分譲を開始し、このニュータウンの両側もあつという間に発展して同五十年（七五）には二万人を超える人口となっていた。このため、新町設定による町割りの必要性に迫られていた。

苫小牧市では同五十二年（七七）から準備を進めており、翌五十三年（七八）十一月二十九日に大泉源郎市長は市住居表示整備審議会に対し、第七次住居表示整備事業実施地域に係わる、町名、町割りについての諮問を行った。同審議会ではさつそく町名、町割り等についての審議を重ねる一方、住民説明会も各地で開き新しい町名についての話し合いも行われた。

町名については事務局（市市民部住民課）から、鉄北地区はA町（現桜木町）、B町（現しらかば町）、C町（現日

新町）、D町（現豊川町）のアルファベットの仮町名で示し、次のような参考町名一覧表を付けていた。

名 称		付 定		参 考		町 名		一 覧		（住居表示審議会事務局作成）	
相生町	相愛町	曙町	川岸町	川添町	川端町	糸原町	伊吹町	有珠町	永栄町		
恵比寿町	開陽町	木の岸町	駒木町	笹野町	新栄町	清澄（住）町	清原町	共栄町			
草岡（丘）町	小泉町	花岡（丘）町	清水町	徳永町	豊富町	並木町	新開町	新生町			
新拓町	水明町	花沢町	原野町	美平町	福和町	住吉町	日新町	豊栄町			
野辺町	花鈴町	水徳町	美原町	美（御）幸町	美和町	明星町	富星町	明生町			
北星町	美鈴町	山之辺町	山香町	豊御幸町	陽光町	若木町	若木町	若竹町			
紅葉町	森野町	柳町	和合町	陽光町	若木町	若木町	若木町	若竹町			
若葉町	若葉町	若葉町	若葉町	若葉町	若葉町	若葉町	若葉町	若葉町			

〔住居表示実施関係文書―糸井東地区〕 昭和五十三、五十四年 苦小牧市市民部住民課）

しかし、この中から採用されたのは日新町だけで、これも日新小学校があつたから命名されたもので、この名称付定参考町名一覧は殆ど役に立たなかつた。

住居表示説明会該当町内会 一覧

（月 日）	（時間）	（町 内 会 名）	（世 帯 数）	（会長名）	（場 所）
四月一五日	午後一時	糸井北町第二町内会	七四三世帯	永井 英夫	糸井団地総合福祉会館
二五日	午後六時	糸井北町第一町内会	一、二七二	高橋 好弘	堀会館
二六日	午後六時	光洋町町内会	七六一	村上 盛雄	光洋町総合福祉会館

四月二七日	午後六時	糸井団地自治会	五五八世帯	望月 昭七	糸井団地総合福祉会館
二八日	午後六時	日吉町町内会	九九九	門脇 清	糸井総合福祉会館
三〇日	午後六時	光洋町あやめ町内会	一五三	葛西 實	あやめ会館
五月 一日	午後六時	糸井北町第三町内会	一、七七〇	亀谷 正一	糸井北町第三集会所
五月 二日	午後六時半	日軽金糸井社宅自治会	五七七	福島 達夫	糸井日軽金会館
四月二八日	午後六時	糸井第二西町内会	六一三	前田 一二	糸井総合福祉会館
四月二八日	午後六時	糸井第二南町内会	三二八	菅原 平治	糸井総合福祉会館

『住居表示実施関係―糸井東地区』昭和五十三、五十四年 苫小牧市市民部住民課

A町については住民説明会で東境に有珠川が流れていることから、有珠町の希望があつたが、将来有珠の沢地区に付ける予定からはずされ、住居表示審議会から開陽町、曙町、陽光町、山辺町、豊町が示され、住民側から福住町、泉沢町、啓明町の希望が出された。この中から豊町と東側を流れる有珠川が取り上げられ、豊川（とよかわ）町とすることに決まった。B町は当初市側は福住町を提案していたが、住民説明会で強い反発があり、この地は糸井の中心地であるから糸井町にせよと迫った。ただ字名は原則的に避けることになっており、まだ字糸井も残っていることから、住居表示審議会でも反対の意見が強かった。その後、住民代表と市、住居表示審議会との折衝が続けられ、糸井本町としらかば町が候補名となった。昭和五十四年（七九）七月十七日の審議会で、「しらかば町の発端はしらかば公園からとった訳ですが、町内会ではしらかばの植樹祭を行う予定になっていますし、そこからも町名にしらかばが良いのではなかったわけです」との望月昭七委員の発言もあって、あっさりしらかば町に決定した。C町は住民説明会で日新町、新明町、明倫町、明香町の四候補が挙げられた。協議の結果、新明町は新富町と似ていてまぎらわしい、

明香町は「あすか」と読みにくいことで落とされ、くしくも地域内の小学校名と中学校名との争いになった。だが、決戦になると学校の歴史も古く、より親しまれているということで、あつけなく小学校に凱歌があがり、日新町と決定した。

D町は北星町との要望もあつたが、地域の東側に有珠川を改修して新苦小牧川が流れていて、この川岸一帯が河川公園となり、サクラの木が植えられていることから圧倒的な支持を得て桜木町と命名された^②。その結果、室蘭線境界に鉄北地区は豊川町、桜木町、日新町、しらかば町の四町二〇丁目に町割りされたのである。

一方、鉄南地区の町名については昭和五十一年（七六）九月の区画整理事業において光洋町、有明町、日吉町、永福町、小糸井町の五町が設定されており、住居表示もこれに沿って行われ一二丁目に区分された。この変更は区画整理事業後の町名・地番から、住居表示への変更であり、土地に付された地番から住所に地番号を使って表すように改められたものである。例えば、従来の「苦小牧市光洋町一丁目九番地の二」という表し方から、「苦小牧市光洋町一丁目九番二号」のように変更された。なお、町名由来については「区画整理事業に伴う新町名の設定」で述べるので、割愛する^③。

糸井東地区の住居表示は同五十四年（七九）七月十八日に小野貢会長より大泉源郎市長に九町三二丁目の町割りとその名称が答申された。そして同年九月二十一日の市議会で議決され、十一月一日より実施されたのである。

住居表示実施地区の新町名と区域一覧

新町名	従来の町名	従来の区域	新町名	従来の町名	従来の区域
桜木町二丁目	字糸井	字糸井の一部	光洋町一丁目	光洋町一丁目	光洋町一丁目

381

▼第八次住居表示整備事業「駅裏地区」（緑町・木場町・春日町・清水町）

駅裏と呼ばれた緑町・木場町地区は長崎屋、イトーヨーカードーの開店により、新しい苦小牧の商業地へと発展し、さらに苦小牧駅舎の改築に伴う北口の設置で一層の発展が期待されることになった。また、岩倉組の移転後同地の住宅地化が進み、昭和五十五年（八〇）には緑町が八七九世帯・二、三二五人、木場町が一、三一四世帯・三、四〇九人、春日町が九六七世帯・二、六一一人と、この地区全体で三、一六〇世帯・八、三四五人に達していた。このため、苦小牧市ではこの地区の区画整理事業を行いながら、併せて住居表示の検討も行ってきたのである。

同五十六年度（八五）から苦小牧駅裏地区に当たる緑町・木場町・春日町・清水町の四町三三・八平方キロメートルについての住居表示事業を進め、町名についてはそのまま四町を残したが、これまでの町域にとらわれず、かなりの変更を行った。道道環状線以北を清水町に統一し、緑町に木場町の一部を、木場町に清水町、北光町の一部を移す等の変更を行ったのである。

議案第四〇号

町の区域の画定改廃について

本市における町の区域の画定改廃について、昭和五十七年八月一日から次のとおり実施したいので、地方自治法第二六〇条第一項の規定により、議会の議決を求める。

昭和五十七年二月二十六日提出

苦小牧市長 大 泉 源 郎

記

一、町の区域を新たに画するもの

『第一九会定例市議会関係書類』 昭和五十七年二月 苫小牧市立中央図書館編

変更後の町の区域の名称		変更前の町の区域の名称	
新町名	従 来 の 名 称	従 来 の 区 域	
緑町一丁目	緑町・木場町	緑町の一部・木場町の一部	
緑町二丁目	木場町	木場町の一部	
木場町一丁目	木場町・清水町	木場町の一部・清水町の一部	
木場町二丁目	木場町・春日町・清水町	木場町の一部・春日町の一部・清水町の一部	
木場町三丁目	木場町・春日町・清水町	木場町の一部・春日町の一部・清水町の一部	
木場町四丁目	清水町・北光町一丁目・北光町三丁目・北光町四丁目	清水町の一部・北光町一丁目の一部・北光町三丁目の一部・北光町四丁目の一部	
春日町一丁目	緑町・春日町	緑町の一部・春日町の一部	
春日町二丁目	春日町	春日町の一部	
春日町三丁目	春日町・清水町・双葉町三丁目	春日町の一部・清水町の一部・双葉町三丁目の一部	
清水町一丁目	春日町・清水町	春日町の一部・清水町の一部	
清水町二丁目	清水町・春日町・字高丘	清水町の一部・春日町の一部・字高丘の一部	
清水町三丁目	清水町	清水町の一部	
清水町四丁目	清水町	清水町の一部	

二、町の区域を廃止するもの

緑町、木場町、春日町、清水町

三、町の区域を変更するもの

変更後の町の区域の名称		変更前の町の区域の名称	
住吉町二丁目	春日町	春日町の一部	
北光町三丁目	清水町	清水町の一部	

住民説明会では緑町、木場町での町割りに難色を示すところもあったが、住居表示審議会原案どおりと決定し、昭和五十七年（八二）二月の市議会で承認され、同年八月一日より実施されたのである。

▼第九次住居表示整備事業「北明野地区」（新明町・あけぼの町）

苦小牧市は字明野地区の苦小牧環状線北側について、市街地の区域拡張を図るため昭和五十八年（八三）六月の市議会に関連議案を提出して議決を経て、この地域の住居表示を実施することになった。この地域は北明野と呼ばれていて、三・九二平方キロメートルあり、幌内川の東側が一部住居地域になっているほかは、準工業団地として工場、事業所など六〇余りのある地域であった。

苦小牧市は同年九月十四日に市住居表示整備審議会（会長・今野豊）を開催して、この地区の町割りと町名について諮問した。市は東側は曙（あけぼの）団地と呼ばれていることから「あけぼの町」とし、西側は幌内川に明清橋があることから「明清町」の素案を提案したが、審議会は地域住民の意見を反映させる余地を残すとし、住民説明会を経て決定することにした。

審議会は二度にわたり対象住民や事業所代表と協議を重ね、東側は「あけぼの町」はすんなりと決まったが、西側は北明野町と明野の町名を残すよう要望があつたが、町内会でアンケート調査で最も多かった「新明町」とし、審議会もこれを適当と判断して決定した。町割りは新明町地区を四丁目から五丁目とした。⁴

この原案は板谷實市長に答申され、同年十二月の市議会で議決され、翌五十九年（八四）九月一日から実施されたのである。

住居表示実施地区の新町名と区域

新町名	従来の町(字)名	従来の区域
あけぼの町一丁目	字沼ノ端・字植苗	字沼ノ端の一部・字植苗の一部
二丁目	字沼ノ端・字植苗・字明野	字沼ノ端の一部・字植苗の一部・字明野の一部
三丁目	字沼ノ端・字植苗・字明野	字沼ノ端の一部・字植苗の一部・字明野の一部
四丁目	字植苗・字明野・字高丘	字植苗の一部・字明野の一部・字高丘の一部
五丁目	字植苗・字明野・字高丘	字植苗の一部・字明野の一部・字高丘の一部
新明町一丁目	字明野	字明野の一部
二丁目	字明野	字明野の一部
三丁目	字明野	字明野の一部
四丁目	字明野・美園町一丁目	字明野の一部・美園町一丁目の一部
五丁目	字明野・美園町一丁目	字明野の一部・美園町一丁目の一部

(『住居表示新旧対照表―北明野地区』昭和五十九年 苫小牧市)

▼第一〇次住居表示整備事業「汐見町及び糸井鉄北第二地区」(汐見町・柏木町・川沿町)

苫小牧漁港の整備が進んだ汐見町と、住宅地化にもなつて著しい発展を遂げた糸井鉄北第二地区の住居表示整備事業は昭和五十九年度(八四)において行われた。板谷實市長から諮問を受けた市住居表示整備審議会は、同年十月十九日に会議を開き、汐見町は町名を現行のままとし、糸井鉄北第二地区については道道の南側(A町)と北側(B町)の二町に分けることを決定した。

苦小牧市は昭和五十九年（八四）九月に対象地区の糸井北町第四町内会での説明会を行って、その趣旨や町割り、町名について話し合いを行った。町内会ではアンケート調査を行い、A町については泉野町、川治町、わかば町、小泉町、B町については豊陵町、小泉町、柏木町、青空町を新町名候補に挙げて、住居表示審議会において決めてもらうことを要望した。これを受けて同五十九年（八四）十月十九日に審議会が開催され、市内に類似した町名がないこと、親しまれる町名などを基礎にして審議し、南側のA町は地区内の川治公園名をとり「川治町」、北側のB町は読み易さから「柏木町」と決定した。^⑤

市住居表示審議会から答申を受けた板谷實市長は、同五十九年十二月の市議会にこの地区の住居表示の実施について提案し、同月十三日に議決し、翌六十年（八五）九月一日より実施されたのである。

議案第一四号

町の区域の画定及び廃止について

本市における町の区域の画定及び廃止について、昭和六十年九月一日から下記のとおり実施したので、地方自治法第二六〇条第一項の規定により、議会の議決を求める。

昭和五十九年十二月六日提出

苦小牧市長 板谷 實

記

一、町の区域を新たに画するもの

新町名	従来の名称	従来の区域	新町名	従来の名称	従来の区域
汐見町二丁目	汐見町	汐見町の一部	川治町五丁目	字糸井	字糸井の一部

二、町の区域を廃止するもの

汐見町二丁目	汐見町	汐見町の一部	川治町六丁目	字糸井	字糸井の一部
汐見町三丁目	汐見町・高砂町一丁目	汐見町の一部	柏木町一丁目	字糸井	字糸井の一部
川治町一丁目	字糸井	高砂町一丁目の一部	柏木町二丁目	字糸井	字糸井の一部
川治町二丁目	字糸井	字糸井の一部	柏木町三丁目	字糸井	字糸井の一部
川治町三丁目	字糸井	字糸井の一部	柏木町四丁目	字糸井	字糸井の一部
川治町四丁目	字糸井	字糸井の一部	柏木町五丁目	字糸井	字糸井の一部
			柏木町六丁目	字糸井	字糸井の一部

町 の 名 称	汐 見 町
------------------	-------------

▼第一次住居表示整備事業「三光町及び字明野地区」(三光町・明野新町・明野元町・新開町・柳町)
 (『第一〇回定例苦小牧市議会議案集』昭和五十九年十二月 苦小牧市立中央図書館)

苦小牧市は昭和六十三年(八八)から二カ年計画で三光町及び字明野地区の住居表示を実施するため、同年三月議会に関係予算を提出し、必要な現地調査を行うことになった。

三光町地区は同三十九年(六四)の旧緑町地区の区画整理終了後に新設された町名であるが、当初は岩倉組のホモゲン第二工場などがあつた。その後、ホモゲン工場は苦小牧港臨海部に移転し、岩倉組は工場跡地を新生台団地として宅地造成を行い、市内でも有数の住宅団地となった。一方字明野地区も同五十九年(八四)から区画整理事業が開始され、宅地化の進んだ地であり、共に住居表示事業を必要とする地域となつていた。

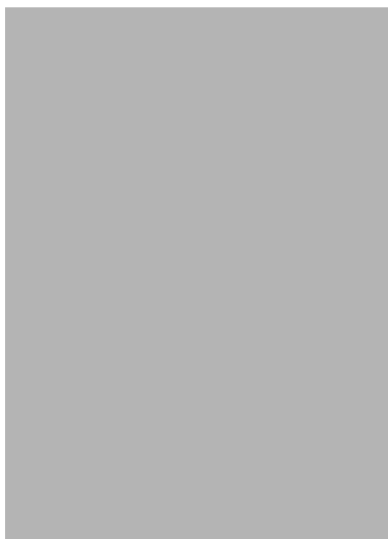
鳥越忠行市長は昭和六十三年（八八）七月六日、市住居表示整備審議会（会長・今野豊）にこの地区の町名と町割りについて諮問したが、さつそく第一回の審議会を開いて協議に入り、住民説明会、答申、実施などの日程を決定した。

住民説明会は明野地区については七月二十二日、二十七日に、三光町地区については同月二十八日と八月三日のそれぞれ二回ずつ行われた。この結果審議会は、三光町地区についてはそのまま町名を残して、六つの丁目に町割りすることになった。明野地区は明野の地名を残して欲しいという要望が強かったことから、

東端と西端地域には地元の要望に沿い、明野元町と明野新町とすることになり、中央部を新開町、国道三六号の南側地区を柳町と決定した。

この町名については、東端地区からは拓勇として古くから開拓された歴史的経緯、つまり発祥の地であることが提案されて、これが考慮されたこと、西端地区は港開発会社と市が新しく開発整備した地で、住宅が最も多く張りついた中心的な位置にあることなど、双方が明野を固持し、これらが明野の地名を残す考え方となった。新開町はこの地区のほぼ中央部に位置し、発展途上で今後の益々の発展を考慮したものであり、南側は落ち着いた雰囲気を持つており、かつてヤチヤナギの多いところであったことから命名された。なお、この住居表示により字明野の地名は消滅することになったのである。⁶⁾

市住居表示審議会は昭和六十三年（八八）十月五日に鳥越忠行市長に答申書を提出し、同年十二月十二日の市議会



第 11 次住居表示実施の答申風景

で原案通り議決され、平成元年（八九）十月一日より実施されたのである。

議案第六号

町の区域の画定並びに町及び字の区域の廃止について

本市における町の区域の画定並びに町及び字の区域の廃止について、昭和六十四年十月一日から下記のとおり実施したいので、地方自治法第二六〇条第一項の規定により、議会の議決を求める。

昭和六十三年十二月六日

苦小牧市長 鳥越 忠行

記

一、町の区域を新たに画するもの

新町名	従来の名称	従来の区域	新町名	従来の名称	従来の区域
三光町一丁目	三光町	三光町の一部	柳町四丁目	字明野	字明野の一部
三光町二丁目	三光町	三光町の一部	新開町一丁目	字明野	字明野の一部
三光町三丁目	三光町	三光町の一部	新開町二丁目	字明野	字明野の一部
三光町四丁目	三光町	三光町の一部	新開町三丁目	字明野	字明野の一部
三光町五丁目	三光町	三光町の一部	新開町四丁目	字明野	字明野の一部
三光町六丁目	三光町	三光町の一部	明野新町一丁目	字明野	字明野の一部
明野元町一丁目	字明野	字明野の一部	明野新町二丁目	字明野	字明野の一部
	字勇弘	字勇弘の一部	明野新町三丁目	字明野	字明野の一部

明野元町二丁目	字 明 野	字明野の一部	明野新町四丁目	字 明 野	字明野の一部
柳町一丁目	字 明 野	字明野の一部	明野新町五丁目	字 明 野	字明野の一部
柳町二丁目	字 明 野	字明野の一部	明野新町六丁目	字 明 野	字明野の一部
柳町三丁目	字 明 野	字明野の一部			

二、町及び字の区域を廃止するもの

町及び字の名称	三 光 町・字 明 野
---------	-------------

（『第一〇回定例苦小牧市議会議案』 昭和六十三年十二月 苦小牧市立中央図書館編）

▼第一次住居表示整備事業「ときわ町・澄川町・錦岡東・糸井鉄北第三地区」（ときわ町・澄川町・有珠の沢町）

苦小牧市は平成元年（八九）九月十一日に新発足した市住居表示整備審議会にときわ町・澄川町・錦岡東・糸井鉄北第三地区の町割り、町名について諮問した。

ときわ町地区は昭和三十七年（六二）から民間業者により住宅団地として造成されたが、炭鉱離職者を対象に分譲したため、当初より常盤（ときわ）団地の名をもって売り込んでいた。澄川町は糸井団地から続く地とし宅地化が進み、さらに錦岡東へと発展していった。同五十二年（七七）四月には区画整理の完了に伴い、十六日から「ときわ町」「澄川町」が誕生した。糸井鉄北第三地区は有珠の沢沿いのシーアイ団地、みどり野ニュータウンを含む地で人口も四、〇〇〇人を数えていた。

ときわ町と澄川町はそのままの町名が活かされることになり、錦岡東の部分は両方の町に組み入れられることになり、これまで欠丁目であったときわ町三丁目とし、澄川町は錦岡東地区は澄川町四丁目と澄川町五丁目とし、これま

での澄川町四丁目、澄川町六丁目、澄川町五丁目は澄川町七丁目、澄川町六丁目は澄川町八丁目に変更した。糸井鉄北第三地区については平成元年（八九）十一月六日に住民説明会が行われ、町名についてはさまざまな意見が出された。昔から親しまれてきた有珠の沢の名前を残して欲しい、新しい元号にちなんで平成町にしてはどうか、市内で唯一坂がある地域であるから美坂町というのは、このほかに菊水町、源流町、美流町、珠丘町、新堀町、みどりの町等が提案された。しかし、説明会では結論に達せず、同審議会において住民の意向をふまえて最終案をまとめることになり、検討の結果有珠の沢町と決定した⁽⁸⁾。また、有珠川東側の字高丘の地を二丁目と二丁目に組み入れることになった。

市住居表示整備審議会は同年十一月十日に鳥越忠行市長に答申書を提出し、市はこれをもとに住居表示を行うことになり、十二月の市議会で議決され、翌平成二年十月一日から実施されたのである。

住居表示実施地区の各町名と区域

新町名	旧町（字）の区域	新町名	旧町（字）の区域	新町名	旧町（字）の区域
ときわ町一丁目	ときわ町一丁目	澄川町二丁目	澄川町二丁目	有珠の沢一丁目	字高丘の一部
ときわ町二丁目	ときわ町二丁目	澄川町三丁目	澄川町三丁目	有珠の沢二丁目	字高丘の一部
ときわ町三丁目	字錦岡の一部	澄川町四丁目	字錦岡の一部	有珠の沢三丁目	字糸井の一部
ときわ町四丁目	ときわ町四丁目	澄川町五丁目	字錦岡の一部	有珠の沢四丁目	字糸井の一部
ときわ町五丁目	ときわ町五丁目	澄川町六丁目	澄川町四丁目	有珠の沢五丁目	字糸井の一部
ときわ町六丁目	ときわ町六丁目	澄川町七丁目	澄川町五丁目	有珠の沢六丁目	字糸井の一部
澄川町一丁目	澄川町一丁目	澄川町八丁目	澄川町六丁目	有珠の沢七丁目	字糸井の一部

（『町名地番変更新旧対照表』 昭和五十二年 苫小牧市、『住居表示新旧対照表』 平成二年 苫小牧市）

▼第一次住居表示整備事業「錦岡鉄北第一地区」（青雲町・のぞみ町・美原町・宮前町・明徳町・もえぎ町）

錦岡鉄北第一地区は区画整理事業が進められ、住宅地として急速な発展を遂げていて人口増加が進んでいた。特に南北はJR室蘭本線と王子製紙工業用水道間、東西は道道樽前錦岡停車場線（西インター線）と旧沼尻川間の発展が著しく、苫小牧市は平成四年度（九二）において各種調査を行い、区画整理の完了する翌五年度（九三）に住居表示を実施することになった。

同四年九月十八日に鳥越忠行市長は市住居表示整備審議会（会長・今野豊）にこの地区の町名と町割りについて諮問した。直ちに第一回審議会が開催され、市から原案が示され、その内容の審議に入った。全体を六町に分割し、住民説明会を行って同年十一月中にも答申書をまとめることになった。

住民説明会は同四年十月十六日に錦岡地区公民館で行われたが、新町名については各町内会で原案を検討し、審議会に住民の意向を反映させるとして、細かい町割り等については十分な理解を得られないままに終わった。このため、対象地区の四町内会から六町割りの市原案に難色を示し、対象地区を二つの町割りとする逆提案の陳情書が提出された。市が示していた町割りは苫小牧環状線を境にして南側がA・C・Dの三町、北側がB・E・Fの三町、計六町としていたのに対して、住民側の要望は苫小牧環状線をもってA・Bの二つの町にするというものであった。このため、最初から大きくつまづくことになり、この地区の住居表示実施が大幅に遅れることになった。

同五年（九三）一月二十七日に開催された市住居表示整備審議会では陳情書を提出した地元町内会の役員も出席して、趣旨説明が行われた。これに対して委員から、二町に分割すると、町割りの面積をはじめ世帯数、人口、街区が膨大になり、逆に住居表示が分かりずらくなかないか、住民説明会で十分な説明が行われなかったのではないかとの意見が出された。町内会側も事前の啓蒙が不足していたから陳情書の形になったが、六町分割を全面的に否定するも

のではないとし、審議会の論議を再度役員会に諮り、町内会としての最終結論を出したいとし、結論を次の審議会に持ち越しとした。再度関係町内会で検討した結果、町内会側が全面的に折れることになり、町名、町割りについては市の原案で進められることになり、平成五年（九三）三月二十四日の市住居表示整備審議会では「美原町一丁目く三丁目」、B町は「のぞみ町一丁目く三丁目」、C町は「青雲町一丁目く三丁目」、D町は「宮前町一丁目く五丁目」、E町は「もえぎ町一丁目く二丁目」、F町は「明徳町一丁目く四丁目」と正式に決定した。審議会では地元町内会が希望した町名を参考にし、地域の歴史や特性を加味して表音、表記、当用漢字などを考慮したとしているが、宮前町には錦岡樽前神社が、明徳町には明徳小学校があることから素直に理解できるが、もえぎ町はグリーンタウンと呼ばれていたこと、青雲町は凌雲中学校に通じること、のぞみ町は樽前山を望めるなど消極的な理由が考えられる程度で地名の由来としては薄弱なものである。かくして、同五年（九三）六月二十八日の市議会で議決され、同年十一月一日より実施されたのである。

住居表示実施地区の各町名と区域及び旧名称

新町名	従来の名称	従来の区域	新町名	従来の名称	従来の区域
美原町一丁目	字 錦 岡	字 錦岡の一部	宮前町二丁目	字 錦 岡	字 錦岡の一部
美原町二丁目	字 錦 岡	字 錦岡の一部	宮前町三丁目	字 錦 岡	字 錦岡の一部
美原町三丁目	字 錦 岡	字 錦岡の一部	宮前町四丁目	字 錦 岡	字 錦岡の一部
のぞみ町一丁目	字 錦 岡	字 錦岡の一部	宮前町五丁目	字 錦 岡	字 錦岡の一部
のぞみ町二丁目	字 錦 岡	字 錦岡の一部	もえぎ一丁目	字 錦 岡	字 錦岡の一部
のぞみ町三丁目	字 錦 岡	字 錦岡の一部	もえぎ二丁目	字 錦 岡	字 錦岡の一部

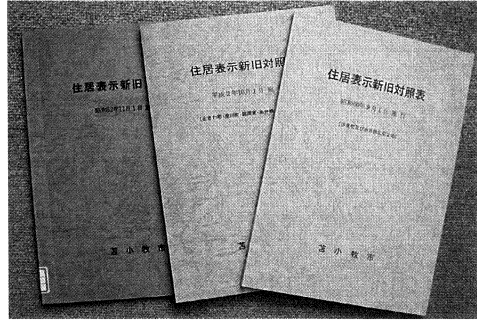
青雲町一丁目	字 錦 岡	字 錦岡の一部	明德町一丁目	字 錦 岡	字 錦岡の一部
青雲町二丁目	字 錦 岡	字 錦岡の一部	明德町二丁目	字 錦 岡	字 錦岡の一部
青雲町三丁目	字 錦 岡	字 錦岡の一部	明德町三丁目	字 錦 岡	字 錦岡の一部
宮前町一丁目	字 錦 岡	字 錦岡の一部	明德町四丁目	字 錦 岡	字 錦岡の一部

（『第一五回定例苦小牧市議会議案綴』 平成五年六月 苦小牧市立中央図書館編）

▼第一次住居表示整備事業「糸井鉄北地区」（はまなす町・宮の森町）

字糸井の河川奥地に発達した大住宅団地は三つあり、有珠川沿いに発達した有珠の沢団地（シーアイ・タウン等）は既に住居表示を終えていて、有珠の沢町となったが、他の二つは未実施であった。小泉の沢川沿いに発達した宮の森団地は昭和四十七年（七二）に民間会社により開発された地で、団地入口に糸井山神社があったことから、業者は「緑と太陽と澄み切った空気を満喫できる宮の森」、あるいは「小鳥のさうずりが聞こえるニュータウン糸井宮の森」として分譲し、当初より宮の森団地と呼ばれていた。一方、はまなす団地は小糸魚川上流に同四十七年に民間業者により開発された住宅地で、付近にはまなすゴルフ場があったことからはまなす団地と呼ばれるようになったが、宮の森団地に比べると開発のテンポはやや遅れていた。

その後、両地域の発展はめざましく、平成六年（九四）には両地区を併せて五〇〇世帯を超え、地番が不規則であったため、住所を見つけないという不便があつて地域住民から住居表示の実施が求められていた。^⑩ 苦小牧市はこれを受け、同七年（九五）二月に市住居表示整備審議会（会長・中澤啓次）に両地区の町名と町割りについて諮問した。市住居表示整備審議会は市の原案をもとに審議し、さらに三月には関係住民説明会を開催して住民側の意向を踏まえて、四月十四日の審議会ですでに馴れ親しんでいて、住民の希望の多い名称であるとし、宮の森地区を「宮の森」、



住居表示新旧対照表の一部

はまなす地区を「はまなす町」とし、町割りは共に二丁目とすることを決定した。平成七年（九五）四月二十八日には鳥越忠行市長に答申されたが、宮の森は「宮の森町」と変更して同七年（九五）年七月十一日の市議会で議決し、同年十一月一日より両地区住居表示が実施されたのである。

議案第一九号

町の区域の画定について

下記のとおり町の区域を画定したので、地方自治法第二六〇条第一項の規定により議会の議決を求める。

平成七年六月二十三日提出

苦小牧市長 鳥越 忠行

記

一、町の区画を新たに画するもの

新町名	従来の名称	従来の区域	新町名	従来の名称	従来の区域
宮の森町二丁目	字系井	字系井の一部	はまなす町二丁目	字系井	字系井の一部
宮の森町二丁目	字系井	字系井の一部	はまなす町二丁目	字錦岡	字錦岡の一部

苦小牧市史（追補編）

二、実施期日 平成七年十一月一日

〔第二回定例苦小牧市議会議案綴〕 平成七年七月 苦小牧市立中央図書館編

昭和五十年以降の住居表示実施区域一覧表

区分	実施年月日	面積	実施区域	新 町 名
第六次整備 事業	昭和52年11月1日	〇・九七km	表町・王子町	表町一丁目・表町二丁目・表町三丁目・表町四丁目・表町五丁目・表町六丁目 ・王子町一丁目・王子町二丁目・王子町三丁目
第七次整備 事業	昭和54年11月1日	四九・二km	字糸井の一部	桜木町一丁目・桜木町二丁目・桜木町三丁目・桜木町四丁目・しらかば町一丁目・しらかば町二丁目・しらかば町三丁目・しらかば町四丁目・しらかば町五丁目・しらかば町六丁目・日新町一丁目・日新町二丁目・日新町三丁目・日新町四丁目・日新町五丁目・日新町六丁目・豊川町一丁目・豊川町二丁目・豊川町三丁目・豊川町四丁目・光洋町一丁目・光洋町二丁目・光洋町三丁目・日吉町一丁目・日吉町二丁目・日吉町三丁目・日吉町四丁目・永福町一丁目・永福町二丁目・有明町一丁目・有明町二丁目・小糸井町一丁目
第八次整備 事業	昭和57年8月1日	三・八八km	緑町・木場町・清水町・春日町	緑町一丁目・緑町二丁目・木場町一丁目・木場町二丁目・木場町三丁目・木場町四丁目・春日町一丁目・春日町二丁目・春日町三丁目・清水町一丁目・清水町二丁目・清水町三丁目・清水町四丁目
第九次整備 事業	昭和59年9月1日	三九・二km	字明野、字高丘、字沼ノ端、字植苗の一部・美園町一丁目の一部	あけぼの町一丁目・あけぼの町二丁目・あけぼの町三丁目・あけぼの町四丁目・あけぼの町五丁目・新明町一丁目・新明町二丁目・新明町三丁目・新明町四丁目・新明町五丁目
第一〇次整備 備事業	昭和60年9月1日	〇・五三km	汐見町・高砂町の一部	汐見町一丁目・汐見町二丁目・汐見町三丁目

第一〇次整 備事業	昭和60年9月1日	一・五三 km	字糸井の一部	柏木町一丁目・柏木町二丁目・柏木町三丁目・柏木町四丁目・柏木町五丁目・ 柏木町六丁目・川治町一丁目・川治町二丁目・川治町三丁目・川治町四丁目・ 川治町五丁目・川治町六丁目
第一次整 備事業	平成元年10月1日	〇・七八 km	三光町	三光町一丁目・三光町二丁目・三光町三丁目・三光町四丁目・三光町五丁目・ 三光町六丁目
第二次整 備事業	平成2年10月1日	一・九五 km	ときわ町一丁目・ 六丁目・澄川町一 ・六丁目・字錦岡 の一部	ときわ町一丁目・ときわ町二丁目・ときわ町三丁目・ときわ町四丁目・ときわ 町五丁目・ときわ町六丁目・澄川町一丁目・澄川町二丁目・澄川町三丁目・澄 川町四丁目・澄川町五丁目・澄川町六丁目・澄川町七丁目・澄川町八丁目
第三次整 備事業	平成5年11月1日	〇・八七 km	字糸井、字高丘の 一部	有珠の沢町一丁目・有珠の沢二丁目・有珠の沢三丁目・有珠の沢四丁目・有珠 の沢五丁目・有珠の沢六丁目・有珠の沢七丁目
第四次整 備事業	平成7年11月1日	〇・三三 km	字錦岡の一部	青雲町一丁目・青雲町二丁目・青雲町三丁目・のぞみ町一丁目・のぞみ町二丁 目・のぞみ町三丁目・美原町一丁目・美原町二丁目・美原町三丁目・宮前町一 丁目・宮前町二丁目・宮前町三丁目・宮前町四丁目・宮前町五丁目・明徳町一 丁目・明徳町二丁目・明徳町三丁目・明徳町四丁目・もえぎ町一丁目・もえぎ 町二丁目
第一次次整 備事業	平成7年11月1日	〇・二六 km	字糸井、字錦岡の 一部	はまなす町一丁目・はまなす町二丁目
		〇・二六 km	字糸井の一部	宮の森町一丁目・宮の森町二丁目

『住居表示新旧対象表』 各年次版 苫小牧市市民部住民課より作成

区画整理事業に 苦小牧市は工業都市としてのまちづくりを目指し、進出する企業等の活動と、関連する住宅地
伴う新町の設定 の提供を積極的に行って来た。当初は職住分離とする土地利用計画に基づき、市内西地区の糸井、
錦岡等の宅地化を図ってきたが、近年は時代の変化と要請により職住近接型のまちづくりに転換し、明野、沼ノ端、
ウトナイ、植苗などの準工業用地化並びに住宅地化が進んでいる。

本市の区画整理事業は平成九年度（九八）まで二五地区で行われており、その面積も五、一九〇ヘクタールになっ
ている。

さて、区画整理では住所変更、地番変更のほかに、新町名を設定して新しい区画による町名地番変更が行われるこ
ともあった。これはあくまでも区画整理上のもので、住居表示整備事業と異なるものであり、双方が同時に行われる
ことが望ましいものであるが、区画整理の方が早く、後になって改めて住居表示を行う場合もあった。

昭和五十年以前では同三十九年（六四）十月十五日に第三・第四地区の旧緑町、木場町、字中野、字高丘の一部が
音羽町・双葉町・緑町・住吉町・木場町・春日町・三光町に区画され、新たに五町が設定されたのである。

▼字中野地区区画整理事業に伴う新町設定「一本松町・晴海町・真砂町」

この地は苦小牧港工業港区を挟んだ一帯で、現ＪＲ室蘭本線以南の幌内川より東、市道広路四号と同八号線に囲ま
れた地で、臨海工業地帯を形成して一般民家は殆どなく、住居表示区域となっていなかった。しかし、字中野と字勇
払が港の東西で分かれていて不都合があり、市は昭和四十九年（七四）六月から区画整理の一環として南北に三区画
に分けることを検討していた。

この結果、北側の鉄道線に沿った一帯を一本松町とし、工業港区北側を晴海町、同南側を真砂町とすることを決定
した。町名由来については、一本松町は明治天皇巡行の際、殺伐とした明野の地にトド松が一本あってこの地を一本

松と呼び玉座としたことにより、以後この地を字一本松、一本松信号所のように地名化されていて、町名設定の基礎となった。晴海町は苫小牧港臨海工業地帯の中心地で、南側が苫小牧港工業港区に面しているところから晴海町と名付けられた。真砂町は工業港区の南側から海岸線一帯で、かつて真小牧（マコマイ）と呼ばれていた地であった。当時は砂地の海岸線が続き、海岸段丘にはハマナスが咲いていたことから、砂とマコマイのゴロがよいことから命名された。^①

北海道告示第二二六三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六七号）第二六〇条第一項の規定により、次のとおり町の区域を新たに画し、字の区域を廃止する旨、苫小牧市長から届出があった。

昭和五十年七月一日

北海道知事 堂垣内 尚 弘

一、町の区域を新たに画するもの

新町の区域の名称

従来の名称

従来の区域

一本松町（いつぽんまつちょう）

字中野・字勇弘

字中野の一部・字勇弘の一部

晴海町（はるみちよう）

字中野・字勇弘

字中野の一部・字勇弘の一部

真砂町（まさごちよう）

字中野・字勇弘・汐見町

字中野の一部・字勇弘の一部・汐見町の一部

二、字の区域を廃止するもの

字中野

（『北海道公報 第二二七八号』 昭和五十年七月一日号 北海道）

▼糸井土地区画整理事業に伴う新町設定「有明町・小糸井町・永福町・日吉町・光洋町」

糸井鉄南地区の区画整理事業は昭和四十四年（六九）から有珠川と市道（通称糸井団地通り）に挟まれたJR室蘭本線から以南の一四三ヘクタールを対象に行われていたが、地域が広いことから鉄道・国道間を三区画に、国道より浜側を二区画に、計五区画に分けて新町名を設定し、さらに住居表示にならって適当な数の丁目に細分化することを決めていた。市では住民代表との協議も行い、町名の選定、町割りを進めたが、鉄道・国道間は東側が光洋町に（三丁目）、中が日吉町に（四丁目）、西側が永福町に（二丁目）、国道・海岸間は東側が有明町に（二丁目）、西側が小糸井町に（二丁目）と決定した。当初の予定では同五十一年（七六）八月から新町を発足させる予定であったが、道の段階での換地手続きが遅れ、同年九月一日より実施となった。

町名由来については光洋町は町内に光洋中学校があったことから、日吉町は縁起のよい町にしたいという願いから、永福町は永遠に幸せな町であることを願って、また、有明町は海岸地帯で東の地平線がはつきりと見え、夜明けをいち早く知ることが出来ることから、小糸井町は元小糸魚（こいとい）と呼ばれた地で、地元民からコイトイの地名を残して欲しいとの強い要望から、読みやすい字を当てて、それぞれの町名が命名されたのである。¹²⁾

北海道告示第三〇八四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六七号）第二六〇条第一項の規定により、次のとおり町の区域を新たに画する旨、苫小牧市長から届出があった。

昭和五十一年九月一日

町の区域を新たに画するもの

北海道知事 堂垣内 尚 弘

(新町の区域の名称)		(従来の名称)	(従来の区域)
有明町一丁目（ありあけちょう）	字 糸 井	字 糸 井	字糸井の一部
有明町二丁目	字 糸 井	字 糸 井	字糸井の一部
小糸井町一丁目（こいといちょう）	字 糸 井	字 糸 井	字糸井の一部
日吉町一丁目（ひよしちょう）	字 糸 井	字 糸 井	字糸井の一部
日吉町二丁目	字 糸 井	字 糸 井	字糸井の一部
日吉町三丁目	字 糸 井	字 糸 井	字糸井の一部
日吉町四丁目	字 糸 井	字 糸 井	字糸井の一部
光洋町一丁目（こうようちょう）	字 糸 井	字 糸 井	字糸井の一部
光洋町二丁目	字 糸 井	字 糸 井	字糸井の一部
光洋町三丁目	字 糸 井	字 糸 井	字糸井の一部

〔北海道公報 第一三〇七八号〕 昭和五十一年九月一日号 北海道

▼錦岡土地区画整理に伴う新町設定「ときわ町・澄川町」

錦岡鉄北東地区の区画整理事業は昭和四十八年(七三)三月から苫小牧市錦岡土地区画整理組合の手で進められていたが、道道苫小牧環状線沿いに商業系の土地利用が図られ、年々人口が増加して良好な市街地を形成するようになった。市では区画整理事業の完了に併せて、新町を設定する考えで準備を進めていた。

市の原案は環状線を境に南側と北側に二分割する考えで、新町名、町割りの検討を行っていたが、南側の一部は同三十七年(六二)に民間業者により住宅団地化され、炭鉱離職者を受け入れるため常盤(ときわ)団地の名で分譲し、その後この名称が定着して常盤団地と呼ばれていたことから、ときわ町と命名し、五分割した。一丁目、二丁目、四

丁目、五丁目、六丁目で、三丁目は今後の住居表示を考慮して欠丁目とした。常盤の漢字名にすると（じょうばん）と読まれるとし、本市初のひらがら町名とした。

北側は付近にはまなすゴルフ場があったことから、市は「はまなす町」の町名案を出したが、ハマナスは海岸に咲くものとのイメージがつよく、この地は丘陵地に近いので、もっと地形に相応しい町名にして欲しいと住民の反対があり、東側を流れる小糸魚川にちなんで「澄川町」に変更決定し、六丁目に分割したのである。⁽¹³⁾

北海道告示第一一〇五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六七号）第二六〇条一項の規定により、次のとおり町の区域を新たに画する

旨、苦小牧市長から届出があった。

この処分は、昭和五十二年四月十六日から効力が生ずるものとする。

昭和五十二年四月十六日

北海道知事 堂垣内 尚 弘

町の区域を新たに画するもの

新町区域の名称	従来 of 名称	従来 of 区域
ときわ町一丁目（ときわちよう）	字 錦 岡	字 錦岡の一部
ときわ町二丁目	字 錦 岡	字 錦岡の一部
ときわ町四丁目	字 錦 岡	字 錦岡の一部
ときわ町五丁目	字 錦 岡	字 錦岡の一部
ときわ町六丁目	字 錦 岡	字 錦岡の一部

澄川町一丁目（すみかわちよう）

字 錦岡 字錦岡の一部

澄川町二丁目

字 錦岡 字錦岡の一部

澄川町三丁目

字 錦岡 字錦岡の一部

澄川町四丁目

字 錦岡 字錦岡の一部

澄川町五丁目

字 錦岡 字錦岡の一部

澄川町六丁目

字 錦岡 字錦岡の一部

（『北海道公報 第一三二六〇号』 昭和五十二年四月十六日 北海道）

注（1）『住居表示実施関係書類―糸井東地区』 昭和五十三・五十四年 苫小牧市市民部住民課

（2）『住居表示実施関係書類―桜木町・しらかば町・豊川町・日新町』 昭和五十四年 苫小牧市市民部住民課

（3）『町名地番変更新旧対照表―苫小牧都市計画糸井土地区画整理事業』 昭和五十一年 苫小牧市

（4）『苫小牧民報』 昭和五十八年九月十五日号 苫小牧民報社

（5）『苫小牧民報』 昭和五十九年十月二十日号 苫小牧民報社

（6）（7）『町名に関する調査書類―昭和五十年以降』 平成十年 堀江敏夫編 苫小牧地方史研究会

（8）（12）（13）『地名・とまこまい』 昭和五十七年 堀江敏夫著 北海道新聞社

（9）『苫小牧民報』 平成元年十一月七日号 苫小牧民報社

（10）『苫小牧民報』 平成七年十一月一日号 苫小牧民報社

（11）『角川日本地名大辞典①上巻 北海道』 昭和六十二年 堀江敏夫筆分 角川書店

